

北九州市 新型コロナウイルス感染症対応記録

令和5年11月
北九州市

目次

はじめに	1
第1章 感染状況	2
1 北九州市における感染状況	
(1) 感染発生～第1波(令和2年3月～6月)	3
(2) 第2波(令和2年7月20日～8月31日)	4
(3) 第3波(令和2年12月～令和3年2月)	5
(4) 第4波(令和3年5月～6月)	6
(5) 第5波(令和3年8月～9月)	7
(6) 第6波(令和4年1月～6月)	8
(7) 第7波(令和4年7月～9月)	10
(8) 第8波(令和4年11月～令和5年2月) 及び5類感染症への移行	11
第2章 組織体制	14
1 北九州市における組織体制	
(1) 新型コロナウイルス感染症対策会議	15
(2) 組織及び人員体制の整備	16
第3章 検査体制	20
1 北九州市における検査体制	
(1) 保健環境研究所における検査体制等	21
(2) 北九州市PCR検査センターの設置	23
(3) 年末年始の診療体制の整備	23
2 民間検査体制	
(1) 民間検査機関・民間病院での検査の拡充	24
3 スクリーニング検査	
(1) 高齢者・障害者施設における病床ひっ迫防止	24
(2) 社会教育活動維持(小・中・特別支援学校等)	25
第4章 医療提供体制	28
1 外来診療体制	
(1) 帰国者・接触者外来	29
2 病床の確保	
(1) 病床の確保	29
3 宿泊療養施設	
(1) 設置状況	31
(2) 施設の運営体制	32

(3) 入所調整	33
4 自宅療養者支援	
(1) 通常時における対応（健康観察・生活支援など）	33
(2) 発熱時等における対応（訪問・外来診療など）	35
5 施設入所者支援	
(1) 高齢者施設	36
(2) 障害者施設	36
6 救急対応	
(1) 救急対応	37
7 夜間・休日急患センター	
(1) 夜間・休日急患センター／第2夜間・休日急患センター	38
第5章 保健所体制	40
1 受診・入院調整	
(1) 医療機関との受診調整（陽性者・濃厚接触者）	41
(2) 医療機関との入院調整（陽性者・濃厚接触者）	41
2 積極的疫学調査／自宅療養者・濃厚接触者の健康観察	
(1) 保健所における積極的疫学調査	42
(2) 人員体制	47
3 情報管理	
(1) 患者等情報管理	49
4 行政検査に係る検査調整	
(1) 保健所における検査調整	50
(2) クラスタにおける検体回収	52
5 保健所における人材育成	
(1) 専門職の人材育成	53
第6章 ワクチン接種	54
【本市における新型コロナワクチン接種の主な経緯】	55
1 供給・管理	
(1) ワクチンの供給・管理	56
2 予約・接種管理	
(1) 予約・接種状況の管理	57
(2) 予約管理システム／接種閲覧システム	57
3 接種体制	
(1) 集団接種	58
(2) 個別接種	61
(3) 巡回接種	64
(4) 優先接種	65

(5) 小児接種／乳幼児接種	67
(6) 職域接種	68
4 相談対応・広報	
(1) コロナワクチンコールセンター及び区役所等における相談窓口	68
(2) 市民等への広報・啓発	69
第7章 広報・報道	72
1 市民等への広報・報道	
(1) 各種媒体を活用した広報活動	73
(2) 報道対応	74
第8章 市民相談体制	78
1 問合せ対応	
(1) 新型コロナウイルス受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）	79
(2) 北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル	79
(3) 北九州市コールセンター	81
2 相談対応	
(1) 人権相談／こころのケア	81
(2) 困難を抱える女性に寄り添う緊急支援事業	82
(3) 消費生活センター	83
第9章 事業者支援	86
1 事業者全般への支援	
(1) 各種支援金（休業要請等賃借料緊急支援金、持続化緊急支援金、家賃等賃借料支援金、一時支援金、月次支援金、医療・福祉施設特別給付金）	87
(2) 事業者向けワンストップ相談窓口	90
(3) 景気対応資金による支援（中小企業融資）	93
(4) 市税の特例措置	94
2 飲食事業者支援	
(1) 飲食店における感染防止対策支援	96
(2) 飲食店向け経済支援	99
(3) テイクアウト物件等の道路設置基準の緩和	101
3 観光・MICE 向け支援	
(1) 観光事業者向け支援	102
(2) MICE 開催主催者向け支援	105
4 医療機関・医療従事者等への支援	
(1) 医療機関・医療従事者等への経済支援	106
(2) 医療機関等への物資支援	107
(3) 医療従事者向け緊急保育事業	108

(4) 医療・介護等従事者宿泊支援事業	109
(5) 発熱外来等応急仮設建築物許可	110
5 高齢者施設等事業者への支援	
(1) 高齢者施設等の感染対策支援	110
(2) 高齢者施設等事業者への経済支援等	112
(3) 高齢者施設等事業者向け感染対策研修の実施	113
(4) 高齢者施設等の巡回点検	115
(5) 感染発生時における感染対策支援	117
6 障害者施設等事業者への支援	
(1) 障害者施設等事業者への経済支援等	119
(2) 障害者施設等事業者向け感染対策研修等の実施	120
7 その他事業者への支援	
(1) 食品製造事業者向け支援	121
(2) ブライダル事業者向け支援	123
(3) 漁業者向け支援	124
(4) 農業者向け支援	125
(5) 文化芸術関連事業者向け支援	127
第10章 個人向け支援	130
1 市民等への支援	
(1) 特別定額給付金	131
(2) 臨時特別給付金	132
(3) その他貸付・給付金等	133
2 介護保険料等の特例措置	
(1) 介護保険	136
(2) 国民健康保険	137
3 高齢者・障害者支援	
(1) 介護予防	139
(2) 各種認定等への影響とその対応	140
4 雇用	
(1) 再就職支援	141
(2) 緊急短期雇用創出事業	142
5 市営住宅・公共料金	
(1) 市営住宅	143
(2) 水道料金等の支払い猶予	144
第11章 子育て支援	146
1 子育て世帯への支援	
(1) 子育て世帯への各種給付金	147

(2) 食料支援	149
(3) その他支援	150
2 幼稚園・保育所・認定こども園・児童養護施設等	
(1) 感染状況及び感染対策	151
(2) 経済支援	153
(3) 教職員・保育士等の感染対策	155
3 放課後児童クラブ	
(1) 感染状況及び感染対策	155
(2) 運営支援	157
第12章 学 校	158
1 学校への影響と対応	
(1) 組織体制	159
(2) 授業への影響	160
(3) 部活動・各種行事への影響	162
(4) 本市における学級閉鎖等の基準の推移	167
(5) 給食における対応	168
(6) 特別支援学校における対応	170
2 教職員の人員体制等	
(1) 学校における人員体制の強化	171
(2) 教職員の健康相談	173
3 学校施設	
(1) 学校施設の開放	174
第13章 大 学	176
1 大学への支援	
(1) 大学における感染対策	177
(2) 学生への経済支援	178
(3) メンタルヘルス（大学支援）	179
第14章 財 政	182
1 新型コロナウイルスに関する財政	
(1) 新型コロナウイルスに関する市の財政	183
第15章 市役所対応・議会	186
1 市庁舎における感染対策	
(1) 市庁舎（区役所を含む）における感染対策	187
2 職場における感染対策	
(1) 職場における感染対策	188

(2) 職員の健康管理	188
3 議会運営等	
(1) 議事堂における感染対策	189
(2) 議会運営	190
(3) 議員・市民への情報提供	191
第16章 イベント	194
1 市主催イベント等への影響と対応	
(1) わっしょい百万夏まつり	196
(2) 東アジア文化都市北九州	196
(3) 2021 世界体操・新体操選手権北九州大会	198
(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ	199
(5) 北九州マラソン	201
(6) 成人式	202
(7) 世界洋上風力サミット2021	203
(8) 関門海峡花火大会	204
(9) 公営競技局所管イベント（ボートレース・競輪）	205
第17章 交通	208
1 交通への影響	
(1) 交通事業者への経済支援	209
(2) 市営バス	210
(3) 航空事業者支援	212
(4) フェリー事業者支援	213
第18章 その他	216
(1) 市有施設の休館	217
(2) 寄附（物資・金銭）	219
(3) コロナ差別に対する啓発	222
(4) 廃棄物処理への影響と市の取組	223
(5) 災害時における避難（避難所運営等）	225
(6) 外国人市民・留学生支援	227
(7) 斎場への影響と対応	229
(8) 選挙における感染対策	231
(9) 市職員採用試験における感染対策	232
(10) 公共工事・契約事務における感染対策	233
第19章 新型コロナウイルス感染症 年表	236

• はじめに •

令和元年(2019年)12月、中国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎が発生し、世界保健機関(WHO)が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)」と発表しました。

このウイルスは、瞬く間に世界中に感染が拡がり、令和2年1月15日には国内でも1例目が確認され、北九州市においても、令和2年3月1日に初の感染者が確認されました。

その後は、市内でも想定を大きく超える感染の波が繰り返され、「北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、基本的な感染対策の徹底を図るとともに、相談体制、検査・医療提供体制、ワクチン接種体制の整備や事業者支援等に最大限取り組んできました。こうした取組にあたっては、医療機関及び医療従事者の皆様をはじめ、企業、団体等の関係機関の皆様、そして、市民の皆様のご協力をいただきながら、市一丸となって対応してきました。

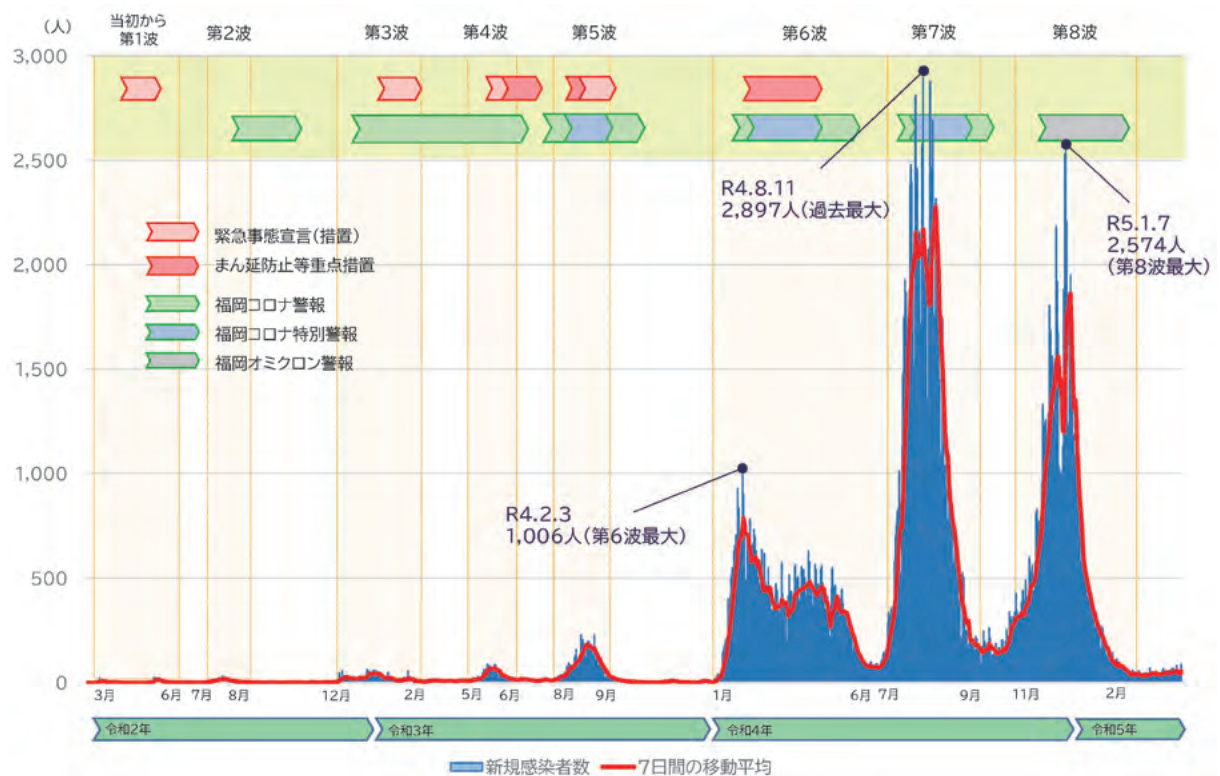
この度作成した「北九州市新型コロナウイルス感染症対応記録」は、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)」上の位置づけが5類感染症となったことを受けて、新型コロナウイルス感染症におけるこれまでの対応や経過、生じた課題等を次の感染症危機への備えとしてまとめたものです。

※この対応記録は、「本市の対応」について記述したものであり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となるまで(令和5年5月7日まで)の記録としています。

第1章

感染状況

【北九州市における感染者数の推移】



1 北九州市における感染状況

(1) 感染発生～第1波（令和2年3月～6月※）

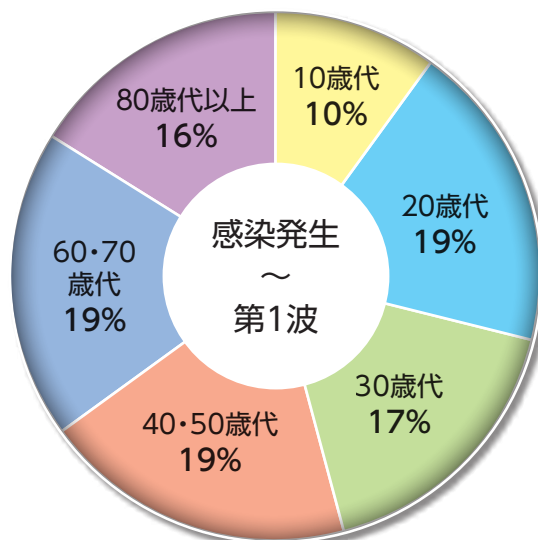
※「感染発生から第1波」の定義を本対応記録では令和2年3月1日～6月30日とする。

- 令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で新型コロナウイルスの感染者が確認され、国内では令和2年1月15日に初の感染者が確認された。
- 北九州市では、国内で初の感染者が確認された令和2年1月に「新型コロナウイルス感染症に関する北九州市感染症対策連絡会」を開催し、医療機関と行政の連携のもと、迅速に対策の検討を開始した。また、同年2月には市長を本部長とする「北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、最新情報を共有するとともに、感染者発生時の対応や、今後の対策などの検討を重ねた。
- 令和2年3月1日に北九州市で初の感染者が確認された。
- 令和2年4月7日、政府は緊急事態宣言を福岡県を含む7都道府県に発出（16日には全国に拡大）し、不要不急の外出やイベントの開催を控えること等が要請された。この措置は5月14日まで実施された。
- 市立学校では、国からの「全国すべての小・中・特別支援学校・高等学校において臨時休業」とする旨の要請に基づき、令和2年3月2日から、すべての市立学校で一斉休校（臨時休業）とした（同年5月24日まで）。
- 全国的に感染状況が落ち着き、本市でも4月29日から5月22日まで感染者は0人であったが、5月23日から6月中旬にかけて本市での感染者が増加した。
- 5月29日には、当時の本市における1日の感染者数は過去最大となる26名であった。この日の全国の感染者数が73人であったため、全国の約35%が本市で発生したこととなる。

データ項目	数値	備考
感染者数	245人	令和2年3月・4月まで：76人 令和2年5月：97人 令和2年6月：72人
1日の最大感染者数	26人	令和2年5月29日
重症者数	12人	重症率：4.90%
死亡者数	6人	死亡率：2.45%
検査数	9,995件	
1日の最大検査数	431件	令和2年6月6日
直近1週間の10万人あたりの累積新規感染者数（最大値）	11.20人	令和2年6月2日
クラスター疑い事例数	7件	

※本市保健所で把握した数値を記載

感染者の年齢構成



(2) 第2波 (令和2年7月20日～ 8月31日※)

※「第2波」の定義を本対応記録では令和2年7月20日～ 8月31日とする。

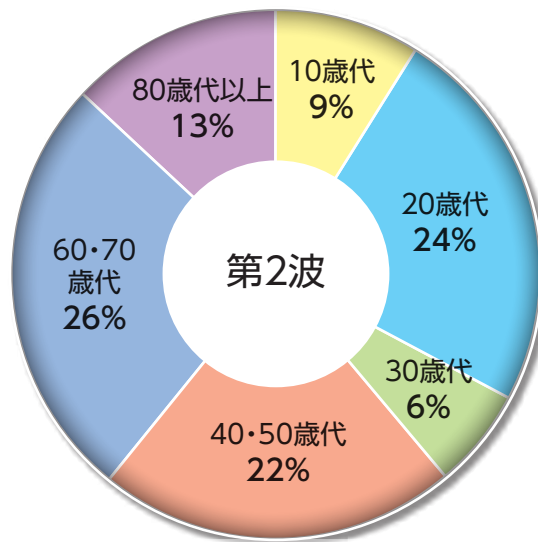
- 令和2年7月に入って、感染状況は落ち着いた状況であったが、下旬頃より増加傾向となり、次第に感染が拡大していった。
- 7月26日には、初めて飲食店におけるクラスター疑い事例が発生した。特に、昼カラ(昼にカラオケができる飲食店)において感染者が相次いで確認されるとともに、高齢者施設での大型のクラスター疑い事例が発生した。
- 福岡県は、県内の感染拡大を受け、令和2年8月5日に「福岡コロナ警報」を初めて発出し、県民に対し、酒類の提供を行う飲食店等の利用制限(2時間以内)が要請された(10月8日解除)。
- 第2波では、入院者数が増加したことから、市内の医療機関に対し、病床の確保や患者の受入れについて協力要請を行った。
- 第1波と比較して、感染者の年齢構成が現役世代から高齢者へと推移した。

データ項目	数値	備考
感染者数	367人	令和2年7月(20日～): 82人 令和2年8月: 285人
1日の最大感染者数	33人	令和2年8月8日 ※第2波までの過去最大
重症者数	18人	重症率: 4.90%
死亡者数	10人	死亡率: 2.72%
検査数	12,117件	
1日の最大検査数	530件	令和2年8月6日 ※第2波までの過去最大
直近1週間の10万人あたりの累積新規感染者数(最大値)	14.52人	令和2年8月10日 ※第2波までの過去最大

データ項目	数値	備考
クラスター疑い事例数	7件	

※本市保健所で把握した数値を記載

感染者の年齢構成



(3) 第3波 (令和2年12月～令和3年2月※)

※「第3波」の定義を本対応記録では令和2年12月1日～令和3年2月28日とする。

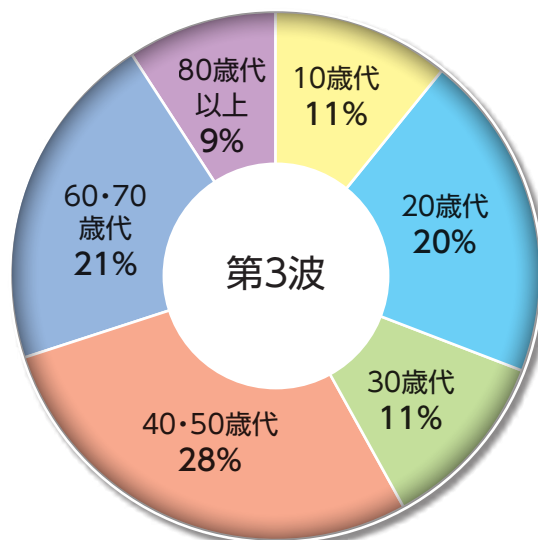
- 令和2年12月に入ると、市内の障害者施設での大型のクラスター疑い事例が相次ぎ、市や施設関係者は感染対策や療養体制の確保などの対応に追われた。
- 感染者は次第に増加し、令和3年1月6日には、第3波までで本市の最多となる64人の感染者が発生した。
- 1月中旬には成人を祝した会食等が原因とみられる新成人の市民の感染が相次いで確認された。
- コロナ病床の病床使用率については、第3波を通して7割～8割で推移するなど、高い水準にあった。
- クラスターについては、これまでに発生なかった障害者施設等の福祉施設や会社・官公庁でも疑い事例が確認され、第3波での全感染者数に占めるクラスター疑い事例に関する感染者数は約24%を占めた。また、1件あたりの感染者数が多く、かつ、発生期間が長い大型のクラスターが相次いだ。

データ項目	数値	備考
感染者数	1,910人	令和2年12月：577人 令和3年1月：997人 令和3年2月：336人
1日の最大感染者数	64人	令和3年1月6日 ※第3波までの過去最大
重症者数	39人	重症率：2.04%

データ項目	数値	備考
死亡者数	25人	死亡率：1.31%
検査数	44,644件	
1日の最大検査数	1,090件	令和3年1月13日 ※第3波までの過去最大
直近1週間の10万人あたりの累積新規感染者数(最大値)	33.15人	令和3年1月10、11日 ※第3波までの過去最大
クラスター疑い事例数	28件	令和2年12月：12件 令和3年1月：10件 令和3年2月：6件

※本市保健所で把握した数値を記載

感染者の年齢構成



(4) 第4波(令和3年5月～6月※)

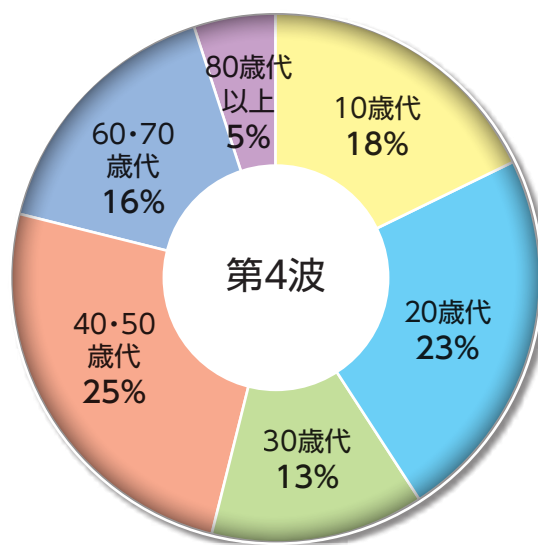
※「第4波」の定義を本対応記録では令和3年5月1日～令和3年6月30日とする。

- 令和3年4月下旬より本市での感染が増加傾向となり、5月12日には、1日の感染者数が当時の過去最高となる88人となった。
- 5月の感染者数は1,413人となり、初めて、一月の感染者数が1,000人を超えることとなった。
- 感染拡大の原因は、従来より感染力の強い変異株である「アルファ株」の影響と考えられ、福岡県におけるアルファ株の割合は、4月上旬は約50%であったが、5月中旬には約90%となった。
- 第4波では、若い世代での感染が多く、50歳代以下が感染者数全体の約79%を占めた。また、軽症や無症状の若い世代の感染者が多かったため、自宅療養者が大幅に増加した。
- 感染者に占める高齢者の割合が少なくなり、高齢者施設でのクラスターは、件数、人数ともに減少した。

データ項目	数値	備考
感染者数	1,852人	令和3年5月：1,413人 令和3年6月：439人
1日の最大感染者数	88人	令和3年5月12日 ※第4波までの過去最大
重症者数	33人	重症率：1.78%
死亡者数	26人	死亡率：1.40%
検査数	34,354件	
1日の最大検査数	1,064件	令和3年6月8日
直近1週間の10万人あたりの 累積新規感染者数（最大値）	51.97人	令和3年5月20日 ※第4波までの過去最大
クラスター疑い事例数	16件	令和3年5月：13件 令和3年6月：3件

※本市保健所で把握した数値を記載

感染者の年齢構成



(5) 第5波（令和3年8月～9月※）

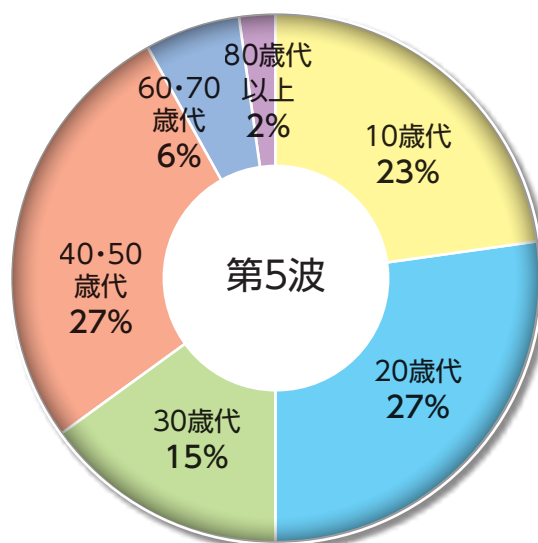
※「第5波」の定義を本対応記録では令和3年8月1日～令和3年9月30日とする。

- 国内で感染力が非常に強い「デルタ株」が猛威を振るいはじめ、本市においても、令和3年7月下旬から感染者が増加傾向となり、8月を中心に、当時としては、過去最大の感染拡大となった。8月18日、9月1日には、一日の最大となる229人の感染者が確認された。
- 福岡県におけるデルタ株の割合は8月上旬に約70%、9月上旬に約90%となり、アルファ株からデルタ株への置き換わりが進んだ。
- 第5波では、感染者全体に占める60歳以上の割合は約8%であり、若い世代での感染が多く、10歳代・20歳代で全感染者数の約半数を占めることとなった。若い世代の感染に加え、軽症・無症状の感染者が急増したことで、第4波同様、自宅療養者が急増した。

データ項目	数値	備考
感染者数	5,209人	令和3年8月：3,827人 令和3年9月：1,382人
1日の最大感染者数	229人	令和3年8月18日、9月1日 ※第5波までの過去最大
重症者数	24人	重症率：0.46%
死亡者数	16人	死亡率：0.31%
検査数	48,896件	
1日の最大検査数	1,780件	令和3年8月26日 ※第5波までの過去最大
直近1週間の10万人あたりの 累積新規感染者数（最大値）	135.09人	令和3年8月24日 ※第5波までの過去最大
クラスター疑い事例数	29件	令和3年8月：22件 令和3年9月：7件

※本市保健所で把握した数値を記載

感染者の年齢構成



(6) 第6波 (令和4年1月～6月※)

※「第6波」の定義を本対応記録では令和4年1月1日～令和4年6月30日とする。

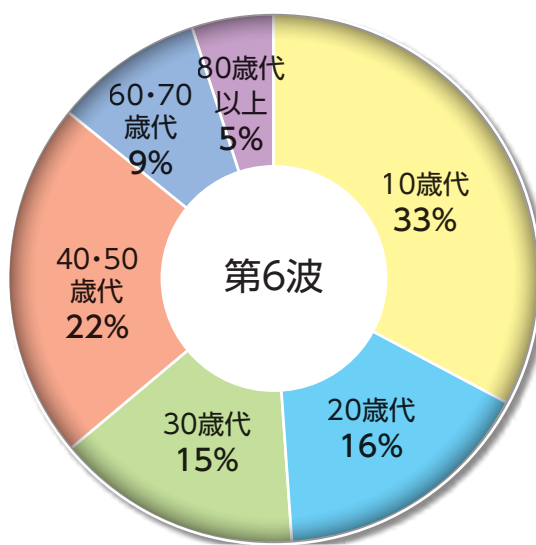
- 第5波で感染拡大をもたらした「デルタ株」にかわる新たな変異株「オミクロン株」が令和3年11月末に国内で、12月下旬には県内で確認された。
- 本市では、1月中旬から、急速に感染者が増加傾向となり、2月を中心にこれまでにない感染拡大となった。
- 感染者数は、2月中旬から減少に転じるが、3月下旬より、オミクロン株BA.1からBA.2系統への置き換わりとともに、再び感染拡大傾向となった。

- 第5波と同様、若者を中心とした現役世代の感染者が増加した。年代別では50歳代以下が約86%となり、そのうち20歳代以下が約半数を占めた。また、第6波では、10歳代が約33%を占め、感染者の低年齢化が目立った感染拡大となった。
- 感染拡大の要因となったオミクロン株については、デルタ株に比べ、感染力が強い一方、重症化リスクは相対的に低いものとされ、結果として自宅療養者が急増した。

データ項目	数値	備考
感染者数	61,947人	令和4年1月：8,565人 令和4年2月：16,073人 令和4年3月：11,902人 令和4年4月：13,234人 令和4年5月：9,481人 令和4年6月：2,692人
1日の最大感染者数	1,006人	令和4年2月3日 ※第6波までの過去最大
重症者数	35人	重症率：0.06%
死亡者数	181人	死亡率：0.29%
検査数	244,041件	
1日の最大検査数	3,512件	1月29日 ※第6波までの過去最大
直近1週間の10万人あたりの累積新規感染者数(最大値)	591.94人	2月4日 ※第6波までの過去最大
クラスター疑い事例数	39件	令和4年1月：12件 令和4年4月：13件 令和4年5月：11件 令和4年6月：3件

※本市保健所で把握した数値を記載

感染者の年齢構成



(7) 第7波(令和4年7月～9月※)

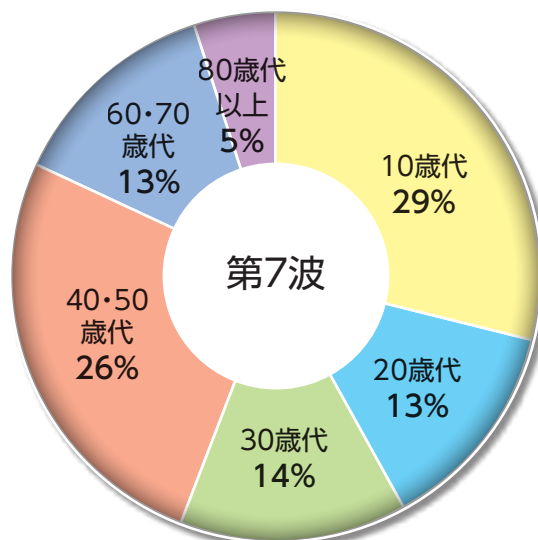
※「第7波」の定義を本対応記録では令和4年7月1日～令和4年9月30日とする。

- 海外では、第6波で猛威を振るったオミクロン株BA.1、BA.2から同様の亜系統であるBA.4、BA.5等への置き換わりが進み、国内でも、令和4年5月12日にBA.4、BA.5が確認された。
- 本市においても、7月に入ると感染者の増加傾向が顕著となり、急速に感染が拡大していった。
- 7月下旬からは、1日1,000人を超える感染者が何度も確認されるようになり、過去最大の波となった。
- 重症率は、第6波同様、低い状態で推移し、市内の重症病床使用率も19.3%と第6波(41.9%)より大幅に減少した。一方で、軽症、無症状者の増加により、自宅療養者は7月31日に2万人を超えた。
- この第7波では、発生届の対象を、65歳以上の者、入院を要する者など4類型に限定し(全数届出の見直し)、医師の負担軽減、保健医療体制の強化・重点化を進めた。この見直しにより、本市では、陽性者のうち、発生届が提出される割合は、4分の1程度となった。

データ項目	数値	備考
感染者数	105,924人	令和4年7月：30,306人 令和4年8月：59,460人 令和4年9月：16,158人
1日の最大感染者数	2,897人	令和4年8月11日 ※過去最大
重症者数	21人	重症率：0.01%
死亡者数	176人	死亡率：0.17%
検査数	197,896件	※令和4年9月26日まで
1日の最大検査数	4,627件	令和4年8月2日 ※過去最大
直近1週間の10万人あたりの 累積新規感染者数(最大値)	1,723.63人	令和4年8月24日 ※過去最大
クラスター疑い事例数	31件	令和4年7月：27件 令和4年 8月：4件

※本市保健所で把握した数値を記載

感染者の年齢構成



(8) 第8波（令和4年11月～令和5年2月※）及び5類感染症への移行

※「第8波」の定義を本対応記録では令和4年11月1日～令和5年2月28日とする。

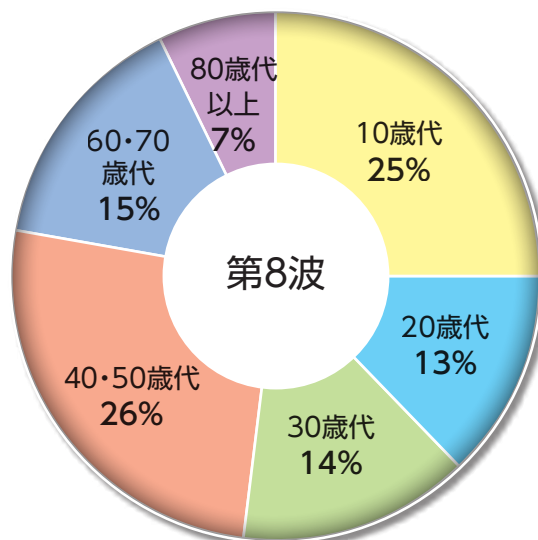
ア 第8波

- 第8波当初は、オミクロン株BA.5が主流であったが、新たな変異株のBQ.1.1やXBB株が増え始め、感染拡大の一因となった。結果的に本市では第7波に次ぐ感染者数を記録した。
- オーストラリアにおいて約3年ぶりに季節性インフルエンザが流行したことを受けて、日本においても新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行が懸念された。
- 令和4年12月に入ると感染者の増加傾向が顕著となり、市内の病床使用率も急上昇した。令和5年1月には、3年ぶりに行動制限がない年末年始を挟み、1日2,000人以上の新規感染者が確認される日もあり、1月11日には、病床使用率が過去最大の86.1%に及んだ。
- オミクロン株以降、重症率・死亡率は低下し、感染者の大半は軽症又は無症状であったが、重症者数、死亡者数ともに第7波より増加した。

データ項目	数値	備考
感染者数	80,510人	令和4年11月：9,159人 令和4年12月：33,126人 令和5年1月：32,790人 令和5年2月：5,435人
1日の最大感染者数	2,574人	令和5年1月7日
重症者数	58人	重症率：0.07%
死亡者数	259人	死亡率：0.32%
直近1週間の10万人あたりの累積新規感染者数（最大値）	1,412.06人	令和5年1月12日

※本市保健所で把握した数値を記載

感染者の年齢構成



イ 5類感染症への移行

- 令和5年1月、厚生労働省の厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとされ、「5類感染症」に移行した。
- 感染症法上の位置づけが「5類感染症」へ移行されることに伴い、
 - ・ 陽性者への外出制限や就業制限の廃止
 - ・ 医師による発生届の提出や保健所による健康観察、濃厚接触者の特定の廃止
 - ・ 検査費等の公費負担の終了（外来受診・入院・検査：自己負担）
 - ・ 感染者数は「定点把握」へと変更
 などの取扱いに変更された。（医療費の一部については、9月まで公費負担の対象）
- 5類移行後の医療提供体制については、幅広い医療機関で新型コロナウイルス患者が受診できるよう、必要となる感染対策や準備を講じつつ、段階的な移行を目指すこととされた。

第2章

組織体制

本市では、令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されたことについて、「北九州市健康危機管理計画」で示す健康危機レベルが「健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要な状況である」と判断し、同月30日に「北九州市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置した。さらに、その後の国内における感染状況に対し、「重大な健康危機が発生し、又は、発生のおそれがあり、警戒が必要な状況である」と判断し、令和2年2月17日に市長を本部長とする「北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。当会議では、国や県の対応方針を踏まえ、全市的な感染対策の方向性や、イベントの開催方針、市公共施設の閉館等の対策を決定した。

令和2年4月には、県内各地で感染者が急増し、さらなる感染拡大防止対策を講じる必要が生じたことを踏まえ、福岡県知事の要請により、県内の連携を一層強化するため、オンラインによる緊急トップ会議が開催された。

また、感染の拡大に伴い、感染対策の総括や、国・県との調整、検査や疫学調査、医療体制の確保、大規模なワクチン接種事業、事業者への支援事業など、多種多様な新規業務が発生した。本市では、必要な組織体制の整備・強化として、総務局に「新型コロナウイルス感染症対策室」を新設したほか、保健福祉局に「新型コロナウイルス感染症医療政策部」、「新型コロナウイルス感染症医療対策部」、産業経済局に「緊急経済対策室」、教育委員会に「新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局」などを新設した。さらに、感染状況に応じた柔軟かつ迅速な対応が可能となるよう区役所をはじめとした全庁的な応援体制を整備した。

国・県の主な動き

国においては、新型コロナウイルス感染症対策分科会等の提言を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策本部にて基本的対処方針を策定した。また、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部では、国の決定を受け、福岡コロナ警報等の県独自措置の発出や県民や事業者への要請などを行ってきた。本市では、こうした国や県対策本部での決定事項を受け、本市における対応方針等を決定した。

1 北九州市における組織体制

(1) 新型コロナウイルス感染症対策会議

- 新型コロナウイルスへの対策にあたっては、関係部局において市内の感染状況の情報共有を図るとともに、国や県の対処方針などを踏まえた全市的な感染対策の方針を決定する必要があるため、「北九州市健康危機管理計画(以下、「健康危機管理計画」という。)」で定める健康危機レベルに応じた組織を編成し、対策を講じた。

【健康危機管理計画に基づく組織体制】

ア 北九州市新型コロナウイルス感染症警戒本部

- ・ 令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受け、健康危機管理計画に定める健康危機レベル「橙(オレンジ)」にあると判断し、同月30日に設置した。

イ 北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・ 国内で感染者が初めて確認された後、「感染経路が不明な事例」や「2次感染、3次感染が疑われる事例」、「重症化や死亡する事例」等が相次いで確認され、国の専門家会議において「国内発生早期」との認識が示された。これに伴い、本市でも健康危機レベルを「赤(レッド)」に引き上げ、令和2年2月17日に「北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱」を制定し、市長を本部長とする対策本部を設置した。
- ・ 当会議では、県からの要請のもと、市主催イベントの取扱いや市の公共施設の取扱い、学校に対する要請、各種支援策などについて決定した。

組織体制	ア 北九州市新型コロナウイルス 感染症警戒本部	イ 北九州市新型コロナウイルス 感染症対策本部
危機レベル	橙(オレンジ)	赤(レッド)
本部長	副市長(保健福祉局担当)	市長
副本部長	保健福祉局長	副市長(保健福祉局担当)
開催回数	1回	46回(書面開催を含む)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める「地方公共団体相互の連携・協力」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の際には、緊急トップ会議が開催され、福岡県や近隣自治体などと緊密に連携を図ってきた。

【トップ会議開催実績】

	令和2年	令和3年	令和4年
実施回数	11回	14回	3回



(対応を振り返って)

関係機関と緊密に連携を図るとともに、日々変化する状況に対応するため、迅速な会議開催及び方針決定を行ってきた。また、決定事項については、幅広く速やかに市民等に周知するため、市ホームページでの公表や報道機関への情報提供、市長の記者会見等さまざまなツールを活用して実施した。

(2) 組織及び人員体制の整備

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染状況や国・県の動向等に応じて、市が果たすべき役割は日々変化してきた。あらゆる行政ニーズに応じることができるよう、柔軟かつ迅速に組織及び人員体制を整備した。

ア 新型コロナウイルス対策に係る主な組織体制の強化

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策室【総務局】

主な役割

市内での陽性者の発生や国の緊急事態措置の実施を受け、全庁的な体制強化を図るため、副市長をトップに、本市が行う新型コロナウイルス感染症対策の全体総括を行う部署として、庁内及び関係機関との連絡調整や市民向け広報、相談体制の整備などを行う。

設置年月日

令和2年4月8日

(イ) 緊急経済対策室【産業経済局】

主な役割

感染拡大による経済活動の急速な縮小に伴い、困窮している事業者や生活者への支援を迅速に行う。

設置年月日

令和2年4月17日

(ウ) 新型コロナウイルス感染症医療政策部・新型コロナウイルス感染症医療対策部【保健福祉局】

主な役割

新型コロナウイルスの医療対策専門部署として、感染症対策の総括や、国・県との調整、感染者の入院調整、健康調査などを行う。また、令和3年2月には、新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ適切に進めるため、新型コロナウイルス感染症医療政策部に担当ラインを新設した。

(新型コロナウイルス感染症医療政策部) 本庁・政策部門
(新型コロナウイルス感染症医療対策部) 保健所・現場対応

設置年月日

令和2年8月1日

(エ) 教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局【教育委員会】

主な役割

市立学校・園における新型コロナウイルスへの感染症対策等を実施する。

設置年月日

令和2年4月20日

(オ) その他

- 上記のほか、業務の急激な拡大期等においては、兼務発令を活用した全庁的な応援体制を構築することで、体制の強化を図った。

イ 新型コロナウイルスに関連する組織体制の変遷

発令年月日		組織改正内容	改正の背景
令和2年	2月20日	【保健福祉局保健衛生部】 新型コロナウイルス感染症対策担当ラインを新設	県内での感染者発生 (2/20)
	4月8日	【総務局総務部】 「新型コロナウイルス感染症対策室」を新設	国の緊急事態宣言 (4/7)
	4月17日	【産業経済局】 「緊急経済対策室」を新設 【市民文化スポーツ局市民総務部】 「生活支援臨時給付金室」を新設 →令和2年4月20日付で「特別定額給付金室」に名称変更	国の緊急経済対策 (4/7)
	7月1日	【子ども家庭局子ども家庭部】 新型コロナウイルス対策担当ラインを新設 【教育委員会事務局学校支援部】 新型コロナウイルス対策担当ラインを新設	児童・生徒のクラスター発生
	8月1日	【保健福祉局】 「新型コロナウイルス感染症医療政策部(本庁)」、「新型コロナウイルス感染症医療対策部(保健所)」を新設	感染拡大を受け、コロナの医療対策の体制強化
	10月1日	保健師2名を採用 (保健福祉局保健衛生部保健予防課に係員2名増員)	感染拡大を受け、コロナの医療対策の体制強化

発令年月日		組織改正内容	改正の背景
令和3年	1月1日	医師1名を採用 (保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療対策部医療対策担当課長を新設)	感染拡大を受け、コロナの医療対策の体制強化
	2月1日	保健師1名を採用 (保健福祉局保健衛生部保健予防課に係員1名増員)	
	2月15日	【保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療政策部】 新型コロナウイルスワクチン接種担当ラインを新設	
	4月1日	当初採用予定から保健師11名(前倒し採用3名を含む)を上乗せして採用 (保健福祉局保健衛生部保健予防課等の体制を強化)	
	5月21日	【各区役所(7区)総務企画課】 新型コロナウイルスワクチン接種担当係長を新設	
	8月1日	医師1名を採用 (保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療対策部感染症医療対策課に係員1名増員)	
	10月1日	保健師1名を採用 (保健福祉局保健衛生部保健予防課に係員1名増員)	
	12月1日	【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 給付金担当ラインを新設	18歳以下の子どもへの給付金支給にかかる体制強化
	12月24日	【保健福祉局総務部総務課】 給付金担当ラインを新設	住民税非課税世帯等への給付金支給にかかる体制強化
令和4年	4月1日	当初採用予定から、保健師3名(前倒し採用1名を含む)を上乗せして採用	感染拡大を受け、コロナの医療対策の体制強化
	5月23日	【保健福祉局総務部総務課】 係員2名増員	住民税非課税世帯等への給付金支給にかかる体制強化
	10月11日	【保健福祉局総務部総務課】 係長1名、係員2名増員 【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 給付金担当ラインを新設	
	11月1日	【保健福祉局総務部総務課】 係員1名増員	

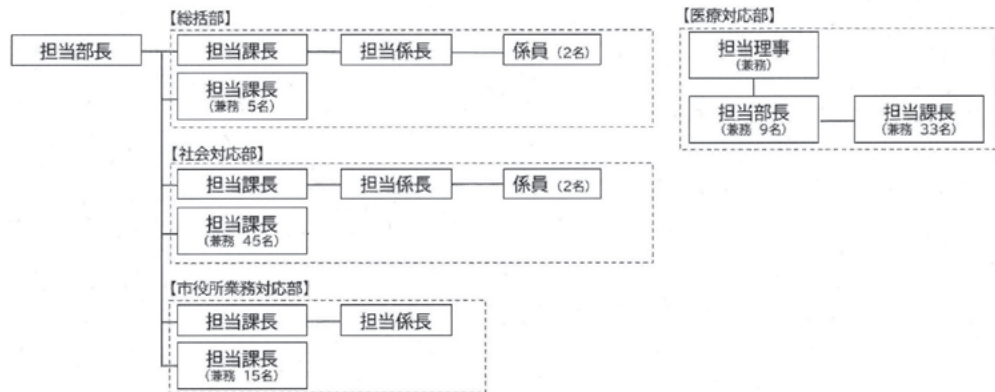
- 上記のほか、保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療対策部感染症医療対策課において、令和2年度より非常勤嘱託医師を最大13名、会計年度任用職員として保健師及び看護師を17名任用した。

(対応を振り返って)

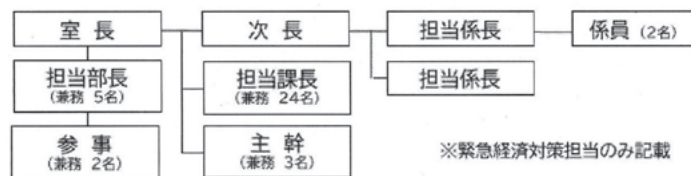
令和2年2月20日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、特別定額給付金の給付、ワクチン接種事業や子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する支援事業を始めとする新規事業等に対応するため、柔軟かつ迅速に組織及び人員体制を整備するとともに、業務が繁忙する部局に対しては、兼務発令の活用等により、全庁的な応援体制を構築してきた。

(参考) 組織図 (令和4年3月31日時点)

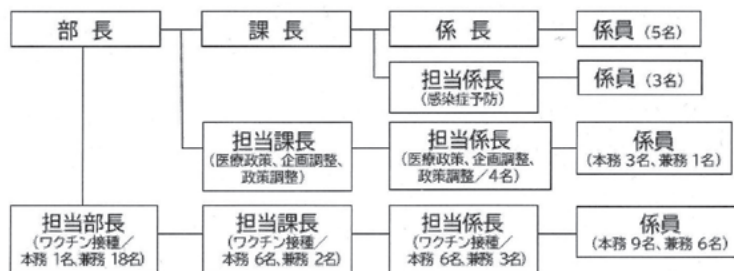
● 新型コロナウイルス感染症対策室【総務局】



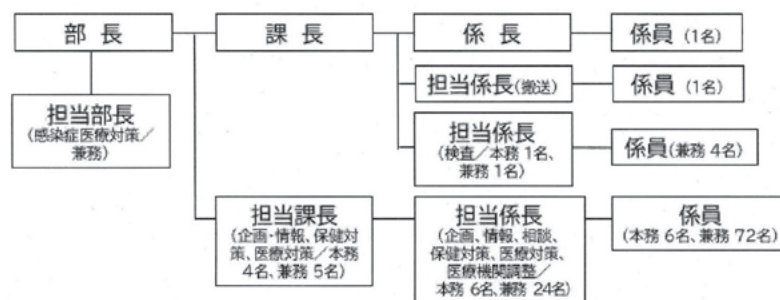
● 緊急経済対策室【産業経済局】



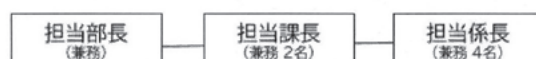
● 新型コロナウイルス感染症医療政策部【保健福祉局】



● 新型コロナウイルス感染症医療対策部【保健福祉局】



● 教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部【教育委員会】



第3章

検査体制

新型コロナウイルスへの罹患の疑いがある患者に対するPCR検査は、当初、国立感染症研究所が一括して実施していたが、令和2年1月23日付け厚生労働省事務連絡により全国の地方衛生研究所においても検査することとなり、これを受けて、北九州市保健環境研究所にてPCR検査を開始した。

令和2年5月には、医師会と連携し、ドライブスルー方式でPCR検査のための検体採取を行う「北九州市PCR検査センター」を設置した。その後は、医療機関が医師の総合的な判断に基づき自院で検体採取等を行い、民間検査会社へ依頼する体制が整備され、検査実施体制が拡充された。

また、一般医療機関の休診等により、医療提供体制が脆弱となるゴールデンウィーク、お盆、年末年始期間中は、医師会の協力を得て、当番制による診療体制を整えた。

その他にも、重症化リスクの高い高齢者・障害者等が利用する施設については、スクリーニング目的のPCR検査や抗原検査キットの配布を実施、また、多くの児童生徒が通う小中学校においては、陽性者が確認された場合やイベント前等に幅広く検査を行うことで、感染拡大防止に努めてきた。

国・県の主な動き

国においては、感染再拡大や感染源を早期に探知するため、空港や駅、大学等において幅広くPCR検査（モニタリング検査）を実施した（令和3年2月～）。

福岡県は、帰省等の際に来福者を対象としたPCR検査事業を実施（令和3年7月～8月）したほか、感染拡大の傾向が見られる際には、「感染に不安を感じる無症状者を対象とした無料検査」を実施した（令和3年12月～）。また、令和4年8月には、外来医療のひっ迫緩和を図るため、重症化リスクが低いと考えられる有症状者に対し、「抗原定性検査キット」を配布した。

1 北九州市における検査体制

(1) 保健環境研究所における検査体制等

ア 診断PCR検査

- 新型コロナウイルスへの感染疑いがある患者に対する診断PCR検査は、当初、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）が一括して実施していたが、令和2年1月23日付け厚生労働省事務連絡により、全国の地方衛生研究所においても検査することとなり、北九州市保健環境研究所でも診断PCR検査を開始した。
- 第1波から第6波までは、土日祝日、年末年始についても、交代で出勤しPCR検査を実施した。
- 民間検査の充実により令和4年6月をもって保健環境研究所でのPCR検査を終了した。

検査実績（PCR検査数）

（単位：検体）

	検査件数	陽性件数
令和元年度	537	16
令和2年度	18,338	1,225
令和3年度	17,430	884
令和4年度	828	84

イ 変異株スクリーニング検査

- 令和3年1月、感染研からN501Y変異株（アルファ株・ベータ株・ガンマ株）のスクリーニング検査法が示され、保健環境研究所で実施することになった。令和3年2月、厚労省からの要請に基づき、変異株スクリーニング検査で「変異あり」と判定された患者の情報及び検体を感染研に提出し、感染研によるゲノム解析が行われることとなった。
- 令和3年10月25日に、全国一律での変異株スクリーニング検査は終了したが、本市では市内の流行株を監視することを目的に11月末まで継続実施した。

ウ ゲノム解析

- 令和4年度からは、市内の流行株がオミクロン株に置き換わったことが確認されたため、ゲノム解析のみを実施することとし、BA.2系統、BA.4系統、BA.5系統等のオミクロン株の亜系統の監視を継続した。
- ゲノム解析は感染研から自治体への技術移転を進め、「自治体主体」で行うことが方針として示されたため、令和4年3月に次世代シーケンサーを導入し、保健環境研究所で検査を開始した。

検査実績(変異株スクリーニング検査・ゲノム解析)

	第4波	第5波	第6波	オミクロン株以降
検査方法	変異株スクリーニング検査			ゲノム解析
変異株	N501Y (アルファ株・ベータ株・ガンマ株)	L452R (デルタ株)	L452R (オミクロン株)	—
実施期間	令和3年2月5日 ～ 令和3年6月4日	令和3年6月9日 ～ 令和3年11月22日	令和3年12月10日 ～ 令和4年4月3日	令和4年3月18日 ～継続中 ※令和5年5月31日 現在
実施回数	40回	44回	27回	43回
検査人数	1,168人	1,766人	1,346人	3,231検体 ※検体数

なお、令和2年3月31日から令和4年2月28日までのゲノム解析は、国立感染症研究所等が実施した。

- クラスター事案等のPCR検査に迅速に対応するため、リアルタイム検査機器や自動核酸抽出装置等を購入し、検査能力が向上した。また、本市の陽性者に係るゲノム解析を行うため、次世代シーケンサーを新規購入した。

機器の購入台数

機器名	リアルタイムPCR	自動核酸抽出装置	次世代シーケンサー
台数	3台(+1)	3台(+2)	1台(+1)

※()内は新型コロナウイルス発生後に購入した数



PCR検査の作業



PCR検査結果の確認

(対応を振り返って)

- 保健環境研究所は、民間検査が拡大するまでは、市内唯一の検査機関として、感染拡大に伴う、検査依頼に対応することが求められた。このため、PCR検査に要する人員の増強、閉庁日における検査対応、検査機器の増強を行った。
- 安定した検査体制を維持するため、所内外の職員を対象とした「PCR検査業務実務研修」や、次世代シーケンサーの操作方法をはじめとする検査技術を習得するため、外部研修への参加やOJTを実施するなど、検査人材の育成に取り組んだ。

(2) 北九州市PCR検査センターの設置

- 本市では、当初、市内病院（「帰国者・接触者外来」）と協力し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の検査・診療を行ってきたが、保健所を介さず、かかりつけ医等の判断で新型コロナウイルスへの感染の疑いが否定できない患者に対して、PCR検査を実施すべきとの要望が高まった。
- 本市では、医療機関からの依頼を受けて検査を集中的に行えるよう、ドライブスルー方式で検体を採取する「北九州市PCR検査センター」を、全国的に早い時期（令和2年5月2日）に設置した。設置にあたっては、運営マニュアル作成等について、KRICT（NPO法人北九州地域感染制御チーム）の協力を、運営にあたっては、検体の採取を行う医師について、産業医科大学病院と医師会から出務の協力を得た。
- センターの設置により、陽性と判断された場合は、軽症の状態から適切な感染症医療につなげ、陰性と判断された場合は、引き続き、かかりつけ医が継続的に医療を提供することが可能となった。
- 設置当初は市直営だったが、担当職員の負担増加により、令和2年8月以降は、センターで採取した検体の検査を受託している民間事業者へ運営委託を行った。

【北九州市PCR検査センターの概要】

- ア 診察方法：ドライブスルー方式
- イ 設置日：令和2年5月2日
- ウ 運用日時：月曜日から土曜日までの13時から17時まで（祝日を除く）
- エ 対象者：北九州市民であり、かつ、本人及び家族が自家用車を運転できる方で、次のいずれかに該当し、数日間の自宅療養が可能と医療機関、もしくは保健所が判断した方
 - ・ かかりつけ医等の判断により新型コロナウイルスの感染が疑われる方
 - ・ 保健所の判断により、新型コロナウイルスの感染が疑われる方
 - ・ 感染者の濃厚接触者

- 身近な医療機関での検査体制の拡充により、令和4年2月末に検査センターを閉鎖した。

（対応を振り返って）

設置当初は保健所職員等、市の担当者の業務負担が大きかったが、管理運営業務を民間に委託することにより、効率的な運営を行うことができた。各医療機関での検査が可能になるまでは、PCR検査センターがかかりつけ医の判断で検査ができる唯一の施設であり、コロナ発生当初の検査体制として大きな役割を果たした。

(3) 年末年始の診療体制の整備

- 年末年始の長期休暇期間は、一般医療機関が休診し、医療提供体制が脆弱となり、また、冬季は一般的に感染が拡大する場合が多いため、通常の年末年始の救急・急患体制に加えて、市医師会を通じ、一般の医療機関へ臨時開院（診療・検査）を依頼した。

- 市民より、「北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル」を通じて受診相談を受けた際は、受診可能な医療機関を紹介した。

年末年始における臨時開院の実績

実施期間	令和2年12月31日 ～ 令和3年1月3日	令和3年12月29日 ～ 令和4年1月3日	令和4年12月30日 ～ 令和5年1月3日
実施医療機関数	23機関	55機関	34機関

(対応を振り返って)

年末年始の診療体制を整備したことで、1次救急や休日急患センターへの患者の集中を緩和した。

2 民間検査体制

(1) 民間検査機関・民間病院での検査の拡充

- 新型コロナウイルス感染発生当初から第1波の頃は、クラスター疑い事例などの集団で感染が確認された場合に対応できる検査能力はまだなく、本市でカバーできない検査は他都市（福岡県・福岡市・大分県・佐賀県・熊本県）に依頼することもあった。第2波の感染拡大時には、民間検査機関での検査が徐々に拡大し、他都市に検査を依頼することはなくなった。
- 検査体制拡充のため、令和2年9月より市医師会と連携し、希望する医療機関において、保健所を介さず、かかりつけ医等が総合的な判断に基づき自院で検体採取等を行い、民間検査会社へ依頼する体制を整備した。
- 新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から5類感染症へ変更されたことに伴い、行政検査は、高齢者施設等での集中検査を除いて、令和5年5月7日をもって終了し、同月8日以降は保険診療となった。

(対応を振り返って)

当初は、市の保健環境研究所や限られた医療機関でのみ検査を実施していたため、限られた検査能力しかなかったが、身近な医療機関での診療・検査（発熱外来）が可能となったことで、検査能力の拡充が図られた。

3 スクリーニング検査

(1) 高齢者・障害者施設における病床ひっ迫防止

- 重症化リスクの高い高齢者等が利用する高齢者施設等については、クラスターが発生する事例が生じており、令和2年12月から、行政検査とは別に、高齢者施設等を対象に、スクリーニング目的のPCR検査を実施した。

【取組内容】

ア 定期的検査の実施（令和2年12月24日～令和3年10月）

PCR検査を希望する施設を対象に、平常時においては月1回、まん延防止等重点措置期間及び緊急事態宣言措置期間においては月2回実施

イ 感染拡大の恐れがある施設への検査の実施（令和3年11月～令和4年3月）

高齢者のワクチン接種の進展により、重症化やクラスターの発生が減少したことから、感染拡大の恐れがある施設を対象とした効果的な検査を実施

【対象施設】

（高齢者施設）

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、グループホーム、特定施設入居者生活介護^(※1) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所系・訪問系等の全ての在宅介護サービス^(※2)

（障害者・児施設）

障害者支援施設、療養介護事業所、医療型障害児入所施設^(※1) 福祉型障害児入所施設、グループホーム、通所系（障害児を除く）・訪問系等の在宅介護サービス^(※2)

（※1）令和2年12月から対象 （※2）令和3年拡充

- 令和4年度は、高齢者施設等での定期的なPCR検査に替えて、各施設で必要に応じた機動的かつ効率的な検査が行える抗原簡易検査キットを配布した。

（対応を振り返って）

平常時から施設内の感染拡大を防止することが特に重要であり、定期的な検査やKRICTのラウンド等の取組により感染拡大の抑制に努めてきた。

（2）社会教育活動維持（小・中・特別支援学校等）

- 当初、児童生徒や教職員の陽性が判明した場合に、陽性者の最終登校日（最終出勤日）から72時間を経過するまでの間は、「一斉休校」としていたが、令和3年7月中旬より、陽性者が判明しても、「一斉休校」とはせず、「学級閉鎖」とし、当該学級等を対象としたPCR検査を実施し、クラスター発生予防に努めた。（実施期間：令和3年7月中旬～令和4年4月末）
- 変異株に対応するため、保健所と教育委員会が連携・協議し、幅広くPCR検査を実施し、学校内における感染状況や範囲の傾向の把握に努めた。
- 令和3年9月には、学校における感染拡大防止対策事業にかかる補正予算を組み、次の事

業を実施した。

【取組内容】

ア 小・中・特別支援学校を対象とした民間PCR検査

- ・ 特別支援学校、基礎疾患のある児童生徒に対する検査(毎月)
- ・ 修学旅行、部活動の大会参加前など、宿泊を伴う学校行事等の実施前に行う検査
- ・ 感染拡大期において、学級で陽性者が確認された場合に、その学年の拡大検査
(実施期間：令和3年9月下旬～令和4年3月末)

イ 児童生徒等への感染拡大防止のための啓発事業

- ・ 不織布マスク及び啓発チラシを配付し、マスクの効果や正しいつけ方について指導
- ・ CO₂モニターを各学年に1台以上設置し、二酸化炭素濃度を可視化



不織布マスクの配布啓発チラシ
(正しいマスクのつけ方)



CO₂ モニター活用の様子

● 抗原検査キットの配布(令和3年7月から)

新型コロナウイルスの拡大防止のため、集団感染リスクのある市立学校等に対し、抗原検査キットの配布を行った。

(対応を振り返って)

- 当初は陽性者が判明すれば、「一斉休校」としていたことで、保護者が休校中の児童生徒の世話をするために仕事を休まざるを得ないことなどが課題となっていたため、令和3年7月中旬以降は、「学級閉鎖」へ対応を見直すことで、保護者の負担軽減を図った。
- 学校での感染拡大を防ぐためには、基本の感染予防対策を徹底することが重要であり、手指消毒の指導や、CO₂モニター等の機器によって「見える化」すること等、「子どもたちの学びを止めない」ための取組の充実を図った。

第4章

医療提供体制

新型コロナウイルスは、令和2年2月に、感染症法による指定感染症に指定され、二類感染症に準じた感染拡大防止措置を執ることになった。感染が疑われる患者に対しては、専用外来（帰国者・接触者外来）を設置する医療機関で、検査及び診療を行う体制が示され、本市では、令和2年2月以降、専用外来の増設が行われ、診療・検査体制を徐々に拡充していった。

当初は、入院が原則とされたが、令和2年4月には、ホテルでの宿泊療養が開始され、福岡県からの要請に基づき、宿泊療養施設への本市職員の派遣や患者搬送等を行ってきた。

令和3年7月下旬頃から、デルタ株の出現による新規感染者の増加に伴い、自宅療養者（無症状・軽症）が大幅に増加した。自宅療養者に対しては、食料品等の支援や、パルスオキシメーターの貸出を行った。また、自宅療養者等が、症状の軽減や重症化予防のための医療を受けられるよう、陽性者外来の設置や、往診・訪問看護体制の整理、オンライン診療、薬の配達等を行い、診療体制を拡充した。

高齢者施設等においても、新型コロナウイルスに罹患した入所者等が、適切な医療を受けられるよう、施設への職員派遣や、衛生物品の配送、感染症対策の専門家派遣等の支援を実施した。

国・県の主な動き

福岡県は、国からの通知に基づき、令和2年8月から病床確保計画の運用を開始し、入院者数の増加に合わせ、その都度、計画の見直しを行い、順次病床の拡充を行ってきた。

また、令和2年4月には、ホテルでの宿泊療養を開始し、県内での最大確保数は、12施設（2,432室）となり、北九州市内では、3つの宿泊療養施設が開設した。

1 外来診療体制

(1) 帰国者・接触者外来

- 新型コロナウイルス感染症が最初に中国（武漢市）で発生したことが世界保健機関（WHO）から報告され、その後、世界各地に感染が拡大し、当初は海外からの帰国者とその接触者から感染者が発生したことから、そのような患者を対象とした外来として設置された。
- 市内では、最初（令和2年2月7日）に感染症指定医療機関に指定されている北九州市立医療センターに設置され、その後市内9カ所まで順次増設されることとなった。
- 医療の最前線で、コロナ患者の治療・看護に尽力している帰国者・接触者外来の安定運営を図るため、本市独自の給付金を支給し、支援を行った。（令和4年3月末で終了）

（対応を振り返って）

帰国者・接触者外来の設置数が少なく、高熱が長期間続くなど、新型コロナウイルス感染症への感染を強く疑う患者に受診が限定された。そのため、身近な医療機関で適切に診療・検査が受けられるよう体制整備が課題となった。その後、国において「診療・検査医療機関（発熱外来）」が整備されることとなった。

2 病床の確保

(1) 病床の確保

- 入院者数が感染拡大期を経る毎に増加したため、都道府県は国の通知に基づき、その都度、「病床確保計画」を見直し、順次病床の拡充を図った。

【病床の確保における主な経過】

第1波後

- ・ 都道府県は、国の通知に基づき、感染のピークに至るまでの間を段階的にフェーズで区切り「即応病床数（患者の即時受入れ可能な病床）」として確保する「病床確保計画」を、令和2年7月末にまでに作成を進めた。



第3波後

- ・ 国は、都道府県に対し、
 - ・ コロナ対応で常時備えておく病床確保計画
 - ・ 第3波の2倍程度の感染者が出ることを想定した感染急拡大期に使う対応方針の2通りの計画を作成するよう通知した。



第5波以降

- ・ 主に、自宅療養者への対策にシフトし、病床については、酸素（入院待機）ステーションや臨時の医療施設の設置を国は都道府県に求めることになった。



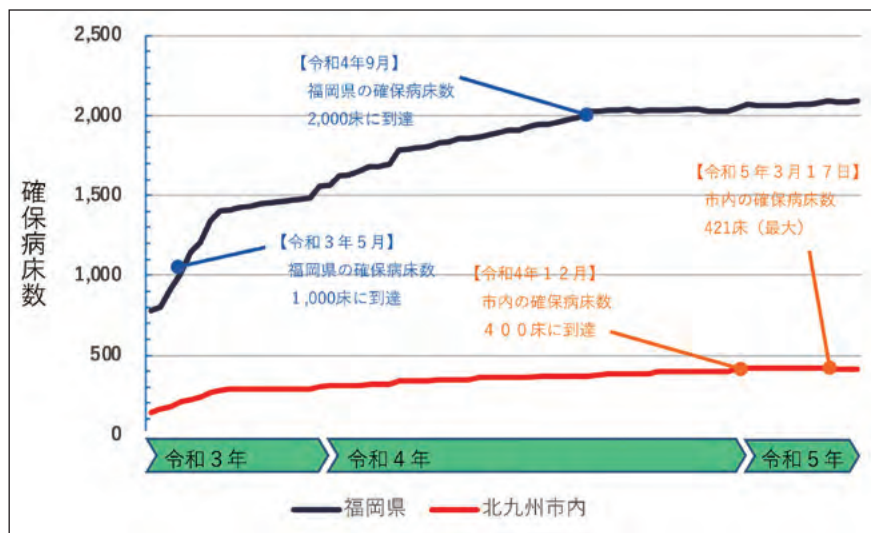
オミクロン株の流行以降（第6・7・8波）

- ・ 医療機関（新型コロナウイルス患者受入れ病院を含む）や高齢者施設でクラスターが多発し、新型コロナウイルス患者受入れ病院でもクラスターが発生した影響で、他の受入れ病院も同時期に満床状態が続き、救急搬送困難事例も増加した。
- ・ 福岡県内の確保病床数は段階的に増加し、令和5年3月17日には2,091床（うち重症病床232床）に達した。このうち、市内の確保病床は421床（うち重症病床33床）であった。



5類感染症への移行後

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の「5類感染症」への移行に伴い、令和5年5月8日より、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行した。



(対応を振り返って)

病床の確保は県が担っていたが、スムーズな病床確保を行うため、本市では、

- ・ 後方支援病院に対し、スムーズな転院を行うことを依頼
- ・ 感染初期より、市内の協力医療機関で組織する「北九州市感染症対策連絡会」を設置し、適宜、関係機関との情報共有と協議を行ったこと等により、市内の病床確保を図った。

3 宿泊療養施設

(1) 設置状況

- 新型コロナウイルスに罹患した場合、当初は、入院が原則とされていたが、令和2年4月からホテル等での療養が開始された。
- 宿泊療養施設の確保・運営については、福岡県が主体となっていくとされているが、宿泊療養施設の選定や、周辺住民や自治会、店舗、企業等への事前説明等については、本市と福岡県が協力しながら進めた。
- 宿泊療養施設は、令和2年4月に「東横イン北九州空港」が県内で初めて運用を開始し、感染の拡大に対応するため施設数を増加させてきた。(県内最大確保施設数12施設(2,432室))
- 令和3年2月の感染症法改正により、宿泊療養に関する規定が新設された。

【北九州市内の宿泊療養施設】

	東横イン北九州空港	JR九州ホテル小倉	コンフォートホテル小倉
室数	219室	151室	189室
開所日	令和2年4月13日	令和3年5月7日	令和3年11月15日
閉所日	令和3年10月31日	令和5年3月31日	令和5年3月31日

- 新型コロナウイルスが、5類感染症へ変更されたことに伴い、県内の宿泊療養施設は令和5年5月8日をもって全施設閉所した。



宿泊療養施設内の様子



宿泊療養施設の部屋

(対応を振り返って)

宿泊療養施設は、県が設置・運用を行い、広域的に発生した患者や、軽症者・無症状者を受け入れることで、医療機関の病床の確保に大きく貢献した。

(2) 施設の運営体制

- 新型コロナウイルスに罹患した患者のうち、軽症者及び無症状者について、都道府県が確保している宿泊療養施設で療養を行うこととなっている。施設の運営については、福岡県が主体となって行っているが、令和2年4月24日以降、福岡県からの要請に基づき本市職員の派遣を行ってきた。

【事務職員の派遣】**業務内容**

- ・ 食事・生活支援班に配属し、食事の配布、ゴミ・リネン類の回収・廃棄、入所時対応、差し入れ等の受付等(令和2年4月24日～令和3年3月19日)
- ・ 総括ロジ班に配属し、療養証明書の発行、入所者に関する資料作成等、食事発注・管理、その他総括業務の補佐等(令和3年3月20日～令和4年4月8日)

派遣実績

時期	派遣場所	派遣人数
令和2年4月24日～5月4日	東横イン北九州空港	5名
令和2年8月20日～9月10日	東横イン北九州空港	9名
令和2年12月22日～令和3年5月6日	東横イン北九州空港	97名
令和3年5月7日～令和3年11月3日	JR九州ホテル小倉	66名
令和3年7月30日～令和3年10月7日	東横イン北九州空港	23名
令和4年1月17日～令和4年4月8日	JR九州ホテル小倉	32名
合 計		232名

【保健師の派遣】**業務内容**

- ・ 保健医療班に配属し、入所者の健康管理(入所時問診、検温、健康相談、診察)、医療機関等との受け入れ調整、退所時対応等

派遣実績

時期	派遣場所	派遣人数
令和2年4月24日～5月4日	東横イン北九州空港	2名
令和2年8月17日～8月19日	リッチモンドホテル福岡天神	2名
令和2年8月20日～9月10日	東横イン北九州空港	8名
令和2年12月22日～令和3年1月11日	東横イン北九州空港	15名
令和3年2月2日～令和3年2月15日	東横イン北九州空港	12名
合 計		39名

(対応を振り返って)

県内全域で発生する陽性患者を療養するためには、多くの療養施設が必要であり、これを福岡県のみで運営するのは困難であったが、県内の各保健所設置市からの職員の派遣のほか、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、福岡県看護師協会、民間人材派遣会社等の協力により、円滑に運営することが可能となった。

(3) 入所調整

- 宿泊療養施設は福岡県が所管しているが、市内で発生した患者の宿泊療養施設への搬送については本市が実施した。施設数の増加によりホテル入所可能者数も増加するため、搬送能力の強化を行ってきた。
- 宿泊療養施設までの搬送は、第一交通（株）及び北九州市交通局に委託して実施し、搬送用の車両2台を使用し、1日最大20名までを基本として搬送した。（過去最大1日あたりの搬送者数は28名）
- 宿泊療養が決定した場合には、福岡県が管理する宿泊療養施設への入所手続きが必要となり、必要な患者情報の整理、入所者リストの作成、搬送手段の確保、搬送行程の作成、患者への入所説明、搬送などを行った。

(対応を振り返って)

感染拡大ピーク時は、入所手続き等について、担当部署だけでの処理では間に合わなかったため、他部署からの応援を要請し対応した。

4 自宅療養者支援

(1) 通常時における対応（健康観察・生活支援など）

- 変異株(デルタ株・オミクロン株等)の出現で、新規感染者が急激に増加したことにより、自宅療養者(無症状・軽症)が大幅に増加したため、自宅での療養を行わざるを得ない方を対象に、以下の支援を行った。

【取組内容】

ア 自宅療養者に対する食料品等支援

自宅療養期間中に外出せずに療養生活に専念できるよう、1週間分の食品、生活必需品及び衛生物品の支援を行った。

イ パルスオキシメーターによる健康観察

自宅療養中に急激に症状が悪化し、亡くなってしまう患者の発生事例が全国的に報告されたことを受け、呼吸症状の悪化を察知するため、血中酸素飽和度の測定を行うパルスオキシメーターの貸出を行った。

実績

期間	食料品等配布数	パルスオキシメーター貸出数
令和3年8月～9月(第5波)	2,904件	約4,000台
令和3年12月～令和4年6月(第6波)	37,163件	約38,000台
令和4年7月～9月(第7波)	28,350件	約20,000台
令和4年11月～令和5年2月(第8波)	4,997件	約9,000台



食料支援物資

(対応を振り返って)

- 食料支援の申込みにあたっては、当初は電話受付のみであったが、自宅療養者に対するSMS(ショートメッセージサービス)に申込方法を記載し、電子申請も可能とすることで業務量の軽減につながった。
- パルスオキシメーターの送付により、酸素飽和度の客観的な数値による健康観察を実施することで、自宅療養者の適切な入院調整が可能となった。一方で、貸出を行ったパルスオキシメーターについては、返戻されないケースもあり、督促・回収が全国的な課題となった。

(2) 発熱時等における対応（訪問・外来診療など）

- 自宅療養者等については、「早期に適切な治療を受けられ、重症化を最小限に抑制すること」が重要であった。そのため、治療を必要とする自宅療養者等が、症状の軽減や重症化予防のための医療を受けられる診療体制を構築することが求められた。

【取組内容】

ア 陽性者への外来診療体制の整備（令和3年2月～令和5年5月）

ただちに入院加療が必要とまではいえない方で、熱・咳などの対症療法薬を希望する患者のために外来診療可能な医療機関を整備した。

イ 往診・訪問看護体制の整備（令和3年8月～令和5年5月）

陽性者外来の診療時間外や、来院手段がない場合は往診医が訪問して診療を行える体制を整備。また、継続的な治療・投薬が行えるよう、訪問看護ステーションとも連携した。

ウ オンライン診療・薬の配達の実施（令和4年1月～令和5年5月）

感染拡大期に、急増する自宅療養者への対応を強化するため、医師が遠隔で診療や薬の処方を行うオンライン診療を実施。オンライン診療では、自宅で療養する軽症や無症状の人が、発熱などの症状が出た場合に、患者のスマートフォン等を通して診療を行った。また、あわせて医師が薬を処方すると、連絡を受けた薬局が自宅に届ける仕組みも整備。夜間～早朝については、民間事業者（ファストドクター、コールドクター）に委託し、24時間対応で実施した。

実績

時期	診療方法	件数
令和3年8月～9月（第5波）	外来	600件
	往診	131件
令和3年12月～令和4年6月（第6波）	外来	3,315件
	往診	637件
	オンライン診療	13,992件
令和4年7月～9月（第7波）	外来	5,980件
	往診	921件
	オンライン診療	16,969件
令和4年11月～令和5年2月（第8波）	外来	4,078件
	往診	575件
	オンライン診療	7,171件

(対応を振り返って)

自宅療養者等の重症化を防ぎ、病床ひっ迫を抑制するため、往診・訪問看護やオンライン診療などの体制整備を行い、より多くの人が医療を受けられるよう診療体制を拡充した。

5 施設入所者支援

(1) 高齢者施設

- 高齢者施設等で新型コロナウイルスに罹患して症状が出た入所者は、適切な医療を受けられることが求められ、未感染・無症状の入所者は、継続的にサービス提供を受けることができるよう対応する必要があった。

【取組内容】

ア 施設・サービス事業所との連絡調整

利用者数や、衛生資材の支援必要の有無、職員体制や応援職員の必要の有無、保健所からの指示内容等の必要事項の聞き取りと情報提供を行い、施設ごとに必要な対応を行った。

イ 衛生物品の配送

マスクやガウン等の衛生物品が不足する場合、休日夜間に関わらず、不足の衛生物品を施設に届けるなどの対応を行った。

ウ 感染症発生時ラウンド

感染症が発生した施設のうち、特に必要と認められる場合、発生直後に、感染症対策の専門家を派遣し、施設内の感染対策や、ゾーニングなど、巡回点検(ラウンド)を行った。

(対応を振り返って)

施設等で新型コロナウイルスが発生した際に、施設の職員のみでは対応が困難な場合は、高齢者福祉事業協会との協定や、介護事業者等のネットワークを活用し、施設・法人を超えた職員派遣を行い、施設運営継続の支援を行った。

(2) 障害者施設

- 障害者施設は、施設内で感染症に対応できる体制が整っていないため、施設内療養が発生した施設の医療体制について支援を行った。
- 施設内療養者の発生による医療提供体制の支援として、「医師・看護師派遣」、「感染

症専門家の感染防護指導」、「物資支援」を行った。

(対応を振り返って)

施設入所の障害者の場合、環境の変化に対応することが困難であるなどの理由で、医療機関への入院が難しいことも多く、施設内で療養することがほとんどであった。そのため、施設内での医療提供体制を支援することで、施設の運営継続が可能となるよう努めた。

6 救急対応

(1) 救急対応

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、救急対応する傷病者に「新型コロナウイルス陽性患者や感染疑い患者等」が含まれることとなったため、「新型コロナウイルス感染症に関する救急活動要領」を策定し、必要な資器材等の整備を行い、陽性者対応等を行った。

【新型コロナウイルス感染症に関する救急活動要領】

- ・ 令和2年2月、総務省消防庁の通知に基づき策定
- ・ 救急活動要領には、救急隊員の感染防止対策、119番受信時の対応、救急車の換気や消毒方法などを定めた

- 救急活動要領に基づく、救急活動を実施するため、必要となる感染防止対策資器材(N95マスク等)を整備した。
- 関係機関と連携し、搬送困難事案、新型コロナウイルス関連の救急搬送状況や感染防止用資器材の保有状況等の情報を定期的に報告、情報共有を行った。また、保健所・医療機関等と連携し、陽性患者等の救急搬送・受入体制に係る調整を行った。
- 医療機関に対して、救急患者の受け入れについて、継続的な協力を要請した。
- 感染急拡大に伴い、救急需要増加対策を実施した。

【救急需要増加対策 概要】

- ・ 小倉南消防署に救急隊を1隊増隊設置(令和3年4月)。
- ・ 多発する救急要請や陽性者移送業務に対応するため、特設救急隊を設置。
- ・ 特設救急隊の設置等に必要な非常用救急車を1台増台した。

- 令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルスが5類感染症へ移行したことから、陽性者対応についても季節性インフルエンザなどと同様に、通常の救急事案として対応することとなった。

(対応を振り返って)

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、搬送困難事案が増加したため、医師会や医療機関、関係部局との連携を密にし、適切な救急体制の構築に努めた。

7 夜間・休日急患センター

(1) 夜間・休日急患センター／第2夜間・休日急患センター

- 休日・夜間等における発熱患者等への対応のため、感染状況等に応じ、医師会等の協力を頂きながら診療・検査体制を整備した。
- 夜間・休日急患センターでは令和2年12月から、第2夜間・休日急患センターでは令和3年5月から、門司・若松休日急患診療所では令和4年4月から、PCR検査を用いた診療・検査を日曜・祝日の昼間の診療時間帯に実施することとした。(年末年始はすべての診療時間帯で実施。) また、令和4年12月からは、PCR検査を抗原検査(インフルエンザ同時検査キット等)に変更し、すべての診療時間帯で診療・検査を行っている。
- 夜間・休日急患センターでは、総合保健福祉センター(アシスト21)のエントランススペースに、発熱患者専用の診察室、エアテックなど必要な備品等を購入・設置した。
- 第2夜間・休日急患センターでは、陰圧室の増設により感染症に対応する診療室、処置室、待合室の整備等を行った。
- 新型コロナウイルス感染拡大時には、軽症の救急搬送の受け入れを実施した。
- 令和5年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の5類移行にあわせ、患者動線等の見直しや新型コロナウイルス陽性者の診療を実施している。

【新型コロナウイルス検査実施結果】(令和3年5月2日～令和5年5月31日)

夜間・休日急患センター	内科・小児科患者数	検査数	陽性者数	陽性率
	11,233人	7,321人	2,169人	29.6%
第2夜間・休日急患センター	内科患者数	検査数	陽性者数	陽性率
	6,515人	3,024人	888人	29.4%

(対応を振り返って)

- 急患センターにおける感染対策は、時間分離によることが困難なため、空間分離を中心に対策を講じたが、施設上の制約も多く迅速な対応が困難であった。感染症専門医等の意見を伺いながら、施設の整備やゾーニングなどを行い、感染対策や労働環境整備に努めた。
- 同時抗原検査に移行後は、検査後10分程度で陽性者が判明するため、陽性者の待機場所を設定し、他患者との感染に留意した。

第5章

保健所体制

令和2年2月、新型コロナウイルスは、感染症法上の指定感染症に指定され、法に基づいた保健所対応が始まった。

保健所は、地域住民の健康を支える広域的・専門的・技術的拠点であり、新型コロナウイルス発生当初から、医療機関との調整や、保健環境研究所との検査調整、クラスター発生施設等からの検体採取など膨大な業務が生じた。また、感染拡大期には、市民等からの相談や、陽性患者・濃厚接触者の調査などにより業務が大幅に増加し、保健所職員だけでは対応が追いつかなくなった。そのため、本庁や各区から保健師や看護職員の兼務発令による動員等を行い、保健所体制の強化を図ってきた。

令和2年8月には、保健所内に新型コロナウイルスの専門部署として、「新型コロナウイルス感染症医療対策部」を新設し、対応を行った。さらに、令和4年4月には総合保健福祉センター担当理事（局長級）を新設し、総合保健福祉センター全体で感染症業務をサポートする体制を強化した。

その後も、職員の業務負担の軽減や、感染拡大期に早急な業務処理を行うため、応援職員の増員や専門職の採用、業務の外部委託、人材派遣の活用など、人員体制の強化や情報管理のデジタル化（kintoneの導入等）を推進し対応してきた。このように、早期に専門部署を立ち上げ、そこに人員・機能を集中させることで保健所における情報集約や広域的な調整等において機動的な対応が可能となり、担当者間の連携も図りやすく、市内の統一的な対応を行うことができた。

また、今回の新型コロナウイルス対応は、前例のない中での対応となったが、出務するすべての保健師等の感染症対応能力を向上させるため、業務マニュアルの作成や、業務を行いながらのOJTの実施等、感染拡大期にも並行して人材育成に取り組んだ。



臨時的に認知症支援・介護予防センターの交流ルームに執務室を設置した

1 受診・入院調整

(1) 医療機関との受診調整（陽性者・濃厚接触者）

- 新型コロナウイルスは、未知の感染症であり、国内で感染拡大が始まった時期には、医療機関で、適切な医療や検査を受けられない状況があった。そのため、本市が帰国者・接触者外来、濃厚接触者外来を担う医療機関を整備し、受診調整を行うこととなった。

【取組内容】

ア 帰国者・接触者外来

- ・ 新型コロナウイルス感染疑いの市民は保健所の調整により、帰国者・接触者外来を担う医療機関でPCR検査や診察を受けることとされ、患者数の増加でその機能を担う医療機関も拡充していった。
- ・ 令和3年8月の感染拡大時には、濃厚接触者が急増し、PCR検査を受けるまでに数日を要することもあった。
- ・ 同年8月13日、厚生労働省からの通知で保健所を経由することなくPCR検査が可能となり、保健所で特定された濃厚接触者は、自分でかかりつけ医等を受診し、PCR検査を受けるようになり、保健所経由での検査調整は徐々に減少、令和4年4月にはほぼなくなった。

イ 陽性者外来・往診

- ・ 令和3年2月頃までの陽性者は、原則入院療養していたが、感染者数の増加により、宿泊療養施設や自宅等で療養することが増え受診調整を行うこととなった。
- ・ 陽性者の診療を担う医療機関は徐々に増加し、往診を担う医療機関の整備も進んだ。
- ・ 令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴い、保健所による受診調整は終了した。

(対応を振り返って)

- 令和3年8月より、濃厚接触者の受診に保健所を経由する必要がなくなり、アクセスが良くなったことで、PCR検査待機者が激減し、保健所の負担も軽減した。
- 入院病床ひっ迫時には、往診後に訪問看護に繋ぎ、自宅療養者等が適切な医療を受けることができた。

(2) 医療機関との入院調整（陽性者・濃厚接触者）

- 新型コロナウイルスは感染力が高く、まん延の恐れが高いとされており、特に、高齢者や基礎疾患を持つ方は重症化のリスクも高いとみられることから、重症化リスクのある方や、現に重症の方を中心に、入院医療が必要とされた。

- 一方で、感染拡大時には、医療機関における病床のひっ迫も懸念されることから、宿泊施設及び自宅での療養も併用しながら、限られた医療資源を有効に活用するため、入院調整を行う必要があった。

【入院調整の流れ】

- ・ 発生届や健康観察結果をもとに、医師が電話で陽性者本人等に聞き取りを行い、入院が必要かどうかを判断する。



- ・ 入院が必要であれば、重症化リスクや重症度に合わせて、共有情報を活用して受入れ先医療機関を検討し、保健所医師が陽性者と医療機関との間で調整する。その後、FAXやメールにより患者情報を提供する。

- 令和5年5月8日以降、新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、発生届の提出が無くなったことで、保健所での陽性者への対応が必須ではなくなった。そのため、「発熱者の判断で医療機関を受診し、入院が必要であれば医療機関間で調整する」という、通常の体制に向けて段階的に取り組んでいる。

(対応を振り返って)

入院調整に係る業務量は感染者数により大きく影響を受け、また、入院調整以外にも医師が担う感染者への対応は多岐に渡っているため、特に感染拡大時の医師の負担が増大する状況にあった。そのため、感染拡大時にも遅滞なく必要な対応が行えるよう、医療機関とのやり取りについて、当初は、電話とFAXでやり取りしていたが、連絡票や連絡シートで情報を連携した。

2 積極的疫学調査／自宅療養者・濃厚接触者の健康観察

(1) 保健所における積極的疫学調査

- 新型コロナウイルスにおける積極的疫学調査や健康観察については、国から様々な見解や方針が打ち出される中、保健所職員の限られた人員では対応できなかったため、早期から応援を求めるとともに、業務手順や体制を見直しながら進めていった。

ア 積極的疫学調査

【感染発生初期の対応】

- ・ 新型コロナウイルスにおいては、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査による陽性者の行動調査を行い、感染源の推定、濃厚接触者の把握と適切な管理を行い感染拡大防止に努めてきた。

- ・当初は保健予防課の職員を中心に新型コロナウイルスに関する業務を実施していたが、陽性者の疫学調査増大に伴って、役割分担を行い業務別にチーム編成（積極的疫学調査、医療調整、健康観察）を組んで対応した。
- ・陽性者対応に伴い発生する膨大な業務を保健師の増員だけでは対応できず、より効率的に対応するため、令和2年8月に新型コロナウイルス感染症業務を担う感染症医療対策課を新設した。



【令和3年7月（第5波）からの対応】

- ・連日200人を超える新規陽性者の積極的疫学調査に加え、最高1,495人の自宅療養者へ健康観察を実施するなど、対応に追われた。
- ・新規陽性者への初回連絡が陽性判明から3日目になることもあり、全員への速やかなアプローチを考え、積極的疫学調査の範囲を発症日の2週間前から発症日の2日前に絞って調査を実施した。これにより、陽性者の病状把握と療養先の調整を最優先に行い、必要な医療に速やかに繋ぐことができた。



【令和4年1月（第6波）からの対応】

- ・1日の陽性者数が1,000人を超える日があるなど爆発的な感染となったが、疫学調査に必要な項目に絞り効率化した簡易疫学調査（ファーストタッチ）に改善し、発生届が届いた2日後までにはファーストタッチが確実に実施できる体制を整備した。



【令和4年7月（第7波）からの対応】

- ・8月には、1日2,800人を超える陽性者が発生する中で、重症度と重症化リスク因子による振り分けを行い、優先順位をつけてファーストタッチを実施した。口頭での説明を最小限に留め、代わりに、体調悪化時の連絡先、オンライン診療や生活支援物資の案内など必要な情報をSMSで送付した。



【令和4年9月26日からの対応】

- ・全数把握の見直しにより、発生届の届出対象が以下のとおり限定された。これにより、届出対象にのみファーストタッチを実施した。

(発生届対象)

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ・ 妊婦



【令和5年5月8日以降の対応】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したため、ファーストタッチの実施を終了した。

イ 自宅療養者・濃厚接触者の健康観察

(ア) 自宅療養者

【感染発生初期の対応】

- ・ 当初、1日2回の健康観察を実施していたが、感染拡大による対応件数の増加により、1日1回の健康観察に変更した。また、体調悪化時は医療機関への受診調整を行い、安心して自宅療養できるよう支援した。
- ・ 翌日の健康観察を入院するリスクが高い陽性者から連絡するため、個別ファイルを並び替えるのに毎日業務終了後2時間程度かかっていた。
- ・ 解除後4週間後に健康観察を行い、必要時医療機関につなげていた。



【令和4年1月(第6波)からの対応】

- ・ 令和4年1月下旬より、kintone導入にて陽性者の情報をデータ管理したことで、健康観察が効率的に行えるようになり、陽性者対応も迅速にできるようになった。
- ・ 感染拡大による対応件数の増加により、重症度や重症化リスクに応じて健康観察の頻度を変更した。
- ・ 感染拡大期には、医療ひっ迫により施設入所者が入院できず、施設内療養をせざるを得ない状況になった。そのため、施設へ往診や訪問介護を調整し、必要な医療を提供できる体制を整えた。



【令和4年7月（第7波）からの対応】

- ・ 発生届とファーストタッチで把握した情報から優先度を判断して、第6波での対応に加えて、軽症で複数の重症化リスク因子のない陽性者は解除日を伝えて自身による健康観察とし、症状悪化時は連絡するように伝えた。



【令和4年9月26日からの対応】

- ・ 全数把握の見直しにより、健康観察は発生届の届出対象に限定された。症状や重症化リスクに応じた優先度にて頻度を振り分けて、健康観察を実施した。



【令和5年5月8日以降の対応】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したため、健康観察の実施を終了した。

(イ) 濃厚接触者

【感染発生初期の対応】

- ・ 陽性者との最終接触日から14日間は外出自粛を要請した。また、電話による体調確認を行い、症状が出現した場合には、保健所医師がPCR検査の可否を判断し、必要に応じて医療機関を受診するよう促した。日々の電話で不安や疑問に対応し、健康観察期間を終える際には終了の案内を行った。



【令和3年8月（第5波）からの対応】

- ・ 感染拡大を受け、新規陽性者に対して当日に疫学調査を実施できない状況となり、濃厚接触者への健康観察業務を行うことが困難な状況となった。濃厚接触者には自分自身での健康観察を依頼し、症状が出現した場合には、かかりつけ医等を受診するよう案内した。また、濃厚接触者への説明をホームページに掲載し、保健所からの説明を補完できるよう配慮した。



【令和4年1月(第6波)からの対応】

- ・濃厚接触者の待機期間は7日間に短縮された。また、同年3月には保健所はハイリスク施設以外の濃厚接触者の特定を同居家族のみとし、濃厚接触者については陽性者本人から連絡を入れ、自己管理をしてもらうこととなった。



【令和4年7月(第7波)からの対応】

- ・濃厚接触者の待機期間が5日間に短縮された。保健所では、同居家族とハイリスク施設のみにおいて、濃厚接触者の特定を継続した。



【令和5年5月8日以降の対応】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したため、濃厚接触者の特定はなくなった。

(ウ) 施設のクラスター対策

- 施設で陽性者が発生した場合は、施設の消毒や濃厚接触者の特定、ゾーニングやPPE対応などの感染拡大防止の指導を行った。重症化リスクがある集団（高齢者施設、障害者施設等）は、陽性者が発生した時点で大規模な集団発生に至らないように関係部署と情報共有し対応した。
- 令和4年11月に、感染拡大時の施設対応の備えと施設への支援について、施設職員や訪問看護ステーション看護師に研修をした。
- 感染拡大時の医療ひっ迫による施設内療養者の発生に備え、施設の医療・看護体制を確認し、必要時に往診や訪問看護の調整をして療養支援を行った。
- 令和4年12月、施設対応用kintoneアプリを作製し、施設の基本情報や施設内の感染対策、医療・看護体制等の状況、施設の陽性者の健康観察などの情報を一元的に管理できるようにした。



必要な情報はホワイトボード等を活用して共有した

(対応を振り返って)

- 積極的疫学調査は、陽性者の行動歴や接触者の状況により1件当たりの所要時間が長時間に及ぶことがあり、それに加え、感染拡大による対応件数の大幅な増加により、それまでの体制では対応困難となった。そのため、保健所の人員体制の強化や調査項目の絞り込みなど体制の整備に取り組んだ。
- 施設のクラスターについては、施設の感染状況等に応じて必要と判断した場合には、感染症専門医と一緒に施設ラウンドを実施し、施設の実情に応じた助言・指導を行った。これにより、施設対応に必要な職員のスキルアップにもつながった。
- kintoneの導入により、対応を迅速かつ効率的に行えるようになり、健康観察に要する時間も大幅に短縮することができた。

(2) 人員体制

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保健所職員だけでは対応が追い付かなくなり各区役所・本庁の保健師等を動員し対応を行った。
- 感染者数の増加に対応するため、感染状況に応じて、外部委託や人材派遣の活用なども含め、体制強化を図ってきた。

【感染発生初期の対応】

- ・ 総合保健福祉センター(アシスト21)内の保健師や各区役所の保健師が、応援職員として出務し、新型コロナウイルス相談対応業務に従事する等の応援体制を整備した。



【第1波(令和2年4月～6月)の対応】

- ・ 疫学調査は、PCR検査結果が20時以降に判明した後から開始するため、連日深夜帯にまで及んだ。
- ・ 感染者の増加に伴う、疫学調査応援のため、各区役所・本庁の保健師への声掛け等により、夕方以降出務可能な保健師を募るなど対応に迫られた。
- ・ 区役所地域保健係の保健師を、保健予防課(感染症医療対策課)の兼務とし、同時に退職後の保健師を採用して体制を強化した。



【第2波（令和2年7月～8月）の対応】

- ・ 第1波を上回る陽性者が発生し、さらに濃厚接触者の健康観察業務も増加したため、看護師派遣の導入や保健所内の衛生職員も積極的疫学調査を行う等の体制強化を図った。
- ・ 福岡県からの要請により、宿泊療養支援施設に保健師が出務し、入所者の健康観察業務の支援や緊急対応の支援を行った。（令和2年8月～令和3年2月）



【第3波（令和2年11月～令和3年3月）の対応】

- ・ 第2波を上回る感染者の発生で、さらなる体制強化が必要になり、保健師による疫学調査が行われるまでの間、応援職員（事務職）による簡易聞き取り調査を実施した。



【第5波（令和3年7月～9月）の対応】

- ・ これまでの想定を超える爆発的な感染拡大により、各区役所、本庁等から多くの職員応援を受けて対応を行った。
- ・ IHEATからの人材派遣も活用した。



【第6波（令和4年1月～令和4年6月）の対応】

- ・ 第5波よりも大幅に増加した感染者数に対応するため、職員応援と派遣職員を増員するなどにより、保健所のさらなる体制強化を図った。
- ・ 陽性者等の情報管理と業務の効率化を図るため、kintoneを導入した。



【第7波（令和4年7月～9月）の対応】

- ・ 第6波より、さらに感染者数が増加し、事務職員の一時的な応援や、派遣職員を増員し、対応した。陽性者に対して行うファーストタッチには最大100名体制で対応した。



【第8波（令和4年12月～令和5年1月）の対応】

- ・ 全数把握の見直しにより対応する感染者が限定化されたことに加え、派遣看護師を最大110名活用することで、局内外の職員の応援なく対応することができた。

(対応を振り返って)

- 局内外からの多くの職員応援に対応するため、業務マニュアルの作成や、メール等による毎日の感染者数や現状、国の方針に基づく変更事項などについて情報提供を行った。
- kintoneの導入により、それまで紙で管理していた陽性者の情報がデータ管理できるようになったことで、保健所内の情報共有がスムーズになり、業務の効率化が大幅に進んだ。

3 情報管理

(1) 患者等情報管理

- 新型コロナウイルスの感染拡大時には、市民等からの相談、PCR検査の手配、濃厚接触者の調査、陽性患者の追跡調査等多くの業務が発生した。特に、急速な感染拡大期には、早急な業務処理が必要であったため、各種システムの開発・使用を進め業務の効率化を図った。

【取組内容】

ア HER-SYS (新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム) (令和2年6月～運用開始)

- ・ 感染症法に基づく、感染症発生動向を国へ報告するためのシステムとして厚生労働省が開発し、導入した。
- ・ 従来は紙で提出された発生届を保健所が感染症サーベイランスシステム(NESID)に入力していたが、HER-SYSの導入により医療機関がパソコン等を用いて、直接発生届を入力できるようになり、国がより速やかに集計等を行えるようになった。
- ・ 本市においても、HER-SYSで関係機関の情報共有が行えるようになったことにより、入院調整の迅速化や、クラスター対策の効率化が可能となった。
- ・ HER-SYS導入後は、患者の健康状況について自動架電・自動音声応答による健康観察や、スマートフォン等を用いた患者自身での報告も可能となった。



HER-SYSログイン画面

イ D-chaser (感染症追跡システム) (令和2年11月1日～運用開始)

- ・ 新型コロナウイルスに関する検査の進捗及び陽性者の情報を管理するために、開発し運用を開始した。
- ・ 従来は、検査の進捗及び陽性者の情報については、執務室のホワイトボードへの貼り出しで管理を行い、その内容をExcelに入力し活用していたが陽性者も増加しセキュリティ上も脆弱であったため、業務の効率化・電算化を図るため導入した。

ウ kintoneの導入(新型コロナウイルス感染症管理システム) (令和4年1月下旬～運用開始)

- ・ 陽性者の情報管理は、当初は、紙ファイルによる個別管理を行っていたが、次第に業務量の多さから対応が困難になった。そこで、情報のデータ化による情報共有機能の強化とペーパーレス化を行うため、kintoneによるシステムを開発・導入した。
- ・ HER-SYSは、不具合により全国的に使用不能となったことが幾度かあったが、本市ではkintoneも併用していたことにより、保健所業務を継続することができた。



kintoneトップ画面

(対応を振り返って)

- 感染拡大期に課題を整理し、その後の感染拡大を想定した準備を随時進めた。その結果、第7・8波とさらに増大する感染拡大にも、システム化と各業務の事務の効率化・簡略化・委託化の相乗効果によって対応することができ、職員の負担が大幅に軽減された。
- kintone導入により、大きく合理化、効率化が進んだが、内製アプリとしてはかなり複雑な部類となる今回のシステム化は、総括する情報担当部門を設置したことにより、対応が進んだ。

4 行政検査に係る検査調整

(1) 保健所における検査調整

- 新型コロナウイルス発生当初は、帰国者接触者外来として指定された病院でのみ検体採取が可能であり、また、PCR検査が可能な検査機関は市内に保健環境研究所しかなかったため、保健所による検査の調整が必要となった。検査は全て保健所を介して行われていたため、検体の回収搬送についても保健所職員が行った。(令和2年1月30日～令和4年3月31日)

【主な取組（時系列）】

ア PCR検査の調整（令和2年2月～）

- ・ 新型コロナウイルスへの感染を強く疑う患者の検査については、診察した医師が保健所に連絡し、保健所が帰国者接触者外来への検査調整を行った。
- ・ 帰国者接触者外来として指定された病院で検体を採取し、保健所職員が回収及び搬送を行い、保健環境研究所にてPCR検査を実施した。

イ 北九州市PCR検査センター開設（令和2年5月2日）

- ・ かかりつけ医等が患者を診察し、PCR検査が必要と判断した場合に、保健所を介さずに検査が可能となる施設として、「北九州市PCR検査センター」を開設した。
- ・ 申し込み医療機関の登録・患者の受付・検体搬送については、保健所職員が実施した。
- ・ 濃厚接触者についても、5月23日以降は、PCR検査対象とすることとなり、PCR検査センターでの検査を保健所が調整・案内を行った。

ウ PCR検査センターにおける検査業務を外部委託（令和2年6月1日）

- ・ 検査業務を民間検査機関へ外部委託したことにより、保健所職員による保健環境研究所への検体搬送業務はなくなった。

エ 濃厚接触者の自宅での検体採取開始（令和2年8月19日～）

- ・ 受診等が困難な濃厚接触者に対し、自宅まで検査キットを届け、対象者自身が採取した唾液を回収・搬送し、検査を行った。

オ 市内医療機関が行政検査を実施（令和2年9月14日～）

- ・ 各医療機関が市医師会を通して、「診療検査医療機関」として市と委託契約を結ぶことで、行政検査が可能となり、感染疑いのある患者（濃厚接触者を除く）について、診療検査医療機関へ案内を行った。

カ 病院が自院での検査を開始（令和2年10月頃）

- ・ PCR検査を比較的手軽に行うことができる機器が発売され、検査機器を購入し、自院で検査を行う病院が増えるにつれ、保健所への検査依頼は減少した。

キ 診療検査医療機関へ濃厚接触者の検査を依頼（令和2年12月頃）

- ・ 第3波による感染者の増加に伴い、濃厚接触者の検査が帰国者接触者外来及びPCR検査センターへの調整だけでは対応困難になり、保健所が調整のうえ、診療検査医療機関へ濃厚接触者の検査を依頼した。

ク 国通知「感染拡大地域における陽性者の家族等への検査について」の発出（令和3年8月13日）

- ・ 保健所の判断が無くとも、医師の判断で、陽性者の家族等の濃厚な接触の可能性のある者に検査を行うことが可能となった。

- 令和4年1月31日に、PCR検査センターは検査依頼の減少により、廃止となり、令和4年4月には、民間検査や抗原検査が充実したことにより、保健所が検査調整を行うことはほぼなくなった。

(対応を振り返って)

- PCR検査が必要と診断される患者が徐々に増加したが、市保健環境研究所の1日の検査数が限られていたため、症状、接触歴及び行動歴等から感染をより強く疑う患者を優先して検査調整を行った。
- 当初は、検査調整に係る業務の多くを保健所職員の応援で行っていたが、随時業務を外委託することで、職員の負担が徐々に軽減された。

(2) クラスターにおける検体回収

- 新型コロナウイルスへの感染を疑う患者に対する検査は、行政検査として各医療機関やPCR検査センターで行ってきたが、クラスター対策については、当初、保健所が採取していたが、その後それぞれの施設に合った採取の方法等の説明を行い、実施した。

【各施設での主な取組】

ア 保育所、幼稚園

綿棒をくわえることができる園児及び職員等は、唾液採取を行い、綿棒をくわえることができない園児については、鼻咽頭ぬぐいにより採取した。

令和3年8月までは、園に集合し、一定の時間内で採取する方法をとっていたが、以降は、保健所で個別配布用採取キットを作成し、自宅で採取後、園に持ち込む方法に変更した。この方法により、濃厚接触者の園児も登園することなく一緒に検査が可能となった。

イ 小・中学校、放課後児童クラブ

教育委員会及び子供家庭局子育て支援課の担当者指導のもと、唾液採取を行った。当初は、保育所、幼稚園と同じ対応をとっていたが(校内で一斉に採取)、令和3年8月より、教育委員会及び子育て支援課が検体回収まで行うようになった。

ウ その他(施設、高校、大学、会社等)

施設のスタッフが保健所職員から説明を受け、検査キットを対象者へ配布し、各個人で唾液採取を行った。

【令和4年度以降の状況】

- 令和4年度当初は、「小・中学校、放課後児童クラブ」のクラスター対策の検査が増加したが、その後、抗原キットの活用が増えたため、保健所を介しての検査が大幅に減少した。また、無症状の濃厚接触者の検査が不要となったことや、民間検査の充実、抗原検査の実施に伴い、保健所が検体採取することはなくなった。

(対応を振り返って)

- 唾液採取の方法について、一般的にはスピッツに吐き出す方法であるが、唾液が少ない高齢者や、唾液を吐き出すことが難しい乳幼児でも検査が可能な、綿棒に唾液を含ませる方法を取ったことにより、検体採取の負担軽減につながった。
- 検体採取を各施設や個人で行う際に、採取方法がわかりにくい場合が想定されたため、採取方法ごとにチラシを作成し、採取キットと一緒に配布し、検査の効率化を図った。

5 保健所における人材育成

(1) 専門職の人材育成

- 新興感染症である新型コロナウイルスへの対応は、前例のない中での対応となり、保健所の体制が整備されるまでに時間を要した。そのため、マニュアルの整備を行い、業務を行いながらのOJTによる人材育成が主となった。

【主な取組】

- ・ 積極的疫学調査は、新型コロナウイルス患者に対する積極的疫学調査実施要領を基に作成された「保健師のための積極的疫学調査ガイド」を活用した。また、「北九州市版のマニュアル」についても作成し、マニュアルを基に研修を行った。
- ・ 施設の感染拡大防止については、PPEやゾーニングについて勉強会を行い、施設スタッフに指導を行える体制を整えた。
- ・ 県からの要請により出務した宿泊療養支援の際には、事前にPPEの着脱研修及び、事前説明会を行った。

(対応を振り返って)

- 感染症の対応を経験したことがない保健師は、マニュアルを読み、OJTで実践を積むことで、感染症対応能力が向上した。
- 日々の状況について情報共有することにより、疫学調査に従事する保健師が事前に変更点や保健所の状況を把握することができ、円滑に業務を遂行することができた。

第6章

ワクチン接種

新型コロナウイルスによる死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、感染症のまん延防止を図ることを目的として、予防接種法に基づく臨時接種の特例として、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において、新型コロナウイルスワクチン接種が実施された。

本市では、令和3年1月に市長を本部長とする、「北九州市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」を設置し、市としての具体的な接種体制等を決定してきた。また、行政の取組に加え、接種の基幹業務を担う市医師会、地域医療支援病院、薬剤師会、歯科医師会や、周辺業務を担う民間事業者等の協力により、全市を挙げた接種体制を構築した。

ワクチン接種にあたっては、国・県・市における主な役割分担が示され、接種に係る費用は全額国費負担で行われた。ワクチン接種開始当初は、接種予約・問合せ窓口として設けたコールセンターと区役所相談窓口に、非常に多くの市民が集中し混乱が生じたが、その後は十分な予約枠の確保や電話回線の増設、市民センターへの予約窓口設置等により体制を拡充し、予約・接種は円滑に進捗した。

国・県・市における主な役割分担

国	ワクチンの確保、接種順位の決定、ワクチンに係る科学的知見の提供、健康被害救済に係る認定、副反応疑い報告制度の運営など
県	広域での実施体制確保に係る調整、医療従事者接種の体制確保、専門的相談体制の確保など
市	住民接種の体制確保、接種券・予診票・案内等の印刷・発送、健康被害救済の申請受付、相談体制の確保など

【本市における新型コロナワクチン接種の主な経緯】

時期	取組内容
令和3年1月21日	北九州市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部 設置
令和3年2月10日	第1回ワクチン接種推進本部会議 開催
令和3年2月23日	集団接種シミュレーション実施
令和3年4月12日	1・2回目接種 住民接種開始（民生委員等への先行接種）
令和3年4月19日	1・2回目接種 高齢者施設での接種開始
令和3年5月12日	1・2回目接種 本格化（市内全域での集団接種開始）
令和3年5月31日	第2回ワクチン接種推進本部会議 開催
令和3年7月1日	1・2回目接種 個別接種開始（市内約300医療機関）
令和3年7月9日	1・2回目接種 保育士・教職員等への優先接種開始
令和3年7月31日	1・2回目接種 接種を希望する高齢者：概ね接種完了
令和3年11月中旬	1・2回目接種 接種を希望する市民：概ね接種完了
令和3年12月1日	3回目接種 医療従事者接種開始
令和3年12月22日	第3回ワクチン接種推進本部会議 開催
令和4年1月8日	3回目接種 住民接種開始（主に先行接種者／集団接種）
令和4年1月11日	3回目接種 高齢者施設での接種開始
令和4年1月24日	全市民センター（約130か所）に予約専用窓口開設（～3月末）
令和4年2月5日	3回目接種 本格化（市内全域での集団接種開始）
令和4年2月7日	3回目接種 個別接種開始（市内約300医療機関）
令和4年3月5日	小児（5～11歳）1・2回目接種開始
令和4年5月28日	4回目接種 住民接種開始（主に医療従事者／集団接種）
令和4年6月13日	4回目接種 高齢者施設での接種開始
令和4年7月12日	全市民センター（約130か所）に予約専用窓口開設（～9月9日）
令和4年7月16日	4回目接種 本格化（市内全域での集団接種開始）
令和4年7月19日	4回目接種 個別接種開始（市内約300医療機関）
令和4年9月24日	小児（5～11歳）3回目接種開始
令和4年9月28日	オミクロン株対応ワクチン接種開始
令和4年11月14日	乳幼児（生後6か月～4歳）1～3回目接種開始
令和5年4月1日	小児（5～11歳）オミクロン株対応ワクチン接種開始
令和5年5月8日	令和5年春開始接種実施 （対象：高齢者、基礎疾患がある方、医療従事者等）

1 供給・管理

(1) ワクチンの供給・管理

- 新型コロナワクチン接種実施に伴い、国からのワクチン・シリンジ等の受入体制及び管理体制・配送の構築が必要となったため、効率化を図ることを目的に、管理と配送については外部委託を行い、「北九州ワクチン配送センター」を立ち上げ、当センターにてワクチン・シリンジ等の一元管理を行った。
- ワクチン配送については、令和3年4月から各集団接種会場への配送を開始し、その後高齢者施設及び医療機関への配送についても行った。

配送場所	配送頻度
集団接種会場	週1～2回(午前・午後)
医療機関等	随時(約350箇所)
高齢者・障害者施設	随時(約530箇所)

- ワクチン管理については、ワクチン配送センターの機械警備及びディープフリーザーの温度管理・通報体制を構築し、常時、設備・機器等を監視し不具合が生じた場合、迅速に対応できるようにした。
- ワクチン供給については、国から各クールごとにワクチン供給数に関する照会があるため、具体的な数値が示されていない場合は接種対象者から必要ワクチン数を試算し、国に対して要求を行ってきた。



ワクチン配送センター

(対応を振り返って)

ワクチンは、温度管理や品質保持等の適正管理、及び配送時の仕分け、在庫管理事務が煩雑であるが、管理業務を委託したことにより、適正かつ迅速に対応することができた。

2 予約・接種管理

(1) 予約・接種状況の管理

- 本市では、令和3年4月に「集団接種」を開始し、同月、「高齢者施設等における接種（巡回接種）」についても開始した。7月からは「市内医療機関（約360機関）での個別接種」や「保育士、教職員等を対象とした大規模接種」等を開始するとともに、企業・大学等が実施する「職域接種」の支援も行うなど、様々な取組を進めた。こうした取組の中で、ワクチン接種の進捗を的確に把握するため、予約・接種状況の管理を行った。
- 予約回数等の把握については、予約管理システムから予約データを抽出し、年齢層別や類型（集団・個別・大規模）別、接種回数別に集計した。状況を内部で共有するほか、毎週の定例会見、市ホームページ等で公表した。
- 接種回数等の把握については、次のとおり集計し、毎週の定例会見、市ホームページ等で公表した。
 - ・ 市内における接種回数を接種者の住所地を問わず類型別に把握・集計
 - ・ （接種地を問わない）北九州市民の接種記録についてはワクチン接種記録システム（VRS）にて集計

（対応を振り返って）

- ワクチンの接種回数等について、類型別に集計を行い、1日単位で厳格な回数管理を行ったことにより、正確な進捗管理が行うことができた。
- 接種状況を公表することで、市民に対する積極的な情報発信という点からも、接種に対する市民理解に繋がられるよう努めた。

(2) 予約管理システム/接種閲覧システム

ア 予約管理システム

- 新型コロナワクチンの市内の接種対象者は約92万人に上り、また、集団接種会場、個別接種医療機関と接種会場も多く、大量のワクチン接種の予約を迅速かつ円滑に処理する必要があったため、令和3年4月から、予約管理システムを構築して予約受付を行った。
- 予約管理システムを構築したことで、市民が都合の良い時間に直接インターネットで予約できたほか、区役所窓口やコールセンターにおいてもシステムを使用して予約受付を行うことができた。
- 初回接種では、約120万回の予約、以後の接種においても大量の予約を受け付けたが、これまでに、システムダウン等の大きなトラブルは起きていない。
- 随時、必要なシステム改修を行い、接種回数の増加やワクチン種別の変更等に対応した。また、「画面が分かりにくい」等の意見を受け、画面表示の変更等も行った。

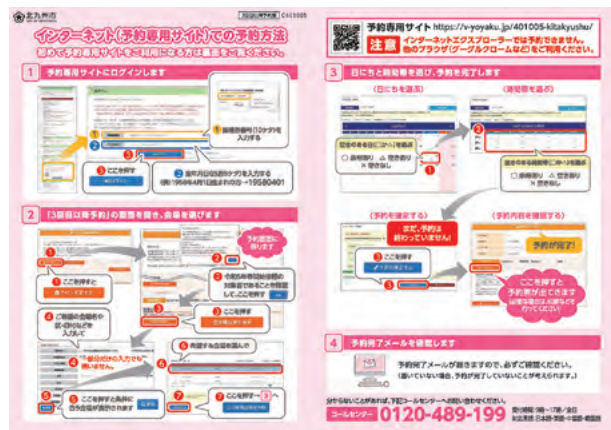
予約方法
 [接種会場を選択] ボタンを押して、接種会場を選んでください。
 [予約日時を選択] ボタンを押して、予約日時を選んでください。
 [予約人数を選択] ボタンを押して、予約人数を選んでください。
 予約完了後、予約券がダウンロードされます。必ずダウンロードして印刷してください。

予約対象者
 接種の方向性として予約する場合は、事前にこちらから予約の申込書を送ってください。そうでない場合は「接種会場選択」へお進みください。
 ※途中で人数の変更が可能です。

接種会場
 事前に接種会場を選択してください。接種日時での接種の申込みもこちらから行えます。

接種日時
 接種日時の選択、変更を行う場合はこちらから選択してください。接種会場を選択していない場合は選択できません。

予約管理システム



「インターネットでの予約方法」をお知らせするチラシ

イ 接種閲覧システム

- 令和3年4月に開設した「予約管理システム」とセットで、「接種閲覧システム」を開設し、ワクチン接種の実績を管理した。接種記録を管理するシステムとしては、国が準備した「ワクチン接種記録システム(VRS)」もあるが、大量のワクチン接種の実績を管理し、正しい接種回数の接種券発行に繋げるため、市独自の接種閲覧システムで接種実績を管理した。

北九州市 接種状況閲覧システム
 接種状況 検索画面
 自治体管理者1 さん

検索条件

氏名力ナ: 生年月日 和暦: 券番号:

氏名: 生年月日: yyyy/mm/dd 個人番号: 接種券再発行(3回目):

通称名: 基本日年齢: 性別: 世帯番号: 接種券再発行(5回目): 接種券再発行(6回目):

住所: 自治体メモ:

自治体内在住: 社会福祉施設入所者のみ 児童施設入所者のみ D V 被害者のみ D V 加害者のみ

他自治体在住: 社会福祉施設入所者のみ 児童施設入所者のみ D V 被害者のみ D V 加害者のみ

年齢区分: 緊急停止のみ 仮番号を含む

検索 CSV出力 条件

接種閲覧システム

(対応を振り返って)

- 市独自の予約管理システムを使用することで、市民が都合の良い時間に直接インターネットで予約することができ、また、大量のワクチン接種の予約を迅速かつ正確に処理することができた。
- 市独自の接種閲覧システムで大量のワクチン接種の実績を管理することで、正しい接種回数の接種券を発行することができた。

3 接種体制

(1) 集団接種

- 市民への接種については高齢者から順次接種を進めていくことになり、まずは、多くの接種が見込め、また、重篤な副反応が発生した場合に、複数医師での対応が可能な集団接種を実施することとなった。
- 接種体制(接種会場及び人員)の確保が急務となったため、効率化を図ることを目的として外部委託を行い、業務を実施した。
- 国からの通達に従い、市内13会場にて令和3年4月から集団接種(ファイザー)を開始した。ワクチンの供給量及び個別接種等の進捗、追加接種の開始時期や対象人数に合わせて会場数や接種時間を調整した。
- 令和4年3月までは、各会場に会場管理責任者(本庁職員)及び会場運営責任者(区職員)を配置し、委託業者と連携して運営を行った。令和4年4月以降は、受付等基本的な会場運営は委託業者が行い、トラブル等が発生した場合は市職員が対応を行った。また、接種対象者の人数に応じて、接種レーン数や医療従事者、会場スタッフ等の削減調整を適宜行った。

【集団接種実施状況】

ア ファイザー

時 期	会 場
令和3年4月12日～6月30日	市内13会場(水・木・土・日)
令和3年7月1日～9月30日	市内15会場(水・木・土・日) ※8/12以降は土・日
令和3年10月2日～10月17日	市内15会場(土・日)
令和3年10月23日～11月21日	市内12会場(土・日)
令和3年12月4日～令和4年1月30日	市内2会場(土・日)
令和4年3月6日～4月3日	市内1会場(日)
令和4年4月9日～5月1日	市内3会場(土・日)
令和4年5月7日～7月10日	市内2会場(土・日)
令和4年7月16日～9月24日	市内2会場(金・土)
令和4年9月30日～12月25日	市内2会場(水・木・金・土・日)
令和5年1月6日～8月27日	市内2会場(金・土・日)

イ モデルナ

時 期	会 場
令和3年10月13日～令和4年1月27日	市内2会場(水・木)
令和4年2月5日～5月1日	市内13会場(水・木・土・日)
令和4年5月6日～7月15日	市内2会場(水・木・金)
令和4年7月16日～9月25日	市内12会場(水・木・土・日)

ウ 小児ファイザー

時 期	会 場
令和4年3月5日～6月26日	市内2会場（土・日）
令和4年9月24日～12月4日	市内2会場（土・日）

エ オミクロン株対応ファイザー

時 期	会 場
令和4年9月28日～9月29日	市内12会場（水・木）
令和4年10月1日～10月14日	市内8会場（水・木・金・土・日）
令和4年10月15日～12月4日	市内12会場（水・木・金・土・日） ※金曜日のみ2会場
令和4年12月7日～12月25日	市内11会場（水・木・金・土・日）
令和5年1月6日～2月26日	市内7会場（金・土・日）
令和5年3月3日～4月30日	市内3会場（金・土・日）

オ 小児用オミクロン株対応ファイザー

時 期	会 場
令和5年4月1日～4月30日	市内2会場（土・日）

カ オミクロン株対応モデルナ ※令和5年5月現在

時 期	会 場
令和5年5月13日～継続中	市内9会場（金・土・日）

【接種実績（回数）】

令和3年度

（単位：回）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
約500	約12万	約21万	約15.4万	約10.5万	約12.9万	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
約10.6万	約4.4万	約1.1万	約1万	約9.6万	約12.6万	約111万

令和4年度

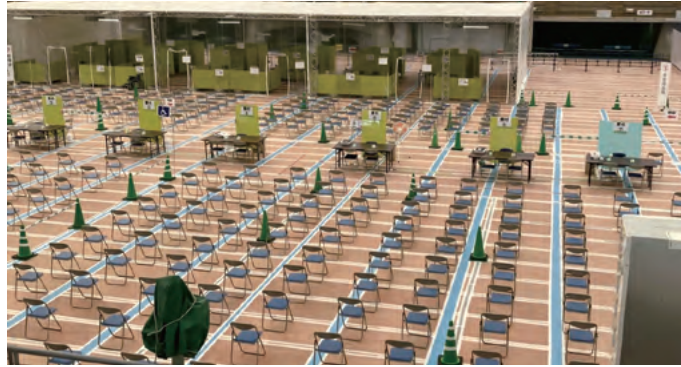
（単位：回）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
約5.2万	約2万	約1.7万	約5.4万	約6.3万	約2.5万	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
約3.6万	約9.5万	約6.1万	約1.5万	約1.2万	約0.4万	約45.4万

令和5年度（令和5年5月時点）

（単位：回）

4月	5月		合計
約0.2万	約0.4万		約0.6万



集団接種会場の設営

(対応を振り返って)

- 集団接種会場の運営管理においては、接種実施当初は間違い接種や事務ミスなど様々な事案が発生したが、随時改善を図ることで適切かつ円滑に対応してきた。
- 会場の選定については、交通利便性や駐車場の有無及び、暑い時期や寒い時期には空調設備がある施設を中心に選定を行った。また、ワクチンの供給量及び接種希望者数に応じて、会場の規模等を考慮して必要な接種体制を確保している。

(2) 個別接種

ア 接種体制

- 本市における新型コロナワクチン接種は、本市が設置した集団接種会場での接種から開始されたが、基礎疾患を持つ方や在宅療養により医師の往診を要する方への接種機会の提供等、市民により多くの接種機会を提供するべく、市医師会と連携し、市内医療機関による個別接種を令和3年7月1日より開始した。
- 個別接種の開始にあたっては、市内医療機関の接種実施の意向や接種見込み回数等を把握するため、事前調査を実施した。その調査結果を踏まえ、医療機関での接種に係る予約受付方法、接種回数の調整、ワクチン配送方法等の個別接種実施の枠組みの検討、市医師会との協議を経て、令和3年6月15日に実施医療機関向けの説明会(オンライン)を開催した。

【取組内容】

(ア) 初回接種(1・2回目接種)

- ・ 実施期間：令和3年7月1日～令和3年10月31日
- ・ 実施医療機関：389か所
- ・ 使用ワクチン：ファイザー社製ワクチン、モデルナ社製ワクチン

【接種実績(回数)】

(単位：回)

令和3年7月	8月	9月	10月	合計
約6.6万	約7.1万	約5.8万	約3.2万	約22.7万

(イ) 第一期追加接種(3回目接種)

- ・実施期間：令和4年2月7日～令和4年6月5日
- ・実施医療機関：334か所
- ・使用ワクチン：ファイザー社製ワクチン

【接種実績(回数)】

(単位：回)

令和4年2月	3月	4月	5月	6月	合計
約4.9万	約5.6万	約5.1万	約2.3万	約0.5万	約18.4万

(ウ) 第二期追加接種(4回目接種)

- ・実施期間：令和4年7月19日～令和4年9月25日
- ・実施医療機関：307か所
- ・使用ワクチン：ファイザー社製ワクチン

【接種実績(回数)】

(単位：回)

令和4年7月	8月	9月	合計
約2.2万	約4.5万	約4.2万	約10.9万

(エ) オミクロン株対応ワクチン接種

- ・実施期間：令和4年10月17日～令和5年2月12日
- ・実施医療機関：298か所
- ・使用ワクチン：ファイザー社2価ワクチン

【接種実績(回数)】

(単位：回)

令和4年 10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	合計
約1.3万	約4.0万	約5.7万	約3.3万	約0.9万	約15.2万

(オ) 令和5年春開始接種

- ・実施期間：令和5年5月8日～継続中 ※令和5年5月現在
- ・実施医療機関数：298か所
- ・使用ワクチン：ファイザー社製2価ワクチン
※接種開始当初は、モデルナ社製ワクチン使用

(カ) 小児(5～11歳)への接種

- ・実施期間：(初回接種) 令和4年3月22日～継続中 ※令和5年5月現在
(3回目接種) 令和4年9月20日～継続中 ※令和5年5月現在
- ・実施医療機関：38か所
- ・使用ワクチン：ファイザー社製ワクチン(初回接種：1価、追加接種：2価)

【接種実績（回数）】

(単位：回)

令和4年3月	4月	5月	6月	7月
約1,200	約2,600	約1,400	約700	約600
8月	9月	10月	11月	12月
約800	約700	約500	約500	約800
令和5年1月	2月	3月	4月	合計
約400	約300	約200	約400	約11,000

(キ) 乳幼児（生後6か月～4歳）への接種

- ・ 実施期間：令和4年11月14日～継続中
- ・ 実施医療機関：16か所

【接種実績（回数）】

(単位：回)

令和4年 11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	合計
約100	約500	約300	約300	約200	約100	約1,500

イ 運営管理

- 市が主体的に運営を行う集団接種等とは異なり、個別接種は、予約管理やワクチン配送等の市が決定した枠組みの中で医療機関が市民への接種を行うという実施体制になることから、接種を行う医療機関を支援する運営管理体制が必要となった。

【取組内容】

(ア) オペレーションセンター運営

令和3年6月24日より、医療機関からの問い合わせ対応や、各種書類のやり取りを行うオペレーションセンター（外部委託）を開設した。

(イ) ワクチン配送

初回接種開始前後（令和3年6月～7月）は、ワクチンの医療機関ごとの仕分けと医療機関への配送については外部委託していたものの、医療機関ごとのワクチン配送数は市が直接算定していた。

なお、令和3年9月からは、医療機関ごとのワクチン配送数の算定もオペレーションセンター受託事業者に委託した。

(ウ) ワクチン在庫管理・接種実績管理

初回接種開始直後(令和3年7月～8月)に国からのワクチン供給量が制限されて以降、各医療機関の予約枠の制限等の調整を行うなど、市全体のワクチンの在庫数が逼迫しないよう在庫管理の必要性が高まったため、第一期追加接種においては、個別接種手続きWebサイトを導入し、個々の医療機関のワクチン配送数から接種実績を差し引いた在庫数を計算し、在庫数の見える化を行った。

(対応を振り返って)

- 国から接種対象者の拡大や追加接種の実施方針が次々と示され、その度に対応を求められ、事業実施は困難を極めたが、接種回数を重ねる中で、医療機関との連携に電子申請システムを導入したり、業務のマニュアル化を図ったりするなど、一つ一つの課題を解決していくことで、事業をスムーズに進めていくことができた。
- 初回接種の課題の一つに、提出書類の多さや記入方法の複雑さによって、医療機関とオペレーションセンターとの間のやり取りが増えたことがあったため、提出書類の数の見直しの他、書類の提出方法をメール・FAXからWeb上の回答に変更した。これにより、提出書類に不備がある場合は提出できないといった制御をすることで、医療機関とオペレーションセンターとのやりとりを減らすことが可能となった。

(3) 巡回接種

- 新型コロナウイルスに罹患すると、重症化する可能性が高い高齢者と、高齢者と関わる業務をしている高齢者施設等の従事者については、ワクチンの優先接種の対象となっている。
- 高齢者施設等には集団接種会場に行けない方が多く入居しているため、施設での巡回接種を進め、同時に施設従事者への接種を実施した。
- 嘱託医やかかりつけ医等、接種を行う医師がいる施設については、医療機関又は施設にワクチンを配送し、施設で接種を行った。接種を行う医師がいない施設については、外部医師による巡回接種を行った。

【接種状況】**ア 1・2回目接種**

(高齢者施設)

- ・ 実施期間： 令和3年4月～8月 ※希望する全施設で接種完了した

(障害者施設)

- ・ 実施期間： 令和3年4月～10月 ※希望する全施設で接種完了した

イ 3回目接種

- ・ 実施期間： 令和4年1月～3月 ※希望する全施設で接種完了した

ウ 4回目接種

- ・実施期間：令和4年6月～10月 ※希望する全施設で接種完了した

エ オミクロン株対応ワクチン接種

- ・実施期間：令和4年11月～令和5年3月 ※希望する全施設で接種完了した

オ 令和5年度春開始接種

- ・実施期間：令和5年5月8日～8月

(対応を振り返って)

- 各施設へ事前アンケートを実施し、接種方法や時期、希望人数の調査を行い、施設に合わせた接種を行えるよう努めた。
- 巡回接種は施設内での新型コロナウイルス感染により、スケジュールが遅れるケースがいくつかあったが、医療機関との調整や接種も順調に進み、接種を希望する全施設で接種を実施できている。

(4) 優先接種

ア 大規模接種

- 新型コロナワクチン接種において、高齢者接種のめどが立った令和3年7月上旬から、教職員、保育士、介護・障害者施設等の従事者に対して、施設内における、クラスター発生の防止及び社会機能の維持の観点より、優先的にワクチン接種を行った。

概要

- ・期間：令和3年7月9日～9月24日
- ・接種ワクチンの種別：武田／モデルナ社製ワクチン
- ・接種会場数：2会場
- ・対象職種：北九州市内にある下記事業所に勤務する全ての職員（市外居住者を含む）

保育関連施設職員	保育所、認定こども園、地域型保育事業所、病児保育施設、認可外保育施設、子ども総合センター、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、放課後等児童クラブ、里親、ファミリーホーム等
教職員	幼・小・中・特支・高等学校（国公立、私立）、高等理容美容学校、戸畑高等専修学校等
介護サービス事業所従事者	居宅介護支援事業所、訪問系介護サービス事業所、通所系介護サービス事業所、短期入所事業所等
障害福祉サービス事業所従事者	訪問系事業所、通所系事業所、相談系事業所等

接種実績

- ・ (1回目接種) 22,069名
- ・ (2回目接種) 21,944名

実施体制

- ・ 案内・希望取りまとめ：各局関係各課
- ・ 接種会場運営：子ども家庭局、教育委員会
- ・ ワクチン管理：保健福祉局感染症医療政策課

イ 18歳・消防団・障害のある方・妊婦の接種

- 以下の対象者について、各々の必要性に鑑み、優先接種を実施した。

(ア) 18歳(大学受験及び就職試験を控える高校3年生)への接種

接種の必要性	感染拡大防止を図るため
接種日時	令和3年8月1日 10:00～13:00、14:00～17:00
接種会場	集団接種会場
対象者	生年月日が平成15年(2003年)4月2日～平成16年(2004年)4月1日生まれの方 ※学生等不問
対象者数	約8,300人
予約方法	コールセンター及び区役所相談窓口
接種実績	約2,000人

(イ) 消防団員への接種

接種の必要性	消防局職員と同様接種を行う必要があるため
接種日時	令和3年7月17日～令和3年8月22日の土日
接種会場	北九州市消防局訓練研修センター
対象者数	約1,000名
接種実績	約1,000人

(ウ) 障害のある方及び妊婦等への接種

接種の必要性	基礎疾患をお持ちの方が多く、新型コロナウイルスに罹患すると重症化する可能性が高いことから、早期接種の機を確保する必要があるため。また、妊娠中に新型コロナウイルスに罹患すると、特に妊娠後期は重症化しやすいことからワクチン接種が推奨されており、早期接種の機会を確保する必要があるため。
接種日時	令和3年9月11日～令和3年10月31日
接種会場	集団接種会場
予約枠数	約3,000人
予約方法	コールセンター及び区役所相談窓口

(対応を振り返って)

優先接種実施時には、ワクチン接種の対象となっていなかった子ども達に接する職種や、重症化する可能性が高い高齢者等に対する職種に対して優先接種を行うことにより、感染拡大を抑える一助になった。また、受検を控える18歳や、妊婦等、その各々の必要性に応じて、早期の接種機会を提供することができた。

(5) 小児接種/乳幼児接種**ア 小児接種**

- 国において、5～11歳の小児向けワクチン接種についての方針が示されたため、令和4年3月から集団接種と個別接種の併用により、小児接種を開始した。
- 国からのワクチン供給量に応じて、年齢順(小学校4年生以上)・段階的に受付を開始した。

【概要】

- ・ 対象者：市内在住の5～11歳で約55,000人
- ・ 使用ワクチン：ファイザー社小児用ワクチン
- ・ 接種頻度：
 - (1～2回目接種) 3週間間隔で2回接種
 - (3回目接種) 2回目接種から3ヶ月以上経過
 - (4回目接種) 3回目接種から3ヶ月以上経過
- ・ 接種会場：個別接種実施医療機関、集団接種会場(時期によっては休止)

【接種状況】 ※令和5年5月時点**初回(1・2回目接種)**

区分	接種者	接種率(5歳～11歳)
1回以上接種	10,500人	19.1%
2回接種終了	10,100人	18.4%

3回目接種(従来型・オミクロン株対応型の計)

区分	接種者	接種率(2回終了者に対し)
3回接種終了	4,400人	43.6%

初回(1・2回目接種)

区分	接種者	接種率 (従来ワクチンの3回終了者に対し)
4回接種終了	1,100人	26.2%

イ 乳幼児接種

- 国において、乳幼児への有効性や安全性等を踏まえ、ワクチン接種の対象とするとの方針が示されたため、令和4年11月から個別接種により、乳幼児接種を開始した。

【概要】

- ・ 対象者：市内在住の生後6か月～4歳、約30,000人
- ・ 使用ワクチン：ファイザー社乳幼児接種用ワクチン
- ・ 接種頻度：1回目の接種後、3週間間隔で2回接種し、2回目接種後、少なくとも8週間空けて3回目を接種
- ・ 接種会場：個別接種実施医療機関

(対応を振り返って)

小児科を中心とした医療機関の協力による接種体制の確保や接種会場、専用コールセンターの体制整備により、接種を希望する対象者への接種が円滑に進んだ。

(6) 職域接種

- 地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において職域単位での接種を行う職域接種を実施した。
- 接種に必要な医療従事者や会場等は、企業や大学等が自ら確保し、自治体の接種事業に影響を与えないことを条件に、モデルナワクチンを有効活用し、接種を進めた。
- 職域接種は、企業等が福岡県に申請しワクチン供給を受けるもので、本市は情報収集や問合せ対応・広報等の支援を行った。
- 実施した企業や大学等に対しては、福岡県より「新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業費補助金」が支給された。

(対応を振り返って)

職域接種の実施によって、集団接種、個別接種の予約枠に余裕が生じ、接種を希望する市民への迅速かつ円滑な接種がより促進された。

4 相談対応・広報

(1) コロナワクチンコールセンター及び区役所等における相談窓口

- コロナワクチン接種対象者はほぼ全市民にあたり、不安を抱える多数の市民からの問い合わせが寄せられることが見込まれたため、コロナワクチンの問い合わせ専用窓口として「北九州市コロナワクチンコールセンター」を開設した。また、各区役所には、接種の予約や、疑問、相談に応じる対面相談窓口を設置した。

- 接種回数を重ねるごとに、接種対象者の変更や、接種間隔・ワクチン種別の変更等により、対応内容の変更が多々生じたため、スタッフの指導・教育が重要になった。そのため、新たな対応が発生する都度、適切な情報、マニュアル等を提供し、市民からの相談に対応できるよう努めた。

【コロナワクチンコールセンター概要】

- ア 名 称：北九州市コロナワクチンコールセンター
- イ 電話番号：0120-489-199
- ウ 受付時間：全日9時～17時
- エ 受付内容：コロナワクチンに関すること全般(相談・予約等)

(対応を振り返って)

- コールセンター及び区役所相談窓口では、インターネットの使用が難しい方の予約をはじめ、多くの市民の予約受付や相談等の対応を行った。
- 接種開始当初は、コールセンターには非常に大量の問合せが集中し、電話がつながらない状況が発生したため、接種対象者数に合わせて回線の増設を行い対応した。
- 区役所相談窓口でも、当初は非常に多くの市民が集中し混乱を生じたため、スタッフの増員、予約受付方法の変更、繁忙期における市民センターでの予約専用窓口設置等の対応を行った。

(2) 市民等への広報・啓発

- ワクチン接種の円滑な実施、接種推進とともに、接種が任意であることや、接種の効果や安全性、副反応のリスク等の理解促進のため、様々な広報媒体を活用し、市民等への広報・啓発を行った。

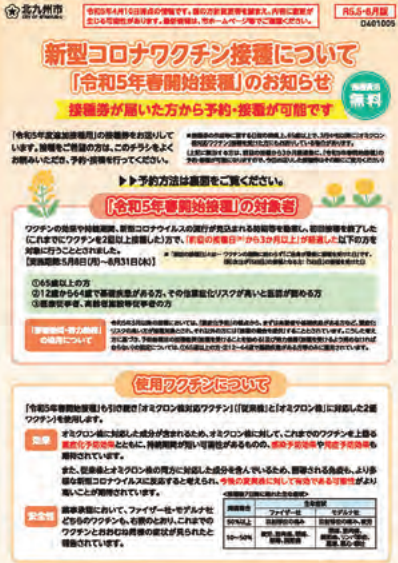
【主な取組】

- ・ 市ホームページ及びSNS(Twitter)の開設(令和3年2月～)
- ・ 市長定例会見における接種の進捗状況や新たな情報の発信(令和3年2月～)
- ・ 若年層を主な対象としたホームページの開設及びSNS(Instagram)の開設(令和3年9月～)
- ・ 市独自の映像を制作し、テレビCMや街中の大型ビジョン、SNS等で放映
- ・ ポスター掲示、市政ラジオやケーブルテレビ、新聞折込広告、デジタルサイネージ等、多様な媒体を活用し、目的・対象に応じてきめ細かな広報を展開した。

(対応を振り返って)

- ワクチン接種は市民からの関心も高く、その対象者も極めて広範となるため、情報が確実に市民の元に届くよう、多様な媒体における発信を継続的に実施した。
- 令和4年9月に開始した「オミクロン株対応ワクチン接種」や、「令和5年度のワクチン接種」については、対象者の考え方等が大きく変わり、市民へのより丁寧な周知が必要となった。このため、従来の広報に加え、当該接種の概要等をまとめた「お知らせチラシ」を制作し、郵便局のタウンメールを活用して全世帯へ送付するなど、よりきめ細かく広報を行った。

(参考) 接種券同封チラシ



新型コロナウイルスワクチン接種について
「令和5年春開始接種」のお知らせ

接種券が届いた方から予約・接種が可能です

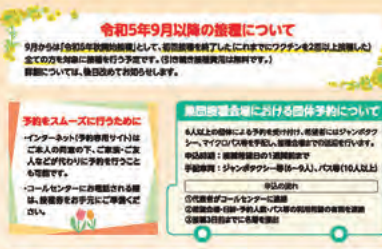
予約方法は画面をご覧ください

「令和5年春開始接種」の対象者

ワクチンの効果や持続期間、新型コロナウイルスの流行が予測される時期等を考慮し、接種期間を設定したうえでワクチン接種を開始いたします。令和5年春開始接種の対象者は、令和5年5月8日(月)～6月31日(木)に接種を行います。

① 45歳以上の方
② 12歳から4歳で接種歴がある方、中等症以上のリスクが高いと医師が認める方

接種期間：令和5年5月8日(月)～6月31日(木)



令和5年9月以降の接種について

9月からは令和5年秋開始接種として、接種期間を完了した方からワクチン2回以上接種した方、全ての方も対象に接種を行う予定です。予約については、後日改めてお知らせします。

予約をスムーズに行うために
インターネット(予約専用サイト)はご本人の同意の下、ご家族・ご友人などが代わりに予約を行うことも可能です。

コールセンターにお電話される際は、接種券をお手元にご準備ください。

集団接種会場における団体予約について

6人以上の団体による予約を受け付け、接種にはワンストップ・マイアプロイックを推奨します。接種会場での接種となります。

申込期間：接種開始日の1週間前まで
予約期間：ジャパンポータルサービス(9月～9月)、PC専用(10月～10月)

申込の流れ
① 接種券がコールセンターに連絡
② 接種券の個人・予約人数・PCの予約利用状況の照会と確認
③ 接種3日前までに予約を確定



自宅のテレビでもワクチン接種に関する情報が確認できます

ワクチン接種の情報は、放送局、インターネット、スマートフォン、タブレットなどで確認いただけます。



新型コロナウイルスワクチン接種について
「オミクロン株対応ワクチン接種」のお知らせ

接種券が届いた方から予約・接種が可能です

予約方法は画面をご覧ください

「オミクロン株対応ワクチン接種」の対象者

新型コロナウイルスの「変異株」と「オミクロン株」に対応した2価ワクチン接種を行います。

オミクロン株に対応した成分が含まれるため、オミクロン株に対して、これまでのワクチンよりも高い効果が期待されます。接種期間が長い可能性のあるものの、接種予約の受付や接種会場も順次開設されています。

また、従来のオミクロン株の流行に合わせた成分を含んでいるため、接種される方も、より多様な新型コロナウイルスに感染すると考えられ、今後の変異株に対して有効である可能性があります。

接種期間において、ファイザー・モデルナそれぞれのワクチンも、下巻のとおり、これまでのワクチンとおおむね同様の効果が認められたと報告されています。

＜接種券/日程に記された主な範囲＞

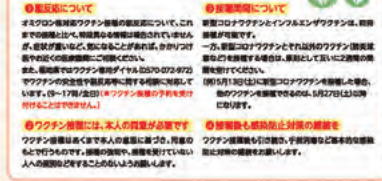
接種対象	ファイザー	モデルナ
50%以上	接種期間の延長、受付	接種期間の延長、受付
10～50%	接種期間の延長、受付	接種期間の延長、受付

「オミクロン株対応ワクチン接種」の対象者

従来のコロナワクチン2回以上接種した12歳以上の方で、接種期間(令和5年5月8日～6月31日)が満了した方です。

※「接種期間」には、以下の条件を満たす必要があります。

- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方
- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方
- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方
- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方



令和5年9月以降の接種について

9月からは令和5年秋開始接種として、接種期間を完了した方からワクチン2回以上接種した方、全ての方も対象に接種を行う予定です。予約については、後日改めてお知らせします。

予約をスムーズに行うために
インターネット(予約専用サイト)はご本人の同意の下、ご家族・ご友人などが代わりに予約を行うことも可能です。

コールセンターにお電話される際は、接種券をお手元にご準備ください。

集団接種会場における団体予約について

6人以上の団体による予約を受け付け、接種にはワンストップ・マイアプロイックを推奨します。接種会場での接種となります。

申込期間：接種開始日の1週間前まで
予約期間：ジャパンポータルサービス(9月～9月)、PC専用(10月～10月)

申込の流れ
① 接種券がコールセンターに連絡
② 接種券の個人・予約人数・PCの予約利用状況の照会と確認
③ 接種3日前までに予約を確定



自宅のテレビでもワクチン接種に関する情報が確認できます

ワクチン接種の情報は、放送局、インターネット、スマートフォン、タブレットなどで確認いただけます。



新型コロナウイルスワクチン接種について
「オミクロン株対応ワクチン接種」のお知らせ

接種券が届いた方から予約・接種が可能です

予約方法は画面をご覧ください

「オミクロン株対応ワクチン接種」の対象者

新型コロナウイルスの「変異株」と「オミクロン株」に対応した2価ワクチン接種を行います。

オミクロン株に対応した成分が含まれるため、オミクロン株に対して、これまでのワクチンよりも高い効果が期待されます。接種期間が長い可能性のあるものの、接種予約の受付や接種会場も順次開設されています。

また、従来のオミクロン株の流行に合わせた成分を含んでいるため、接種される方も、より多様な新型コロナウイルスに感染すると考えられ、今後の変異株に対して有効である可能性があります。

接種期間において、ファイザー・モデルナそれぞれのワクチンも、下巻のとおり、これまでのワクチンとおおむね同様の効果が認められたと報告されています。

＜接種券/日程に記された主な範囲＞

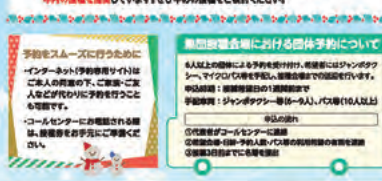
接種対象	ファイザー	モデルナ
50%以上	接種期間の延長、受付	接種期間の延長、受付
10～50%	接種期間の延長、受付	接種期間の延長、受付

「オミクロン株対応ワクチン接種」の対象者

従来のコロナワクチン2回以上接種した12歳以上の方で、接種期間(令和5年5月8日～6月31日)が満了した方です。

※「接種期間」には、以下の条件を満たす必要があります。

- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方
- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方
- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方
- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方



令和5年9月以降の接種について

9月からは令和5年秋開始接種として、接種期間を完了した方からワクチン2回以上接種した方、全ての方も対象に接種を行う予定です。予約については、後日改めてお知らせします。

予約をスムーズに行うために
インターネット(予約専用サイト)はご本人の同意の下、ご家族・ご友人などが代わりに予約を行うことも可能です。

コールセンターにお電話される際は、接種券をお手元にご準備ください。

集団接種会場における団体予約について

6人以上の団体による予約を受け付け、接種にはワンストップ・マイアプロイックを推奨します。接種会場での接種となります。

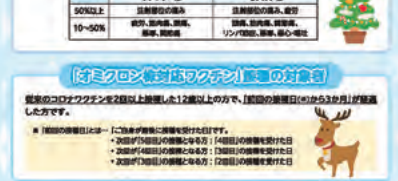
申込期間：接種開始日の1週間前まで
予約期間：ジャパンポータルサービス(9月～9月)、PC専用(10月～10月)

申込の流れ
① 接種券がコールセンターに連絡
② 接種券の個人・予約人数・PCの予約利用状況の照会と確認
③ 接種3日前までに予約を確定



自宅のテレビでもワクチン接種に関する情報が確認できます

ワクチン接種の情報は、放送局、インターネット、スマートフォン、タブレットなどで確認いただけます。



新型コロナウイルスワクチン接種について
「オミクロン株対応ワクチン接種」のお知らせ

接種券が届いた方から予約・接種が可能です

予約方法は画面をご覧ください

「オミクロン株対応ワクチン接種」の対象者

新型コロナウイルスの「変異株」と「オミクロン株」に対応した2価ワクチン接種を行います。

オミクロン株に対応した成分が含まれるため、オミクロン株に対して、これまでのワクチンよりも高い効果が期待されます。接種期間が長い可能性のあるものの、接種予約の受付や接種会場も順次開設されています。

また、従来のオミクロン株の流行に合わせた成分を含んでいるため、接種される方も、より多様な新型コロナウイルスに感染すると考えられ、今後の変異株に対して有効である可能性があります。

接種期間において、ファイザー・モデルナそれぞれのワクチンも、下巻のとおり、これまでのワクチンとおおむね同様の効果が認められたと報告されています。

＜接種券/日程に記された主な範囲＞

接種対象	ファイザー	モデルナ
50%以上	接種期間の延長、受付	接種期間の延長、受付
10～50%	接種期間の延長、受付	接種期間の延長、受付

「オミクロン株対応ワクチン接種」の対象者

従来のコロナワクチン2回以上接種した12歳以上の方で、接種期間(令和5年5月8日～6月31日)が満了した方です。

※「接種期間」には、以下の条件を満たす必要があります。

- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方
- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方
- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方
- ・接種期間(令和5年5月8日～6月31日)に接種を受けた方

北九州市
City of Kitakyushu

小児接種(オミクロン)用
A401005

5歳から11歳の方と保護者の方へ

新型コロナウイルスワクチン接種について 防ミクロン株対応ワクチン接種のお知らせ

接種が早い方から予約・接種が可能です

オミクロン株対応ワクチン接種の接種をお知らせしています。
保護者の方と子どもで、このチラシをよくお読みいただき、接種をご希望の方は、予約・接種を行ってください。
予約方法は裏面をご覧ください。

接種費用は無料

接種期間：5月12日(水)～5月22日(土) 1日1回

接種場所：各保健所(接種会場)にて実施します。

接種対象者：5歳から11歳の子どもと保護者の方(保護者の方の接種は無料です)。

接種の目的：オミクロン株対応ワクチン接種の接種を促すためです。

接種の重要性：オミクロン株対応ワクチン接種の接種を促すためです。

接種の安全性：オミクロン株対応ワクチン接種の接種を促すためです。

接種の予約方法：各保健所(接種会場)にて実施します。

接種の予約方法：各保健所(接種会場)にて実施します。

接種の予約方法：各保健所(接種会場)にて実施します。

小児の接種に係る相談体制や受診先のご相談など

接種後の反応や副作用の心配など、お子さまのワクチン接種に際して不安がある場合は、まずはかかりつけ医などへご相談ください。

その他、下記でも相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

・電話相談(ワクチン専用ダイヤル) 0570-72-972
(9～17時/土日/接種予約の受付はできません)
ワクチンの有効性・安全性に関する情報提供や、副反応に関する医学的な相談にも対応しています。

・各保健所相談窓口(9～17時/平日のみ)
接種予約の受付のほか、一般的な相談にも対応しています。
※各保健所(ワクチン接種センター)093-822-9999/24時間受付。
平日午前9時～午後5時(土・日・祭日も受付可能)に実施しています。

・ワクチン接種には、本人の同意が必要です(小児の方も同意ください)
ワクチン接種はあくまでも本人と保護者の方の意思に基づき、同意のもとで行うものです。
接種の強制や、接種を促さない人への差別などをすることのないようお願いします。

・接種期間について
新型コロナウイルスワクチン接種は、同時接種が可能です。一方、新型コロナウイルスとそれ以外のワクチン(日本製、二種混合など)を接種する場合は、原則として1週間以上の間隔を空けてください。

・接種後も感染防止対策の継続を
ワクチン接種後も引き続き、手洗いなど基本的な感染防止対策の継続をお願いします。

北九州市
City of Kitakyushu

乳幼児接種用
A401006

生後6か月から4歳のお子様の保護者の方へ

新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ

生後6か月から4歳のお子様の接種をお知らせしています。
このチラシをよくお読みいただき、接種をご希望の方は、予約・接種を行ってください。
接種が早い方から予約・接種が可能です

接種費用は無料

接種期間：5月12日(水)～5月22日(土) 1日1回

接種場所：各保健所(接種会場)にて実施します。

接種対象者：生後6か月から4歳のお子様の保護者の方(保護者の方の接種は無料です)。

接種の目的：新型コロナウイルスワクチン接種の接種を促すためです。

接種の重要性：新型コロナウイルスワクチン接種の接種を促すためです。

接種の安全性：新型コロナウイルスワクチン接種の接種を促すためです。

接種の予約方法：各保健所(接種会場)にて実施します。

接種の予約方法：各保健所(接種会場)にて実施します。

接種の予約方法：各保健所(接種会場)にて実施します。

「1回目接種時」の年齢でワクチンの接種が決まります

1回目の接種は生後6か月～4歳の方で、途中で年齢になった場合でも、3回目まで乳幼児接種として一貫してワクチン接種の接種を受けることになります。

(1回目の接種は生後6か月～4歳の方で、途中で年齢になった場合でも、3回目まで乳幼児接種として一貫してワクチン接種の接種を受けることになります。)

乳幼児の接種に係る相談体制や受診先のご相談など

接種後の反応や副作用の心配など、お子さまのワクチン接種に際して不安がある場合は、まずはかかりつけ医などへご相談ください。

その他、下記でも相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

・電話相談(ワクチン専用ダイヤル) 0570-72-972
(9～17時/土日/接種予約の受付はできません)
ワクチンの有効性・安全性に関する情報提供や、副反応に関する医学的な相談にも対応しています。

・各保健所相談窓口(9～17時/平日のみ)
接種予約の受付のほか、一般的な相談にも対応しています。
※各保健所(ワクチン接種センター)093-822-9999/24時間受付。
平日午前9時～午後5時(土・日・祭日も受付可能)に実施しています。

・ワクチン接種には、本人・保護者の方の同意が必要です
ワクチン接種はあくまでも本人と保護者の方の意思に基づき、同意のもとで行うものです。
接種の強制や、接種を促さない人への差別などをすることのないようお願いします。

・接種期間について
新型コロナウイルスワクチン接種は、同時接種が可能です。一方、新型コロナウイルスとそれ以外のワクチン(日本製、二種混合など)を接種する場合は、原則として1週間以上の間隔を空けてください。

・接種後も感染防止対策の継続を
ワクチン接種後も引き続き、手洗いなど基本的な感染防止対策の継続をお願いします。

北九州市
City of Kitakyushu

新型コロナウイルスワクチン接種
～12歳以上の方の1・2回目接種について～

接種費用は無料

接種期間：5月12日(水)～5月22日(土) 1日1回

接種場所：各保健所(接種会場)にて実施します。

接種対象者：12歳以上の方と保護者の方(保護者の方の接種は無料です)。

接種の目的：新型コロナウイルスワクチン接種の接種を促すためです。

接種の重要性：新型コロナウイルスワクチン接種の接種を促すためです。

接種の安全性：新型コロナウイルスワクチン接種の接種を促すためです。

接種の予約方法：各保健所(接種会場)にて実施します。

接種の予約方法：各保健所(接種会場)にて実施します。

接種の予約方法：各保健所(接種会場)にて実施します。

具体的な接種日時や会場等については、市ホームページでご確認ください。

予約方法

・インターネット(予約専用サイト) <https://v-yoyaku.jp/401005-kitakyushu>

・電話予約(予約専用ダイヤル) 0570-72-972

・各保健所相談窓口(9～17時/平日のみ)

・接種予約の受付のほか、一般的な相談にも対応しています。

・接種期間について
新型コロナウイルスワクチン接種は、同時接種が可能です。一方、新型コロナウイルスとそれ以外のワクチン(日本製、二種混合など)を接種する場合は、原則として1週間以上の間隔を空けてください。

・接種後も感染防止対策の継続を
ワクチン接種後も引き続き、手洗いなど基本的な感染防止対策の継続をお願いします。

第7章

広報・報道

令和2年1月に国内で初の感染者が確認されて以降、その未知のウイルスや感染状況に対する世間の関心は日を追うごとに高くなり、市における広報及び報道対応は重要性を増していった。

特に、感染発生当初は市内の感染者数や、クラスターの発生事例、死亡者などへの関心が高い中、陽性者の発生状況の公表にあたっては、正確な情報提供に努める一方、陽性者の特定に繋がらないよう配慮も必要だった。

市民に周知する情報は多岐にわたり、緊急事態宣言の発令や、それに伴う外出自粛、イベントの中止・延期、公共施設の休館などの社会活動への影響に加え、「新しい生活様式」の取組や、新型コロナワクチン接種などの感染拡大防止に関する情報等、その時々に必要な情報を様々な媒体を活用しながら伝えてきた。



記者会見では、感染状況等を公表

★北九州市より 緊急経済支援策のご案内

1. 事業生活支援策 市上が実施している中小事業に対し、支援金を交付しています

2. 感染拡大防止支援策 感染対策を行った飲食店に協力金を交付しています

3. 感染防止対策を徹底するための感染防止対策費補助金を交付しています

4. 事業生活支援策 市上が実施している中小事業に対し、支援金を交付しています

5. 感染防止対策を徹底するための感染防止対策費補助金を交付しています

6. 感染防止対策を徹底するための感染防止対策費補助金を交付しています

★北九州市より 新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

3回目接種券が届いた方から予約・接種が可能です

実施会場と使用ワクチンについて

1・2回目と異なるワクチンの接種（交互接種）について

小児（5～11歳）の接種を実施しています

予約方法

数回にわたり新聞折込チラシ等で情報発信を行った

1 市民等への広報・報道

(1) 各種媒体を活用した広報活動

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の発令や、それに伴うイベントの中止、公共施設の休館、あるいは、感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」の取組や、新型コロナウイルスワクチン接種など、様々な情報を市民に周知する必要が生じた。
- 市政だよりをはじめ、市ホームページや市公式SNS、市政テレビ・ラジオ、dボタン広報誌など、市が所管する自主媒体の他、テレビCMや新聞広告なども活用し、関係局と連携しながら、市民広報を開始した。

【主な取組】

ア 市政だより・新聞折込チラシ・新聞広告

「市政だより」毎号等において、その時々々の情報ニーズに即した記事を掲載した。感染状況等に応じて、特集として大きく掲載するなど、市民に確実に伝わる工夫を行った。

主な掲載内容

- ・ マスクの着用や手洗い、3密を避けるなどの基本的な感染予防対策
- ・ 発熱時の相談窓口や、コロナ禍における不安や悩みの相談窓口
- ・ 特別定額給付金や月次支援金の給付等の経済支援・生活支援策
- ・ ワクチンの接種案内
- ・ 感染者や医療従事者等への差別や偏見を防止する啓発記事 等



市政だよりへの掲載



新聞折込で周知

イ 市公式SNS (Facebook、Twitter、LINE)

主な配信内容

- ・ 新型コロナウイルス感染者情報を毎日配信（令和4年4月22日まで実施）
- ・ 感染拡大防止に関する啓発
- ・ ワクチン接種予約情報
- ・ 主な支援策 等

ウ 市ホームページ

主な取組内容

- ・ トップページの最上部に「注目キーワード」として、新型コロナウイルス相談、ワクチン接種を常設
- ・ トップページ「トピックス」に、アイキャッチ画像のクリックボタン（新型コロナウイルス対策ページ）を常設 等

- その他にも、テレビCM・市政テレビ・ラジオを活用した情報発信に加え、高齢者等のインターネット環境が脆弱な方にも重要な市政情報をお届けすることを目的に、「dボタン広報誌」の運用を令和3年5月から開始した。



dボタン広報誌で情報発信

(対応を振り返って)

高齢者をはじめとして情報源が限られる市民もいることや、全市民への情報発信であることを踏まえ、掲載内容を工夫したりしながら、市民のニーズに即した、必要な情報を発信できるよう取り組んだ。

(2) 報道対応

- 当初は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「指定感染症（2類相当）」に指定されており、国（厚生労働省）が発生状況、陽性者情報について公表を行っていた。
- 感染の拡大に伴い、その公表は各自治体に委ねられ、国の指針としては、県単位での公表

を前提とし、各自治体においては県単位での公表が行われた。

- その後、市単位での公表に踏み切る自治体が現れ、本市でも1例目の陽性者が確認されたことにあわせ、市単独での公表を行うこととした。
- 公表については、国が定める「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針(令和2年2月27日付け厚生労働省事務連絡)」及び本市の定める「北九州市感染症公表要領」に準じて実施した。

ア 感染発生当初における各公表の取扱い

(ア) 1例目の公表 (令和2年3月1日21時～)

本市で初の陽性者が確認され、記者会見には市長が出席し、陽性者に関する情報提供を行った。公表においては、陽性者の個人情報に配慮し、その属性、行動履歴、症状経過、現在の状況(症状)、渡航歴、濃厚接触者詳細に係る情報のみの提供とした。

(イ) クラスター疑い事例の公表

本市で初のクラスター疑い事例は、医療機関で発生し、令和2年4月1日に公表を行った。初の事例となる記者会見では、市長及び保健福祉局長が出席して行った。公表内容については、施設側から公表の同意を得たうえで、施設名称等の公表を行い、感染拡大の状況とその原因、今後の対策等を含めて情報提供を行った。

(ウ) 接触者が特定できない事例の呼びかけ

陽性者が確認され、その濃厚接触者が広範囲に及ぶ可能性がある場合や、特定出来ない事例においては、市政記者会へ周知を依頼し、該当者は保健所に連絡するよう呼びかけを行った。本市では、夜間の接待を伴う飲食店(スナック等)で2件の事例が発生した。

(エ) 死亡事例の公表

陽性者が死亡した場合、その死因に関わらず、公表を行い、症例番号と基本属性・当初の症状・療養の経過のみについて情報提供した。

(オ) 変異株の発生に関する公表

福岡県では、変異株が検出されるケースが発生した場合、各自治体での個別公表は行わず、また、地域なども特定せず、県が一括して公表するという対応がとられた。

イ 公表方法の見直し等

● 令和2年7月29日 公表時間を県内統一

初発事例発生時より、毎日、陽性者を確認すれば、その都度、記者会見での公表を実施してきた。そのため、会見開始が深夜帯に及ぶということもあった。その後、県内各自治体と協議し、公表における仕切りのタイミングを統一することとなり、前日12時～当日正午判明分を当日分として一括公表し、その公表時間は18時となった。

● 令和4年6月22日 公表時間の見直し

公表資料作成の作業の標準化が進んだため、県内統一して公表時間を17時とした。

● 令和4年11月19日 公表時間の見直し

福岡県の公表時間変更に合わせて、本市も16時公表に変更した。

ウ 記者レク開催の見直し

- 陽性者が確認された場合、公表に際し、初発事例発生時より、記者会見・記者レクを必ず開催するという対応を行ってきたが、感染状況の長期化等に伴う公表に対するニーズの変化に合わせて、記者レク等の開催方法を随時見直してきた。
- **令和3年4月1日～**
資料提供のみを行い、電話による取材対応とし、クラスター発生時には、必要に応じて記者レクを開催することとした。
- **令和3年8月25日～**
 - ・ 閉庁日は、報道機関に対して16時の陽性者数のみを通知することとした。
 - ・ 閉庁日が3日以上となる場合は、3日目のみ資料提供を実施。
 - ・ クラスター疑い事例が発生した場合は、概要資料の提供とし、クラスターに係る公表人数が10名以上となる場合は記者レクを開催。
- その後、クラスターの発生に関する情報提供については、感染状況等を踏まえ、記者レク開催の廃止、情報提供項目の変更等の見直しを行った。

エ 公表内容の見直し

● **令和4年9月27日公表分～ 全数届出の見直しに伴う変更**

令和4年9月26日より、医師による発生届出の対象者が限定されることに伴い、本市における公表事項について見直しを行い、下記の項目のみとした。

(公表項目)

新規陽性者数(新規陽性者の総数、年代別内訳)、累計陽性者数、直近1週間における10万人あたり累積新規陽性者数、死亡者数、重症者数、病床使用率及び重症病床使用率、クラスター疑い事例

● **令和5年5月8日～ 「5類感染症」への移行に伴う変更**

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に変更されることに伴い、市内の感染状況は全数報告から定点報告による把握となり、これまで行ってきた毎日の新規陽性者数等の公表を終了し、「北九州市感染症発生動向調査感染症週報」による週1回の公表に変更した。

本市における公表は毎週月曜日から日曜日分を、次の木曜日14時とした(週報による初回公表は令和5年5月18日)。



記者会見の様子

オ その他の公表方法

- 公表に際しては、当初より市ホームページに公表資料と同様の情報を掲載しており、見直しの都度、公表資料に準じた修正を適宜行ってきた。
- 九州朝日放送が提供する、デジタル放送のdボタンを活用した「dボタン広報誌」に感染者情報を掲載し、行政区別の陽性者数と感染状況に応じた注意喚起を行った。

(対応を振り返って)

新型コロナウイルス感染症が2類相当の指定感染症に指定された当初は、その詳細は不明なことが多く、ウイルス自体に加え、その感染者についても関心度は非常に高く、報道が過熱する状況であった。その中で、市として、正確な情報提供に努める一方、陽性者の特定に繋がらないよう配慮も必要だった。

第8章

市民相談体制

新型コロナウイルスの発生以降、体調不良に関する相談や経済支援に関すること等の多岐にわたる問合せが本市に数多く寄せられた。

本市では、新型コロナウイルスに関する問合せに対応するため、令和2年2月に、「新型コロナウイルス専用ダイヤル（帰国者・接触者相談センター）」を設置した。令和2年4月には、様々な相談を適切な窓口案内するため、「北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル」を設置した。感染者が急増した第7波では、相談件数も大幅に増加したことから回線を大幅に増強するなど、適宜必要な対策を講じてきた。

本市コールセンターにおいても、新型コロナウイルスに関する問合せが増加したため、年始期間（1月1日～1月3日）の臨時開設や、オペレーターを増員する等、市全体で応答率の向上に取り組んだ。

また、感染者や医療従事者等に対する偏見や差別などの相談に対応するため、相談窓口の設置や、電話相談等による市民のこころのケアにも取り組んできた。

国・県の主な動き

厚生労働省は、新型コロナウイルス関連の相談に対応するため、令和2年2月にコールセンターを開設した。福岡県においても、県内すべての保健所に帰国者・接触者相談センターを設置した。その後は、「一般相談窓口（コールセンター）」や「陽性者相談ダイヤル（平日・昼間）」、「後遺症診療相談窓口」、体調急変時に相談に応じる「休日・夜間専用ダイヤル」等の相談窓口を追加で設置してきた。

また、国においては、消費者庁が特別定額給付金の支給等に乗じた特殊詐欺に対する注意喚起を行った。

1 問合せ対応

(1) 新型コロナウイルス受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）

- 新型コロナウイルスに関する問合せに対応するため、令和2年2月1日に、保健所内に新型コロナウイルス専用ダイヤルを設置した。（同月7日から「帰国者・接触者相談センター」に位置付け）

【新型コロナウイルス専用ダイヤル概要】

- ア 名称：新型コロナウイルス専用ダイヤル（帰国者・接触者相談センター）
- イ 受付：24時間対応（土日・祝日対応可）
- ウ 運用期間：令和2年2月1日～令和4年9月25日

主な対応内容

- ・ 感染に疑いがある体調や症状の相談、検査医療機関の紹介
- ・ 濃厚接触者等への感染対策の案内

- 令和3年10月18日から自宅療養者相談コールセンターを開設し、自宅療養者からの各種相談の受付・入院調整等を開始した。
- 当初は、感染拡大に伴い、保健所職員だけでは対応ができず、本庁職員等の応援を受けて対応した。その後、電話対応については、外部事業者と職員（看護師）の派遣契約を締結し、有資格者による24時間対応（3交代制）とした。
- 令和4年9月26日からの全数把握の見直しに伴い、自宅療養者からの相談等に対応する健康フォローアップセンターの開設が求められた。これを受けて、従来のコロナ専用ダイヤルを拡充し、陽性者等からの問い合わせに対応した（最大合計50回線に増強）。
- 「自宅療養者健康コールセンター」、「自宅療養者専用相談ナビダイヤル」が閉鎖した後は、新型コロナウイルスに関する市民、陽性者、医療機関及び施設からの問合せは、「コロナ受診・相談センター」で一元的に対応している。

（対応を振り返って）

感染拡大に伴い、保健所職員だけでは対応ができず、他部署の職員の応援を受けて対応した。また、令和2年4月からは、電話対応について外部委託を行ったことで、保健所職員の負担軽減に加え、市民対応能力の拡充につながった。

(2) 北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル

- 新型コロナウイルスに関する問合せは、体調不良に関する相談や経済支援など多岐にわたり、ナビダイヤル導入前は、これらの相談が保健所に集中し、電話が繋がりにくくなっていた。保健所における「電話回線の混雑緩和」、「適切な窓口の案内」を行うため、ナビダイヤルを開設した。
- 相談ナビダイヤルは、新型コロナウイルスに関する相談に対して、音声ガイダンスにより、各相談窓口へ案内する仕分け機能としての役割を担った。

概要

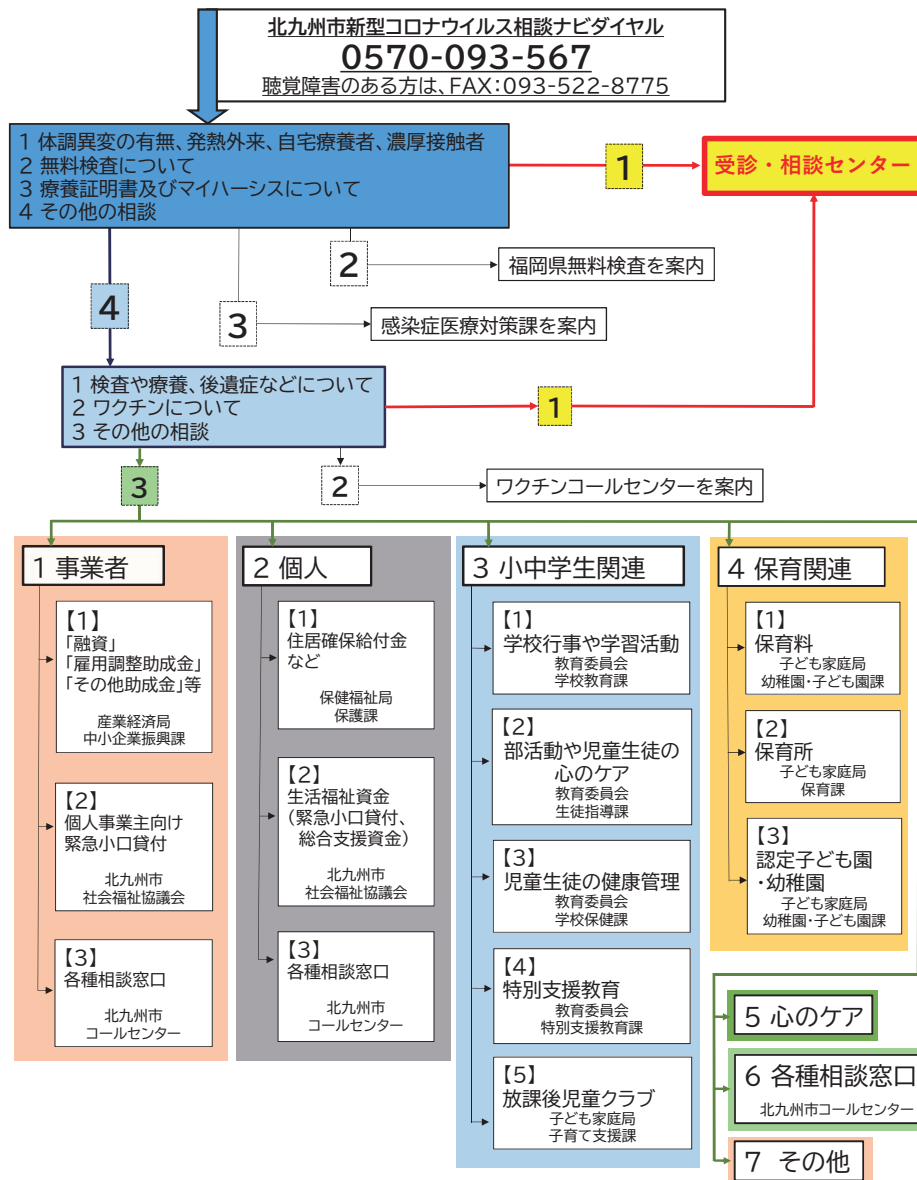
ア 名称：北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル

イ 電話番号：0570-093-567

(みんなで0570(行おう!) -093(北九州) -567(コロナ) 克服)

ウ 運用期間：令和2年4月15日～令和5年3月31日

相談ナビダイヤルのフロー



利用件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
66,392件	205,930件	402,361件

- 令和5年2月時点で、相談件数の98%が保健所関連の内容となったため、新型コロナウイルスに関する電話相談は、直接保健所等の各窓口で相談できる体制に変更し、ナビダイヤルは令和5年3月31日にて廃止した。

(対応を振り返って)

ナビダイヤルでは、架電件数や応答率の把握が可能で、その結果を分析し、関係部署と調整のうえガイダンス内容の変更、オペレーターの増員や回線増強等、適宜必要な対策を講じることができた。

(3) 北九州市コールセンター

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、給付金やワクチン接種等の問合せが急増した。応答率を向上させるため、オペレーターの増員や勤務シフトによる傾斜配置等に取り組んだ。
- 新型コロナウイルスに関する問い合わせの増加に対応するため、1月1日～3日の年始期間も臨時的に開設した。(令和3年～令和5年実施)

(対応を振り返って)

オペレーターの感染によるコールセンター閉鎖を避けるため、フェイスシールドの着用やヘッドセットの個人管理など、個人で感染防止対策に取り組んだ。また、万が一閉鎖した場合に備えて、運営事業者において復旧支援班を立ち上げ、復旧訓練を実施した。

2 相談対応

(1) 人権相談／こころのケア

ア 人権相談

- 新型コロナウイルスへの感染が拡大する中で、感染者・濃厚接触者、医療従事者やその家族等へのいわれのない誹謗中傷、いじめや差別的な対応が社会的な問題となった。
- 人権相談窓口では、新型コロナウイルスに関する偏見・差別も含め、様々な人権に関する相談を受け付けてきた。

概要

ア 相談受付日時：月曜日～金曜日 8時30分～17時

※祝日及び、12月29日～1月3日を除く

イ 相談員：人権擁護委員10名(曜日ごとに2名ずつ対応)

ウ 内容

- ・ 電話、面接、書面(電子メールを含む)による相談に対する助言、指導
- ・ 相談内容に応じた、法務局や市担当部局の関連機関への引き継ぎ

相談件数

年度	件数
令和元年度	271件
令和2年度	564件
令和3年度	662件
令和4年度	598件

イ こころのケア

- 令和2年以降の新型コロナウイルスの感染拡大等により、未知の感染症に対する不安、日常生活への影響、偏見など、多くの方が様々なストレスを受ける状況となった。こうした状況を受け、新型コロナウイルス陽性者等のこころのケアが必要と考えられたため、更なるこころのケアの強化に取り組んだ。

【主な取組】

- ・ 電話相談
- ・ ホームページや市政だより等への情報掲載
- ・ 「いのちとこころの情報サイト」内に、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うこころのケア」特設ページを開設
- ・ クラスターが発生した施設の職員に対するこころのケア
- ・ チラシの作成・配布(自宅療養者向け、女性向け、高校生向け等)
- ・ 動画「ストレスと上手に付き合うために」の作成・公開
- ・ 自殺予防に関するシンポジウムの開催

- 福岡県、福岡市、北九州市の各精神保健福祉センターにより「ふくおかこころのケアチーム」を立ち上げ、宿泊療養施設へ出向き、電話による相談を行った。

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスは、ウイルスによって引き起こされる疾病のみならず、感染に対する不安や恐怖から生じる差別や偏見の問題が生じる。電話相談等では、傾聴しながら、考えを整理し、不安などを軽減できるよう支援した。

(2) 困難を抱える女性に寄り添う緊急支援事業

- 令和3年3月、コロナ禍において、孤独・孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、内閣府「地域女性活躍推進交付金」に相談支援などを充実させるメニューが新たに設定された。(つながりサポート型)
- 本市でも女性を中心に、外出自粛等による孤独感、子育て等の不安や悩みを抱える女性が増加傾向にあったため、上記交付金を活用し、新規事業「困難を抱える女性に寄り添う緊急支援事業」として、市の緊急相談窓口とNPO等への委託事業の両輪で支援を行った。

【取組内容】 ※内閣府「地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）」を活用

ア 女性のための寄り添いホットライン（コロナ禍における緊急電話相談窓口）

- ・ 実施期間：令和3年8月11日～令和4年3月30日
- ・ 概要：専任の相談員を1名配置し、専用窓口を設置。適切な支援機関を案内するなど、内容に応じた対応を行った。
- ・ 相談件数：101件

イ NPO法人等への委託事業

- ・ 実施期間：令和3年7月1日～令和5年3月31日
- ・ 概要：行政だけでは手が届きにくい支援をNPO等の団体の知見や能力を活用し実施。（関係機関との連携や生理用品等の提供等）
- ・ 相談等件数：電話・面接（5,392件）、同行支援（103件）、生理用品の配布（762件）

ウ 市における実施事業

- ・ 実施期間：令和4年6月1日～令和5年3月31日
- ・ 主な内容：NPO法人等との連絡会議、相談員の研修、生理用品の配布等

北九州市男女共同参画推進課
「困難を抱える女性に寄り添う緊急支援事業」

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、不安や悩みをひとりで抱えていませんか？

**女性のための
寄り添いホットライン**
を開設しています
(コロナ禍における女性のための緊急電話相談窓口)

女性の相談員が、あなたのお話を伺います。
ひとりで抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

電話相談 ☎ 093-581-7750

【火曜日・土曜日】 9:30～17:00
【水曜日】 12:30～20:00
※上記日程が祝日の場合は休みです。
※2/12(土)・3/22(火)は休みです。

対象となる方
コロナ禍において不安や悩みを抱える方

相談内容
・ 孤立・孤独で不安を抱えているが、相談する相手がない
・ コロナ禍において、DVや性暴力を受けるようになった
・ 経済的に苦しい状況で不安である
・ コロナ禍で子育てや介護の負担が大きくなり悩みを抱えている…等々

(対応を振り返って)

コロナ禍における健康問題や孤独・孤立で不安を抱える相談者の受け皿となり、問題解決に向けた支援を行ってきた。

(3) 消費生活センター

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、旅行や結婚式などを中止にしたことによる相談や、店頭におけるマスク不足などに関する問い合わせが多く寄せられた。
- 令和2年4月の特別定額給付金の支給決定の際には、便乗した特殊詐欺が懸念され、消費者庁による注意喚起が行われた。

新型コロナウイルスに関する相談件数

年度	件数
令和元年度	135件
令和2年度	1,260件
令和3年度	502件
令和4年度	217件

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスに関連した特殊詐欺の発生を防ぐため、消費者庁などのテレビCMによる広報に加え、消費生活センターにおいても、注意喚起のメールマガジンの配信、ホームページへの掲載など様々な啓発を行った。

第9章

事業者支援

緊急事態宣言や福岡コロナ警報等の発出に伴う、不要不急の外出自粛等の行動制限や、飲食店に対する時間短縮営業等の要請により、市内の経済社会活動は大きく抑制された。本市では、業種別の経営状況等を把握するため、市内企業に対してヒアリングを実施した。

市内企業への影響は、製造業をはじめ、宿泊業、飲食・小売業、運輸業など多くの業種におよび、本市では、こうした事業者を支援するため、国や県の支援策に加え、市の独自支援を実施することで、事業の継続を後押ししてきた。

【事業者全般】

休業・時間短縮営業を行った事業者や売上が減少した事業者に対して、各種支援金（休業要請等賃借料緊急支援金、持続化緊急支援金等）を給付したほか、新型コロナウイルスの影響を受ける市内事業者の経営や資金繰りに関する相談に対応するため、ワンストップ窓口を開設する等の体制整備も行った。

さらに、新型コロナウイルスの影響により、収入に相当の減少があり、納税が困難である事業者に対する市税徴収の猶予制度の適用や、納税者の負担感に配慮する観点から、本市においても固定資産税等の軽減など、市税の特例措置を講じた。

【飲食店事業者支援】

大きな影響を受けた業種の一つである飲食事業者に対する支援として、店舗等の感染防止対策に関する経済支援やクラウドファンディングを活用した資金調達支援を実施したほか、テイクアウト物件等の道路設置基準の緩和など、経済的な支援だけでなく、状況に応じた幅広い対応を行った。

【観光・宿泊事業者支援】

また、外出自粛や都道府県をまたいだ移動が制限されたことで、影響を受けた観光・宿泊事業者に対しては、テレワークの場として活用するための支援（テレワーク等推進プラン）や市民向けの市内観光施設周遊パスポートを作成（北九州の魅力再発見キャンペーン）するなど、市内観光・宿泊業の回復にも努めてきた。

【その他事業者支援】

その他、新型コロナウイルス患者に対する医療提供体制を維持するため、医療機関等への給付金の支給やサージカルマスク等の不足物資を支援したほか、高齢者・障害者施設事業者、食品製造業者、ブライダル事業者など様々な業種に対して事業継続に必要な支援を講じた。

1 事業者全般への支援

(1) 各種支援金

- 本市では、国や県が行う支援に加え、市の独自支援を実施することで、事業の継続を後押ししてきた。

【取組内容】

ア 休業要請等賃借料緊急支援金

- 福岡県から発出された休業や時間短縮営業の協力要請を受け、休業等をした施設に対し、その家賃又は土地賃借料相当額を交付することにより、市内で施設を運営する中小企業者や小規模企業者を支援した。

主な支給要件

- ・ 「福岡県の緊急事態宣言」に基づき、休業等要請の対象となった市内の施設であること
- ・ 事業者が中小企業者、小規模企業者であること
- ・ 緊急事態宣言が発出された令和2年4月7日から休業等要請終了までの期間中に、15営業日以上休業等した施設であること 等

支給額 1施設につき1か月分の家賃又は土地賃借料の8割(上限40万円)を支援

申請受付期間 令和2年5月10日～ 6月30日

支払実績 663,385千円(5,039件)

イ 持続化緊急支援金

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、売上が減少した事業者に対し、事業の継続を下支えするため、県の「持続化緊急支援金」に上乗せする形で支援金を給付した。

支給対象

市内の中堅・中小法人及び個人事業者等で、「福岡県持続化緊急支援金」の給付認定を受けた者(医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人含む)のうち、法人税又は所得税の納税地が北九州市内である事業者

支給額

- ・ 中堅・中小企業等 : 一律20万円
- ・ 個人事業主・フリーランス : 一律10万円

申請受付期間 令和2年5月18日～ 8月31日

支払実績 303,200千円(2,031件)

ウ 家賃等賃借料支援金、一時支援金、月次支援金

- 令和3年1月から10月までの間の緊急事態措置、まん延防止等重点措置、福岡コロナ警報・特別警報により、影響を受ける事業者を支援するため、飲食店に対して「家賃等賃借料支援金」、飲食店以外に対して「一時支援金、月次支援金」を支給した。

(ア) 家賃等賃借料支援金

支給要件

- ・ 緊急事態措置等に伴う、休業要請等の対象となった北九州市内の飲食店
- ・ 5・6・8・9月の休業等の実施
- ・ 福岡県感染拡大防止協力金の給付を受けていること など

支給額

1施設につき1カ月分の家賃又は土地賃借料の8割(上限40万円)

支払実績 2,098,172千円(15,100件)

(イ) 一時支援金

支給要件

2021年1月から3月の期間に売上が30%以上減少した事業者で、県の感染拡大防止協力金や国の一時支援金等の給付対象外となる事業者

支給額

- ・ 飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者
- ・ 売上減30%以上50%未満：法人最大15万円、個人最大10万円

その他の事業者

- ・ 売上減 50%以上：法人最大15万円、個人最大10万円
- ・ 売上減 30%以上50%未満：法人最大10万円、個人最大5万円

支払実績 217,508千円(1,849件)

(ウ) 月次支援金

支給要件

令和3年5月～10月の間、月間売上が30%以上減少した北九州市内に事業所を有する事業者で、福岡県感染拡大防止協力金(大規模施設及び大規模施設内のテナント含む)の支援対象外となる事業者

支払実績 1,539,449千円(16,553件)



休業要請等賃貸料緊急支援金受付窓口(人との密を避けるレイアウトを構成)

(対応を振り返って)

事業者の事業継続につなげるため、国や他の自治体に先駆けて家賃支援を実施し、倒産件数の減少などに一定の効果があつた。

(参考) 緊急経済支援策のご案内 (一部抜粋)

北九州市 **緊急経済支援策のご案内** 掲載内容は令和3年8月10日時点の情報です。

事業者向け支援

1

国・市の月次支援金
(令和3年5月・6月・7月・8月分)

売上が減少した中小事業者に対し、支援金を給付しています

国の月次支援金と市の月次支援金は併給が可能です。

国の月次支援金

①飲食店取引事業者・外出自営業等の影響を直接受けた事業者

売上が50%以上減少した場合

●法人: 最大20万円/月 ●個人: 最大10万円/月

申請受付期間
6月分 令和3年8月31日まで
7月分 令和3年9月30日まで
8月分 令和3年9月1日～10月31日まで

※事業者向け相談窓口にてWEB申請のサポートを行っています。詳しくは表面10をご覧ください。

お問い合わせ
月次支援金事務局
相談窓口 ☎0120-211-240

市の月次支援金

①飲食店取引事業者・外出自営業等の影響を直接受けた事業者

売上が50%以上減少した場合
(国の月次支援金に上乗せ)

●法人: 最大10万円/月 ●個人: 最大5万円/月

売上が30%～50%未満減少した場合
(国の月次支援金の対象外)

●法人: 最大20万円/月 ●個人: 最大10万円/月

売上の減少割合	5月	6月	7月	8月
90%以上減少 (※1)	●法人: 最大30万円/月 ●個人: 最大15万円/月	●法人: 最大10万円/月 ●個人: 最大5万円/月	●法人: 最大70万円/月 ●個人: 最大35万円/月	●法人: 最大70万円/月 ●個人: 最大35万円/月
70%以上減少 (※1)	●法人: 最大30万円/月 ●個人: 最大15万円/月	●法人: 最大10万円/月 ●個人: 最大5万円/月	●法人: 最大40万円/月 ●個人: 最大20万円/月	●法人: 最大40万円/月 ●個人: 最大20万円/月
50%以上減少 (※1)	●法人: 最大30万円/月 ●個人: 最大15万円/月	●法人: 最大10万円/月 ●個人: 最大5万円/月	●法人: 最大10万円/月 ●個人: 最大5万円/月	●法人: 最大30万円/月 ●個人: 最大15万円/月
30%～50%未満減少 (※2)	●法人: 最大20万円/月 ●個人: 最大10万円/月	●法人: 最大20万円/月 ●個人: 最大10万円/月	●法人: 最大20万円/月 ●個人: 最大10万円/月	●法人: 最大20万円/月 ●個人: 最大10万円/月
2月(7月・8月)連続15%～30%未満 (※2)	—	—	—	●法人: 最大10万円/月 ●個人: 最大5万円/月

※1 国の月次支援金に上乗せ ※2 市の月次支援金の対象外

申請受付期間
5～7月分 令和3年9月30日まで
8月分 令和3年9月上旬受付開始予定

お問い合わせ
北九州市中小事業者月次支援金コールセンター
☎0120-218-567

②その他の事業者
(国の月次支援金の対象外)

売上が50%以上減少した場合

●法人: 最大20万円/月 ●個人: 最大10万円/月

売上が30%～50%未満減少した場合

●法人: 最大10万円/月 ●個人: 最大5万円/月

※市の月次支援金は売上が50%以上減少した場合、先に国の月次支援金を申請したことが、給付要件です。なお、福岡県感染拡大防止協力金との併用はできません。

2

休業又は時短営業を行った飲食店に家賃を最大40万円/月支援しています

対象 緊急事態措置やまん延防止等重点措置を受け、休業又は時短営業を行った酒類等を提供する飲食店等

給付額 店舗の月額家賃の8割(上限40万円) ※5月、6月、8月の3か月分の家賃を支払います

申請受付期間 5～6月分 令和3年8月31日
8月分 令和3年9月上旬受付開始予定

お問い合わせ ☎0120-168-112 (北九州市家賃等賃借料支援金コールセンター)

3

【第10期】時短営業を行った飲食店に協力金を給付しています

対象期間 令和3年8月1日～8月31日

申請受付期間 令和3年9月1日～9月30日まで

1日あたり給付額 ●中小企業(売上方式): 4万円～10万円 ●大企業: 上限20万円

※売上方式に準じて算出した給付額と先着給付額との差額については、本申請の審査後に、追加給付します。

お問い合わせ ☎0120-567-918 (福岡県感染拡大防止協力金コールセンター)

4

【第4期】時短営業を行った大規模施設・テナントに協力金を給付します

対象期間 令和3年8月2日～8月31日

1日あたり給付額 ●大規模施設: 自己利用分面積1,000㎡毎に20万円
協力金対象テナント数(10以上の場合) × 2千円

●テナント: 対象床面積100㎡毎に2万円

給付額 1日あたり給付額 × (短縮した時間 ÷ 本来の営業時間) × 時短営業を行った日数

申請受付期間 令和3年9月1日～9月30日まで

お問い合わせ ☎0120-567-918 (福岡県感染拡大防止協力金コールセンター)

5

感染防止認証マークを発行し、消毒液等の購入費用を支援します

対象 飲食店、喫茶店、居酒屋、レストラン、スナック、バー、昼食等

申請の流れ 感染防止認証の取得後、9月以降に支援金を申請(実施調査あり)

支援額 感染防止認証店1店舗につき、5万円(1回限り)

お問い合わせ ☎0570-015-255 (感染防止認証制度コールセンター)

6

宿泊施設に感染症防止対策等の費用を補助しています

対象 感染症対策に資する物品の購入やワーケーションスペースの設置等に係る経費

補助額 県補助と合わせて経費の4分の3 最大750万円

申請受付期間 令和3年8月31日まで

お問い合わせ ☎090-4594-8990 (北九州市宿泊施設等改修事業補助金事務局)

7

新分野展開、業態転換など企業の思い切った事業再構築に対して最大8,000万円補助しています

活用例 飲食店のテイクアウト販売実施、小売店のネット販売・サブスクリプション形式のサービス導入等

補助額 (通称) 100万～8,000万円(補助率2/3)

申請受付期間 (三次公募) 令和3年9月21日まで

お問い合わせ ☎0570-012-088 (事業再構築補助金事務局コールセンター)

※事業者向け相談窓口にてWEB申請のサポートを行っています。詳しくは表面10をご覧ください。

エ 医療・福祉施設特別給付金

- 新型コロナウイルスの拡大に伴い、福岡県は国から緊急事態宣言に引き続き特定警戒都道府県の指定を受けた。そのような中、医療機関や福祉施設の最前線で休むことなく献身的に対応いただいている方々に感謝し、その労に報いるとともに、継続して従事できるように支援するため、施設を通じて特別給付金を支給した。

支給対象

- ・ 医療機関(病院、内科診療所、歯科診療所、薬局)
- ・ 高齢者施設(入所系事業所、通所系事業所、訪問系事業所)
- ・ 障害者施設(入所系事業所、通所系事業所、訪問系事業所)

支給額

- ・ 医療機関 5～600万円／施設
- ・ 高齢者施設 10～200万円／施設
- ・ 障害者施設 10～200万円／施設

申請受付期間 令和2年5月18日～8月31日

支払実績 1,453,550千円

(対応を振り返って)

- 医療・福祉施設の従事者に対する国や県の支援制度が充実していない中で、いち早く補正予算を組み、従事者への手当の給付や職場環境の充実に係る経費として、医療施設、高齢者施設、障害者施設へ支給した。
- 8月中旬には申請漏れを防ぐため、未申請の施設に対し申請勧奨ハガキを送付するとともに、市政だより(8/15号)に申請勧奨の記事を掲載した。

(2) 事業者向けワンストップ相談窓口

- 令和2年1月に、新型コロナウイルスの影響を受ける市内中小・小規模事業者の経営や資金繰り等に関する相談に対応するため、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設した。同年3月には、「新型コロナウイルスに関する事業者向けワンストップ相談窓口」を市内2カ所(戸畑、小倉)に開設し、4月には黒崎に相談窓口を増設した。
- 令和4年7月以降は、戸畑に支援体制を集約し、「原油高・資材高、コロナ禍等に対する事業者総合相談窓口」として対応を行ってきた。

【相談窓口について】

支援内容

- ・ 資金繰り相談、経営相談、価格転嫁に関する相談、中小企業融資制度の認定書の発行
- ・ 事業者向けの各種給付金や助成金の相談
- ・ 小規模事業者持続化補助金に関する「新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の証明書」の発行
- ・ 北九州よろず給付金申請支援窓口（福岡県よろず支援拠点）
- ・ 国・県・市等給付金の電子申請のパソコン入力補助
- ・ 雇用調整助成金の申請書作成等の伴走支援
- ・ 福岡県感染拡大防止認証制度サポートデスク



事業者向けワンストップ相談窓口での対応の様子

実施体制

- ・ 相談件数の急増を受け、令和2年5月以降、一部業務については外部委託を行いながら実施してきた。
- ・ 電話対応や相談窓口における受付業務等について、派遣職員が対応した。

相談実績

（単位：件）

年月		窓口	電話	相談合計
令和元年度	3月	1,509	2,085	3,594
令和2年度	4月～3月	14,169	26,782	40,951
令和3年度	4月～3月	4,296	10,491	14,787
令和4年度	4月～3月	3,174	6,934	10,108
令和5年度	4月～5月	395	901	1,296
合計		23,543	47,193	70,736

【主な取組】

ア 資金繰り相談（令和2年3月～令和5年5月）

概要

資金繰り相談では、中小企業診断士会や行政書士会を通じて、中小企業診断士や金融機関OB、行政書士等を金融窓口相談員として配置し、市内事業者に対する資金繰り相談や経営相談、価格転嫁問題に関する相談、セーフティネット保証等の認定を行った。

認定実績

（単位：件）

年月		セーフティネット 保証4・5号	危機関連保証	認定合計
令和元年度	3月	170	668	838
令和2年度	4～3月	2,512	11,710	14,222
令和3年度	4～3月	460	1,317	1,777
令和4年度	4～3月	1,835	—	1,835
令和5年度	4～5月	374	—	374
合計		5,351	13,695	19,046

※認定実績には、景気対応資金（一般枠）等も含む。

イ 国・県・市等給付金の電子申請のパソコン入力補助
（令和3年4月～令和4年8月）

概要

国の一時支援金、月次支援金、事業復活支援金、事業再構築補助金、県の福岡県感染拡大防止協力金、市の北九州市中小事業者月次支援金について、電子申請のパソコン入力補助を行った。

実績

パソコン入力補助の相談件数

（単位：件）

年度	小倉	戸畑	黒崎	相談合計
令和3年度	498	687	748	1,933
令和4年度	21	77	105	203
合計	519	764	853	2,136

(対応を振り返って)

- 事業者向けワンストップ相談窓口の運営については、資金繰り相談、雇用調整助成金の申請書作成等の伴走支援、国・県・市等給付金の電子申請のパソコン入力補助を柱にしつつ、時勢に応じた支援対応を図ることで、市内事業者の経営及び雇用面での支援を図ることができた。
- 各種給付金の電子申請に伴う煩雑さに対応するため、パソコン入力補助を実施したことで、一時支給金から事業復活支援金に至るまで、効果的な支援を実施した。

(3) 景気対応資金による支援 (中小企業融資)

- 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令等の影響により、売上の減少を余儀なくされ、特に資金繰り面での不安を抱える事業者が多く見られたため、そうした市内事業者への資金繰りをサポートすべく、コロナ関連融資として、既存の融資制度(景気対応資金)の事業者負担を本市が負担するスキームを構築した。

【景気対応資金について】**概要**

売上が減少していることを市が認定する、セーフティネット保証4号及び危機関連保証認定を受けた事業者に対し、融資時に本来事業者が負担すべき信用保証料を本市が負担するもの

	セーフティネット保証4号の 認定を受けた方	危機関連保証の 認定を受けた方
限度額	8,000万円	
貸付期間 (据置期間)	10年以内(24月以内)	
金利	1.20%	0.90%
保証料率	0.00%	0.00%

相談体制

資金繰り相談や当制度利用に必要な売上減少の認定を受けることができる窓口を設置

実施時期	内容
令和2年3月	小倉駅前のAIMビルに小倉相談窓口新設
令和2年4月	黒崎コムシティに黒崎相談窓口新設
令和2年5月	セーフティネット保証4号及び危機関連保証について郵送申請開始
令和2年10月	セーフティネット保証4号及び危機関連保証についてオンライン申請開始
令和3年10月	小倉窓口は火・木・金曜日、黒崎窓口は火・木曜日のみの窓口運営へと変更
令和4年1月	資金繰り相談窓口を戸畑窓口に集約

相談実績

(単位: 件)

	令和2年3月～ 令和3年3月	令和3年4月～ 令和4年3月	令和4年4月～ 令和5年3月	令和5年4月～ 令和5年5月
3窓口合計	15,060	1,777	1,835	374
一日あたりの 件数	52	7	7	9

※便宜上、1カ月を22日として算出。

融資実績

景気対応資金(セーフティネット保証4合及び機器関連保証)

	令和2年3月～ 令和3年3月	令和3年4月～ 令和4年3月	令和4年4月～ 令和5年3月	令和5年4月～ 令和5年5月
件数	2,977件	1,223件	609件	71件
金額	740億円	121億円	49億円	7億円

(対応を振り返って)

相談の需要に合わせて、資金繰り相談窓口の体制についても、柔軟に運営体制の変更を行いながら、対応した。また、FAISの中小企業支援センターとの連携や相談窓口においても、資金繰り専門相談員を配置する等の対応で市内事業者の事業継続に寄与してきた。

(4) 市税の特例措置

- 新型コロナウイルスにより、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、国税の取扱いに準じ、徴収の猶予制度の特例を設けた。
- また、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、国税の取扱いに準じ、固定資産税等の軽減や申告期限の延長等の措置を行った。

【取組内容】

項目	対象	適用期間	要件・内容	評価(実績: 件数等)
申告納付期限の延長	法人市民税	令和2年度以降	・法人がその期限までに申告納付ができないやむを得ない理由がある場合 ・申告書提出日が延長後の申告及び納付期限	左記内容での申告納付期限延長の適用について、市HP及び法人への郵送にて周知を行い、申請事案について期限延長の適用を行った。 【適用件数】 令和5年5月31日時点 法人市民税⇒1,370件 事業所税⇒105件
	事業所税			

項目	対象	適用期間	要件・内容	評価(実績:件数等)
徴収猶予の特例制度	市税全般 (令和2年2月1日～令和3年2月1日に納期限到来の市税)	令和元年度～令和2年度	- 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少している者 - 一時的に納付し又は納入を行うことが困難である者 (上記のいずれも満たす納税義務者・特別徴収義務者(個人法人、規模問わず))	1,456,097千円 (1,099件)
市税における猶予制度 (※既存制度)	市税全般	令和3年2月以降	- 事業を廃止・休止した者、事業につき著しい損失を受けた者等が、収支の状況に応じて猶予期間内に納付可能 - 猶予期間における滞納処分の猶予・解除 - 猶予期間における延滞金の全部又は一部免除	- 徴収猶予 138件 87,570千円 - 換価の猶予 22件 88,278千円 ※上記は令和3年2月～令和5年5月までの実績
融資制度等に必要な証明書交付手数料の減免	市税に関する証明書等	令和2年5月以降	新型コロナウイルスにかかる支援制度を受けるために使用する証明書	令和2年度:4,457件 令和3年度:3,764件 令和4年度:14,959件
生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置	固定資産税(家屋、償却資産)	令和3年度～令和8年度	中小事業者等が新規に設備投資を行う一定の償却資産、事業用家屋の課税標準をゼロにする	8件(家屋) 103件(償却資産)
中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置	固定資産税・都市計画税(家屋) 固定資産税(償却資産)	令和3年度限定	令和2年2月～10月の間の任意の3か月間の売上高が前年の同期間比で一定以上減少している中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り課税標準を2分の1又はゼロとする	6,219件(家屋:4,282件、償却資産:1,937件)

項目	対象	適用期間	要件・内容	評価（実績：件数等）
臨時的軽減の延長	軽自動車税（環境性能割）	令和元年度～令和3年度	・税率を1%軽減する特例措置の適用期間を延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする	当該税目は令和元年10月、県税から市税となったが、引き続き県が賦課徴収業務等を行っているため、実績を把握できない。
	自動車税（環境性能割）			
申告期限の延長	宿泊税（令和2年4月宿泊分）	令和2年度	・5月末の申告期限を6月末まで延長	新型コロナウイルスの影響による宿泊事業者（特別徴収義務者）の事務負担を軽減するため、告示を行うことにより申告期限を延長したもの。（適用件数：88件）

- 上記の取組以外にも、個人向けの支援として、「申告期限の延長」や「寄附金の控除の適用」、「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」などの特例措置を実施した。

（対応を振り返って）

- 課税部門においては、地方税法改正により創設された固定資産税等の「中小事業者等に対する課税標準の特例措置」や、法人市民税の「申告納付期限の延長」等の国税の取扱いに準じた特例措置等を実施するにあたり、ホームページや広報誌の活用、税理士会への情報提供など広く周知することで、大きな混乱もなく終えることができた。
- 徴収部門においては、地方税法改正による「徴収猶予の特例制度」の創設をうけ、業務マニュアル作成や職員を対象とした制度説明会を行って職員の理解度を深めた結果、適正に運用できた。また、制度案内のチラシを作成するなどして、納税相談者へ制度案内することにより、多くの納付困難な方へ制度活用が可能となった。

2 飲食事業者支援

（1）飲食店における感染防止対策支援

- 飲食店の営業にあたっては、営業時間の短縮や同一テーブルでの会食に関する人数制限等が要請され、事業者及び利用者の双方において基本的な感染防止対策の徹底が図られた。
- 本市では、こうした状況を受け、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、様々な取組を講じてきた。

【主な取組】

ア 思いやりの店づくりガイドライン(令和2年5月～6月)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言を参考に、新しい生活様式に沿った形での飲食店における感染防止の取組のポイントをまとめたガイドラインを作成し、市内飲食店や関係団体約1,000団体に配布した。

イ 飲食店等に対する感染拡大防止に向けた取組のお願い

- ・令和2年8月に市内飲食店等(約9,000店舗)に対して、感染拡大リスクを高める環境(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声)を避け、感染拡大防止に向けた取組をお願いする文書を送付した。
- ・令和2年8月に市内の飲食店で専ら昼間からでもカラオケができる店(対象227店舗)に対して、各区役所職員による訪問及び注意喚起を実施し、感染防止対策の徹底をお願いした。

ウ 産学官連携サポート事業

- ・令和2年8月に北九州商工会議所、産業医科大学、NPO法人ロシナンテスと本市の産学官が連携し、飲食店等が適切な感染防止対策を講じられるよう、様々な取組を行った。

(ア) 感染対策の手引き(令和2年11月～)

- ・「効果的な対応策が分からない」、「具体的に何をすればいいか分からない」といった事業者の声があったため、業種別ガイドラインを分かりやすく本市の業界に即した内容の手引書を作成した。
- ・手引書の作成にあたっては、業種別ガイドラインにある感染防止対策のほか、飲食店へのヒアリングで明らかになった課題点、具体的な良好事例等を掲載した。
- ・令和2・3年度に計15,000部を発行し、市内店舗への郵送したほか、市ホームページでも公開した。

(イ) 相談窓口体制(令和2年11月～令和3年3月)

- ・事業者からの個別相談に対応できるように、商工会議所及び市役所本庁舎内に相談窓口を開設した。市相談窓口については、新型コロナウイルス相談ナビダイヤルとも連携し、広く周知を図った。

(ウ) コロナに負けない飲食店セミナー開催(令和2年11月)

- ・市内飲食店等を対象に、医学的見地から効果的な対策法の説明や手引書の解説、各種支援制度等のお知らせ等について講演した。

エ 新しい生活様式の店舗助成事業(令和2年6月～11月(9月に制度拡充))

概要

不特定多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、感染予防の取組に要した経費の一部を助成(9月からは対象経費を拡充)

(ア) 店舗改装(令和2年6月～)

対象経費

- ・ 客室の換気を改善するための換気扇又は窓の設置に要する経費
- ・ 飛沫防止のための間仕切りの設置に要する経費
- ・ 非接触型自動水栓の設置に要する経費
- ・ 客室の衛生環境を改善するための壁紙や床材(ウイルス除去・抑制機能を有するものに限る)の張替に要する経費

助成金額

1店舗あたり対象経費から50千円を控除した額で上限200千円

(イ) 消耗品の購入支援(令和2年9月～)

対象経費

感染防止対策にかかる消耗品(税抜1万円未満)の購入

助成金額

1店舗あたり上限25千円



西日本総合展示場に受付窓口を設けた

(ウ) ビルオーナーに対する助成(令和2年9月～)

対象経費

店舗改装における対象経費と同様

助成金額

- ・ ビルの各店舗部分
対象経費から、対象店舗数に50千円を乗じた額を控除した額で、
上限は対象店舗数に200千円を乗じた額
- ・ 共用部分についての助成
1建物あたり対象経費に5分の4を乗じた額で、上限は建物の規模に応じた額
(ビルの延べ床面積が3,000㎡未満は1,000千円、3,000㎡以上は2,000千円)

実績

助成内容	支給金額	支給件数
店舗改装	615,686千円	3,534件
消耗品の購入支援	10,680千円	492件
ビルオーナーに対する助成	8,814千円	9件

オ 飲食店における二酸化炭素濃度測定器の購入費助成事業 (令和3年2月～4月)

概要及び対象経費

飲食店が店内の換気状況を容易に確認できるよう、「二酸化炭素濃度測定器」の購入経費の一部について助成し、換気状況の見える化を促すことで、市民が安全・安心に飲食できる環境づくりを支援した。

助成金額

1店舗あたり上限10千円

実績

5,122千円(610件)

(対応を振り返って)

営業再開にあたり、店舗等では感染防止対策を講じる必要があったが、国や県に先駆けてその経費を支援したことで、事業者の後押しとなった。しかし、店舗の規模や営業形態がそれぞれ異なるため、施行状況の確認については、個別に現地確認などの対応が必要であった。

(2) 飲食店向け経済支援

- 時短営業の要請などで大きな影響を受けている飲食業の事業者を支援するため、経済支援としてクラウドファンディングを活用した先払い方式による飲食業への資金調達支援や北九州商工会議所と連携し、市内全域の飲食店で使えるプレミアム率20%の食事券の発行など多様な支援策を講じた。

【主な取組】

ア クラウドファンディングを活用した先払い方式による資金調達支援 「夏に行く券(2回実施)」・「春に行く券」・「夏に行く券」

概要

飲食店等の事業者を支援するため、クラウドファンディングを活用した資金調達を行い、支援者には将来使えるプレミアム付きの応援チケットを発行することで、事業者がコロナ収束前にその資金を受け取ることができた。

実施体制

北九州市(夏に行く券) 又は実行委員会(春に行く券、夏に行く券)



支援店舗毎に発行した応援チケット

制度概要及び実績

	夏に行く券 (1回目)	夏に行く券 (2回目)	春にいく券	夏にいく券
プレミアム率	20% (市15%、店舗5%)	20% (市15%、店舗5%)	25% (市20%、店舗5%)	25% (市20%、店舗5%)
参加店舗数 (対象業種)	407店舗 (飲食・サービス業)	594店舗 (飲食店、宿泊業など)	517店舗 (飲食店) (新規165、継続352)	531店舗 (飲食店) (新規201、継続330)
支援者数	5,445人	3,251人	2,732人	1,686人
目標金額	700万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
総支援金額	89,701,388円	56,059,500円	55,068,000円	38,024,000円
事業者募集	令和2年 4月16日～ 4月22日	令和2年 5月19日～ 5月27日	令和3年 1月22日～ 1月31日	令和3年 5月21日～ 6月3日
支援募集	令和2年 4月30日～ 5月7日	令和2年 6月4日～ 6月11日	令和3年 2月13日～ 2月23日	令和3年 6月12日～ 6月22日
チケット利用	令和2年 7月1日～ 11月30日	令和2年 8月1日～ 11月30日	令和3年 3月22日～ 11月30日	令和3年 8月1日～ 令和4年 3月31日

イ 我がまち思いやりデリバリー事業

概要

配送拠点の家賃、車輛のリース代や燃料費、配送の人員費、デリバリー用の容器、チラシ作成など、デリバリーサービス運営に要する経費を助成

補助率

10分の10

限度額

150万円(50万円×3ヶ月)

対象者

市内の商店街や飲食店団体、飲食店や地域の方々と構成するグループ
(デリバリーサービスを利用する飲食店(提携飲食店)を5事業者程度確保することを条件)

実施体制

申請団体：デリバリー事業の実施

市：事業の広報、補助金の交付

実績

助成件数：21団体

・実施エリア：

門司区：2団体、小倉北区：5団体、小倉南区：4団体、若松区：1団体、
八幡東区：1団体、八幡西区：6団体、戸畑区：1団体、市内全域：1団体

・配達件数：約4,800件

ウ プレミアム付き食事券（食べてミール券）

概要

- ・新型コロナウイルスの影響が著しい市内飲食店を支援するため、プレミアム付き食事券を発行し、飲食需要を喚起することにより、地域経済の活性化を図った。

実施体制

- ・実施主体：北九州商工会議所
- ・事業補助：福岡県、北九州市

実績期間

令和3年4月～令和4年3月

実績

- ・販売総額：187,880千円（販売冊数：18,788冊）
- ・発行総額：225,456千円

エ その他の取組

- ・北九州応援マッチングサイト「我らキタキュウサポーターズ」
- ・既存のデリバリーサービスの拡充による市内飲食店等支援事業「デリキタ」
- ・北九州フードフェスティバルの開催や街バルイベント等の支援

（対応を振り返って）

飲食店等は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う時間短縮営業の要請などで大きな影響を受けたことから、各種事業を立て続けに実施し、継続的な支援を行い、金銭面のみならず、お客様の声という間接的な支援も行えたことで、事業継続への繋ぎとなった。

（3）テイクアウト物件等の道路設置基準の緩和

- 道路上において、継続的に物品等の販売を行うための物件の設置は、原則として認めていなかったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う「3つの密」の回避や「新しい生活様式」への対応が必要な飲食店等を支援するための緊急措置として、国の取扱いに準じ、本市においても、道路占用の許可基準を緩和した。

【取組内容】

概要

本来認められていない路上へのテーブルや椅子などの設置を認め、路上でのテイクアウト販売やテラス営業などを可能とした。

実施期間

令和2年7月6日から令和5年3月31日まで

※ 令和5年9月30日まで経過措置(令和5年5月末日時点)

許可の要件等

- ・ 商店街組合などの団体が一括して占有すること。
- ・ 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所であって、十分な歩行空間を確保すること。
- ・ 施設付近の清掃等に協力いただく場合、道路占用料は免除とした。

許可実績 4件

(対応を振り返って)

コロナ禍にあっては、飲食店の店内において飲食することは困難な状況にあったが（三密回避のため）、国（国交省）の通知により、店の前の歩道上等にテーブルやイス等の設置することが可能となった。その結果、小倉北区（2件）、八幡西区（1件）、戸畑区（1件）がこの取組みを活用した。これにより、まちの活性化に貢献できたと考えている。

3 観光・MICE向け支援

(1) 観光事業者向け支援

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、本市の観光事業者・宿泊事業者は、令和2年の早い段階から経済的ダメージを受け、同年4月7日の緊急事態宣言以後は、さらに深刻な経営状況となり、休業するホテルや客室稼働率が10%台のホテルが続出するなど、苦境に陥った。こうした状況を受け、本市では、観光事業者・宿泊事業者の支援を目的として、様々な取組を実施した。

【主な取組】

ア テレワーク推進北九州応援プラン（令和2年4月16日～6月30日）

概要

市内宿泊施設をテレワークの場として提供することにより、テレワークの推進を図るとともに、宿泊者の減少により厳しい経営を強いられている宿泊事業者を支援

助成額

1人1日利用あたり3,000円を上限に半額を助成

実績

44施設16,700人

イ 北九州宿泊モニターキャンペーン（令和2年7月1日～9月30日）

概要

全国民を対象に、市内の宿泊施設において、1,000円、2,000円、3,000円のいずれかで客室を販売し、市が差額を助成した

参加施設

60施設

実績

212,452千円（63,613人泊分）

ウ 北九州の魅力再発見キャンペーン（令和2年10月7日～令和3年4月25日）

概要

市民が市内観光施設を訪れ、地域の魅力を再発見する、いわゆるマイクロツーリズムを促進するため、市民向けに観光施設の周遊パスポートを作成

パスポート料金

大人400円、子供200円

対象施設

小倉城・庭園、門司港レトロ4施設、九州鉄道記念館、北九州銀行レトロライン「潮風号」、皿倉山ケーブルカー・スロープカー

実績

- ・ 販売数：45,619枚（無料引換分含む）
- ・ 入場者数：317,152人

エ 宿泊施設等改修支援事業（令和3年6月28日～8月31日）

概要

本市に来訪する旅行者に安全、安心に旅行を楽しんでいただくため、市内の宿泊施設等が行う感染防止策、ワーケーションスペースの設置などの取組に対して、補助金を支給

助成金額

最大750万円

実績

99,566千円(70施設)

オ 北九州歓迎割(令和4年11月1日～令和5年1月31日)

概要

令和4年10月11日からの全国旅行支援の開始を受け、全国旅行支援を利用して市内に宿泊する観光客などに対して、宿泊料金に応じて1人1泊あたり最大3,000円分のクーポンを配布

クーポンの使用用途

宿泊料金、飲食代、おみやげの購入など

参加宿泊施設

約30施設

実績

89,740千円(80,282枚)



北九州歓迎割

カ その他の取組

- ・ 北九州観光トクトクプラン(令和2年10月1日～令和3年3月31日)
- ・ テレワーク等推進プラン(令和3年1月12日～3月31日など計3回)
- ・ 北九州魅力満喫パスポート事業(令和3年10月15日～令和4年3月13日)
- ・ 北九州市宿泊モニターキャンペーン(令和3年10月15日～令和4年2月28日)
- ・ 北九州安全・安心の旅行応援事業(令和4年4月8日～令和5年2月28日)



北九州魅力満喫パスポート



北九州市宿泊モニター
キャンペーン

(対応を振り返って)

コロナ禍における観光・宿泊事業者の経営状況は苦境に陥っており、国や県、市からの支援を通じて、苦しい時期の売上げ増加につながった。また、県境をまたぐ人の移動を回避するよう要請されていた時期もあったため、市内の方の利用が増え、新しいホテル需要が生まれた。

(2) MICE開催主催者向け支援

- 国際会議や学会等のMICEを現地開催することは、まん延防止の観点から困難となり、多くのMICEが中止、延期、オンライン開催となっていった。
- コロナ禍の新しい生活様式に沿った行動を求められることから、十分な感染防止対策を講じて実施することが主催者の責務となり、これらに要する追加経費が主催者を経済的に圧迫するようになっていった。
- こうした状況を受け、本市ではMICE開催助成金制度を改正し、特別支援制度を創設するなどMICE主催者支援の取組を行った。

【取組内容】

ア MICE開催助成金「感染症対策特別支援制度」の創設（令和2年8月20日～）

概要

マスク・消毒剤の購入などの感染症対策に要する経費を助成

助成金額

上限200千円まで

イ MICE開催助成金「ハイブリッド型会議特別支援制度」の創設（令和3年4月1日～）

概要

ハイブリッド型会議を実施する際の配信機材のレンタル等に要する経費を支援

助成金額

上限200千円まで

ウ MICE開催助成金「感染症対策特別支援制度」の拡充（令和3年4月1日～）

概要

従来のマスク・消毒剤の購入などに加え、会場消毒経費を対象項目に追加

助成金額

上限200千円まで

エ MICE開催助成金「感染症対策特別支援制度」の拡充（令和3年11月1日～）

概要

助成対象項目の追加（PCR検査経費、感染対策に係る人件費等）

助成金額

上限を200千円から300千円に拡充

オ 各助成実績

年度	支援策	活用	
令和2年度	感染症対策特別支援制度	15件	1,924千円
令和3年度	感染症対策特別支援制度	30件	4,897千円
	ハイブリッド型会議特別支援制度	19件	3,620千円
令和4年度	感染症対策特別支援制度	69件	13,109千円
	ハイブリッド型会議特別支援制度	42件	7,082千円

（対応を振り返って）

MICE開催を支援するため、「感染症対策特別支援制度」や「ハイブリッド型会議特別支援制度」を新たに創設し、情勢の変化や主催者のニーズに柔軟に対応した支援制度の改正や弾力的な運用を行うことで、安全・安心なMICEの現地開催（ハイブリッド会議を含む）につなげた。

4 医療機関・医療従事者等への支援

（1）医療機関・医療従事者等への経済支援

- 新型コロナウイルスへの対応において、医療機関では、一般病床を転用したコロナ患者受入れのための病床の確保や入院患者の受入れ、疑い患者への対応が必要になるなど、など医療提供体制に大きな負荷がかかった。
- 身近な診療所においても、発熱患者等に対応するため、感染防止対策を講じつつ、一般の患者とは別の診療時間での診療・検査を余儀なくされた。
- こうした状況を受け、本市では地域医療を維持するために、様々な支援を講じてきた。

【主な支援内容】

	内容		実施期間
1	陽性患者の入院受け入れ1名につき30万円		令和3年度末まで
2	疑似症患者の受入れ1名につき6万円		令和3年度末まで
3	帰国者・接触者外来の運営1日につき最大18万円		令和3年度末まで
4	陽性者の外来診療について	1名につき3万円～ 4.5万円	令和3年度末まで
		1名につき2万円	令和4年4月1日～5月7日まで
5	往診・オンライン診療等に1回につき5千円～ 10万円		令和5年5月7日まで

(参考) 国の主な支援内容

- ・新型コロナウイルス専用の病院や病棟を設定する重点医療機関等に対する病床確保料の補助
- ・重症・中等症の新型コロナウイルス患者の診療報酬の特例的対応
- ・医療従事者への慰労金の給付 など

(対応を振り返って)

各医療機関においては、必要な人員体制や感染防護資材の確保等が大きな負担となっていた。本市として市独自の財政支援を講じることで、新型コロナウイルス患者に対する医療提供体制の確保につながった。

(2) 医療機関等への物資支援

- 新型コロナウイルスの世界的流行により、マスクや医療用ガウン、アルコール消毒液等の医療衛生物資の不足が生じた。
- 医療衛生物資の不足による、医療・介護等の現場の混乱を防止するため、市において、医療衛生物資を確保し、医療機関等に対し、柔軟かつ機動的に供給・支援を行った。

【取組内容】

- ・全国的にサージカルマスク、医療用ガウン、アルコール消毒液が不足し、入手困難となったため、医療系以外の業者や中国からの直接買いつけ、市内メーカーへの製造依頼など、本市独自に物資の確保を行い、医療機関や高齢者・障害者施設等へ供給した。特に、感染拡大当初は、サージカルマスクの不足が顕著となり、市職員用の備蓄分や寄付分を医療機関等へ供給することで支援してきた。
- ・品不足解消後においても、一定水準量の備蓄を行い、医療機関等でのクラスター発生時に感染拡大防止のための緊急支援物資として、使用期限や在庫数に応じて供給するなどした。



医療機関等へ供給した支援物資

(対応を振り返って)

感染拡大当初は、全国的な医療衛生物資の不足が生じ、本市としても物資の確保に向け様々な対応を行った。確保した物資については、適宜、医療機関や高齢者・障害者施設等へ供給を行うことで、施設等の業務継続や感染拡大防止に一定の役割を果たすことができた。

(3) 医療従事者向け緊急保育事業

- 新型コロナウイルスの流行当初、市内では、風評被害によって、医療従事者の子どもが保育園に通えなくなる等の事象が発生した。
- こうした状況を受け、保育所が臨時休園した時や、これまで通っている保育所に預けることが困難になった場合に、医療従事者の子どもを緊急保育する体制を確保した。

【取組内容】

事業名

医療従事者への支援のための緊急保育事業(令和2年5月2日～)

対象児童

市内の保育所等に通園している医療従事者の子どものうち、

- ・ 子どもが通う保育所等が、新型コロナウイルスにより、臨時休園となった場合
- ・ これまで通っている保育所に預けることが困難となった場合

実施場所

施設名	所在区
子育てふれあい交流プラザ	小倉北区
子どもの館	八幡西区

実施体制

- ・ 市の直営保育所等の保育士を配置
- ・ 7時から19時までの間で必要な時間保育を実施

実績

- ・ 33世帯(42名) が利用 (延べ利用日数： 92日)
- ・ 保育士配置人数(延べ)： 214人

(対応を振り返って)

保育所の臨時休園中の代替保育が求められる中、政令市でいち早く取り組んだ。医療現場がひっ迫した状況において、医療従事者が安心して子どもを預け、業務に従事できたことで、医療提供体制の維持に寄与した。

(4) 医療・介護等従事者宿泊支援事業

- 新型コロナウイルスに対応する医療・介護等従事者が、精神的・身体的な負担や疲労の緩和を目的に、市が指定する宿泊施設に滞在する場合、その費用の一部を助成した。

【取組内容】

対象者

- ・ 救急病院など、新型コロナウイルスの患者を受け入れ、医療の提供を行っている市内医療機関に勤務し、その医療に従事する者
- ・ 新型コロナウイルス患者が発生した市内の医療機関及び福祉施設に勤務し、業務継続のために必要な医療や介護等の提供に従事する者

助成額

上限額 1人1日(泊) あたり5,000円

実施期間

令和2年6月18日～令和5年5月7日

実績

- ・ 令和2年度 延べ1,761泊
- ・ 令和3年度 延べ1,518泊
- ・ 令和4年度 延べ1,221泊
- ・ 令和5年度 延べ18泊

(対応を振り返って)

事業実施にあたっては、市内宿泊施設の理解・協力が必要となるため、北九州市国内観光客等誘致促進協議会(事務局：北九州市観光コンベンション協会)と連携して事業を実施した。医療・介護等施設従事者の負担軽減や医療・福祉施設のサービス継続支援に一定の効果があったと考えている。

(5) 発熱外来等応急仮設建築物許可

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、建築基準法に定める「応急仮設建築物」について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、臨時の医療施設についても適用されることとなった。
- 令和2年4月7日に発出された「緊急事態宣言」の翌8日には、新型コロナウイルス対策における医療機関の仮設建築物について、建築基準法上の取扱い方針を決定し、同時に窓口等での個別相談を開始した。

【取組内容】

内容

- ・ 新型コロナウイルス対策のための医療機関の診察室等を仮設建築物として設置する場合に、建築基準法に基づく災害時の応急仮設建築物（許可申請手数料不要）として取り扱う。
- ・ 応急仮設建築物の許可は、設置期間が3ヵ月を超える場合に必要で、許可期間は2年以内。
- ・ 建築基準法の一部改正（令和4年5月31日施行）により、存続期間について、更に1年を超えない範囲での延長が可能となった。

実績（令和5年5月31日時点）

年度	実績
令和2年度	許可：1件
令和3年度	許可：3件
令和4年度	許可：1件、許可延長：2件
令和5年度	許可延長：1件

（対応を振り返って）

事前に福岡県等と調整して、緊急事態宣言の発出翌日には法上の取扱い方針を定めたことで、関係先への周知や個別相談体制を構築することができた。これにより、個別相談があったときもスムーズな対応ができた。また、申請手数料が不要なため、医療機関の負担軽減となった。

5 高齢者施設等事業者への支援

(1) 高齢者施設等の感染対策支援

- 介護施設における感染防止対策として、面会者からの感染を防ぐため、多くの施設が面会の一時中止や回数・人数の制限等を行ったが、面会制限が長期間になったため、入所者や家族からの面会の要望も高まり、感染防止をしながら面会を実施する必要性が生じた。

- こうした状況を受け、本市では、入所系の介護施設等が感染防止対策を行ったうえで家族との面会を実施できるよう、設備等の購入費用について助成した。また、国や県の補助金を財源に、民間の事業所等が行う感染拡大防止のための施設改修費用についても助成を行った。

【取組内容】

ア 面会等に係る設備支援（実施期間：令和3年1月～令和3年3月）

概要

介護施設（入所系事業所）等に対し、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話が発生する密接場面」）を避けて家族等との面談を行うために必要な環境整備に要する設備などの購入費用等について助成

助成額

上限20万円

主な支援実績

支援内容	件数
飛沫防止パネル	98施設
ICT機器（タブレット端末・パソコン、無線LAN機器等）	153施設
面会用什器（机、椅子等）	59施設
非接触型体温計（サーマルカメラ等）	26施設
消毒用機器（アルコールディスペンサー等）	7施設
換気設備（サーキュレーター等）	5施設
その他（面会室設置・改修等）	6施設

※施設数は重複あり

イ 感染症対策改修工事に係る費用支援（実施期間：令和2年5月～）

概要

国や県の補助金を財源とした民間の介護事業所等が行う感染拡大防止のための施設改修費用の助成

主な支援実績

年度	補助額	件数	内容
令和2年度	29,458千円	19施設	・多床室の個室化：2施設 ・陰圧装置：9施設 ・換気設備：8施設
令和3年度	69,832千円	11施設	・多床室の個室化：5施設 ・ゾーニング環境整備：6施設
令和4年度	44,106千円	21施設	・多床室の個室化：4施設 ・陰圧装置：1施設 ・換気設備：1施設 ・ゾーニング環境整備：15施設

(対応を振り返って)

入所者や家族から面会の要望が高まる中、設備支援を行ったことで、施設において、適切な感染防止対策を講じた面会が可能となった。

(2) 高齢者施設等事業者への経済支援等

- コロナ禍においても、介護事業者が必要な介護サービスを継続して提供できるよう、かかり増し経費等に対しての支援を国が決定した。これに合わせ、本市においても補助制度を創設し、令和2年6月定例会において補正予算を計上し、事業者への支援を開始した。

【取組内容】**ア 介護サービス継続支援****概要**

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した介護事業所等に対し、サービス継続に要するかかり増し経費を助成

実績 交付事業所：53事業所
助成金額：4,869万円

イ 在宅要介護高齢者への介護サービス提供支援事業**概要**

介護者が感染した場合に、自宅に残された要介護者（濃厚接触者）へ新たにサービス提供した事業者に対する助成

支給額 令和2・3年度：15万円
令和4年度：5万円

実績

年度	件数	支給額
令和2年度	3件	45万円
令和3年度	5件	75万円
令和4年度	1件	5万円

ウ 衛生用品の配布**概要**

- ・ 新型コロナウイルスの急速な拡大により、全国的に不織布マスク、消毒用エタノール及び使い捨て手袋等衛生用品が不足し、価格の高騰により介護事業所が入手困難となったため、衛生用品を国・県と連携して、高齢者施設等へ配布した。
- ・ 不織布マスクの配布にあたっては、寄附品や国・県からの提供品、市の備蓄品を配布した。

実績

衛生用品	期間	配布数	対象施設数
不織布マスク	令和2年3月～6月	約62万枚	約2,000施設
	令和3年3月～令和4年3月	約132万枚	約2,100施設
消毒用エタノール	令和2年4月～10月	約279リットル	約1,800施設
使い捨て手袋	令和3年2月	約14万枚	約650施設
	令和4年3月	約16万枚	約95施設

(対応を振り返って)

- 感染者や濃厚接触者が発生した事業所では、多量の衛生用品等が必要となるほか、職員の人件費も増加する場合が多いため、かかり増し経費を助成する意義は大きく、事業所の要望に応えるものであった。
- 濃厚接触者へのサービス提供にあたっては、衛生資材の確保や事業所職員に対する割増手当等が必要となることが多く、補助金を支給することで負担を補填することができた。
- 各衛生用品について、市場での流通量が減少した等の入手困難な時期に提供することで、事業所の感染防止対策に役立つとともに、事業所の経済的負担を軽減できた。

(3) 高齢者施設等事業者向け感染対策研修の実施

- 新型コロナウイルスによる重症化リスクが高い高齢者へのサービスを提供する介護サービス事業所等は、高齢者やその家族が生活を維持するために欠かせないものであり、感染拡大期においても、必要なサービスを継続的に提供できるようしておく必要があった。
- 介護サービス事業所等には、平時より感染症の最新情報や基本的な感染防止対策、陽性者が発生した場合の初期対応等の知識・技術を習得してもらう必要があることから、令和2年度より事業者向け研修などの取組を開始した。

ア 感染症対策研修

研修名	日程	参加人数
感染症感染拡大防止研修	令和2年7月21日・8月12日、 25日・9月2日(計8回)	1,098名
感染症感染拡大防止研修 (オンライン)	令和2年8月28日	257名
緊急オンラインセミナー	令和3年1月22日	270名
介護現場における 感染対策研修	令和3年2月6日、27日	47名

研修名	日程	参加人数
介護現場における 新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策研修	令和3年4月20日、21日	461名
緊急オンラインセミナー	令和3年5月12日	123名
業務継続計画（BCP） 策定支援研修	令和3年11月18日、25日・ 12月13日	743名
介護職のための医学講座2	令和4年11月28日	45名
業務継続計画（BCP） 策定支援研修	令和4年5月13日、17日、25日・ 6月6日、15日、22日	424名

イ 新型コロナウイルス発生事例の体験共有

ZOOMを使用したオンラインセミナーにおいて、新型コロナウイルスの陽性者発生事業所の体験談を発表してもらい、感染防止対策についてアドバイザーより助言を受けた。

名称	日程	参加人数
新型コロナウイルス感染症発生事例の体験共有	令和2年7月6日	75名

ウ その他の取組

取組	時期	概要
感染症拡大防止 対策研修DVD制作	令和2年9月	令和2年7月～9月に全事業所を対象に実施した研修の内容を収録したDVDを制作し、全事業所に配布
新型コロナウイルス 感染対策レベルアップ DVD制作	令和3年3月	感染が疑われる利用者が発生した場合の具体的な対応等について、マニュアルとして活用できるDVDを制作し、全事業所に配布
感染症対策にかかる 啓発動画の 制作・公開	令和3年2月	介護施設における新型コロナウイルス対策をさらに周知徹底するための対策啓発動画を制作し、YouTube上で期間限定の公開
感染症拡大防止 対策研修の動画配信	令和3年5月	令和3年4月に通所系事業所を対象に実施した研修の内容を収録した動画を制作し、YouTube上で限定公開
緊急オンラインセミナー の動画配信	令和3年5月	令和3年5月に施設・入所系事業所を対象に実施した研修の内容を収録した動画を制作し、YouTube上で限定公開

(対応を振り返って)

感染症が発生した場合にも感染拡大を防止し業務継続ができるよう、介護現場での感染防止スキルの向上とともに、発生した場合に備えた業務継続計画の策定を進めるための研修を実施している。

(4) 高齢者施設等の巡回点検

- 感染症対策として、令和2年の夏以降、特にリスクの高い特別養護老人ホーム等を中心にNPO法人KRICTによる感染拡大防止に向けた取組を実施した。
- また、令和3年2月頃より、若松区において高齢者施設でのクラスター発生が相次いだため、同年3月に開催された「第24回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」においてスクリーニング検査や施設への巡回点検等の対策を拡大することが決定された。これを受けて、同年4月より、高齢者施設等における感染防御力の向上を目指すことを目的に施設への巡回点検を開始した。

【取組内容】

概要

重症化リスクの高い高齢者が生活している入所施設やデイサービスなどの通所系サービス事業所を対象として、施設等の感染防御力を高めるために、KRICTや保健所職員等が感染対策について具体的な助言等を行う巡回点検を実施

対象施設

合計 約1,080施設

(内訳)

- ・ 高齢者の介護事業所のうち通所系サービス事業所：約560事業所
- ・ 高齢者入所施設：約520施設

実施方法

市独自で作成したチェックリストを各施設に事前に送付のうえ、各施設において自己チェックを行い、その内容を元に巡回点検を実施

実施体制

- ・ 保健福祉局感染症医療対策課(保健所)、介護保険課、各区地域包括支援センター、KRICT。
- ・ 令和3年度はスケジュール管理など一部の事務作業について、外部委託を行った。

実績

ア KRICTによる巡回点検

- ・ 令和2年度は主に介護老人福祉施設、令和3年度は主に介護老人保健施設を対象に、KRICTヘラウンド指導実施者の派遣を依頼し、感染対策について指導・助言を行った。

(実績)

年度	期間	施設数
令和2年度	8月22日～3月31日	79施設
令和3年度	4月1日～10月31日	34施設

イ 保健所等による巡回点検

(取組の経過)

日程	主な取組
令和3年4月	通所系サービス事業所を対象に事前説明
令和3年5月	巡回点検に従事する職員向けの研修を実施
	下旬より、緊急事態宣言中ではあったが、WEBによる巡回点検を開始
令和3年6月	第4波で陽性者が発生した事業所から優先的に訪問による巡回点検を開始
令和4年10月	訪問看護事業所を対象に、新型コロナウイルスに関する施設内感染対策研修会を実施
令和4年11月	高齢者入所施設の管理者・施設長などを対象に、新型コロナウイルスに関する施設内感染対策研修会を実施
令和5年4月	これまでの巡回点検で情報収集した各施設の参考となる取組について、事例集としてまとめ、本市のホームページ上に公開

(実績)

- ・ 巡回点検

年度	施設数
令和3年度	833施設
令和4年度	129施設

- ・ 新型コロナウイルスに関する施設内感染対策研修会

時期	対象	参加数
令和4年度	訪問看護事業所	44事業所
令和4年度	高齢者入所施設の管理者・施設長など	104名

(対応を振り返って)

巡回点検により、高齢者施設等の感染症対策の実施を把握し、施設職員の感染症対策に対する理解を深めることができた。感染症対策の取組状況は施設の種別や状況により様々であり、今後もチェックリストによる自己点検の実施や巡回点検を通じて、感染症対策に対する意識向上を図っていく必要がある。

(5) 感染発生時における感染対策支援

- 高齢者施設等において、新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者が確認された場合、接触者調査や施設内のゾーニング、感染対策を行うほか、衛生用品の在庫状況等の確認を行う必要があった。
- 衛生物品などが不足する場合は、衛生物品を休日・夜間に関わらず、即座に配送する必要があることから、休日については、市職員でシフトを組み、対応できるよう準備した。
- 令和2年11月には、北九州高齢者福祉事業協会との応援職員に係る協定を締結し、施設のスタッフが不足する場合に、他の施設職員を派遣できるスキームを構築した。

【主な取組】**ア 施設等への対応について****概要**

- ・ 高齢者施設等の入所者・利用者・スタッフ等に陽性者が確認された場合、必要な事項について、本市保健所にも共有した。
- ・ 衛生物品が不足する場合は配送し、施設職員が不足する場合は、応援体制等の支援ができるよう調整を行った。

イ 衛生物品について**概要**

事業所で陽性者等が発生し、マスクやガウン等の準備が不十分な場合、休日も含め、即時、不足の衛生物資を施設に届けるなどの対応を行った。

配送実績

年度	実績
令和2年度	43事業所
令和3年度	47事業所
令和4年度	56事業所

ウ 職員応援について

概要

施設等で新型コロナウイルスが発生した場合において、施設の職員のみでは対応が困難な場合は、高齢者福祉事業協会との協定や介護事業者等のネットワークを活用し、施設・法人を超えた職員派遣をサポートした。

時期	取組
令和2年11月27日	介護施設等において、クラスター等が発生した場合に備え、北九州高齢者福祉事業協会との応援職員に係る協定を締結
令和2年12月10日	福岡県が、介護老人保健施設協会、老人福祉施設協議会、高齢者福祉事業協会と協定を締結し、各協会内で会員間において職員派遣する仕組みを構築
令和3年7月	在宅扱いとなる有料老人ホームや単身の在宅高齢者へ対応を行う事業所に対し、報償費を支払う要綱の策定

応援職員の派遣実績

年度	在宅応援実績	施設応援実績
令和2年度	3件	0件
令和3年度	4件	12件
令和4年度	2件	5件

エ 感染症発生時のラウンド(巡回点検)について

概要

感染症が発生した施設のうち、特に必要と認められる場合、発生直後に、感染症対策の専門家を派遣し、施設内の感染対策や、ゾーニングなど、巡回点検(ラウンド)を行った。

ラウンド実績

年度	ラウンド件数
令和2年度	1件
令和3年度	1件

(対応を振り返って)

- 施設等で新型コロナウイルスが発生した際も、介護事業者等のネットワークを活用し、施設・法人を超えた職員派遣を実施した。
- また、適宜、保健所と施設所管課が情報共有を行い、施設・事業所内で感染の可能性がある場合など、即座に対応できるよう、常時、体制をとり、支援を行った。

6 障害者施設等事業者への支援

(1) 障害者施設等事業者への経済支援等

- 障害福祉サービス事業所等で感染者が発生した場合においても、事業運営を継続できるよう、施設等に対し、様々な支援を講じてきた。
- その他の支援として、
 - ・感染等によりスタッフが不足する施設への応援職員の派遣に係る給付金の支給
 - ・マスクや消毒液等が入手困難な時期に、事業所への直接物資の支援
 など事業所等の状況に応じた対策を実施した。

【取組内容】

ア 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援

概要

- ・障害福祉サービス事業所等で新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合、通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費（消毒費用、衛生・防護用品の購入費用、サービス継続に必要な人員確保に要する費用など）を助成
- ・感染症等が発生した事業所に協力するために応援職員を派遣する場合、宿泊費や旅費、割増手当などの必要な経費を助成

実績

年度	対象施設等	助成額
令和2年度	12施設等	49,214千円
令和3年度	21施設等	12,930千円
令和4年度	55施設等	19,945千円

イ 入所施設における面会実施のための環境整備助成

概要

入所者が家族等との面会を行うために必要な環境整備（飛沫防止パネル設置、換気設備の設置、タブレット機器導入など）に要する費用を助成

助成額

1施設あたり上限200千円

実績

年度	対象施設	助成額
令和2年度	11施設	2,041千円

ウ 就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業（令和元年度）・ 北九州市障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業（令和2年度）

概要

就労移行支援、就労継続支援における障害のある方の在宅就労を推進するために、事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を支援

対象

就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者、就労継続支援B型事業者

対象経費

在宅就労の実施に用いる、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、保守・サポート費、導入研修、セキュリティ対策など

補助額

1事業所あたり上限250万円（在宅就労1人当たりに係る単価は上限25万円）

実績

年度	施設数	助成額
令和元年度	3事業所	2,091千円
令和2年度	7事業所	5,707千円

（対応を振り返って）

- 施設入所者は、長期間にわたり家族等との面会や外出が制限されており、心身ともに不安定な状況を抱えていたため、施設における面会実施のための環境整備経費を助成したことで、入所者の不安解消に寄与した。
- テレワーク機器に関する導入支援では、感染リスクの軽減や精神的不安の緩和等を行うことができたほか、難病や精神疾患等で通所が困難な利用者に対して、効果的な就労支援を行うことができた。

（2）障害者施設等事業者向け感染対策研修等の実施

- 障害者施設等の利用者については、その特性によりマスク着用が困難な方が多く、施設等で感染者が発生した際、感染防止対策を十分にとることができないなどの課題が生じていたため、施設等の感染防御力の向上として、事業者向けの研修や専門家の訪問による感染防護指導等を実施した。

【主な取組】

ア 事業者向け研修

年度	取組	対象	参加施設数
令和2年度	感染防止対策研修(※1)	入所施設	15施設
	感染防止対策研修(※2)	通所系 グループホーム	181事業所
	感染防止対策オンライン研修	(※1)(※2)の 未受講の施設等	262事業所 (介護施設含む)
	緊急オンライン研修	入所施設 グループホーム 訪問系	355事業所 (介護施設含む)
	感染症対策リーダー養成研修	入所施設	12施設
令和3年度	介護現場における感染拡大 防止対策研修	通所系	—
	クラスター発生防止のポイント 等緊急オンライン研修	入所施設 グループホーム	—
	業務継続計画(BCP)策定支 援研修	全サービス	—
	感染対策実践研修	入所施設 生活介護	—
令和4年度	感染対策研修	入所施設 グループホーム 生活介護	—

イ 感染防護指導(施設ラウンド)

感染症専門家(KRICT)が入所施設を訪問し、感染防護対策について施設の状況に応じた具体的な指導・助言を行った。(令和2年度に16施設で実施)

(対応を振り返って)

最新の感染状況等を踏まえた研修や、入所施設等に直接感染防護指導を行い、施設等の感染防御力の向上のつながった。

7 その他事業者への支援

(1) 食品製造事業者向け支援

- 市内食品製造業は商談会・イベントの延期や中止による販路拡大機会の減少、飲食業向けの商品や土産品の販売減少など、大きな影響を受けた。
- そのため、令和2年、令和3年に、多くの皆様に地元の逸品を「御歳暮」、「御中元」として利用いただき、事業者の応援と地元産品の市内外に向けたPRを目的に、市内大手小売店が販売する「御歳暮」、「御中元」のうち、地元産品の対象商品について、送料を無料とする取組を行った。

【取組内容】

地元の逸品支援事業～贈ってふるさと自慢!～(御歳暮・御中元)

期間

御歳暮・御中元の実施期間(事業者により異なる)

参加対象

- ・ 北九州市内に本社を置く大規模小売店で、全国に御歳暮・御中元を発送し、市内事業者の商品を取り扱った実績のある事業者
- ・ 店舗等での販売だけでなく、ネットや郵送等による非対面販売が可能であるもの など

対象商品

市内に本社を置く地元事業者の商品 など

助成条件

- ・ おすすめの逸品として1地元事業者から1商品を選定すること
- ・ 対象商品の送料を無料とすること
- ・ 売り場やホームページなどで特設コーナーなどを作り、対象商品や市内事業者のPRを行うこと など

助成金額

対象商品の送料見合い額として、配送1件あたり1,200円を補助

実施体制

主体：北九州市地元産品販売促進実行委員会
※北九州市、(公財)北九州観光コンベンション協会、北九州商工会議所で構成

参加事業者

2社(株式会社井筒屋、株式会社ハローデイ)



地元産品の対象商品について
送料を無料とした

実績

(御歳暮)

	株式会社井筒屋	株式会社ハローデイ
対象商品数	44商品(44事業者)	2商品(2事業者)
販売期間	令和2年 11月2日～12月31日	令和2年 11月1日～12月31日
配送件数	18,604件	325件
販売数	19,304点	325点
対象商品前年比販売数	約3倍	32.5倍
助成金決定額	22,325千円	390千円

(御中元)

	株式会社井筒屋	株式会社ハローデイ
対象商品数	49商品(49事業者)	2商品(2事業者)
販売期間	令和3年 6月1日～8月9日	令和3年 6月15日～8月9日
配送件数	15,286件	392件
販売数	15,736点	392点
対象商品前年比販売数	約2倍	1.2倍(御歳暮比)
助成金決定額	18,343千円	471千円

(対応を振り返って)

市内食品製造業は新型コロナウイルスの影響により、販路拡大機会の減少等に見舞われたが、本事業の対象商品だったものについては、前年比(又は前回御歳暮比)で販売数が伸びており、市内外に向けたPR効果や販売支援につながった。

(2) ブライダル事業者向け支援

- ブライダル業界においては、結婚式の延期や中止が相次ぎ、売り上げ減少など損失は大きく、市内の結婚式場やホテルも大きな影響を受けていた。
- 令和2年10月に北九州ブライダル協会から市への要望書が提出されたことを契機に、北九州ブライダル協会、産業医科大学及び本市の三者が協力して、安心して結婚式を挙げたいだくことを目的に「結婚式場における新型コロナウイルス感染症対策事業」を開始した。

【主な取組】

概要

令和3年9月に「結婚式における新型コロナウイルス感染対策ガイドライン」を作成し、翌10月からは市内の結婚式場において、ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底するとともに、ブライダル協会から、市内の結婚式場にガイドラインを配布した。

ガイドラインの作成期間

令和3年1月～令和3年9月

実施体制と主な役割

ア 北九州ブライダル協会

- ・ 感染防止対策に関する市内の結婚式場の実態や意見のとりまとめ
- ・ 本事業のPR（認証ステッカー作成、ブライダル協会HPへの掲載、プレスリリース）



ガイドラインに基づく感染対策を行う式場に対し「認証マーク」を交付

イ 産業医科大学

- ・ 医学的視点から感染防止対策に関するアドバイス（現地調査含む）
- ・ 感染対策ガイドラインの文案作成
- ・ 本事業のPR（産医大HPへの掲載、プレスリリース）

ウ 北九州市

- ・ 全体調整（ブライダル協会と産業医科大学との連絡調整等を含む）
- ・ 本事業のPR（プレスリリース）

（対応を振り返って）

結婚式場では、式場ごとの事情や、結婚式特有の演出等により、統一した感染対策が困難な場面もあった。しかし、産学官連携の感染対策ガイドラインを作成したことで、本ガイドラインを原則とした感染防止対策が可能となり、また、挙式を控えるカップルの後押しとなるきっかけづくりができたことは、売り上げ減少等の影響を受けるブライダル業界にとっては、非常に有意義なものであった。

（3）漁業者向け支援

- 緊急事態宣言の発出等により、飲食店の休業や営業時間の短縮などが行われたため、特に高級魚を中心とした地元水産物の取扱量や魚価が大きく下落し、漁業経営に大きな影響が出た。
- こうした状況を受け、令和2年度及び4年度について、水産物直売所における販売を支援することにより、漁業経営の安定化を図った。

【取組内容】

概要

- ・ 漁業者が支払っていた直売所（産地直送市場 海と大地）の販売スペース代（販売代金の15%）を市が支出することにより漁業者の支援を行った。
- ・ のぼりやパンフレットの配布等によりPRを行い、売上げの向上を図った。

実施期間

- ・ 令和2年11月16日～令和3年3月15日（4カ月間）
- ・ 令和4年6月1日～令和4年11月30日（6カ月間）

（対応を振り返って）

本事業の実施にあたり、「産地直送市場 海と大地」では、地元の脇之浦地区の水産物に加え、平松・長浜・大里の3地区の水産物も販売するようになり、販売所と連携してPRを実施したことで、水産物の売上げが前年対比で向上につながった。

（4）農業者向け支援

- 新型コロナウイルスの感染拡大による急激な経済活動の落ち込みにより、市内の農家や小倉牛飼育農家にも影響が出たため、総合農事センターから賑わいを創出することを目的として様々な取組を行った。
- また、インバウンド需要・外食の大幅減少や肉牛枝肉価格の下落が起こり、肉牛の再生産が困難となったため、福岡県の事業を活用して、肉牛子牛の導入経費を助成し、肉牛肥育農家の経営安定を支援した。

【取組内容】

ア 市民参加型の花の寄せ植えイベント

背景

本市花き生産農家の多数を占める花苗生産者も、農事センターやグリーンパーク等の休園による売店施設の閉鎖や、外出自粛による購入機会減少等により、販売額が減少した。

概要

花苗の消費拡大による生産農家の所得増加のため、総合農事センターにおいて、花の寄せ植えイベントを開催した。

実施主体

花あふれるふくおか推進協議会

実施日

令和2年11月14日、21日、28日

イ 小倉牛BBQのチャリティ販売

背景

市内4戸で飼育され本市を代表するブランドの一つである小倉牛の生産者及び販売店は、飲食店の休業や、外出自粛による購入機会減少等で、精肉及び1頭あたりの販売金額が減少した。

概要

小倉牛の消費拡大を図り、生産者及び販売店の経営を改善させるため、小倉牛のBBQチャリティ販売を通して、その魅力や購入可能店舗についてのPRを実施。

実施主体

小倉牛流通促進協議会

実績

2,051食提供、チャリティ金額：274,578円

※集まった寄付金(チャリティ金額)は協議会から北九州市応援寄付金等へ寄贈をした。

ウ 農事センター内直売所(ひまわり市場)で使用可能なプレミアム付き商品券の販売

背景

総合農事センターの指定管理者が運営する直売施設「ひまわり市場」では、市内の農業者が生産する農林畜産物を中心に販売を行っていたが農事センターの休園や、開園後も外出自粛による客足の伸び悩みにより、販売金額が前年比で3割程度減少した。

概要

直売施設での販売量拡大による生産者の所得増加を図るため、秋冬野菜を中心に出荷量が増える時期にひまわり市場で使用可能なプレミアム付きチケットを発行。

販売枚数

500枚

販売額

1,000円(額面1,200円)

販売日

令和2年11月14、21、28日

実績

各日販売枚数即日完売(合計500枚)

エ 和牛等子牛確保対策事業

背景

インバウンド需要・外食の大幅減少、肉牛枝肉価格の下落が起こり、肉牛の再生産が困難となった。

概要

市内畜産農家が市場等より子牛を導入(購入)した際の経費を助成

実績

		令和2年5月～ 令和3年3月	令和3年4月～ 令和4年3月
補助額	和牛	28千円/頭	22千円/頭
	交雑種	17千円/頭	
	乳用種	6千円/頭	
事業実施主体		4農家	
交付額		2,941千円	1,122千円

(対応を振り返って)

- 市民参加型の花の寄せ植えイベントでは、翌年以降も花苗の購入等が確認されているほか、小倉牛BBQのチャリティ販売では、販売単価の上昇や生産者・販売店の経営改善に効果が見られ、プレミアム付き商品券の販売では、プレミアム分以上の購入実績が確認されるなどの効果があった。
- また、和牛等子牛確保対策事業では、新型コロナウイルスの影響により困難になっている和牛の再生産を、経費面から支援する一助となった。

(5) 文化芸術関連事業者向け支援

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、演劇や音楽などの文化芸術活動は、公演中止や延期、規模縮小が続き、大きな影響を受けたため、出演者や舞台を支える方々を支援する目的で、様々な事業に取り組んだ。

【主な取組】**ア アーティスト等緊急支援事業(令和2年5月)****概要**

文化芸術に触れられる機会を創出するため、活動の機会を失っているアーティスト等が自ら作成する動画作品(3～10分程度)に対して助成

支援対象

市内在住又は市内で主に活動するプロのアーティスト、クリエイター、スタッフなど

助成金額

1人につき5万円を支援(1作品あたり上限50万円)

※3密を避けるため、1作品10人を上限とした。

実績

493人(127件)

支援作品を東アジア文化都市のYouTubeチャンネルで公開した。

イ 民間文化施設等事業者緊急支援事業（令和2年5月）

概要

市内の民間文化施設等を営業する事業者に対し、ミュージシャンやアーティストによる無観客でのパフォーマンスの映像配信に関する設備等の購入経費を助成

支援対象

- ・ミュージシャン等による有料の公演について、継続的な開催実績を有する施設（ライブハウス、劇場、映画館等）
- ・一般への貸し出しをするスタジオのうち、ミュージシャン等が練習、収録、編集などを行う施設（レコーディング・スタジオ等）

助成金額

下記の経費の8割（上限あり）

- ・無観客でのパフォーマンスの映像配信に関する設備等の購入経費
- ・事業再開に向けて必要となる施設の感染防止対策に関する設備等の導入経費

関連事業

助成を受けた事業者を対象に、事業再開に向けた支援、また、新たなビジネスモデルの定着を図るため、「動画配信・感染防止対策ワークショップ」を令和2・3年度に実施した。当事業では、施設の特性に応じたライブ動画配信と産業医科大学の感染症専門家による感染防止対策ワークショップを実施した。

ウ 北九州市文化芸術活動活性化支援事業（令和4年度）

概要

感染拡大により、各種文化芸術事業が大きく減少したことを受け、本市の更なる文化芸術事業の開催を促進するため、市内で活動する方々の自主的な文化芸術活動や、国際文化交流に関する取組等について、その経費の一部を助成

対象事業

下記のいずれかのプログラムに該当するもの

- ・創造的活動～市民の文化芸術活動のステップアップ
- ・人材育成～文化芸術活動を担う人材の育成
- ・国際文化交流～文化芸術を通した国際交流と本市の文化芸術の発信
- ・「東アジア文化都市北九州」レガシー 国際文化交流～文化芸術を通した国際交流と本市の文化芸術の発信（特に東アジアとの相互理解や文化交流に資するもの）
- ・文化芸術の情報収集・調査研究～文化芸術情報の発掘及び市民のシビックプライド醸成

支援対象

本市に住所があり、主に市内で活動している団体・個人

助成額

事業経費から事業収入を除いた範囲のうち1／2を超えない金額、かつ助成対象経費の2／3以内の金額（上限100万円）

※『「東アジア文化都市北九州」レガシー国際文化交流』は上限300万円

実績 (助成金額・交付件数)

- ・ 1次募集：17,730千円(61件)
- ・ 2次募集：10,410千円(42件)

エ その他

文化芸術事業の舞台公演の開催を促進し、本市の文化芸術活動の再開を支援するため、「北九州市文化芸術活動の再開を支援するため、「北九州市文化芸術活動再開支援助成金」(令和2、3年度)に取り組んだ。

(対応を振り返って)

- 活動の機会を失っていた市内アーティストが、「アーティスト等緊急支援事業」での動画配信を契機に、次の活動につながったケースもあり、一時的な支援で終わらなかったことはアーティストにとって効果的な支援になった。
- 収容率の制限などの様々な制約がある中、動画配信での公演など、新たな表現の選択肢が広がった。

第10章

個人向け支援

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月20日に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定された。この閣議決定においては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして、全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、国民に一律1人あたり10万円を支給する「特別定額給付金」が開始された。

さらに、令和3年11月19日には「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、住民税非課税世帯等に対する臨時的な措置として、「子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）」を支給した。

その他にも、個人向けの支援として、介護保険料・国民健康保険料の減免や、傷病手当金の支給、市営住宅の提供、水道料金等の支払期限の猶予措置等、多岐にわたる対策を講じてきた。

また、緊急事態宣言等が発出されたことで、時短営業や休業を余儀なくされ、雇用情勢についても、急激に厳しくなった。

本市では、再就職支援として、相談窓口の設置や、資格取得支援のほか、市の実施事業などで臨時に雇用する「緊急短期雇用創出事業」に取り組んだ。

1 市民等への支援

(1) 特別定額給付金

- 令和2年4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、同年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定された。その閣議決定において、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に1人あたり10万円が支給されることが示された。

概要

- ア 支給対象：基準日(令和2年4月27日)に住民基本台帳に記録されている者
- イ 支給額：1人につき10万円
- ウ 申請方法：その者の属する世帯の世帯主によるオンライン申請又は郵送申請
- エ 支給方法：申請者の本人名義の銀行口座への振込み

【特別定額給付金に係る主な取組の経過】

時 期	内 容
令和2年4月17日	「生活支援臨時給付金室」の設置 (同月23日に「特別定額給付金室」に名称変更)
令和2年4月30日	臨時議会において補正予算成立
令和2年5月1日	仮設コールセンター設置 オンライン申請受付開始(マイナンバーカード所持者)
令和2年5月7日	オンライン申請者に対しての支給開始(単身世帯から順次支給)
令和2年5月20日	申請書発送開始 コールセンター設置
令和2年5月24日	特別定額給付金システムの構築完了
令和2年5月25日	事務処理センターの設置
令和2年5月25日 ～ 6月19日	各区役所に相談窓口設置
令和2年5月29日	郵送申請者に対しての支給開始
令和2年7月14日	窓口給付対応開始(申請書発送等について)
令和2年8月31日	申請期限
令和2年10月31日	給付期限
令和2年12月1日	特別定額給付金室の廃止

【給付実績】

対象世帯(対象者) (R2.4.27時点)	給付件数 (給付人数)	給付割合	給付総額
483,336件 (948,186人)	481,530件 (945,908人)	99.6% (99.8%)	94,590,800千円

(対応を振り返って)

- 国からの給付金支給決定の通知から特別定額給付金の給付まで、かなりのスピード感を求められ、当初は混乱もあったが、コールセンターや事務センターの設置や郵送受付の開始等により徐々に改善していった。
- 給付金の支給に伴い、特殊詐欺が懸念されたため、市政だより等により啓発を行った。

(2) 臨時特別給付金

- 令和3年11月19日閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として「令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)」を実施し、1世帯当たり10万円を給付した。
- 令和4年度には、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用した給付を行った。

概要**ア 対象となる世帯****(ア) 住民税非課税世帯(令和3・4年度)**

下記の要件のすべてにあてはまる世帯が支給対象

- ・ 基準日時点で北九州市に住民票がある世帯である
- ・ 世帯の全員が当年度分の住民税が非課税である
- ・ 世帯の中に当年度住民税課税者に扶養されていない者がいる
- ・ 既に北九州市及び他市町村で「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主であったものを含む世帯ではない

(イ) 家計急変世帯(令和4年度)

下記の要件のすべてにあてはまる世帯が支給対象

(上記アの住民税非課税世帯に該当する世帯は除く)

- ・ 申請日時点で北九州市に住民票がある世帯である
- ・ 新型コロナウイルスの影響を受けて、令和4年1月以降家計が急変(収入が減少)し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- ・ 世帯の中に令和4年度住民税課税者に扶養されていない者がいる
- ・ 既に北九州市及び他市町村で「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主であったものを含む世帯ではない

イ 支給額 一世帯あたり10万円

【臨時特別給付金に係る主な取組の経過】

時 期	内 容
令和4年1月上旬 ～ 2月中旬	支給要綱等の作成
	コールセンターの開設
令和4年2月上旬	制度に関するホームページの開設
	事務センターの開設
令和4年2月7日	給付対象世帯へ確認書の送付開始
令和4年2月10日	支給開始
令和4年2月14日	申請書の受付開始
令和4年6月14日	未申請の給付対象世帯へ令和4年度確認書の送付開始 (プッシュ型給付)

(対応を振り返って)

- 事業に実施にあたっては、保健福祉局総務課内に速やかに担当ラインを立ち上げ、支給基準や交付要綱などの作成にあたった。また、いち早く補正予算を組んだことで、周辺自治体と比較しても早期である令和4年2月上旬には対象世帯に対して支給を開始することができた。
- 事務センター及びコールセンターの運営を外部委託にしたことで、申請書の送付や、申請内容の確認作業、支給決定通知書の送付等について迅速に対応することができた。

(3) その他貸付・給付金等

- 新型コロナウイルスにより、生活が困窮した方への給付金・支援金等について下記のとおり支援の強化を行った。

【取組内容】

ア 住居確保給付金(受付期間：令和2年4月～令和5年3月)

- 生活困窮者自立支援法に基づき、従来より離職・廃業により経済的に困窮し、住居を喪失している方(又は喪失するおそれのある方)を対象に、家主へ家賃を支給しており、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年4月から対象者等を拡大することとなった。

支援内容

概要	家主に対し、家賃実費支給(上限額あり)
対象	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

上限額	・単身世帯：29,000円 ・2人世帯：35,000円 ・3人から5人世帯：38,000円
支給期間	原則3カ月（最長9カ月）
申請窓口	各区保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー
実績	（令和2年度） 相談件数：4,881件 支給件数（延べ）：2,185件 支給額（延べ）：約173,837千円 （令和3年度） 相談件数：2,458件 支給件数（延べ）：1,430件 支給額（延べ）：約124,548千円 （令和4年度） 相談件数：920件 支給件数（延べ）：590件 支給額（延べ）：約50,069千円

イ 緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）

（受付期間：令和2年3月～令和4年9月）

- 社会福祉協議会では、従来より低所得者世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対して生活費等の必要な資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付制度」に基づく貸付を実施している。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の特例貸付の受付を令和2年3月から開始した。

実施主体

福岡県社会福祉協議会（申請窓口は北九州市社会福祉協議会）

支援内容

（ア） 緊急小口資金

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	20万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

支給件数(特例措置分)

年度	件数
令和2年度	12,857件
令和3年度	4,562件
令和4年度	1,142件

(イ) 総合支援資金(特例貸付)

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	《2人以上》月20万円以内 《単身》月15万円以内 《貸付期間》原則3月以内	《2人以上》月20万円以内 《単身》月15万円以内 《貸付期間》原則3月以内
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

支給件数(特例措置分)

年度	件数
令和2年度	16,057件
令和3年度	10,345件
令和4年度	1,056件

ウ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
(受付期間: 令和3年7月～令和4年12月)

- 新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴い、「総合支援資金の再貸付を終了した」等、の事情で、さらなる貸付を利用できない生活困窮世帯が存在し、こうした世帯が必ずしも新たな就労や生活保護の受給に結びついていない実態があった。このため、こうした世帯を対象に、自立支援につなげるため、令和3年7月から支給を開始した。

支援内容

概要	社会福祉協議会が実施している貸付制度の総合支援資金について、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化に伴い、さらなる貸付を利用できない生活困窮者世帯を対象として、自立支援に繋げるため支給するもの。
----	--

対象	・総合支援資金の再貸付を終了した世帯 ・再貸付について不承認とされた世帯であって、収入要件等の要件を満たす
支給額 (月額)	・単身世帯：6万円 ・2人世帯：8万円 ・3人以上世帯：10万円
支給期間	原則3カ月
申請窓口	北九州市生活困窮者自立支援金事務センター (北九州市社会福祉協議会へ業務委託)
実績	(令和3年度) 支給件数：2,592件 支給額(延べ)：434,520千円 (令和4年度) 支給件数：1,841件 支給額(延べ)：482,040千円

(対応を振り返って)

- 生活困窮者自立支援事業の委託先であり、また総合支援資金の実施主体である社会福祉協議会と連携を密に行い、生活困窮者への給付金支給や貸付へ迅速に繋ぐことができた。
- 今後は、新型コロナウイルスの影響で拡大された貸付や給付金が終わった際の対象者への支援が課題であり、各相談窓口、機関等との連携強化をより一層図って行く。

2 介護保険料等の特例措置

(1) 介護保険

ア 介護保険料の減免

- 令和2年4月9日に、国より、新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に関する通知が示された。
- 本市においても新型コロナウイルスの影響により一定程度収入が下がった方々等への救済措置として、第1号保険料の減免の特例について、規則改正を行い、介護保険料の減免を実施した。
- 減免保険料に対する国の財政支援は当初、賦課総額に対する減免総額の割合に応じて、3段階的に設定されていたが、令和4年12月より全額国費により措置された。令和5年度以降については、新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づける方針が示されたため、令和4年度で保険料減免に対する国の財政支援は終了した。

概要

新型コロナウイルスの影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入等が一定以上減少し、介護保険料の納付が困難な場合、申請により介護保険料を減免

減免の対象となる保険料

- ・ 令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されている保険料
- ・ 令和3年度相当分の保険料であって、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に納期限が到来するもの

申請窓口

各区役所保健福祉課

イ 要介護認定における有効期間の延長

- 令和2年2月18日及び4月7日に国より、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」が示された。この通知において、『新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとする』とされた。
- 本市においても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、更新申請者について、面会できない場合には要介護認定調査を実施せず、有効期間を延長する措置を行った。

(対応を振り返って)

- 新型コロナウイルスの影響により事業収入や給与収入が減少した方等から、「保険料の納付が困難になった」などの相談を受けた場合、減免制度の対象となる方に対しては積極的に申請の勧奨を行った。結果として、被保険者の保険料負担を軽減することができ、滞納の未然防止につながった。
- コロナ禍で面会できない施設や医療機関が多い中、有効期間の延長措置を行うことで、介護サービス利用を途切れさせることなく、また、調査時の密になる状況を回避することに繋がった。

(2) 国民健康保険

- 感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者の支援について、国からの要請に基づき、あらたに傷病手当金の支給や国民健康保険料(以下「保険料」という。)の減免の制度を設けた。
- 傷病手当金の新設にあたっては、令和2年4月臨時会に北九州市国民健康保険条例改正案及び補正予算案(10,000千円)を議案提出し、可決された。

【取組内容】

ア 傷病手当金の支給

概要

給与等の支払いを受けている国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルスに感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより仕事を休み、給与等の全部もしくは一部の支払いが受けられない場合に支給

対象者

給与の支払いを受けている被保険者(アルバイト、パートタイム、青色専従者等)のうち、新型コロナウイルス感染症又はその疑いによる療養のため労務に服することができない者

支給対象期間(支給対象となる日数)

労務に服する予定だったが労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(労務に服することを予定していなかった日を除く)

※当該支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

支給額

1日あたりの支給額＝〔(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷労務に服した日数)×(2/3)〕×支給対象となる日数 ※上限あり

適用期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日が令和2年1月1日から令和5年5月10日までの間に属する場合に支給

※ 国からの財政支援は、延長を繰り返し、最終的に適用期間を、令和5年5月7日まで延長した。
令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることに伴い、同日以降に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については財政支援の対象外となることが通知された。

イ 保険料の減免

概要

新型コロナウイルスにより主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯や主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の保険料の減免

対象世帯

- ・ 新型コロナウイルスにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
→ 保険料を全額免除
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯
→ 保険料の一部を減額

減免対象となる保険料

前年度分及び当年度分の保険料であって、当年度中に納期限が設定されているもの

※ 令和2年度から実施したが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い、令和4年度相当分の保険料までで国の財政支援を終了することとされた。なお、令和4年度相当分の保険料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期が到来する国民健康保険料は、減免の対象。

保険料の減免額

前年度中の主たる生計維持者の合計所得金額に応じた減免割合

減免対象保険料額(A×B／C)

A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額	減免割合
300万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

(対応を振り返って)

- より多くの市民へ制度内容を周知するため、市ホームページや市政だよりへの情報掲載、窓口でのチラシ配布、全国健康保険加入世帯への手引きやチラシ送付等を行った。
- 窓口での手続きを円滑に進めるため、条例の改正にあわせて、「支給事務マニュアル」を作成し、各区国保年金課に配布した。

3 高齢者・障害者支援

(1) 介護予防

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、高齢者が感染症への不安から、必要な医療機関の受診や健康診査、介護保険サービスの利用を控えたりと、外出の機会が減り、閉じこもりの傾向になった。
- 外出自粛で、活動の機会が減少したことにより、高齢者の体力や認知機能の低下等の健康二次被害が起こることが分かったため、市政だよりやホームページ、SNS等にてコロナ禍における介護予防に関する情報発信をしたり、地域包括支援センターによる相談対応等を行った。

【主な取組】**ア 介護予防に関する情報発信****概要**

高齢者が自宅等でフレイル予防に取り組めるよう広報誌やホームページ、SNS等にて介護予防に関する情報を継続して発信した。

取組例

- ・ 市政だより等にて、自宅でできる簡単な運動の方法を掲載
- ・ リーフレット「生活不活発に気をつけて」、「続けよう! フレイル予防」の作成・配布
- ・ ホームページにて「低栄養や感染予防」に関する情報を発信
- ・ Facebookにて「介護予防・認知症支援」の情報を発信
- ・ オンライン介護予防教室の試行的実施等

イ 総合相談

- ・ 生活習慣病の継続受診、特定健診及び後期高齢者健康診査の受診勧奨、フレイル予防や認知症予防の啓発を行うなど、コロナ禍においても予防活動の必要性について助言を行った。
- ・ コロナ禍の影響により、家庭訪問や来所による相談が減少したが、電話による相談が大幅に増加した。

ウ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

- ・ 地域包括支援センターが行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの中で、本人の受診や服薬状況を確認し、必要な受診勧奨や受診の継続を助言した。
- ・ 個別のアセスメントの結果、介護予防サービスが必要と判断された高齢者に対して、介護予防サービス事業所での感染症対策の説明や見学による感染の不安の払拭を行い、サービス利用に繋げた。

(対応を振り返って)

緊急事態宣言下において（特にワクチン接種が進んでいない時期）は、家庭訪問や地域ケア会議の開催は必要最小限とし、電話等でのモニタリングを行う等、臨時的な対応を行い、感染拡大防止に努め、緊急事態宣言解除後は、速やかに家庭訪問を行い利用者の状況把握を実施した。

(2) 各種認定等への影響とその対応

- 外出による接触機会を低減するため、各種手帳の再認定手続きや各種手当等の手続きに必要な診断書の取得のみを目的とした医療機関への受診回避を図った。

【取組内容】

ア 身体障害者手帳・療育手帳（令和2年3月～令和3年2月）

再認定実施時期を1年間延長した。

イ 特別児童扶養手当等（令和2年3月～令和3年2月）

有期認定に係る診断書の提出期限を1年間延長した。

(対応を振り返って)

認定時期の延長によって、令和2年度の各種申請は新規及び変更に係る申請のみとなり、件数が大幅に減少した。申請件数が減少したことで、医療機関への受診が控えられ、外出による接触機会の低減に寄与した。

4 雇用

(1) 再就職支援

- 平成31年3月の本市有効求人倍率は、1.34倍であったが、新型コロナウイルスの影響により、求人が大幅に減少した結果、令和2年8月には0.97倍まで低下した。また、全国の失業率も、2.5% (平成31年3月) から3.1% (令和2年10月) まで悪化するなど、雇用情勢が急激に厳しくなったため、本市における支援体制を拡充した。

【取組内容】

ア 相談窓口の設置

令和2年5月7日から、市内3か所(小倉・黒崎・戸畑)の就業支援施設に、新型コロナウイルスに関連した解雇・雇止め等の相談窓口を設置した。また、オンライン相談ができる環境を整備し、セミナーのオンデマンド配信を開始するなど、迅速に対応した。

イ 再就職支援体制の拡充

さらなる雇用情勢の悪化に備え、令和2年7月からは、再就職支援の体制を拡充した。

- ・ 就業支援施設のカウンセラー 3名を増員(8名→11名《非常勤含む》)
- ・ 求人開拓や採用提案を行うマッチング支援員3名を新規配置(0名→3名)

ウ 人手不足企業への労働移動促進

令和3年4月からは、コロナ禍においても、人手不足の状況が続いている、製造・建設・介護などへの労働移動を促進し、早期の再就職を支援するため、無料の短期資格取得支援を拡充した。さらに、IT人材のニーズが高まっていることを踏まえ、令和3年9月から、北九州市立大学と連携し、約6か月で市内企業のニーズに応じたITスキルを習得できる、リカレント教育やインターンシップを実施するなど、出口一体型の取組も開始した。

実績

	令和2年度	令和3年度
事業名	新卒及び雇止め・解雇を受けた失業者などの再就職支援事業	コロナ禍における早期再就職・正規就職支援事業
延利用者数	18,973名	21,333名
延カウンセリング件数	12,310件	13,803件
資格取得支援数	21名	81名
求人開拓数	719件	885件
就職決定者数	1,849名	2,069名

早期再就職支援
 〓〓〓 資格取得がチカラになる 〓〓〓

相談料・受講料 無料

資格を活かして再就職！

キャリアカウンセラーがサポートします！

予約 カウンセリング 再就職

若者ワークプラザ北九州 093-531-4510

若者ワークプラザ北九州・西崎 093-631-0020

高年齢者就業支援センター 093-882-5400

*** 30種類の資格取得支援一覧 ***

資格	講習内容	研修期間
介護職員初任者研修		14~30日間
技能講習		
ガス溶接		2日間
フォークリフト運転		4日間
玉掛け		3日間
小型移動式クレーン運転		3日間
高圧作業運転		3日間
作業主任者技能講習		
足場の組立て等		2日間
型枠支保工の組立て等		2日間
労働関係		2日間
特定化学物質及び西アルキル鉛等		2日間
労働安全衛生		2日間
建築火災・緩化水質検査		3日間
特別教育		
アーク溶接		3日間
クレーン運転実習		2日間
特定作業所としての教育実習等		1日間
新じん作業		1日間
高圧作業運転実習		2日間
特定電気設備の運転		2日間
足場の組立て等作業に係る講習		1日間
チェーンソーによる伐木等の講習		3日間
労働安全衛生関係のうちヘルメット等の着用について行う作業に係る講習		1日間
特定労働安全衛生関係作業		1日間
安全衛生教育		
安全衛生管理基礎講習		2日間
衛生管理基礎講習		1日間
衛生・安全衛生責任者講習		2日間
チェーンソー以外の電動工具取扱作業		1日間
特定作業所での建設作業		1日間
河川建設作業		1日間
特定作業従事者講習に対する労働安全衛生教育		1日間
安全衛生講習		1日間

※ 研修期間も必要とする方が対象の講習です。詳しくは講習の案内書をご覧ください。

早期の再就職を支援するため、無料の短期資格取得支援を実施

(対応を振り返って)

- オンライン相談ができる環境をいち早く整備したことで、カウンセリングの約10%がオンラインによるもの（令和3年度）となり、コロナ禍における相談体制を構築することができた。
- 無料の短期資格取得支援を拡充したことで、利用者が増加し、早期再就職のニーズに対応した支援ができた。

(2) 緊急短期雇用創出事業

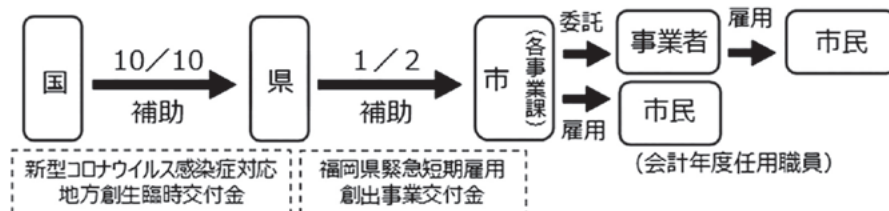
- 緊急事態宣言が発出されたことで、飲食業・宿泊業を中心に、時短営業や休業を余儀なくされ、パートやアルバイトなどの働く場を失う方が急増したため、市全体で緊急短期雇用の創出に取り組んだ。

【取組内容】

概要

緊急事態宣言の発令や新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、アルバイトやパートなどの働く場を失った方の受け皿として、令和2年5月から2期にわたり、市の実施事業などで臨時の雇用を創出した。

事業のスキーム



実績

事業期間	令和2年5月1日～ 令和4年3月31日	うち第I期	うち第II期
		令和2年5月1日～ 令和3年3月31日	令和3年2月15日～ 令和4年3月31日
雇用予定数	11,748人	3,933人	7,815人
雇用実績	10,516人	3,283人	7,233人
予算額	約33億円	約10億円	約22.6億円
雇用事業数	31事業 (委託30+会計年度)	委託24+ 会計年度	委託6+ 会計年度

業務の実施例

- ・ 市内商業施設におけるソーシャルディスタンスの啓発
- ・ 市立学校における行事などの補助
- ・ 緊急経済対策の助成金事務の補助 等

(対応を振り返って)

市全体で緊急短期雇用の創出に取り組んだため、市民との対応や施設の消毒、データの入力作業など、多様な仕事を提供するとともに、学生なども働きやすいよう、土日の求人を出するなど、きめ細やかに対応した結果、雇用予定数の約90%におよぶ方に仕事を提供することができた。

5 市営住宅・公共料金

(1) 市営住宅

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響に対する支援策の一つとして、解雇などにより社宅等の住居を失った方へ一時入居に関する相談を受け付けた。
- 公営住宅入居者の家賃滞納への対応については、新型コロナウイルスの感染拡大以前から、家賃の減免や徴収猶予といった負担軽減措置を講じるよう国から通知がなされていたが、コロナ禍においても同様の措置を講じるよう国より改めて示された。

市営住宅家賃の減免・徴収猶予 概要

対象者	市営住宅入居者のうち、新型コロナウイルスの影響等により、収入が著しく減少した方
減免額	家賃の「4分の1」から「4分の3」まで(収入状況に応じて決定)
徴収猶予期間	入居者の状況に応じて決定
実施体制	電話及び窓口にて相談を受付
受付窓口	・各区市営住宅相談コーナー、建築都市局住宅管理課 ・北九州市住宅供給公社

(対応を振り返って)

短期間で状況の改善が見込まれる場合や、減免対象外の世帯については、個別に徴収猶予や分納相談に応じるなど、臨機応変な対応を行った。

(2) 水道料金等の支払い猶予

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染防止対策や、その影響を受け収入や売上が減少したことにより、生活に困窮している方への支援策が必要となった。
- 感染防止対策(手洗い、うがいの推奨)として「給水停止の延期」と、国の通知に基づき、生活に困窮している方に対する「水道料金等の支払期限の猶予」を決定した。

【取組内容】

ア 給水停止の延期による感染防止対策

(延期期間：令和2年3月期～令和2年6月期)

概要

水道料金等は、通常、検針月から3か月後にあたる時期までに入金がない場合、給水停止を実施しているが、感染防止対策として、令和2年3月期から6月期までの間は、給水停止を行わなかった。

イ 新型コロナウイルスの影響による生活困窮者への水道料金等の猶予 (実施期間：令和2年3月24日から令和3年9月30日まで)

概要

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、収入や売上が減少し生活に困窮している方の負担を軽減させるため、水道料金等の支払猶予申請の受付を実施した。
- ・ 当初は令和3年3月31日までの実施予定であったが、感染状況等を鑑み、猶予受付の延長を決定した。

「新型コロナウイルス感染症」の影響で
一時的に生活にお困りの方へ

水道料金等の支払いが困難な方
お支払い期限の延長の相談を！

北九州市上下水道局キャラクター
「スイダロ」

◆「新型コロナウイルス感染症」の影響により、収入が減少しているなど、生活に困難し、一時的に水道料金等の支払いが困難なお客さまに対し、お支払いの猶予等に際する相談に応じます。

◆収入が減少した世帯の方、売上減少により事業活動が難しい事業者の方など、お客さまの状況に応じて、最長で令和3年3月末日まで、納入延期を猶予できます。

◇対象となる方◇ 北九州市上下水道局の 管轄内（北九州市、 門司区、小倉区）で、 水道料を使用する個人、 法人など、全ての方。	◇対象となる料金等◇ ・水道料 ・下水道使用料 ・工業用水使用料	◇受付方法◇ ① 北九州市上下水道お客さま センターの窓口で猶予申請 書に記入して申請を！ ② 電話で（受付後、猶予申請書 を郵送で送付へ送ります。 記入して受付が完了。）
--	---	--

●ご相談と申し込みは・・・

「北九州市上下水道お客さまセンター」(小倉駅前)

〒803-8510
北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎5階）
電話 093-582-3610
受付時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時15分 水曜日は午後7時00分まで

水道料金等の支払猶予のお知らせ

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスの影響による支払猶予の受付終了後もお客様の状況を丁寧に聞き取り、分納の相談にのるなど、柔軟な対応をとってきた。

第11章

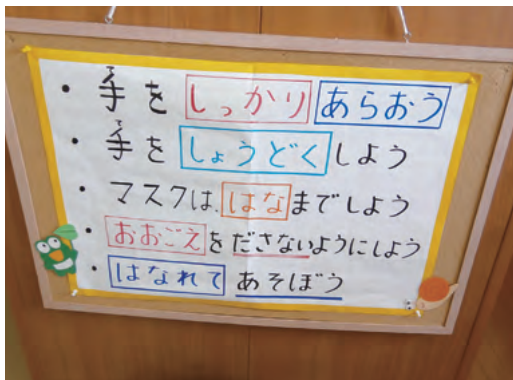
子育て支援

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、子育て世帯に対し臨時特別給付金の支給が決定した。本市においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、本市独自の「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するなど、令和2年度以降、児童手当の受給世帯や住民税非課税の子育て世帯等を対象に様々な支援を講じてきた。さらに、社会経済状況の悪化に伴い、子育て世帯に無料で食料等を配布する「フードパントリー」に対する支援や、ひとり親世帯への食事のデリバリー補助等に取り組んだ。

また、新型コロナウイルスが流行する中、不安を抱えている妊婦をサポートするため、妊婦への布製マスクの配布や、分娩前PCR検査の助成、不安や悩みに寄り添った対応等に取り組み、安心して出産を迎えることができるよう支援した。

幼稚園・保育所・認定こども園においては、緊急事態宣言が発令されても、子どもの健康や学び、子育て支援などの観点から、地域一斉の臨時休業は避け、感染対策を徹底しながら、教育・保育活動を継続することが求められ、各施設においては、工夫しながら活動を行った。本市では、こうした運営を支援するため、感染対策に係る経費の補助や、保育支援者の雇用経費等の補助などを行い、施設の負担軽減を図ってきた。

放課後児童クラブでは、原則開所とする国の方針が発出され、施設の状況に応じた感染対策を実施し継続して開所した。本市では、運営を継続できるよう、感染対策物品等の配布や、小学校の一斉臨時休校に伴う無料一時受入れの経費支援、ICT化の推進に係る経費等の補助を行った。



各施設では、基本的な感染防止対策を行った

1 子育て世帯への支援

(1) 子育て世帯への各種給付金

- 令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、子育て世帯に対して臨時特別給付金の支給が決定した。
また、本市独自の給付金として、国の交付金を活用し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給した。

【各種給付金 概要】

ア 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金 (国補助10/10)

支給対象者

令和2年4月分の児童手当受給者(本則給付)の受給者

給付額

対象児童1人あたり 10,000円

支給時期

令和2年6月以降、順次支給

イ 令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金 (国補助10/10)

支給対象者

- ・ 児童扶養手当受給者
- ・ 公的年金等を受給しており、児童扶養手当の支給が全額停止となった方
- ・ 感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準の方

給付額

- ・ 児童扶養手当受給世帯：1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円加算
- ・ 家計急変者：1世帯50,000円を追加給付

支給時期

令和2年8月以降順次支給

※感染症再拡大を受け、上記対象者に対し、令和2年12月21日に再支給を実施(再支給分は、追加給付(50,000円)なし)

ウ 令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 (国補助10/10)

支給対象者

- ・ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)
- ・ 上記以外の令和3年度分の住民税非課税の子育て世帯(低所得のふたり親世帯)

給付額

対象児童1人あたり 50,000円

支給時期

- ・ 低所得のひとり親世帯：令和3年4月以降、順次支給
- ・ 低所得のふたり親世帯：令和3年6月以降、順次支給

エ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（国補助10/10）

支給対象者

18歳以下の子どもがいる世帯（児童手当制度に準じた所得制限有）

給付額

対象児童1人あたり 100,000円

支給時期

令和3年12月以降、順次支給

オ 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（国補助10/10）

支給対象者

- ・ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ・ 上記以外の令和4年度分の住民税非課税の子育て世帯等（低所得のふたり親世帯）

給付額

対象児童1人あたり 50,000円

支給時期

- ・ 低所得のひとり親世帯：令和4年5月以降、順次支給
- ・ 低所得のふたり親世帯：令和4年6月以降、順次支給

カ 子育て世帯生活支援特別給付金（市独自給付分）

支給対象者

- ・ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ・ 上記以外の令和4年度分の住民税非課税の子育て世帯等（低所得のふたり親世帯）

給付額

対象児童1人あたり 50,000円

支給時期

令和4年11月以降、順次支給

（対応を振り返って）

子育て世帯への給付金について、国から次々と実施方針が示され、その度に迅速な対応を求められる等、事業実施は困難を極めたが、保有する児童手当等の情報を活用し、丁寧かつ確実な支給に努めた。

(2) 食料支援

- 新型コロナウイルスの感染拡大における社会経済状況の悪化に伴い、子育て世帯で支援が必要な家庭へ、無料で食料等を配布する「フードパントリー」を実施する団体に対し、活動経費の補助を実施した。

【取組内容】

ア 子育て世帯臨時フードパントリー事業

概要

経済的な理由等で支援が必要な方に無料で食品を配付する活動で、フードパントリーで配付する物品は、主にフードバンクや農家・企業からの提供、民間の方からの寄付を受けた食品等である。

助成額

1団体につき、年間30万円を上限に、補助対象額の10割を補助

実績

年度	実施回数	配布世帯数
令和2年度	335回	約8,600世帯
令和3年度	417回	約11,600世帯
令和4年度	194回	約5,227世帯

※ 令和4年度途中より、市において同様の事業（フードサポート）を実施しており、フードパントリー事業については令和4年度をもって終了した。

イ ひとり親世帯への食事のデリバリー事業

概要

新型コロナウイルスの影響に伴う収入の減少や物価高騰による食費の増加等で、ひとり親世帯の生活は一層深刻化しているため、ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）の約1万人を対象に、市内飲食店等におけるデリバリーやテイクアウトのサービスの利用につき、1世帯あたり5,000円を上限に助成した。

支給対象

ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）

支給額

1世帯あたり上限5,000円

利用期間

令和2年7月～9月

実績

助成額21,909千円（4,475世帯利用） ※1世帯あたり約4,895円

(対応を振り返って)

フードパントリー事業を通して、支援が必要な子育て世帯に食料等を配付するとともに、必要に応じ、相談を受けながら、孤立しないように伴走型サポートを行った。

(3) その他支援

【主な取組】

ア 妊婦への新型コロナウイルス感染拡大防止事業

概要

新型コロナウイルス第一波の際、市場にてマスクが入手困難な状況となっており、妊婦の感染予防のため、国より支給された布製マスクを妊婦へ配布した。
また、マスク配布の機会を捉えて、保健師等の専門職が、新型コロナウイルスに関する妊婦からの相談に応じた。

実施体制

- ・ 各区役所保健福祉課にて、妊娠届出の際に配布
- ・ 上記以外の妊婦でマスクを希望する方に、子供家庭局子育て支援課から郵送

配布期間

令和2年6月～令和2年9月

実績

- ・ 配布人数：約5,110人
- ・ 相談対応数：約1,310件(※)

※配布期間中の集計数であり、現在も相談があれば保健師等がその都度対応している。

イ 妊産婦支援強化事業

(ア) 分娩前のPCR検査

概要

分娩予定日概ね2週間前に、PCR検査を希望する無症状の妊婦の検査費を助成した。

実施体制

市内産科医療機関にて、1妊娠につき1回無料で実施(償還払いの場合は上限20,000円)

※令和5年4月1日検査より上限9,000円

実施期間

令和2年9月28日～令和5年9月30日

実績

累計検査数：5,553件

(イ) 寄り添い支援

概要

新型コロナウイルスに感染し、退院等した妊産婦は、自身の健康管理や胎児への影響など妊産婦特有の不安を抱いて地域へ戻ることから、保健師等が様々な不安や悩みを傾聴し、健康管理や育児に関する助言等を行うなど、地域において健やかな育児ができるよう支援した。

実施体制

新型コロナウイルスに感染した妊産婦の退院後、支援希望がある場合に、区役所保健福祉課の保健師が分娩機関等と調整の上、支援を実施

実施期間

令和2年12月1日～令和5年9月30日

- その他の取組として、以下の取組等を行った。
 - ・ 福岡県助産師会に委託して実施したオンライン母親教室
 - ・ 産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止事業
 - ・ 妊婦や乳児等がいる世帯に対して、ヘルパーを派遣し家事や育児などの援助を行う、産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業
 - ・ ほっと子育てふれあい事業における感染対策物品購入支援

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスが流行する中、妊産婦は自身の妊娠や子どもに与える影響等について、不安を抱えながら生活していたため、母親教室をオンライン開催することにより、新型コロナウイルスへの感染を心配する妊婦とその家族に対し、安全に知識の普及や不安の軽減を図ることができた。

2 幼稚園・保育所・認定こども園・児童養護施設等

(1) 感染状況及び感染対策

ア 幼稚園・保育所等・認定こども園

- 緊急事態宣言が発令されても、幼稚園・認定こども園は子どもの健康や学び、子育て支援などの観点から、感染防止対策を徹底しながら教育活動・保育を継続することが望まれたため、感染リスクの高い活動は延期しつつ、工夫して教育活動を行った。
- 保育所(地域型保育事業所、病児保育室を含む(以下、「保育所」という。))は、コロナ禍において保護者が働いており、家に一人であることができない子どものために、原則開所することが求められた。

【主な取組】

- ・ 各施設及び保護者に対する感染予防にかかる注意喚起(随時)
- ・ 国や市教育委員会のガイドラインや保健所等から紹介された感染拡大防止に役立つ取組を各施設へ情報提供(随時)
- ・ 施設で使用するマスク・アルコール消毒液の配布
- ・ 臨時休園等対応マニュアル等の作成
- ・ 緊急事態宣言に伴う家庭保育の協力依頼、保育料の減免
- ・ 抗原検査簡易キットの配布
- ・ 『保育所等での「新しい生活様式」の実践例』の周知

感染状況(園児、施設職員の感染や臨時休園の状況) ※令和5年5月7日時点

(単位:箇所)

臨時休園数(延べ)	保育所	私立幼稚園 認定こども園	計
令和4年3月まで	318	216	534
令和4年4月	127 (14)	50 (2)	177 (16)
令和4年5月	80 (2)	54 (0)	134 (2)
令和4年6月	29 (1)	20 (1)	49 (2)
令和4年7月	187 (7)	104 (1)	291 (8)
令和4年8月	358 (30)	90 (1)	448 (31)
令和4年9月	103 (3)	70 (3)	173 (6)
令和4年10月	30 (5)	17 (0)	47 (5)
令和4年11月	50 (4)	38 (0)	88 (4)
令和4年12月	190 (17)	98 (1)	288 (18)
令和5年1月	175 (10)	101 (0)	276 (10)
令和5年2月	38 (2)	24 (0)	62 (2)
令和5年3月	9 (2)	6 (0)	15 (2)
令和5年4月	7 (0)	1 (0)	8 (0)
令和5年5月7日まで	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	1,701 (97)	889 (9)	2,590 (106)

※令和4年4月1日から部分休園を導入、4月以降の全体休園は()内に内数として表示

＜参考＞施設数の母数は、計327(保育所200、私立幼稚園・認定こども園127)

イ 児童養護施設

- 児童養護施設は、入所している児童の生活の場であるが、一般家庭とは異なり、複数の児童が生活を共にするという特殊性があり、感染拡大しやすい環境下にあった。
そのため、市では、市内施設に対し、感染対策徹底の依頼等を行った。
- クラスターが発生した施設もあったが、施設では、陽性者や濃厚接触者を隔離し、施設内のゾーニングや導線の再整備、全館消毒等を行うなど感染拡大防止対策を講じた。

【主な取組】

- ・ 市内施設に対し、「厚生労働省作成の「児童養護施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」を参考に感染防止策の徹底を依頼した。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合の対応フローを整備し、時間外・週休日等を問わず速やかな対応ができるよう体制を構築した。
- ・ 濃厚接触者の待機期間変更を受け、対応フローを再整備し、各施設に対して周知した。
- ・ マスクや消毒液等の衛生用品を確保するほか、感染者が発生した場合に必要な全館消毒に係る経費の負担 等

(対応を振り返って)

- 子どもにマスクの着用を一律には要請しないことや、食事や外遊びでの、子ども同士での身体的接触は避けられないことを踏まえつつ、登園時の子どもの体温測定や玄関での子ども受渡し、遊具等の消毒作業などで感染リスクを低減させる対策を行った。
- 各施設では、当初は、施設で陽性者が発生した場合、臨時休園の措置を講じていたが、令和4年4月より、臨時休園の取り扱いを変更し、部分休園を導入した。このことにより、保護者への負担軽減を図った。

(2) 経済支援

- 保育所等の各施設は、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染防止対策や、教育・保育活動を工夫しながら継続して開園することが求められ、本市では様々な支援を行った。

【支援内容】

ア 新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育体制強化事業
(令和2年から令和4年度)

概要

施設内消毒業務(ドアノブ・テーブル・椅子・おもちゃなど)、施設内清掃業務等といった保育に係る周辺業務を行う保育支援者の雇用経費を補助

支援対象

保育所等(保育所型認定こども園を含む)・認定こども園(幼稚園型・地方裁量型)

実績

	支援施設数(単位:箇所)		配置人数(単位:人)	
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園
令和2年度	54	6	266	30
令和3年度	59	6	106	80
令和4年度	69	7	93	91

イ 児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業（令和元年度から4年度）

概要

施設において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、マスクや消毒液、感染防止用の備品を購入する経費を補助

支援対象

保育所・認定こども園（保育所型・地方裁量型） ※私立幼稚園は県が実施

実績

	支援施設数（単位：箇所）		決算額（単位：千円）	
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園
令和元年度	249	11	34,098	3,764
令和2年度	684（延べ）	12	234,384	6,000
令和3年度	395	22	140,934	10,800
令和4年度	381	36	132,784	17,720

ウ 児童福祉施設等への特別給付金支給事業（令和2年度6月・12月）

概要

新型コロナウイルスが終息しない中、なおも開所して、医療従事者やひとり親家庭など、仕事を休むことが困難な家庭の子どもの居場所を確保するために最前線で子育て支援を担っている保育所等に対し、利用定員に応じて40～60万円の特別給付金を支給（2回）した。

支給対象 保育所・私立幼稚園・認定こども園（地方裁量型）

実績

	支援施設数（単位：箇所）		決算額（単位：千円）	
	保育所	私立幼稚園・認定こども園	保育所	私立幼稚園・認定こども園
令和2年度	636（延べ）	180	176,440	93,250

エ 保育所におけるICT化推進事業（令和3年度）

概要

保育士の負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録等の業務のICT化に必要なシステムの導入経費の一部を補助

支援対象

保育所（保育所型認定こども園を含む）・認定こども園（地方裁量型）

実績

	支援施設数（単位：箇所）		決算額（単位：千円）	
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園
令和2年度	32	2	22,077	1,050

- その他の取組として、下記等を行ってきた。
 - ・ 保育所等で使用するマスクや消毒液の配布
 - ・ 家庭保育による施設の減収分を補填する「認可外保育施設における家庭保育推進事業」〔保育所〕
 - ・ 従事者に対するインフルエンザ予防接種費用の一部を助成（幼稚園・認定こども園〔幼稚園型・地方裁量型〕）
 - ・ 睡眠中の事故防止や子どもの健康管理につながる機器の購入経費の一部補助〔認定こども園〕

（対応を振り返って）

施設内での感染リスクを低減させる取組を行った結果、施設の経済的負担や、職員の負担が増大した。そうした状況を踏まえ、施設への経済支援などに取り組むことで、現場の負担軽減を図った。

（3）教職員・保育士等の感染対策

- 乳幼児については、段階的にワクチン接種の対象とされてきたため、感染のリスクが高い状況にあったが、職員は子供との身体的接触が避けられないため、感染防止対策を徹底し教育・保育活動を継続した。

【主な取組】

- ・ 国（文部科学省）の新型コロナ感染症衛生管理マニュアル等に沿って、教職員は、マスク着用・手洗い等の基本的な感染予防を実施するほか、出勤の際には検温や体調を確認し、体調不良が認められる場合には勤務を控えるようにした。
- ・ コロナ禍においても、教職員の資質向上や感染症対策のため、従来は対面で行っていた研修をオンライン研修で行った。
- ・ 新型コロナワクチンの優先接種を実施した。（令和3年7月～9月）

（対応を振り返って）

新型コロナウイルスのオミクロン株（BA.2）の発生以降、感染リスクが高まった子どもを守るため、教職員・保育士等は感染状況に応じながら感染対策を徹底し、教育・保育活動を継続した。このような中、教職員・保育士等のワクチン優先接種の取組みは有効な支援となった。

3 放課後児童クラブ

（1）感染状況及び感染対策

- コロナ禍においても放課後児童クラブは、「原則として開所」とする国の方針が発出されたため、感染状況に応じた対策を実施しながら放課後児童クラブの開所を継続した。

- 感染状況については、コロナ禍においての開所とあって、感染対策を徹底しつつも、陽性者やクラスターの発生により休所するクラブが多数あった。

【施設内における主な感染対策】

ア 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 児童・指導員等の検温、マスクの着用、手洗い、消毒、換気、黙食、児童間の身体的な距離の確保等、基本的な感染防止対策を徹底
- ・ 写真やイラストを交えたマニュアル(おすそわけ32)の配布
- ・ 放課後児童クラブアドバイザーの派遣により、各クラブの状況に即した助言や指導を実施

イ 利用・出勤基準の明確化

- ・ 登録児童の利用基準や指導員等の出勤基準を明確化し、施設内での感染拡大防止を徹底

ウ 施設整備

- ・ 施設内でのソーシャルディスタンスを確保するため、一人当たりの面積を国の示す基準より広い2.0㎡へと変更
- ・ 小学校と連携し、図書室等の特別教室や体育館なども活用しつつ、日々の活動時の更なるソーシャルディスタンスを確保

エ 状況に応じた利用

- ・ 小学校の臨時休校に伴い、家庭以外の見守りが必要となった児童の無料受け入れ
- ・ 家庭での保育が可能な場合の利用自粛要請や高学年の受入休止や、医療従事者等に限定した利用制限等、感染状況に応じた対策を随時実施

オ 積極的幅広PCR検査の実施

- ・ 施設内での感染拡大を防ぐため、陽性者発生時には接触のあった全ての利用児童や指導員等への積極的なPCR検査を実施



放課後児童クラブ内における基本的な感染防止対策

(対応を振り返って)

基本的な感染対策以外にも、施設の状況や登録児童数、日々の活動内容等、各放課後児童クラブで異なる状況に対し、より即した感染対策が施されるよう努めた。

(2) 運営支援

- 放課後児童クラブは「原則として開所」とした国の方針を踏まえ、本市としても、各クラブが運営を継続できるよう支援を続けてきた。

【主な取組】

ア 品薄物品の配布

- ・急増した需要により市場で入手困難となった感染対策物品等について、入手できた物品を配布
物品例：マスク、石鹸、アルコール消毒液 等

イ 指導員等への支援

- ・子どもの居場所確保のため、最前線で子育て支援を担い続けている指導員等に対して、特別給付金を支給（令和2年に2回支給）

ウ 業務補助者雇用経費の支援

- ・感染対策により増加している支援員等の業務負担に軽減するため、施設の消毒や清掃をするための業務補助者の雇用を支援

エ 保護者負担金返金の支援

- ・緊急事態宣言に伴い実施した放課後児童クラブでの利用制限に対し、利用者への負担金返金分を補填

オ 開所時間変更や無料一時受入経費の支援

- ・小学校の一斉臨時休校に伴う放課後児童クラブの開所時間の変更や無料一時受入のために必要となった経費を支援

カ ICT化の推進

- ・ソーシャルディスタンスの確保や陽性者発生時における行動履歴の早期把握等を目的とした非接触型入退室管理システムの導入や研修のオンライン化の実施
令和4年3月31日には、管理用PC、タブレット端末等を全クラブに設置した。

（対応を振り返って）

幾度かの緊急事態宣言等を経る中で、必要とされる支援の内容についても刻々と変化したため、各クラブのその時々ニーズに応じた支援を行った。

第12章

学 校

令和2年2月、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より、国から、「全国すべての小・中・特別支援学校・高等学校において臨時休業」とするよう要請があり、本市においても令和2年3月2日から、すべての市立学校で一斉休校（臨時休業）とした（同年5月24日まで）。

その後、令和2年4月16日に、緊急事態宣言が全国に拡大され、福岡県が「特定警戒都道府県」に指定された。こうした状況を受け、新型コロナウイルスへの対応を迅速に実施するため、同年4月20日に、「教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局」を設置した。

また、令和2年5月以降、市内の医療機関や高齢者施設等で集団感染事例が発生し、市立小学校においても児童生徒の感染が相次いで確認され、厚生労働省のクラスター対策班による感染状況等の調査が行われた。

この調査における提言を受け、子どもの新型コロナウイルスに対応するため、令和2年6月18日に、『新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム（CCAT）』を立ち上げた。

一斉休校からの学校再開後も、学校生活への影響は大きく、その後の部活動や体育大会、運動会、文化祭、修学旅行、入学式・卒業式等のほとんどの学校行事において、中止や一定の制限の下での開催がしばらく続いた。

こうした中、本市では、児童生徒の学びを保障するため、教員の追加配置や、学校再開後の学校運営を円滑に進めるため、緊急雇用対策事業として臨時的に学校業務補助員の配置を行った。

その他、学校給食の中止に伴う給食物資納入事業者への経済支援や、短縮された夏休み期間中の市立中学校への簡易給食の提供など状況に応じた支援を行ってきた。



校内における基本的な感染防止対策
（登校時の検温）



校内における基本的な感染防止対策
（ソーシャルディスタンス）

1 学校への影響と対応

(1) 組織体制

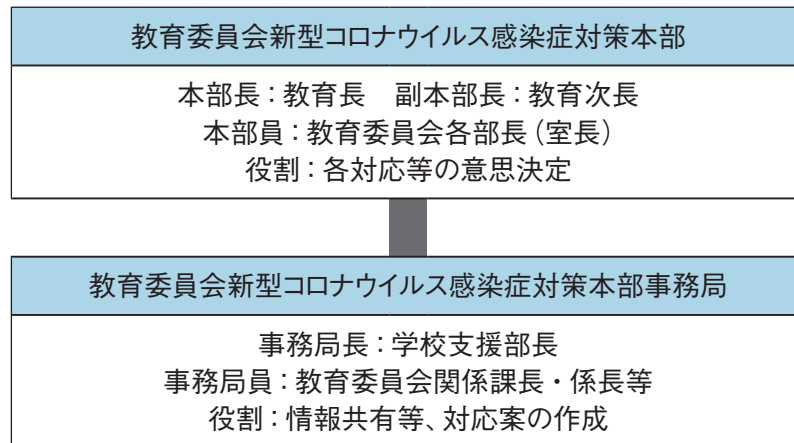
- 新型コロナウイルスへの対応を行うため、教育委員会に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置したほか、医療関係者などから構成される「新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム」を立ち上げた。

【主な取組】

ア 教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局

令和2年4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴い、新型コロナウイルスへの対策等を実施するため、教育委員会に「新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「事務局」を設置した。

組織概要



設置年月日 令和2年4月20日

イ 新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム (CCAT)

令和2年5月23日以降、本市の病院や高齢者施設等で集団感染事例が発生し、小学校等においても児童生徒の感染が相次いで確認された。これを受けて、厚生労働省のクラスター対策班が学校における感染状況等の調査を行うこととなった。その際、「平時及び発生時の対策について、小児科医、校医、感染管理の専門家、保健所などの専門家と連携を取る体制を整える」等の提言があったことを受けて、子どもの新型コロナウイルス対応のため、令和2年6月18日に、「新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム (CCAT)」を立ち上げた。

※CCAT…COVID-19 Infection prevention and control for Children Advisory Teamの略称

組織概要

市医師会や市小児科医会などの医療関係者等を中心に構成したほか、NPO法人理事長などをオブザーバーとした。

役割

教育委員会及び子ども家庭局における新型コロナウイルスの感染防止に向けた取組に対し、疫学的な見地から助言

会議の開催状況

年度	開催回数	主な内容
令和2年度	4回	・陽性者が出た学校の休校期間、消毒について ・登校時の健康観察方法の見直しについて ・症状がある場合の登校の判断について など
令和3年度	5回	・変異株ウイルスに対する学校の感染症対策について ・学校でのPCR検査の実施状況について ・幼稚園、保育所の閉鎖基準の見直しについて など
令和4年度	6回	・学校給食における感染症対策について ・陽性者療養期間の短縮を受けての学校等での留意事項 ・卒業式におけるマスクの取扱いについて など
令和5年度	1回	・5月8日以降の感染防止対策について など

主な意見聴取

- ・保健マニュアル、給食マニュアルの改訂について
- ・中体連代替大会の感染症対策について
- ・部活動運営上の留意事項について
- ・抗原定性検査キットの学校等での活用について
- ・マスク着用、給食時における感染対策の緩和時期等について
- ・インフルエンザとの同時流行の対応や学級閉鎖について など

(対応を振り返って)

緊急事態宣言や新たな変異株の出現などにより、登校判断基準や休校措置の在り方など、対処方針を大きく転換せざるを得ないこともあったが、学校や保健所、CCATとの協力体制の下、円滑に対応することができた。

(2) 授業への影響

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年3月2日から5月24日まで、小・中・特別支援学校等の臨時休業を実施した。
- 長期にわたる臨時休業の結果、児童生徒に授業の未実施による一定程度の学習の遅れが生じ、令和2年度は例年よりも短い期間で教育課程を進行していくことが必要になった。通常より早い学習ペースに適応しづらい子どもが出てくることが想定されたため、子どもたち一人ひとりの学習定着度に応じて、きめ細かな指導を図った。

【主な取組】

ア 長期休業日の短縮

(ア) 小学校・中学校・特別支援学校

北九州市立小中学校等管理規則を一部改正し、小・中・特別支援学校の長期休業日を、令和2年度に限り短縮した。

	通常の実施期間	令和2年度の実施期間
夏季休業日	7月21日から8月25日 (36日間)	8月6日から8月16日 (11日間)
冬季休業日	12月24日から翌年1月7日 (15日間)	12月26日から翌年1月4日 (10日間)

(イ) 市立高等学校

市立高等学校は、北九州市立高等学校学則に基づき、夏季休業日を令和2年度に限り短縮した。

	通常の実施期間	令和2年度の実施期間
夏季休業日	7月21日から8月31日 (32日間)	8月7日から8月20日(14日間)

(ウ) 幼稚園

幼稚園は通常どおりの対応とした。

イ 学習指導補助員の配置

概要

国の補助事業「補修等のための指導員等派遣事業」を活用し、学習指導補助員を希望する小・中学校に配置した。

指導員の条件

教員免許の有無を問わず、学習塾講師経験者、教員経験者、教員志望者(大学生)などとした。

配置人数

原則、各希望校あたり2名の配置

実施内容

一人ひとりの学習定着度に応じて、きめ細かな指導を図るためのチームティーチング指導や補充学習等を行った。

実施期間

令和2年10月1日～令和3年3月24日

実績

	実施校	参加人数	実施時間
小学校	122校	997人	27,978時間
中学校	40校	191人	5,647時間

ウ 1人1台端末の整備前倒しと活用

環境整備計画の前倒し

国の補助金を活用し、学校内通信環境の整備と合わせ、令和5年度までに達成する予定であった1人1台端末整備の前倒しを行い、令和2年度中に完了した(完了時期：1人1台端末整備 → 令和2年12月、学校内通信環境の整備 → 令和3年3月)。

オンライン授業の準備

「GIGAスクール活用元年」として、1人1台端末の本格的な活用を始めた令和3年4月には、新型コロナウイルスに対する万が一の準備として、「非常時におけるオンライン授業の手引き」を作成・配布するとともに、オンラインで授業を行う手順の周知、家庭のインターネットとの接続確認、オンライン授業の模擬練習などを行い、1人1台端末をオンライン授業で活用する準備を進めた。

オンライン授業の実施

世論でのオンライン授業への注目の高まりもあり、令和3年5月より、本市においても準備のできた学校から順次1人1台端末を活用したオンライン授業を開始した。

令和3年8月、県内の感染拡大に伴い、9月1日より全校に対してオンライン授業の全面实施を通知した。

令和4年1月下旬には、特に中学校3年生においては受験前の感染を防ぎ、受験機会を保障するため、オンライン授業を強く推奨したことにより、オンライン授業の参加者は、全児童生徒の約17%(約1万2千人) にまで増加した。

(対応を振り返って)

- 長期休業日の短縮によっても、授業時数の不足について、そのすべてを補なうことはできなかったが、各学校の行事等の精選や授業内容の工夫などによって、令和2年度に行うべき学校教育活動を予定どおり修了することができた。
- 指導員派遣事業では、人員確保の点に課題があり、配置人員は想定よりも少なかったが、補助員を配置した学校では、学習指導補助員の配置によって、それぞれの子どもたちに応じた指導ができたほか、授業準備などの教員の負担軽減につながるなどの効果があった。
- 一斉休校時や、学校に通えない児童生徒がいる中では、まずは家庭と学校をつなぐことも重要であり、1人1台端末の早期整備は有効であった。その後も、オンライン学習支援のツールとして有効に活用されている。

(3) 部活動・各種行事への影響

ア 部活動

- 令和2年度から3年度にかけて、緊急事態宣言の発出等により、部活動は活動の中止や制限付きの活動をせざるを得ない状況になった。

(ア) 活動制限の経過

対応	実施期間
全面中止	令和2年2月26日～6月23日
制限付き活動	令和2年6月24日～令和3年8月6日
全面中止	令和3年8月7日～9月30日
制限付き活動	令和3年10月1日～令和4年1月31日
全面中止	令和4年2月1日～3月6日
制限付き活動	令和4年3月7日～4月7日

(イ) 活動時の主な感染防止対策

- ・「3つの密を避ける」、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を徹底した。
- ・各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、活動を行った。
- ・生徒同士が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする活動や大きな発声や激しい呼気を伴う活動等の感染リスクの高い活動については慎重に判断した。

(ウ) 公式大会や練習試合での主な取組

- ・中体連の大会においては、会場(屋内外、広さ、ギャラリー)の状況に応じて、入場制限を実施した。
- ・練習試合や合同練習については、感染防止対策や当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に判断することとしたほか、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域での活動は禁止とした。
- ・令和2年度は、中体連夏季大会が中止となり、本市においては、代替え大会としてフレンドシップマッチを開催した。令和3年度は、日程の延期や観客制限を行うなどの対策を講じた上で実施し、令和4年度は、各中央競技団体等が示す感染症拡大予防ガイドラインに基づき、感染対策を行ったうえで実施した。

(エ) 令和5年5月8日以降(5類感染症へ移行後)の対応

- ・健康観察の実施や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導を行っている。
- ・大会やコンクール等へ参加する際は、大会規定等に準じて、判断している。

イ 学校行事

(体育大会、運動会、文化祭、学習発表会、自然教室、入学式、修了式)

- 学校行事は、感染リスクも高く、感染対策と学習活動の継続は慎重な判断を求められ、教育委員会としては、学習活動の継続は慎重な判断を求められる。教育委員会としては、学習活動の重要性を踏まえつつ、感染状況を鑑みながら各学校へ学校行事実施可否について通知を行ってきた。特に宿泊を伴う行事や保護者の参観があるものは、慎重に判断を行ってきた。

(ア) 主な対応の経過

通知年月		内 容
令和元年度	3月	【修了式】 放送での実施や、児童生徒の間隔を十分とること、短時間で行うことなどを通知 【入学式】 式典形式で行わず、入学手続等のみで実施
令和2年度	4月	【入園式】 入園式は行わず、入学手続のみ実施
	5月	【体育大会、運動会、文化祭、学習発表会】 大勢が集まることなどから従来の形では実施せず、体育の時間としてのクラスマッチの実施や授業や部活動において制作した作品などの展示、見学週間等の代替的な行事であれば実施可とした
	7月	【自然教室】 自然教室については、各学校の判断で、予定通りの実施や日帰りでの実施、完全中止のいずれも可とした
	12月	【体育大会、運動会、文化祭、学習発表会】 学校規模等、学校の実状に応じて工夫のうえ、実施可とした。感染防止対策の周知徹底が難しい場合は、実施不可とした 【卒業式、入学式】 30分～1時間以内程度（できるだけ短い時間での実施）等のうえ実施
令和3年度	5月	【体育大会、運動会】 1学期に行う予定の運動会、体育大会は2学期へ延期
	8月	【体育大会、運動会】 無観客での実施又は10月以降に延期
	1月	【卒業式、入学式】 できるだけ短い時間とする等のうえ実施
令和4年度	4月	【宿泊を要する行事】 実施地域・訪問地の感染状況等を慎重に見極めて判断 【体育大会、運動会】 実施にあたっては、人数の制限や児童生徒との直接の接触がないよう実施方法を工夫し、感染対策を十分に講じて実施
	1月	【卒業式、入学式】 できるだけ短い時間とする等のうえ実施
	2月	【卒業式】 実施にあたり、 ・児童生徒、教職員はマスクを外すことを基本とし、来賓、保護者については、マスクの着用を求めること ・時間は各学校で工夫すること ・式典後の学級活動は、通常の教育活動における感染防止対策を講じた上で、各学校で工夫すること 等のうえ実施
令和5年度	4月	【学校行事全体】 感染状況に鑑み、基本的な感染対策を講じた上で実施 【入学式】 入学式等の儀式的行事においても、マスクの着用を求めないことを基本とし、時間制限の廃止のほか、来賓の参加も可とした

ウ 修学旅行

- 例年の修学旅行は、中・特別支援学校(中学部)は5～6月に2泊3日で関西方面、小・特別支援学校(小学部)は、5～11月に1泊2日で大分方面もしくは長崎方面で実施していたが、新型コロナウイルスの影響により、延期や実施方法の変更、中止などの対応を行った。
- 中止・延期等の決定にあたっては、各区の校長の代表などで構成される修学旅行検討委員会における実施に関する検討結果を教育委員会へ答申し、教育委員会からの通達をもって決定した。

(ア) 実施状況(令和2年度)

- 例年どおりの実施は困難である状況を踏まえ、緊急措置として1日又は2日間で実施することとし、旅行先は近隣県及び県内、市内での宿泊を認めて、各学校の判断で決定した。

【小学校】

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	51校	8校	42校	22校	4校

【中学校】

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	2校	1校	2校	1校	56校

【その他】

- ・ 特別支援学校は日帰りで実施(小倉総合特別支援学校は、中学部のみ実施)。
- ・ 市立高等学校は中止し、戸畑高等専修学校は、12月に長崎方面にて1泊2日で実施。
- ・ Go To トラベルキャンペーン割引や県の修学旅行支援事業、市の宿泊助成等を活用し、保護者の負担を減らして実施した。

(イ) 実施状況(令和3年度)

【小学校】

- 令和3年度から、大分方面、長崎方面に加えて市内(県内)泊コースを正式に追加した。また、宿泊費の上限を令和3年度のみ廃止し、宿泊施設を選択しやすくしたほか、日帰り、2日間の行程についても可とした。

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	37校	56校	26校	8校	0校

【中学校】

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	20校	22校	1校	1校	18校

【特別支援学校】

・小学部

	予定通り実施	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	4校	0校	0校	1校	2校

・ 中学部

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り
校数	3校	0校	0校	0校	4校

・ 高等部

	県外宿泊	県内宿泊	市内宿泊	宿泊なし2日	日帰り	中止・実施なし
校数	4校	0校	0校	0校	3校	1校 (2部門)

【その他】

- ・ 市立高等学校は、12月に関東方面にて3泊4日で実施
- ・ 戸畑高等専修学校は、12月に長崎方面にて1泊2日で実施
- ・ 令和2年度同様、Go To トラベルキャンペーン割引や県の修学旅行支援事業、市の宿泊助成を活用した。
- ・ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されたことを受け、延期や中止、近隣県で実施等へ変更する学校が多数あった。

(ウ) 実施状況(令和4年度)

【小学校】

	大分方面	長崎方面	県内泊	市内泊
校数	65校	13校	34校	14校

【中学校】

- 市立全中学校で構成していた修学旅行団を解散し、実施時期及び旅行方面（関西、中国、九州）を各学校で選択できることとした。

	関西方面	中国方面	九州方面
校数	45校	8校	9校

【特別支援学校】

- ・ 学校の状況に応じて実施

【その他】

- ・ 市立高等学校は、12月6・7・8・9日で関西に3泊4日で実施
- ・ 戸畑専修高等学校は、5月18・19・20日で関東に2泊3日で実施

(エ) 令和5年度の対応

- 新型コロナウイルスの感染症法上の類型が見直しとなったこと等から、
 - ・ 小学校・特別支援学校(小学部)は、修学旅行出発前に保護者からコロナに関する参加同意書をとっていたが、5類への移行後は不要とした。
 - ・ 今後、新型コロナウイルスの感染拡大と同様の事態が発生した際、中学校3年生が延期となると、進路等にも影響することから、令和5年度から、中学2年生での修学旅行の実施に変更（令和5年度のみ2・3年生での実施。また、特別支援学校(中学部)も同様）などの方針とした。

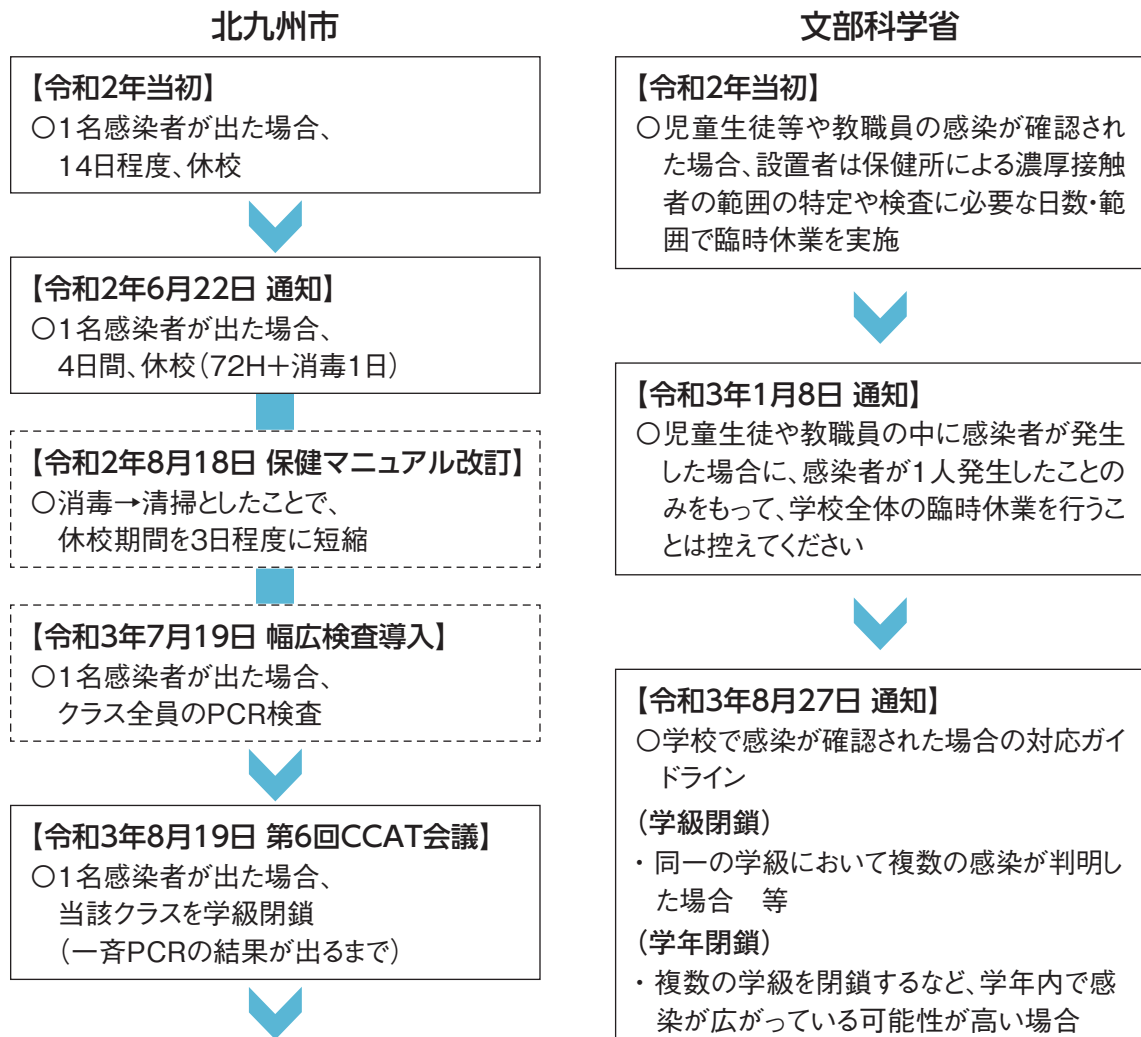
(対応を振り返って)

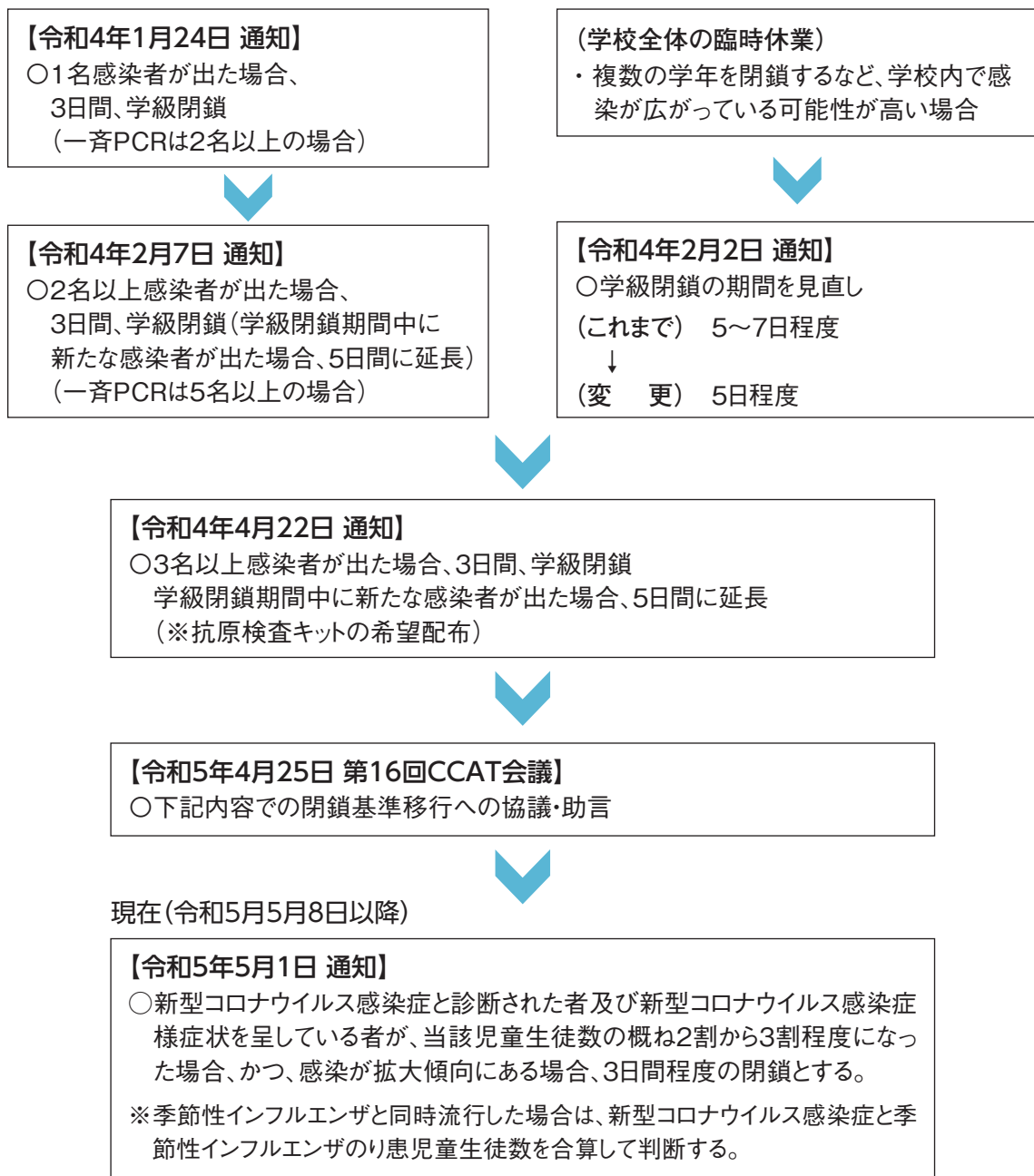
- 令和4年度以降においては、「withコロナ」の視点から生徒の活動をできる限り止めないとともに、感染防止対策の意識が薄れないよう必要に応じて注意喚起を行った。
- 学校からの個別の問い合わせ等では、通知文にないケースもあり、教育委員会として、素早い判断が求められたが、感染リスクを考慮しながら、学校長の判断を尊重した回答を行うことで、児童生徒にとって有意義な学校行事が各学校で行われた。
- 修学旅行では、令和2年度から中止や延期、実施方法の変更を余儀なくされたが、学校の実態に応じた対応により、可能な範囲で実施に至った。

(4) 本市における学級閉鎖等の基準の推移

- 本市学校における学級閉鎖基準については、文部科学省通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」や同「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に、感染状況や学びの継続性のバランスを考えながら基準を決めた。さらに、CCAT(新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム)に助言を仰ぎ決定とした。

学級閉鎖等の基準の推移





(対応を振り返って)

学級閉鎖については、新型コロナウイルスの最新の知見、感染の状況、また、子どもたちの学びをとめないという視点でのバランスをとりながら基準を決定していった。決定に関して、専門的な観点からのアドバイスをCCATの先生方にいただくことによって、各学校へスムーズに周知・徹底を行うことができた。

(5) 給食における対応

- 新型コロナウイルスの影響による市立学校の臨時休業等に伴い、学校給食が中止となったことで、給食物資納入業者の収入は大幅に減少し、事業継続が困難な状況に陥ることが想定された。

- 学校給食の提供にあたっては、給食調理現場での感染防止対策を徹底する必要があるため、「学校における新型コロナウイルス感染症対応学校給食関係マニュアル」を作成した。
- また、給食用食材の急激な価格高騰が続いたが、子育て世帯の負担軽減の観点から、給食費の値上げを行わず、値上げ相当分の食材費を予算計上した。

【主な取組】

ア 給食室における感染防止の取組徹底（令和2年6月～令和4年3月）

令和2年6月の学校再開後、学校給食受託業者向けに『学校における新型コロナウイルス感染症対応学校給食関係マニュアル』を配布し、給食室等における感染防止に努めるとともに、同居家族も含めた体調確認を毎日実施するなど、給食室及び給食調理員の感染防止に取り組んだ。

イ 物資納入業者が給食再開に向けて要した費用の支援

概要

給食物資納入業者が、令和2年3月から同年6月の給食休止期間中に、給食再開に向けて要した費用について支援

対象経費

給食再開に向けて要した費用について調査を行い、支援が適当と認めた部分のうち、国や県の支援策（持続化給付金、雇用調整助成金等）で補てんされた部分以外

助成実績

約114,677千円（14社）

ウ 給食休止中に使用予定だった物資への対応

概要

令和2年3月から同年6月の給食休止期間中に使用予定だった物資のうち、発注済みでキャンセルが出来なかった物資や、再開後も使用しないことが決まった物資代金及びそれらの物資の保管料について北九州市学校給食協会を通じて支払いを行った。

エ 臨時休業期間中の昼食提供（令和2年4月10日～令和2年5月1日）

概要

臨時休業中に市立学校で受け入れた児童生徒に対し、市費で昼食を提供した。物資の供給については北九州市学校給食協会へ委託して実施した。

オ 短縮された夏休み期間中の給食提供（令和2年8月3日～令和2年8月26日）

概要

短縮された夏休み期間中に、市立中学校において市費で簡易給食（パン、牛乳、ジャム等の添加品）を提供した。物資の供給については北九州市学校給食協会へ委託して実施した。

カ まん延防止等重点措置期間中における学級閉鎖等に係る給食費について**概要**

令和4年1月27日から令和4年3月6日までのまん延防止等重点措置期間中において、給食を食べる予定であったが、新型コロナウイルスを原因とした学級閉鎖等で給食を食べないこととなった児童生徒の給食費について、保護者負担の軽減を図ることを目的に、保護者から徴収しないこととした。

キ 食材価格高騰に伴う給食費値上げ相当分の支援**概要**

給食用食材の価格高騰の状況が続いており、令和4年度、令和5年度においては、子育て世帯の負担軽減の観点から、給食費の値上げを行わず、食材価格高騰に係る値上げ相当分の食材費として北九州市学校給食協会へ運営補助を行った。

(対応を振り返って)

長期間の一斉休業に伴う物資納入業者への対応など、前例のない、また急な対応が必要な状況が多かったものの、市内関係部署や学校、北九州市学校給食協会等の関係団体と連携して対応した。

(6) 特別支援学校における対応

- 特別支援学校に通学する児童生徒のためスクールバスの運行を行っている。バス内は、児童生徒の安全上の観点から換気が難しく、「密閉空間、密集場所、密接場所」といった3密の状態であった。
- 3密を回避し児童生徒の感染リスクを低減するため、乗車率の高いスクールバスについて増車を行い、少ない人数で乗車できるよう取組んだ。

【取組内容】**概要**

3密の特別支援学校スクールバスの少人数化を行い、感染リスクの低減を図る。

対象

乗車率の高い特別支援学校(知的障害)のスクールバス

実施期間

令和2年5月25日～(継続)

実施体制

各校のスクールバス運行委託の原契約をしている事業者に運行を委託

実績

年度	対象校	増車の数
令和2年度	5校	10台
令和3年度	4校	9台
令和4年度	4校	9台
令和5年度	4校	9台

(対応を振り返って)

- 増車前までは平均乗車率が70%超であったのに対し、増車により平均乗車率を50%程度まで下げ、3密を回避した。
- こうした取組により、特別支援学校スクールバス内が原因と思われる感染事例は発生していない。

2 教職員の人員体制等

(1) 学校における人員体制の強化

- 令和2年3月2日から全国的に小中学校等の一斉臨時休校が開始され、本市では5月25日に学校再開となった。臨時休校期間が長期に渡ったことによる、児童生徒の学びを保障するため、国の事業「学校の段階的再開に伴う児童生徒等の学びの保障」を活用し教員の追加配置を行った。
- また、新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化により、働く場を失った者を対象とする緊急雇用対策事業として、学校再開後の円滑な学校運営をサポートするため、5月25日の学校再開にあわせて、臨時的に「学校業務補助員」を全市立学校・園及び市立図書館に配置した。当初は令和2年6月30日までの予定であったが、その後、同年度末まで延長した。

【主な取組】**ア 教員の追加配置****概要**

新型コロナウイルスが発生した小・中学校及び小学校6年生及び3年生の1クラスあたりの人数が36人以上の学級がある学校において、学校規模、人員の配置状況、対象学年の状況等を踏まえ、配置の必要がある小・中学校に教員を追加配置した。

活用方法

小学校6年生及び中学校3年生の少人数指導など

実績

新型コロナウイルスが発生した小・中学校において計15名の教員を追加配置した。

イ 市立の学校・図書館における緊急雇用対策業務/ 学校再開における学校業務補助員配置事業

概要

新型コロナウイルスの影響による雇用情勢の悪化を受け、緊急雇用対策として、主に市立の学校・図書館における定期換気やドアノブ等の定期消毒業務を創出するもの。

主な業務内容

(ア) 学校

児童生徒の検温の補助業務、定期換気、定期消毒など。

(イ) 図書館

定期換気、定期消毒、返却本やドアノブ・手すりなどの消毒など。

実施体制

	市立の学校・図書館における 緊急雇用対策業務	学校再開における 学校業務補助員配置事業
雇用形態	請負・委託	会計年度任用職員 (市の直接雇用)
配置期間	令和2年5月22日～ 令和2年6月30日	【第1期】 令和2年7月1日～令和2年8月31日 【第2期】 令和2年9月1日～令和2年10月5日 【第3期】 令和2年10月6日～令和3年3月24日
配置人数	各市立学校・図書館に それぞれ1名配置	【第1,2期】 市立小・中・特別支援学校(中央高等 学園を除く)に各1名配置 【第3期】 全市立学校に各1名配置
実績	雇用人数：598人 (月別カウント)	【第1,2期】159人 【第3期】240人

(対応を振り返って)

- 人材確保にあたっては、状況に応じて柔軟に働くことができる条件整備を行ったり、市ホームページによる公募の他、ハローワークを通じた公募等により広く市民への周知を行ったりしたが、なかなか思うように進まず、一部学校について配置が遅れるなど課題もあった。
- 一方で、補助員を配置したことで、学校における感染拡大を防ぐとともに、教職員の業務について、一定の負担軽減を図ることができた。

(2) 教職員の健康相談

- 令和2年4月には教職員の中から複数名の罹患者が確認されたり、濃厚接触者として保健所から検査や自宅待機を命じられたりする者が出始めた。
- そのため、「自分も感染しているのではないか」等の不安から、心の不調を生じる教職員が出ることが予想されたため、予防策として新型コロナウイルスに特化した「教職員専用の健康相談」を新設した。
- また、罹患した教職員が心身ともに円滑に職場復帰できるように、職場復帰支援を実施したりするなどの対応をしてきた。

【主な取組】

ア 新型コロナウイルスにかかる職員健康相談

概要

罹患者、濃厚接触者、健康観察者等が出た学校の管理職や教職員の相談に応じることで、不安を解消し、教職員が心の不調に陥ることを予防する事業として実施した。

実施体制

(ア) 新型コロナウイルスの罹患者が出た学校が利用できる健康相談

- ・ 電話相談(随時相談、匿名可)、面接相談(予約制)
- ・ 産業医、保健師が相談対応

(イ) 誰でも利用可能な健康相談

- ・ 電話相談(毎週土曜日午後、匿名可)、面接相談(予約制)
- ・ カウンセラー、精神保健福祉士が相談対応

実施期間 令和2年4月27日～

実績

(ア) 新型コロナウイルスの罹患者が出た学校が利用できる健康相談

- ・ 令和2年度：7件

(イ) 誰でも利用可能な健康相談

- ・ 令和2年度：71件
- ・ 令和3年度：110件
- ・ 令和4年度：132件

イ 教職員の職場復帰支援

概要

罹患者が心身ともに安心して職場復帰でき、学校側も安心して受け入れることができるように、制度の変遷に応じた復職支援を実施した。

実施体制

【当初～令和2年6月11日】

- ・ 就業制限解除基準：2回のPCR検査陰性確認
- ・ 職場復帰時の産業医面談：必要
- ・ 自宅待機期間：退院後4週間自宅待機（在宅勤務）にて、再燃・再陽転がないことを確認

【令和2年6月12日～10月23日】

- ・ 就業制限解除基準：発症日から10日かつ症状消失後72時間経過
- ・ 職場復帰時の産業医面談：必要なし
- ・ 自宅待機期間：変更なし

【令和2年10月24日～令和3年2月24日】

- ・ 就業制限解除基準：変更なし
- ・ 自宅待機期間：必要なし。出勤しながら4週間健康観察を実施

【令和3年2月25日～】

- ・ 就業制限解除基準：変更なし
- ・ 退院後健康観察：必要なし

実績

- ・ 職場復帰時の産業医面談：4名
- ・ 自宅待機実施者：6名
- ・ 退院後の健康観察実施者：8名

（対応を振り返って）

新型コロナウイルスの発生初期より、健康相談新設や職場復帰支援体制を確立し、法令の変遷に沿って実施したことによって、管理職・教職員の不安の緩和並びに安全安心な学校経営に寄与できた。

3 学校施設

（1）学校施設の開放

- 福岡県に緊急事態宣言等が発令される中、新型コロナウイルスの感染防止対策として、学校では休校や短縮授業を実施し、市の公共施設では利用の中止や人数・時間の制限が実施されてきた。
- そうした中、市内の学校施設の開放についても、使用の中止や使用時間を短縮するなどの対応を行ってきた。

【主な取組】

ア 遊び場開放（団体）、スポーツ開放、目的外使用許可による学校施設の開放

使用中止期間

- ・ 令和2年2月28日～7月10日 ・ 令和3年5月12日～6月20日
- ・ 令和3年8月7日～9月30日

時間短縮による使用制限期間（20時まで）

- ・ 令和3年1月14日～3月7日 ・ 令和3年6月21日～7月11日
- ・ 令和3年8月2日～8月6日 ・ 令和4年1月24日～3月6日

イ 遊び場開放（個人）

使用中止期間

- ・ 令和2年2月28日～令和3年11月12日
- ・ 令和4年1月24日～4月15日

時間短縮による使用制限期間（20時まで）

- ・ 令和3年1月14日～3月7日
- ・ 令和3年6月21日～7月11日
- ・ 令和3年8月2日～8月6日
- ・ 令和4年1月24日～3月6日

【主な感染防止対策など】

- ・ 使用再開時に、「感染防止チェックシート」、「学校施設開放における保護者等の観戦や応援等の基準について」などを作成し、使用者に内容の厳守を要請。
- ・ 夏季においては、熱中症などの健康被害が発生するリスクが高いため、国の方針を参考に、室内・室外でのマスクを着用する必要がある場面では、マスクを外すよう周知を行った。
- ・ 5類移行に伴い、「感染防止チェックシート」などを廃止した。ただし、基本的な感染症対策である「三つの密の回避」や「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」は各団体にて継続するよう周知を行った。

（対応を振り返って）

学校施設の開放事業は、学校や児童生徒だけではなく、市民が使用している公共施設としての側面があるため、学校施設開放事業の感染防止対策として、学校における感染防止対策、市の公共施設における感染防止対策のより厳しい方に合わせて、対策を講じてきた。

第13章

大 学

新型コロナウイルスの感染拡大は、大学に通う学生の学生生活にも大きな影響を及ぼし、国や市、各大学においては、学生が修学を諦めることがないよう、様々な対策を講じてきた。

国では、アルバイト収入等の減少により、経済的に困窮する学生を対象に、二度にわたり、給付金（学生支援緊急給付金）を支給した。本市においても、この国の支援に加え、独自に生活が困窮する学生を対象に給付金を支給し、学生の学びの継続を確保することに努めてきた。各大学では、独自の授業料減免や奨学金制度等による支援のほか、遠隔授業に対応するための環境整備支援等が行われた。

また、大学内での感染拡大を防止するため、市内の大学に対し、新型コロナウイルスに関する注意喚起や情報提供を行ってきた。さらに、必要な情報を大学間で共有できるように、大学運営等に関する意見交換の場を設けたり、電話等による各大学の状況把握に努めてきた。

新型コロナウイルスの影響が長引くことで、サークル活動の自粛やオンライン授業等により、精神的な不安を抱える学生が生じ、各大学においては、学生のメンタルヘルスを維持するため相談体制の整備等を行った。本市としても、大学での相談につなげるため、学生を対象とした調査の実施や、各大学のメンタルヘルスの充実を図るための補助金を支給した。

1 大学への支援

(1) 大学における感染対策

- 学生の感染防止対策のため、市の新型コロナウイルスに関する注意喚起等の情報について、迅速に市内大学へ周知し、学内の感染防止対策に寄与できるよう取り組んだ。
- 必要な情報は、大学間で共有できるようにし、「市内大学関係者勉強会」を実施するなど、コロナ禍における大学運営等に関する意見交換の場を設けた。
- 本市が設立団体である北九州市立大学については、感染防止対策への必要な財政的支援を行った。

【北九州市立大学への支援】

予算措置	主な支援内容
令和2年9月補正予算	・国の「学生支援緊急給付金」において、学生支援機構に推薦した学生に対する授業料減免 ・遠隔授業配信環境整備、学生用パソコン等貸出支援
令和3年2月補正予算	・分散した教室で同時に授業を受けるためのビデオ会議システムや学内サーバの増設 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特別清掃費用 ・遠隔授業下での語学学習を行うためのeラーニング導入費用
令和3年度当初予算	・キャンパスネットワークの整備 ・清掃費用の補助



ビデオ会議システムの導入



遠隔授業配信の環境整備

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスの感染防止対策のため、福岡県等と連携しながら、市内10大学への注意喚起や情報提供を行うとともに、各大学の取組状況等の把握に努めた。

(2) 学生への経済支援

- 新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、学生生活にも経済的な影響が及ぶ中、世帯収入やアルバイト収入等の減少によって、経済的に困窮する学生等を対象に、国や各大学の支援に加え、本市においても、必要な支援を講じた。

ア 国の支援「学生支援緊急給付金」

概要

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により大学等での修学の継続が困難となっている学生等が修学をあきらめることがないよう、給付金を支給した。

募集期間

- ・ 第一期：令和2年5月～（申請締切日は、各大学の取扱に拠る）
- ・ 第二期：令和3年12月～（申請締切日は、各大学の取扱に拠る）

対象者

国公立大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校、専門学校、日本語教育機関の学生

支援内容

給付額：10万円（住民税非課税世帯の学生等は20万円）

イ 北九州市「学生応援給付金」

概要

新型コロナウイルスの影響を受け、アルバイト収入が大幅に減少する等の経済的に困窮する学生を対象に、本市独自の給付金を支給した。

募集期間

- ・ 第一期：令和3年3月1日～3月19日
- ・ 第二期：令和3年4月19日～5月7日

対象者

- ・ 第一期：北九州市内に所在する大学等に在籍する困窮学生
- ・ 第二期：北九州市に住民登録があり市外に所在する大学等に在籍する困窮学生

支援内容

給付額：5万円

支給状況

区分	申請件数	支給件数 (支給割合)	不支給件数 (不支給割合)
第一期	4,613件	3,654件 (79.2%)	959件 (20.8%)
第二期	627件	483件 (77.0%)	144件 (23.0%)
合 計	5,240件	4,137件 (79.0%)	1,103件 (21.0%)

ウ 各大学独自の取組・支援

各大学においては、独自の授業料減免制度や奨学金制度等により、経済的に困窮する学生を支援し、遠隔授業に対応するための給付金を支給する大学もあった。

(対応を振り返って)

- 学生の学びの継続を支援するため、各大学との連携を図りながら、必要な時に必要な支援を行ってきた。
- 本市の「学生応援給付金」は、住民税が非課税であるかどうかに関わらず、幅広い対象とし、他の政令市にはない手厚い支援とした。

(3) メンタルヘルス(大学支援)

- オンライン授業やサークル活動の自粛等により、精神的な不安を抱える学生が生じたことから、各大学では、カウンセリングを行う等、学生のメンタルヘルスを維持するために必要な措置を講じてきた。

【主な取組】

ア メンタルヘルス調査

概要

市内大学に通う学部生等に調査を行い、新型コロナウイルスの影響で心身の状態等に悩みを抱えている学生を把握し、大学での相談等につなげるもの。

調査期間

令和3年5月17日～6月30日

調査対象

対象は市内大学のうち、調査に協力した大学9校及び短期大学4校に所属する学生(大学1～6年生、短期大学1・2年生及び専攻1・2年生等) 21,002人

回答率

25.5%(回答数5,346件)

調査結果

「抑うつ傾向」、「対人不安」、「身体的訴え」等、さまざまなストレスを感じている学生がおり、回答者全体の6.2%がケアの必要な学生と考えられた。

イ 補助金の支給

メンタルヘルスの調査結果を各大学に還元後、各大学においては、調査結果を踏まえたメンタルヘルスの充実に寄与する事業を実施した。市はこれらの事業に対し、補助金を支給して支援を行った。

補助金の支給内容 (決算額)

(単位：円)

	大学名	内容	金額
1	九州工業大学	関連ホームページの拡充、留学生向ガイドブック購入等	1,000,000
2	九州歯科大学	学生への広報ツールの作成等	888,800
3	北九州市立大学	臨床心理士等の新規雇用等	780,580
4	九州栄養福祉大学 東筑紫短期大学	カウンセリング室の備品の購入等	700,830
5	産業医科大学	相談室の備品等の購入	124,080
6	西南女学院大学 西南女学院大学 短期大学部	フリースペース設置等	1,000,000
合計			4,494,290

(対応を振り返って)

各大学では、支援が必要と思われる学生に対しては、学生の心身の状況に応じて面接を行う等の対応を行った。

第14章

財 政

新型コロナウイルスの感染拡大は市民生活や本市経済に大きな影響を及ぼすこととなり、感染拡大防止や地域経済対策等が本市に求められた。

このため、検査・医療提供体制の確保・充実や、事業継続・雇用の確保などの地域経済対策、感染症拡大防止について、時期を逸することがないように、補正予算の編成や予備費を活用することにより、機動的に対応するよう努めた。

あわせて、国の交付金を活用するとともに、中止が決まったイベントや事業量の減少が見込まれる事業に係る経費を整理し、新型コロナウイルスへの対応に必要な事業に再構築するため、当初予算事業の見直しによる減額補正にも取り組んだ。

国・県の主な動き

国においては、令和2年7月に「経済財政運営と改革の基本方針2020」を閣議決定して以降、新型コロナウイルスの感染拡大によって浮き彫りとなった課題等に対して、足元の新型コロナウイルスへの対応とポストコロナを見据えた財政運営を行ってきた。新型コロナウイルスへの対応では、新型コロナウイルスワクチンを全額国費で補助を講じるなど、自治体を財政面から支援してきた。

また、福岡県においても、新型コロナウイルスへの対応として、県内の宿泊療養施設等の設置や感染防止対策を行う飲食店等に対する認証制度の運営等、県の取組に必要な財政運営を行ってきた。

1 新型コロナウイルスに関する財政

(1) 新型コロナウイルスに関する市の財政

- 新型コロナウイルスの感染拡大は、市民生活や本市経済に甚大な影響を及ぼした。
- このような中、市民が安心して暮らせるまちを実現するため、感染拡大防止や地域経済対策に引き続き万全を期すとともに、グリーン社会の実現や地方創生の取組など、コロナ禍を契機とした市民生活の変化に適応し、収束後の本市の成長を見据えた政策が求められた。
- 新型コロナウイルスに対応するため、補正予算の編成や予備費の活用などにより、検査・医療提供体制の確保・充実、事業継続・雇用の確保などの地域経済対策、感染拡大防止に取り組む市民への支援について、迅速かつ的確に対応するよう取り組んだ。
- 当初予算の編成にあたっては、補正予算と一体的に編成し、検査・医療提供体制の確保や市民生活等への支援など、切れ目ない対策を盛り込んだ。
- また、通常の予備費に加え、想定を超えた感染拡大の急激な波への対応等、予期せぬ状況変化への備えとして、新型コロナウイルス感染症対策予備費を計上した。
- 中止が決まったイベントや事業量の減少が見込まれる事業に係る経費等を整理し、新型コロナ対策に必要な事業に再構築するため、令和2年度及び3年度当初予算の事業見直しを行い、減額補正を行った。

【当初予算・補正予算の編成】

予算	内容	金額	減額補正
令和2年度	4月補正 コロナ対策経費 (主な内容) ・ 中小企業融資 ・ 特別定額給付金	1.666億円 (内訳) 600億円 960億円	
	6月補正 コロナ対策経費 (主な内容) ・ 新しい生活様式の店舗助成事業 ・ 商店街プレミアム付商品券発行支援事業	60億円 (内訳) 10億円 4.9億円	▲10.3億円 東京オリ・パラ関連事業など 47事業
	9月補正 コロナ対策経費 (主な内容) ・ 新型コロナウイルス感染症対策のためのPCR・抗原検査拡充事業 ・ 新型コロナウイルス感染症疑い患者診療支援事業	66.5億円 (内訳) 5.2億円 5.5億円	▲6.7億円 北九州マラソン開催事業など 40事業等
	12月補正 コロナ対策経費 (主な内容) ・ 介護・障害者施設に対する コロナウイルスPCR検査支援事業	5.9億円 (内訳) 1.8億円	▲1億円 人件費

予算		内容	金額	減額補正
令和2年度	2月補正	コロナ等対策経費 (主な内容) ・新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	120.3億円 (内訳) 62.7億円	▲22.1億円 臨時交付金執 行残の組換え
令和3年度	当初	コロナ対策経費 (主な内容) ・中小企業融資 ・身近な医療機関でのPCR 等検査事業	1,133.9億円 (内訳) 1,100億円 6.2億円	
	3月補正 (当初予算 の補正)	コロナ対策経費 (主な内容) ・子育て世帯生活支援特別 給付金支援事業	18.8億円 (内訳) 16億円	
	6月補正	コロナ等対策経費 (主な内容) ・新型コロナウイルス感染症 患者への自宅療養者支援 事業 ・家賃等賃借料支援金給付 事業	22億円 (内訳) 1.7億円 8.9億円	
	9月補正	コロナ等対策経費 (主な内容) ・新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	41億円 (内訳) 35.9億円	
	12月補正	コロナ対策経費 (主な内容) ・住民税非課税世帯等に対す る臨時特別給付金事業 ・18歳以下の子どもへの現 金・クーポン給付事業	367.9億円 (内訳) 134億円 141億円	▲5.7億円 環境国際ビジネ ス関係事業など 30事業
	2月補正	コロナ対策経費 (主な内容) ・住民税非課税世帯等に対す る臨時特別給付金事業	83.4億円 (内訳) 61億円	
令和4年度	当初	コロナ対策経費 (主な内容) ・中小企業融資 ・新型コロナウイルス感染症 検査事業	802.3億円 (内訳) 750億円 10.6億円	
	5月補正 (専決処分)	・低所得の子育て世帯に対す る子育て世帯生活支援特 別給付金支給事業 ・住民税非課税世帯等に対す る臨時特別給付金支給事 業	15億円 9億円	

予算		内容	金額	減額補正
令和4年度	6月補正	コロナ等対策経費 (主な内容) ・新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	79.5億円 (内訳) 38億円	
	9月補正	コロナ等対策経費 (主な内容) ・電力・ガス・食料品等価 格高騰緊急支援給付金事 業	197.6億円 (内訳) 89.3億円	
	12月補正	コロナ等対策経費 (主な内容) ・福祉サービス事業所等への 光熱費等支援事業	27.8億円 (内訳) 10.1億円	
	3月補正	コロナ等対策経費 (主な内容) ・感染症対策事業	9.7億円 (内訳) 4.5億円	
令和5年度	当初	コロナ等対策経費 (主な内容) ・中小企業融資 ・低所得世帯向け給付金事 業	643.7億円 (内訳) 500億円 63.5億円	

【予備費の活用】

年度	主な内容	予算計上額	予備費活用額
令和2年度	・持続化緊急支援金の支給 ・緊急短期雇用創出事業 ・中小事業者一次支援金	35億円 ・4月補正予算 20億円、6月補 正予算15億円 を計上	予算計上額のう ち、30億400万 円を充用
令和3年度	・新型コロナウイルス感染症PCR検 査事業 ・新型コロナウイルス感染症患者へ の自宅療養者支援事業 ・新型コロナウイルス感染症医療提 供体制支援事業	当初予算として、 20億円を計上	予算計上額のう ち、17.6億円を 充用
令和4年度	—	当初予算として、 20億円を計上	充用はなし

(対応を振り返って)

日々刻々と変化する感染拡大の状況や経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応することが必要となる中、補正予算の編成や予備費の活用等を行うことで、時期を逸することがないよう、状況に応じた必要な予算措置を適切に行った。

第15章

市役所対応・議会

市役所本庁舎及び区役所では、市庁舎における感染拡大を防止するため、基本的な感染対策の徹底や、市役所本庁舎への入庁制約等を行った。市職員においても、通勤時における人との接触機会の低減と職場での密を避けるため、時差出勤や、テレワークの実施に取り組んできた。

また、新型コロナウイルス対応業務により、長時間労働が継続していた職員に対しては、産業医による保健指導を実施したほか、職員相談窓口の周知の強化、心理士による相談日の設置等を行い、職員の健康管理を行った。

議会においても、議事堂における発言者の席前にビニール製のついたてを設置するなど議会運営に必要な感染対策を行った。

傍聴者に対しては、緊急事態宣言下での本会議、委員会の傍聴について自粛を要請し、議会運営においては、令和2年2月定例会で一般質疑を取りやめた。その後も、議場や委員会室等における基本的な感染防止対策の徹底や、他都市への行政視察の中止及び受入れの中止など、感染状況を踏まえた対応を行ってきた。

全国的に感染拡大が広がる中、市民に対して、「市議会だより」やテレビ・インターネットでの市議会中継時などに、感染状況や市の感染対策についての情報提供を行い、状況に応じて必要な広報を実施してきた。

1 市庁舎における感染対策

(1) 市庁舎（区役所を含む）における感染対策

- 全国的に新型コロナウイルスの感染者が増え始め、また、緊急事態宣言の発令に伴い、本庁舎及び区役所における感染拡大防止対策として、各庁舎における基本的な感染対策や市役所本庁舎への来庁者等に対する入庁時の制約などを行った。
- 市職員においても、入庁時にはマスク着用や手指消毒を徹底したほか、時差出勤や在宅勤務（テレワーク）の実施等に取り組み、感染拡大防止に努めた。

ア 本庁舎における感染対策

【主な取組】

(ア) 来庁者への入庁制約について（令和2年4月27日～）

- ・ 1階玄関にアルコール消毒液を設置し、サーモグラフィによる検温
- ・ 警備員による受付誘導、体調不良者の入場自粛要請
- ・ 執務室入庁の制限として原則2階以上（15階レストラン、16階展望室は利用可）への入場を制限
- ・ 民間事業者との面談は、原則1階市民ホールの打ち合わせスペースを利用
- ・ 納品業者、配達業者等へのマスク着用依頼

(イ) 庁舎管理

- ・ アルコール消毒（エレベーターボタン、手すり）の実施
- ・ エレベーターの利用人数の目安の掲示
- ・ エレベーター室内の換気
- ・ 1階自動ドアの開放（冷暖房期間を除く）
- ・ 公用（共用）車の使用後の消毒実施

イ 区役所における感染対策

【主な取組】

- ・ 庁舎の入口や窓口への消毒液の設置
- ・ 窓口に飛沫感染防止のためのアクリル板等を設置
- ・ マスク着用の徹底（職員・来庁者）
- ・ 換気の徹底
- ・ 待合場所のソーシャルディスタンスの確保
- ・ 感染対策等の啓発チラシ・ポスターの掲示
- ・ その他、各区役所の混雑状況等を踏まえた感染対策を実施

（対応を振り返って）

本庁舎への来庁者等に対する入庁時の制約や庁舎の管理については、国や県の要請に基づき感染拡大防止対策を継続的に行った結果、大きな混乱は生じなかった。

2 職場における感染対策

(1) 職場における感染対策

- 令和2年2月、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の指定感染症に指定されたことに伴い、職員が陽性者等となった場合の感染拡大防止のための服務取扱いや出勤ルール等を定めた。
- また、各局区室が迅速な初動対応及び円滑な業務継続を行うことができるよう、職員や来庁者等が新型コロナウイルスに罹患した場合の対応手順を示した。
- さらに、感染拡大期においても、市民に必要とされるサービスを維持するため、全庁的な応援体制等を整理した。

【主な取組】

- ・ 通勤混雑時及び職場における対人接触の機会を減らし感染防止を図るため、所属長の命令による時差出勤(勤務時間等の臨時的な割振り変更)を実施
- ・ 昼休み等の休憩時間の集中を避けるため、所属長が任意に勤務時間中の昼休憩(1時間)を割り振り
- ・ 緊急事態宣言下でも業務を継続するため、資料の持ち帰りや、個人所有のPC利用によるテレワークの実施
- ・ 本庁舎や各区役所の会議室等にサテライトオフィスを設置
- ・ モバイル端末を1,500台導入し、テレワークやサテライトオフィスでの業務において活用
- ・ 例年、4月25日付で実施している定期異動について、事務引継等による職員同士の接触を減少させるため、緊急事態宣言下にあった令和2年度は一部の部署を除き、6月1日付に延期

(対応を振り返って)

本市においては、以前より育児期間中の新しい働き方などとしてテレワークの導入を検討してきたが、令和2年4月の緊急事態宣言を契機に、同年5月に「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための『新しい生活様式』導入に伴うテレワークに関する実施要領」を策定し、テレワーク推進の取組が大きく前進した。

(2) 職員の健康管理

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保健所を始めとする各関係部署の職員の業務量が増大し、膨大な時間外勤務が発生した。それに加え、外出自粛や、職場内でのコミュニケーションの減少により、職員一人ひとりがストレスを抱えやすい環境となっていた。
- こうした状況を受け、従来より行っていた過重労働後保健指導の実施内容を強化し、心理カウンセリングの積極的な取組を行った。

【主な取組】

ア 過重労働後保健指導について

概要

産業医による保健指導を実施し、体調確認および就業制限の可否を判断する。

対象者

- ・ 休憩時間を除き1週間当たり38.75時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が月80時間以上の職員
- ・ 時間外勤務手当又は休日勤務手当が計上されるすべての時間が月80時間以上の職員で希望する職員及び給与課が指定した職員（疲労に関する調査票の結果等による）
- ・ 新型コロナウイルス対応業務により、長時間労働が継続する部署の職員

イ 職員相談窓口の周知の強化、心理士相談日の開設

新型コロナウイルスの対応に伴う業務の増加によるメンタルヘルス不調を未然に防止するため、従来より設置している、職員が相談できる相談窓口の周知を強化するとともに、新型コロナウイルスへの対応で長時間勤務を行っている部署に対して、心理士が出向き、気軽に相談できる相談日を設置した。

（対応を振り返って）

新型コロナウイルスの感染拡大により、業務量が左右され見通しが立たない部署もあり、継続して職員が相談しやすい環境を維持していく必要があった。令和3年度までに新型コロナウイルスの関連部署において人員等の体制整備に取り組んだことで、令和4年度の過重労働面談対象者は減少に転じた。ただし、過重労働による健康障害の防止は、職員自身の健康管理だけで行えるものではなく、職場全体の業務調整や人員配置などの見直しが必要なこともあり、早期の対応に加え総務担当課や人事担当課等、関係部署との連携も重要であり、今後も現状に応じた対応を続けていく必要がある。

3 議会運営等

（1）議事堂における感染対策

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議員や市職員をはじめ多くの人が利用する議事堂においても感染対策を行った。

【主な取組】

ア 議員の登庁について

(令和2年2月27日～)

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合の登庁の自粛
- ・ 濃厚接触者となった場合の登庁自粛

イ 傍聴対応について

(令和2年2月27日～)

- ・ 傍聴者が来た場合は、体温測定及びマスク着用を依頼
- ・ 傍聴席には、間隔をあけて着席するよう依頼

(令和3年6月8日～)

- ・ 令和3年6月定例会から緊急事態宣言下での本会議・委員会傍聴については自粛要請する旨、報道投げ込みやホームページ等で広報した。

(令和5年3月13日～)

- ・ 国の方針に基づき、傍聴者のマスク着用は個人の判断とした。

ウ 感染予防対策について

(令和2年2月10日～)

- ・ 議事堂正面玄関等に消毒用アルコールを設置

(令和2年2月17日～)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策についてのチラシを議事堂内に掲示

(令和2年6月5日～)

- ・ 演壇、第2質問以降の発言者席及び説明員席前にビニール製のついたてを設置
(第2質問以降の発言者席は令和2年9月定例会～マスク等義務化に伴い撤去)

(令和3年9月15日～)

- ・ 議事堂正面玄関等に検温計を設置

(対応を振り返って)

感染状況や、国等の通知に合わせた感染対策を行ったことで、議事堂における感染拡大を最小限に抑えることができた。

(2) 議会運営

- 感染状況を踏まえ、会期の変更や、行政視察の中止、マスク着用等の感染対策を行いながら、円滑な議会運営を行った。

【主な取組】

ア 会期等の変更

- ・ 会期日程を変更し、一般質疑を取りやめ休会した。(令和2年2月定例会)

イ 感染防止対策

- ・ 議場、委員会室等におけるマスクの着用を徹底し、マスクを着用したままの質疑応答を可とした。
- ・ 委員会において、委員席の間隔をあけて配置
- ・ 三密を防ぐため、委員会の説明員を原則課長以上に限定
- ・ 会議時間短縮のため、特別委員会の委員長報告のうち審査の経過について、口頭報告から文書報告に変更
- ・ 他都市への行政視察を中止及び受入れの中止
- ・ 市歌斉唱を中止
- ・ 第2質問以降は、議員席最前列に設けた発言者席で実施し、席前には、ビニール製のついたてを設置
- ・ 委員会のオンライン開催の環境整備



感染防止対策を講じた議会運営の様子

- 感染状況や、国や県の通知等に基づき感染防止対策などを随時見直し、令和5年5月8日には、新型コロナウイルスが5類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス対策を原則終了した。

(対応を振り返って)

議員や事務局職員が感染した場合の業務継続について、「新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画」を策定して整理した。

(3) 議員・市民への情報提供

- 新型コロナウイルスが全国的に広がるなか、議員や市民に対して、市内の感染状況や市の感染対策についての情報提供を行った。

ア 議員への情報提供(令和2年2月17日～)

市議会タブレット端末を通じて新型コロナウイルス関連情報の提供を随時行った。

イ 市民への情報提供（令和2年2月25日～令和4年2月定例会）

ケーブルテレビ及びインターネットによる市議会中継の議会中継開始前及び休憩時に、新型コロナウイルスに関するテロップを入れ、市民へ情報提供を行った。



市議会中継におけるテロップ

（対応を振り返って）

新型コロナウイルスに関する情報を全庁的に市民に対して広報を行うため、市議会事務局で実施している広報ツールを利用して市民向け広報を行った。

第16章

イベント

令和2年2月20日に国から「イベントの開催に関する国民へのメッセージ」が発出され、「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません」との考えが示された。

本市においても、令和2年2月21日に、「第3回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」を開催し、大規模イベントの中止・延期を含む当面一ヶ月間の、イベント開催に関する基本方針を決定した。

その後、国の基本的対処方針において、緊急事態措置区域等におけるイベントの開催制限が示され、各自治体ともに、その制限に沿った対応を行ってきたが、感染状況を踏まえ、中止や延期となるイベントが相次いだ。

感染発生当初からのイベント開催における方針決定の経過(抜粋)

令和2年2月21日「第3回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」

- ・「北九州市のイベント開催に関する基本方針」を決定
- 〔 ・ 市主催大規模イベント：原則、中止又は延期
・ 市主催以外の大規模イベント：中止又は延期の検討を要請 等 〕

令和2年2月26日「第4回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」

- ・「北九州市のイベント開催に関する基本方針」を改訂
- 〔 ・ 市主催イベント：規模に関わらず、原則、中止又は延期 等
→ 3月10日まで実施 〕

令和2年3月5日「北九州市のイベント開催に関する基本方針」の改訂

- ・「北九州市のイベント開催に関する基本方針」を改訂
- ・市内の発生状況を踏まえ、基本方針の実施期間を3月20日まで延長

令和2年3月20日「第8回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」

- ・基本方針の実施期間を当分の間延長

令和2年6月17日「第16回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議開催」

- ・国の通知および令和2年6月14日・16日に開催した「北九州市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」での意見を踏まえ、6月19日からイベントの開催制限を段階的に緩和することを決定

【緩和の目安（国の方針）】

令和2年6月19日～屋内1,000人以下かつ収容定員の半分程度以内

令和2年7月10日～屋内 5,000人以下かつ収容定員の半分程度以内

令和2年9月11日 「北九州市のイベント開催に関する基本方針」の改訂

- ・イベントの類型についてはこれまで、屋内・屋外の区分で示されていたが、国の通知に基づき、「大声なし」と「大声あり」の分類となった。
- ・都道府県との事前相談が必要なイベントは、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントとされた。

令和2年9月17日 「イベントに関する基本方針」を改訂

これまで (7/10 ～ 9/18)			今後 (9/19 ～ 11/30)		
収容率	屋内	50%以内	収容率	大声なし	100%以内
	屋外	人との距離を十分に確保		大声あり	50%以内
人数上限	屋内	5千人	人数上限	5千人又は収容定員の50%のいずれか大きい方	
	屋外	5千人			

その後は、国における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発出、感染状況等を踏まえたイベントの開催方針に基づき、適宜見直しを行い、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ移行したことに伴い、イベントに関する制限は終了した。

こうした開催制限がある中でも、感染防止対策を徹底して開催した「北九州未来創造芸術祭ART for SDGs」や、国の行動制限緩和に向けた技術実証として「ワクチン・検査パッケージ」を導入し、100%有観客で開催した「2021世界体操・新体操選手権北九州大会」（令和3年10月）を実現することができ、市として大きな財産になった。

1 市主催イベント等への影響と対応

(1) わっしょい百万夏まつり

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、全国的に多くの人を集める祭りやイベント開催が中止される中、令和2年度の第33回わっしょい百万夏まつりは、初の「オンライン配信」により開催した。
- 令和3年度(第34回)は、感染対策を万全に施せる会場として「ミニワールドスタジアム北九州」にて、有観客で開催するよう準備を進めていたが、県下における夏季の感染拡大の影響により、「オンライン配信」での無観客開催を行った。
- 令和4年度(第35回)については、イベント規模を縮小するなどの感染防止対策を行った上で、3年ぶりに有観客で、小文字通り周辺等のコロナ禍以前と同会場にて開催した。
- 令和5年度(第36回)については、新型コロナウイルスが5類感染症へと移行したため、コロナ禍以前の規模で開催することを決定し、「市制60周年記念事業」となっている。



まつり開催中は感染対策を呼びかけた

(対応を振り返って)

新型コロナウイルス対策の一環として「オンライン開催」を実施した結果、県外からの視聴や反響が大きかったことから、オンライン配信は今後のわっしょい百万夏まつりを対外的に広めていくための有効な手段であることが分かった。

(2) 東アジア文化都市北九州

- 本市は、文化庁より2020年東アジア文化都市に選定され、2020年の1年間を通じ、多彩な文化芸術イベントや韓国・中国の開催都市との交流事業を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、多くの事業が中止・延期となった。こうした中、延期となった事業を実施するため、2021年も引き続き東アジア文化都市の選定を受けた。
- 2020年・2021年の2年間にわたり、コロナ禍における新しい生活様式を踏まえ、実施形態の変更や感染防止対策を施しながら、多彩な文化芸術イベントを開催した。

【主な開催内容及び実施した感染防止対策】

ア KitaQ Music Days ～ ARTでつなぐ新しいカタチ～ (令和2年10月17日～18日)

主な感染防止対策

- ・「イベント開催時における感染症対策マニュアル」を策定し、イベント関係者への配布やホームページに掲載 など

イ 北九州未来創造芸術祭ART for SDGs (令和3年4月29日～7月13日)

主な感染防止対策

- ・会場出入口での消毒、会場内の換気、観覧を予約制にするなどの感染対策を実施 など

ウ 交流式典 (令和3年6月6日)

主な感染防止対策

- ・会場観覧者は来賓等関係者のみとし、式典の模様をオンライン配信
- ・中国・韓国の開催都市からの来北はかなわないため、事前に各都市から挨拶や演奏などの映像データを入手、会場で披露 など

エ 未来につなぐ東アジア伝統芸能の饗宴 (令和3年8月29日)

主な感染防止対策

- ・楽屋に出入りする出演者及び関係者全員にPCR検査を実施
- ・座席数を50%以内に設定し、公演の模様をオンライン配信した など

オ 小倉城新能2021 (令和3年10月2日)

主な感染防止対策

- ・特設ステージにおいて福岡県の感染防止宣言ステッカーを取得
- ・観客席は前後1mを確保できるような配席とした など

カ 閉幕式典 (令和3年11月28日)

主な感染防止対策

- ・会場入りするスタッフ、出演者全員は、健康チェックシートを記入
- ・国の指針に基づき、座席数の制限は設けず、100%入場可能で実施 など



イベント会場の入場前に検温を実施

(対応を振り返って)

- イベント準備期間中に催物の開催制限が変更されることもあり、こうした国や県における規制の見直しに、機動的に対応してきた。
- 予約システムの導入、WEBアンケート、出演者のPCR検査、オンライン配信等の実施により、通常よりも、多くのスタッフを配置し、対応した。

(3) 2021 世界体操・新体操選手権北九州大会

- 令和2年11月に大会の誘致決定後、大会に向け、万全のコロナ対策による安全・安心な大会を開催して、「コロナ禍での地方における国際大会のロールモデル」となることを目指し、準備を進めた。
- 万全のコロナ対策を講じるため、大会組織委員会や同委員会内の「COVID-19対策会議」、「北九州市新型コロナウイルス感染症対策検討会議」において、検討を重ねた。

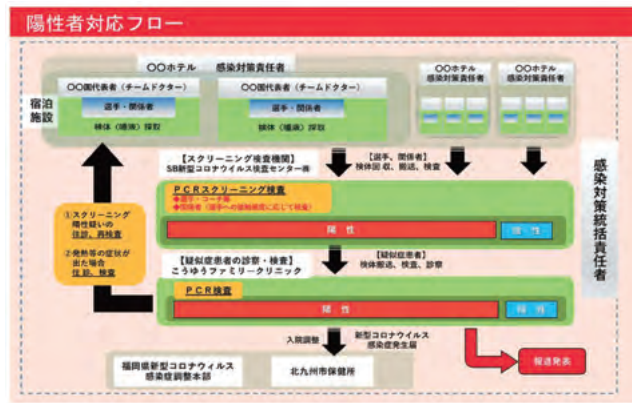
【大会概要】

- ・ 「世界体操」、「世界新体操」史上初の同時開催
- ・ コロナ禍で開催された東京オリンピック後、国内初の世界選手権

大会名	第50回世界体操競技選手権	第38回世界新体操選手権
期間	令和3年10月18日～ 24日	令和3年10月27日～ 31日
会場	北九州市立総合体育館	西日本総合展示場新館
参加者数	61 ヶ国・地域 825名(選手：308名)	48 ヶ国・地域 446名(選手：168名)
入場者数	16,527人	10,138人

主な感染防止対策など

- ・ 基本的な感染対策の徹底
- ・ 無症状の感染者を見逃さないためのスクリーニング検査の実施
- ・ 選手等の行動を制限し、外部との接触を防ぐ「バブル方式」による運用
- ・ 行動制限下にある選手のストレスを解消するため、アクティビティを提供
- ・ ワクチン接種や陰性証明を活用し、入場制限等の緩和を行う「ワクチン・検査パッケージ」を活用して開催



選手等から陽性者が発生した場合に備え、対応フローを作成

(対応を振り返って)

コロナ禍での大会開催となったため、組織委員会や本市等が連携しながら、バブル方式による運用などの感染防止策、「ワクチン・検査パッケージ」の活用による観客入場制限の撤廃、徹底的な情報公開などに取り組んだ。

その結果、クラスターや観客・国内スタッフの陽性者を発生させなかったことや、「ワクチン・検査パッケージ」として初めて、「有観客100%の国際大会」・「長期間の大会」を実現したことで、「コロナ禍での地方における国際大会のロールモデル」を構築することができた。

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ

- 新型コロナウイルスの影響で、東京2020オリンピック・パラリンピックが1年間の延期となり、複数の国・種目が事前キャンプを中止する中、本市では2ヶ国・4競技の事前キャンプが実施された。
- 事前キャンプの受入れに際しては、国が定める指針等に基づき、感染症対策マニュアルの作成が義務付けられた。

事前キャンプ受入実績

- ・ コロンビア(令和3年7月5日～20日)
(競技) テコンドー、フェンシング、アーチェリー
- ・ ドイツ(令和3年8月15日～19日)
(競技) 女子車いすバスケットボール

事前キャンプにおける感染防止対策

- ・ 国の定める指針により、活動範囲は練習会場と宿泊施設に限定
- ・ 市民との動線分離など、いわゆる「バブル方式」での感染症対策を実施
- ・ 選手団は、来日3週間前までに、新型コロナウイルスワクチンの接種を済ませること など

具体的な取組例

ア 出国前

- ・ 14日間の健康観察
- ・ 出国96時間以内に2回の検査(陰性検査証明書を取得)

イ 入国時(検疫)

- ・ 接触アプリ(COCOA)と健康観察アプリ(OCHA)をダウンロード
- ・ 陽性者発生時等の連絡調整のため、市職員を現地(羽田又は成田空港)まで派遣

ウ 検疫で陽性者が出た場合の対応→「事前キャンプ中止」の判断

- ・ 陽性者は、国の検疫が指定する場所で隔離
- ・ 機内の座席情報等から「濃厚接触者(疑いを含む)」を特定し、国が指定する一時滞在施設で隔離
- ・ 濃厚接触者でない者は、国の基準では隔離の必要はないが、市の独自方針として、本市が確保した空港周辺のホテルで隔離し、市内への移動は不可とした

エ 機内の他の乗客から陽性者が発生し、選手団の一部が濃厚接触者になった場合

- ・ 濃厚接触者(疑いを含む)は、国が指定する一時滞在施設で隔離
(濃厚接触者とならなかった場合は、飛行機で本市へ移動)

オ 成田空港及び羽田空港(国際線→国内線)→北九州空港・福岡空港への移動

- ・ 空港内での移動時及び乗降のタイミングは、一般客と動線を分離
- ・ 羽田空港国際線到着口から国内線ターミナルまでは、専用車両で移動
- ・ 成田空港から羽田空港国内線ターミナルまでは、専用車両で移動 など

カ 本市滞在時(宿泊施設・練習会場)

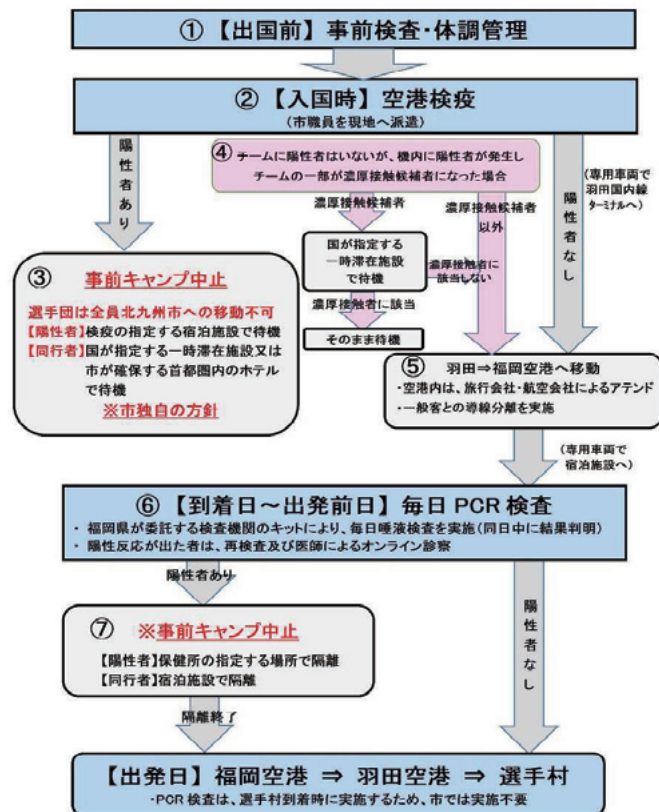
- ・ 宿泊施設の客室及び食事会場はフロア貸切とし、フロア間は専用エレベーターで移動
- ・ 練習会場へはコロナ対策を施した専用車両で移動
- ・ 練習会場は、施設を貸し切り、一般利用者との接触を回避 など

キ 本市滞在時(PCR検査)

- ・ 選手団は毎日検査を実施
- ・ 選手団に一定の接触がある関係者も、接触の度合いに応じて検査を実施
(例)
 - ・ 通訳、市職員など選手団に帯同する者: 毎日
 - ・ 食事スタッフなどの選手団と複数日にわたり「1m以内で15分以内の接触」又は、「1m以上確保した上で15分以上の接触」が見込まれる者: 4日に1度
 - ・ 清掃スタッフなどの選手団と接触がごく限定的である者: 7日に1度
- ・ 上記に限らず、感染の疑いがある場合、独自に再検査を実施するとともに、宿舍等で迅速に隔離した

ク 市内での陽性者発生時→「事前キャンプ中止」の判断

- ・ 陽性者は、市保健所の指定する場所で隔離
- ・ 陽性者以外の者は、濃厚接触者とみなし、市保健所の指示に従い待機



滞在期間中における感染症対策フロー図(例)

(対応を振り返って)

- 「バブル方式」での感染症対策に取り組み、選手やコーチ、宿泊施設従事者など、事前キャンプに関するすべての関係者に陽性者は出なかった。
- 感染対策の取り組みについては、選手団もルールの順守に協力的であり、大きな混乱はみられなかった。

(5) 北九州マラソン

- 新型コロナウイルスが感染拡大していた令和3年(第8回)、令和4年(第9回)は大会の中止を決定した。また、令和2年(第7回)、令和5年(第10回)においては、感染防止対策を講じた上での開催となった。

【開催の変遷】

大会年	開催	決定理由
2020年 (第7回)	○	新型コロナウイルスの感染が拡大している中国からのエントリー者(ランナー)に、大会参加への自粛要請等の対策を講じた上で、大会を開催。
2021年 (第8回)	×	新型コロナウイルスの感染拡大により、ランナーを始め、ボランティアや救護スタッフなど、大会に関係するすべての方々の安全確保が見通せないため、中止。
2022年 (第9回)	×	

大会年	開催	決定理由
2023年 (第10回)	○	新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、大会を開催。

【北九州マラソン2023大会概要】

- ・ 開催日：令和5年2月19日
- ・ コース：北九州市役所前～北九州国際会議場前
(ファンランはスタート・フィニッシュともに北九州国際会議場)
- ・ 出走者数：11,084人
(フルマラソン：10,056人、ペアリレーマラソン：253組506人、ファンラン：522人)

感染防止に関する主な取組

- ・ 北九州市医師会、福岡県看護協会、行政機関の代表者等を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策部会を設置
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアルに沿った運営及び感染防止対策の実施
- ・ ワクチン接種や陰性証明を活用した「ワクチン・検査パッケージ」の導入

(対応を振り返って)

大会における新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するため、北九州市医師会や福岡県医師会、本市保健所等の担当者と適宜協議をしながら検討を進めてきた。

(6) 成人式

- 「成人式」(令和2・3年度)及び「二十歳の記念式典」(令和4年度)の開催にあたっては、国や県等からの通知や実行委員会の意見、他都市の開催状況などを踏まえ、必要な感染防止対策を講じながら行った。

【令和2年度成人式】

- ・ 開催日時：令和3年1月10日
- ・ 参加者：約5,000人

感染防止に関する取組

- ・ 午前、午後の2部制実施
- ・ 式典時間の短縮(45分→30分)
- ・ 小倉駅と会場間のバスの増便
- ・ オンラインでの動画配信 など



会場では基本的な感染防止対策を呼びかけた

【令和3年度成人式】

- ・ 開催日時：令和4年1月9日
- ・ 参加者：約2,600人

感染防止に関する取組

- ・ 事前登録制の導入
- ・ 会場内ブロック別退場の実施
- ・ 式典時間の短縮(30分)
- ・ オンラインでの動画配信 など



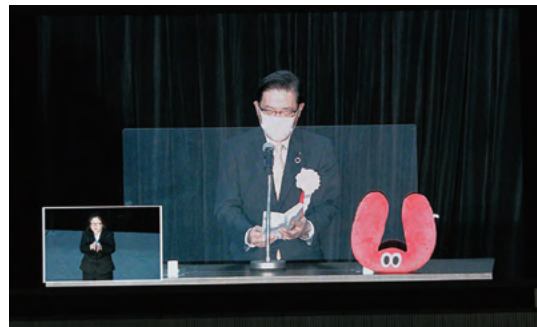
ソーシャルディスタンスを確保するため、
椅子の間隔を広くした

【令和4年度二十歳の記念式典】

- ・ 開催日時：令和5年1月8日
- ・ 参加者：約3,100人

感染防止に関する取組

- ・ 事前登録制の導入
- ・ 会場内ブロック別退場の実施
- ・ 式典時間の短縮(30分)
- ・ オンラインでの動画配信 など



式典の様子はオンラインで動画配信を行った
(令和4年実施の様子)

(対応を振り返って)

新型コロナウイルス感染拡大以降の「成人式」及び「二十歳の式典」については、ソーシャルディスタンスを確保するなどの基本的な感染防止対策を徹底して行ってきた。しかし、令和2年度開催にあたっては、式典終了後に、新成人が記念撮影や会話などで滞留が生じ、屋外ではあったが、密状態が発生するといった課題があった。これを受けて、令和3年度及び4年度開催については、式典終了後は、座席ブロック別の分散退場を実施する等の対策を講じ、メディアドーム周辺での混雑緩和と滞留時間の短縮につながった。

(7) 世界洋上風力サミット2021

- 一般社団法人日本風力発電協会が世界風力会議と共催で世界洋上風力サミットを日本で初開催することとなり、国内の洋上風力先進地である本市が会場となった。
- 当初は2020年(令和2年)10月に開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により、2021年(令和3年)10月に延期となった。

【世界洋上風力サミット2021の概要】

- ・ 開催日：令和3年10月7日～8日
- ・ 会場：北九州国際会議場
- ・ 主催：一般社団法人日本風力発電協会 (JWPA)
- ・ 共催：世界風力会議 (GWEC)、北九州市

(参加者数)

- ・ 延べ来場者数：560名(推定)
- ・ 延べウェブ参加者数：340名

(関係者数)

- ・ 登壇者：約30名
- ・ 出展者：13社約50名



世界洋上風力サミット2021開催の様子

主な感染防止対策

- ・ 関係者は全員、PCR検査を受検し、参加者に対しても、PCR検査で陰性を確認のうえ、参加するよう依頼した
- ・ 建物への入口を1か所とし、サーモカメラによる監視や手指消毒を徹底
- ・ 建物内でのマスク着用を必須とした
- ・ 会場の定員は本来の定員の3分の2までとした

(対応を振り返って)

- 当サミットは、コロナ禍での開催となったが、リアルとウェブでのハイブリッド開催としたほか、マニュアルを策定したうえで感染防止対策に取り組んだ。
- これらの取組により、イベント関係者や参加者において、新型コロナウイルスの感染は確認されなかった。

(8) 関門海峡花火大会

- 令和2、3年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実行委員会は2年連続で中止を決定した。
- 令和4年度は、国の基本方針に基づき、『収容定員が設定されていない、大声なしのイベント』と位置付け3年ぶりに開催。約40万人(門司側20万人、下関側20万人)が観覧した。

【主な感染防止対策】

ア 飛沫の抑制の徹底

- ・ 正しいマスクの着用及び大声を出さないことの注意喚起 など

イ 手洗、手指・施設消毒の徹底

- ・ 会場入口での手指消毒液を設置 など

ウ 来場者間の密集回避

- ・ 花火の打ち上げ時間を例年の50分から30分に短縮
- ・ 観客密集回避のため入場ゲートを増加するなど観客の動線を工夫
- ・ 無料観覧エリアを廃止し、観覧エリアは有料席のみとし、収容人数を例年の50%に抑制
- ・ 特別協賛席、招待席の密集回避に適した観客席の配置
- ・ 人が密集する場所での会場アナウンスによる呼びかけ
- ・ JRなどの公共交通機関の増便
- ・ 自宅等で鑑賞を行えるよう、ライブ動画の配信

エ 飲食の制限

- ・ 飲食中以外のマスク着用の推奨
- ・ 購入客間の距離の確保及び飲食提供者への感染防止対策の徹底依頼
- ・ 飲酒自粛の呼びかけ

オ ステージ出演者・関係者等の感染対策

- ・ 従事者の健康チェック

カ 来場者への注意喚起

- ・ 直帰の呼びかけ及び有症状者は来場しないよう呼びかけ

(対応を振り返って)

3年ぶりの開催となった令和4年度は、コロナ禍での開催となったが、感染防止対策などの新しい試みを行いながら、本花火大会を無事に開催することができた。

(9) 公営競技局所管イベント(ボートレース・競輪)

ア ボートレース

- グレードレース等の開催にあたっては、通常レース時より、かなり多くの来場者が見込まれるため、日々の感染対策を一層強化する必要があったが、感染対策を徹底したことで無事に開催することができた。
- 県の要請により、グレードレースでは事前申込による入場規制を行うなど、人数制限、感染対策を徹底したうえで、レースを開催することとした。

【主なイベント】

- (ア) プレミアムGI第2回ボートレースバトルチャンピオントーナメント競走
(令和2年12月3日～6日)

主な感染防止対策

- ・ 来場者の十分な間隔を保持するため、2,000人の入場制限を実施
- ・ 広域な移動による感染拡大のリスクを低減するため、入場者の地域を福岡県及び近隣県(山口県・佐賀県・大分県・熊本県)の在住者に限定した など

- (イ) SG第48回ボートレースオールスター競走 (令和3年5月25日～31日)

主な感染防止対策

- ・ 開催期間中の入場は福岡県在住者に限定した
- ・ 入場定員を2,500人から1,500人に縮小
- ・ 全日程で事前申込制の導入 など

- (ウ) GI全日本覇者決定戦ボートレース若松開設70周年記念競走
(令和5年1月20日～26日)

主な感染防止対策

- ・ 来場者の十分な間隔を保持するために、5,000人の入場制限 など
- 下記大会においても、それぞれ必要な感染対策を徹底の上、開催を行った。
 - ・ GI全日本覇者決定戦ボートレース若松開設69周年記念競走(令和4年3月7日～12日)
 - ・ GI第69回九州地区選手権(令和5年2月12日～17日)
 - ・ プレミアムGI第24回マスターズチャンピオン(令和5年4月18日～23日)

イ 競輪

- コロナ禍中の開催となった第62回～第64回競輪祭は、新型コロナウイルスの感染防止対策として、入場制限やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を講じたうえで開催した。

【主なイベント】

- 選手宿舎は、4人部屋であるため、感染防止対策上、1人のみの使用とし、不足分は、ホテルの借上げ(100室)を行った。ホテルから競輪場までの選手輸送は、マイクロバスやジャンボタクシーの借上げを行い、実施した。

- (ア) 第62回競輪祭(令和2年11月18日～23日)

主な感染防止対策

- ・ 入場は事前申込制とし、対象は福岡県及び周辺4県在住者に限定した。また、入場上限は、2,500名(抽選)とし、来賓などの招待はすべて中止とした
- ・ 競輪祭の様子はYouTubeで配信し、場内でのイベントは中止した など

(イ) 第63回競輪祭(令和3年11月18日～23日)

主な感染防止対策

- ・ 当初、入場については事前申込制(居住地制限はなし)で、上限は2,500名としていたが、新型コロナ警報の解除に伴い、事前申込なし、上限5,000名に緩和した
- ・ 来賓などの招待は本市在住者に限定した
- ・ YouTubeによる配信を実施 など

(ウ) 第64回競輪祭(令和4年11月22日～27日)

主な感染防止対策

- ・ 第63回同様、入場上限5,000名(事前申込なし)とし、競輪祭の様子はYouTubeでも配信した

(対応を振り返って)

グレードレース等の開催にあたっては、通常レース時より、かなり多くの来場者が見込まれるため、日々の感染対策を一層強化する必要があったが、感染対策を徹底したことで無事に開催することができた。



入場定員を縮小
(SG第48回ボートレースオールスター競走)



会場入口で感染対策の呼びかけ
(第64回競輪祭)

第17章

交 通

社会インフラとして生活交通の維持に努めている公共交通事業者の経営は、これまでになく厳しい状況にあり、感染拡大が進むにつれ、事業継続が困難になることが想定された。

一方で、市民生活や経済活動を守るためには、公共交通の維持は不可欠であり、事業者による感染防止対策や、市による経済支援等により、運行継続に取り組んできた。

市営バスにおいては、バス利用者及び乗務員の安全を確保しながら、バス車内等の感染防止対策に取り組んだほか、市内の新型コロナウイルス陽性患者の移送や、ワクチン接種者送迎シャトルバスの運行を行った。

さらに、感染拡大が進むにつれ、航空事業者及びフェリー事業者も深刻な打撃を受けることとなった。

緊急事態宣言等により、都道府県をまたぐ人の移動が激減したことに加え、世界各国で導入された水際対策としての入国制限措置により、国内外を問わず、旅客需要は著しく減退した。

本市では、こうした大きく影響を受けた交通事業者に対し、経済支援として、経費の一部補助等を実施し、事業継続につなげてきた。

1 交通への影響

(1) 交通事業者への経済支援

- 公共交通は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、利用者が大幅に減少し需要が落ち込んだ場合も、国の要請に基づく3密回避のため、大幅な減便が困難な状況であった。
- 社会インフラとして生活交通の維持に努めている公共交通事業者の経営は、これまでにない厳しい状況にあり、感染拡大が進むにつれ、事業継続が困難になることが想定された。そのため、本市では、新型コロナウイルスの感染防止対策及び運行継続などに要する経費の一部を補助する取組を行った。

【主な取組】

ア 公共交通機関の新型コロナウイルス感染防止対策助成金 (令和2年6月補正予算)

概要

車両内の仕切りカーテン設置等の感染防止対策への取組に対する助成

対象事業者

- (ア) 市内に本社(個人事業者においては住所)又は営業所を置くタクシー事業者
- (イ) 市内に主な営業路線がある公共交通事業者
 - ・ 路線バス事業者(西鉄バス北九州株式会社、北九州市営バス)
 - ・ 鉄軌道事業者(北九州高速鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社)
 - ・ 旅客船事業者(関門汽船株式会社)

イ 地域公共交通運行支援金 (令和2年9月、令和3年2月、令和4年2月補正予算)

概要

地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、運行経費の一部を補助

対象事業者

- (ア) 市内に主な営業路線がある公共交通事業者
 - ・ 路線バス事業者(西鉄バス北九州株式会社、北九州市営バス)
 - ・ 鉄軌道事業者(北九州高速鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社)
 - ・ 旅客船事業者(関門汽船株式会社)
 - ・ おでかけ交通事業者(北九州市からおでかけ交通事業の助成を受けて事業を実施している事業者)
- (イ) 市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者
(福祉輸送限定タクシー等に使用する車両を除く。)

ウ その他の支援

- ・ お得な乗車券の発行補助を行う「割引乗車券発行支援金」(令和2年9月補正予算)
- ・ コロナ禍やウクライナ情勢等の影響による燃料費高騰の差額一部補助(令和4年9月補正予算) などを実施した。

(対応を振り返って)

市民生活や経済活動を守るためには公共交通の維持が不可欠であり、状況に応じた様々な支援を実施したことで交通事業者の大幅減便の抑制や運行継続に寄与した。

(2) 市営バス

- 緊急事態宣言や外出自粛等により、市営バスの利用者数は大幅に減少した。これに伴い、バス事業収益についても大幅な減収となる等、これまでにない苦境にたたされることとなった。
- バス利用者及び乗務員の安全を確保しながら、市民の足を守るバス事業を継続するため、北九州市や民間バス会社の感染対策の取り組みや、バス協会の示す対策案を参考に、市営バスにおいても感染防止対策を講じた。
- 市内の新型コロナウイルス対応として、陽性患者の移送や、ワクチン接種者送迎シャトルバスの運行を行った。

【バス事業収益の影響】

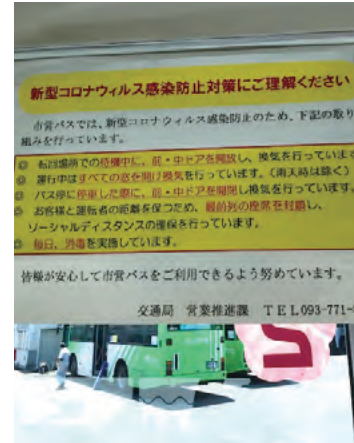
(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度 (令和元年度比)	令和3年度 (令和元年度比)	令和4年度 (令和元年度比)
乗合収入	970,955	685,744 (▲285,211)	651,883 (▲319,072)	746,987 (▲223,968)
貸切収入	250,872	109,797 (▲141,075)	230,636 (▲20,236)	232,167 (▲18,705)

【主な取組】

ア 感染防止対策

- ・ バス車内の消毒
- ・ 感染防止のための車内放送等の実施(マスク着用や咳エチケット等のお願い)
- ・ 手指用アルコール消毒液の設置(貸切バスのみ)
- ・ バス車内換気
- ・ ソーシャルディスタンスの確保(最前列左右の座席を封鎖し、乗務員と乗客の距離を確保)
- ・ 職員の健康管理(出退勤時の検温と健康状態の確認等) 等



バス車内ポスター

イ 新型コロナウイルスの陽性患者移送業務

北九州市との協定に基づき、乗務員への感染対策を講じた特殊なバス車両を使用して、陽性患者を自宅や検査を受けた病院等からホテルへ移送する業務を行った。

- ・ 実施期間 令和2年12月12日～令和4年9月30日
- ・ 延べ日数 484日
- ・ 延べ移送人数 3,225人

ウ 新型コロナウイルスワクチン接種者 送迎シャトルバスの運行

市内各所(JRの主要駅及び主要バス停)から新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場までを送迎する無料のシャトルバスを運行した。

- ・ 実施期間 令和3年5月12日～
- ・ 延べ台数 1,057台
- ・ 延べ送迎人数 27,116人



ワクチン接種者
送迎シャトルバス乗り場

(対応を振り返って)

陽性患者移送業務やワクチン接種者送迎シャトルバスの運行など、公営バス事業者として市民の命を守る市の施策に貢献できた。また、職員の感染対策にも万全を期し、運行ダイヤの減便を行わなかったことで市民生活や経済活動の維持にも貢献した。バス事業は大きな影響を受けた。令和4年度においても、乗合収入はコロナ禍前の令和元年度と比べ約2割減、貸切収入は同比約1割減と厳しい状況が続いた。

(3) 航空事業者支援

- 航空業界においては、令和2年2月以降、新型コロナウイルスの拡大により、各国の入国制限や人の移動が激減したことから、国内線・国際線ともに旅客需要は著しく減退した。このような状況の中、大きく影響を受けた北九州空港に就航する航空会社への支援及び航空ネットワークの維持を目的とし、本市に本社を置く航空会社への支援を行った。

【年間旅客利用者数の推移】

(単位：千人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人数	1,783	1,579	323	482	839

【主な取組】

ア 航空会社に対する事業継続応援事業（令和2年度～令和4年度）

対象者

北九州空港に就航する旅客輸送の航空会社

((株) スターフライヤー、日本航空(株)、(株) フジドリームエアラインズ、(株) ジンエアー)

※(株) フジドリームエアラインズについては2年度のみ、(株) ジンエアーについては2,3年度のみ

補助対象期間

(令和2年度)

- ・ 令和2年4月7日から同年6月18日まで
- ・ 令和3年1月14日から同年2月7日まで

(令和3年度)

- ・ 令和3年5月12日から同年7月11日まで
- ・ 令和3年8月2日から同年9月30日まで
- ・ 令和4年1月27日から同年2月20日まで

(令和4年度)

- ・ 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

対象経費

(令和2・3年度)

北九州エアターミナル株式会社から賃借する施設及び同社以外から賃借する北九州空港島内の空港関連施設の賃料・管理費の50%に相当する額

(令和4年度)

北九州エアターミナル株式会社から賃借する施設及び同社以外から賃借する北九州空港島内の空港関連施設の賃料・管理費の25%に相当する額

イ 地元航空会社に対する航空ネットワーク継続支援事業（令和2年度）

対象者

本市に本社を置く航空会社（（株）スターフライヤー）

補助対象期間

令和2年4月から令和3年3月

対象経費

対象期間における機材維持経費及び安全運航のための整備・点検費等に、北九州空港発着の羽田路線に係る係数(0.323)及び利用者減少率(0.751)を乗じた額の2分の1に相当する額

（対応を振り返って）

速やかに補助金を交付することで、厳しいコロナ禍での事業者への事業継続支援となった。また、空港での感染拡大防止を図るため、北九州エアターミナル株式会社による北九州空港での感染防止対策が徹底され、1階ロビーでは「新型コロナウイルスPCR検査センター」を設置し、検査体制の強化にも努めた。

（4）フェリー事業者支援

ア フェリー事業者への経済支援

- フェリー事業者は、都道府県をまたぐ移動自粛が要請されたことに伴い旅客数が激減した。さらに、コロナ禍での景気悪化により、取扱貨物量も減少するなど、厳しい経営状態に陥った。このため、都市間を結ぶ公共交通機関としてのフェリー事業の重要性・公益性を踏まえ、コロナ禍におけるフェリーの定期運航の継続を支援するため、北九州港に寄港するフェリー事業者に対して運航助成を行った。

【取組内容】

- （ア） 本市に支払った港湾施設使用料等のうち、入港料や岸壁使用料などフェリーの運航に関する経費負担分を助成

対象期間

- ・ 令和2年4月7日～6月18日
- ・ 令和3年1月14日～2月7日
- ・ 令和3年5月12日～7月11日
- ・ 令和3年8月2日～9月30日
- ・ 令和4年1月27日～2月20日

助成実績

令和2年：51,980千円 令和3年：17,900千円 令和4年：124,130千円

(イ) ターミナルやフェリー船内における感染防止対策に係る購入費用の一部について助成

対象期間

令和2年4月1日～12月31日

対象経費

- ・ 乗客に対する感染防止対策(アルコール性手指消毒剤の設置など)
- ・ 旅客ターミナルの対策(サーモグラフィー、窓口の仕切り板の設置など)
- ・ 船内における対策(客室、レストラン等の感染防止対策など)

助成実績

17,040千円

イ フェリー PR事業支援

- フェリー事業者においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経営状況悪化などへの不安を抱えながらも、日々の運行における感染防止対策を行いながら営業を維持してきた。
- 市及びフェリー会社5社で構成する実行委員会を立ち上げ、感染防止対策に取り組むフェリー業界における安全・安心のPRと、イメージ向上を図るため、PR事業を実施した。

【取組内容】

概要

CMやWEB広告、駅前ポスターやチラシの配布などの広告媒体を利用し、“安全・安心”をアピールしたフェリー支援PRを実施

広告配信期間

令和3年7月～令和4年3月

配信媒体

CM、WEB広告、駅貼りポスター、新聞広告、屋外ビジョンなど

実行委員会の構成

オーシャントランス株式会社
松山・小倉フェリー株式会社
阪九フェリー株式会社
東京九州フェリー株式会社
株式会社名門大洋フェリー
北九州市港湾空港局港営課



安全・安心のPRチラシ

(対応を振り返って)

緊急事態宣言等に伴い、一部の航路では減便や旅客輸送の中止を余儀なくされた。その結果、旅客数や貨物量は大幅な減少となり、フェリー事業者の経営に大きな影響を与え、市に対して支援の要望も提出された。これを受けて、本市では、フェリー各社の旅客数や貨物量などから支援の必要性を判断した上で、国の交付金を活用しフェリー各社に対し支援を行った。

第 18 章

その他

(1) 市有施設の休館	217
(2) 寄附(物資・金銭)	219
(3) コロナ差別に対する啓発	222
(4) 廃棄物処理への影響と市の取組	223
(5) 災害時における避難(避難所運営等)	225
(6) 外国人市民・留学生支援	227
(7) 斎場への影響と対応	229
(8) 選挙における感染対策	231
(9) 市職員採用試験における感染対策	232
(10) 公共工事・契約事務における感染対策	233

(1) 市有施設の休館

- 本市では、令和2年2月28日に開催した「第5回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」において、国の基本方針を踏まえ、観光施設・文化施設等の78施設について臨時休館することを決定した。

感染発生当初の公共施設における方針決定の経過(抜粋)

令和2年2月28日「第5回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」

- ・ 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の基本方針を踏まえ、観光施設・文化施設といった78箇所の市有施設について、2月28日から3月10日まで、臨時休館とすることを決定。

令和2年3月5日「北九州市のイベント開催に関する基本方針」を改訂

- ・ 市有施設について、屋内施設を中心に臨時休館の期間を3月20日まで延長とする。以後は、状況確認のうえ、随時見直すことを決定。

令和2年3月20日「第8回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」

- ・ 屋内施設を中心に臨時休館の方針を当分の間、延長する。
- ・ 今後は、感染リスクが低減できることが確認できた施設から、準備が整った段階で順次開館する。

令和2年4月8日「第10回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」

- ・ 緊急事態宣言の発出(令和2年4月7日～5月6日まで)を受けて、休館している施設に加え、屋外施設等についても休館とする。



- その後の施設の使用制限の要請にあたっては、国の基本的対処方針に基づき、「地域の感染状況、施設種別の効果やリスク、施設における感染防止対策の実施状況等に留意し、適切に判断し検討する」こととし、本市においても感染状況や施設種別に応じて公共施設の開閉館を実施した。
- 令和3年9月28日に開催された「第38回北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議」において、令和3年10月1日以降の市の公共施設における制限を解除した。

【市有施設における主な対応】

- ・各施設においては、国の基本方針を踏まえた市の新型コロナウイルス対策会議等の指針に従い、施設内における基本的な感染防止対策の徹底や開館時間の短縮等に取り組んだ。
- ・指定管理者施設においても、市の方針等に則り、臨時休館や利用制限を行ってきた。こうした制限により、指定管理者の収益が得られない等の事態が発生し、本市として、指定管理料を増額するなどの対応を行った。

ア 市民センター

- ・全国公民館連合会作成のガイドラインや、専門家の意見等を踏まえ、「市民センターにおける新型コロナウイルス感染症感染予防対策マニュアル」を策定した。策定後、各市民センターにおいて、マニュアルに基づく感染症対策を実施した。
- ・全市民センターにおいて、新型コロナワクチン予約専用窓口を臨時的に設置し受付対応を行った。

(開設期間)

令和4年1月24日～3月31日、令和4年7月12日～9月9日、
令和4年11月1日～11月30日

イ 文化施設

- ・「オンラインでの施設予約及び抽選の導入」や「キャッシュレス決済の導入」等を導入した。
- ・新型コロナウイルスの影響により、キャンセルとなった施設利用申請に対する使用料の返還や、国の基本方針に基づく人数制限等により、広い施設へ変更した場合の施設使用料を最大50%減免とした。

ウ スポーツ施設

- ・日本スポーツ協会ガイドラインや国・県の方針、指定管理者の意見を踏まえながら、「スポーツ施設新型コロナウイルス感染症防止マニュアル」を策定した。
- ・新型コロナウイルスの影響によりキャンセルとなった施設利用申請に対する使用料の返還等を行った。

エ 青少年施設

- ・数少ない宿泊機能を持つ公共施設であるが、宿泊に伴う感染リスクが高いと判断し、「宿泊不可」とする期間を設けた。

オ 公園施設

- ・市内の小・中学校等の臨時休校に伴い、響灘緑地(グリーンパーク)を無料開園した。
- ・志井ファミリープールでは、ホームページで「現在の入園者数」を発信し、入場待ち等の混雑を緩和した。

【公共施設へのおでかけ応援事業】

概要

コロナ禍における物価高騰等に直面する市民生活をレジャーなどの面から支援するとともに、市民の外出機会の創出による地域経済の活性化を図るため、主に夏休み期間中に市民が利用する公共施設の入場料等を無料化する「公共施設へのおでかけ応援事業」を実施した。

実施期間

令和4年7月から8月末まで
(主に夏休み期間中の2ヶ月間、実施期間の詳細は各施設で異なる)

対象施設

市内121施設

対象者

北九州市内に在住の方(年齢不問)
(入場時にマイナンバーカード、運転免許証、
子ども文化パスポート等により本人確認を実施)



市内の公共施設121施設を無料化

実施における感染対策

事業実施にあたっては、入場料等の無料化に伴う利用者の増が想定されることから、「マスクの着用や、大声を出さない(飛沫の抑制)、手指消毒や、屋内換気の徹底」など、業種別ガイドライン等に基づき、これまで取り組んできた基本的な感染防止対策を徹底しつつ、常時、感染状況を確認しながら事業を実施した。

また、人気の施設(スペースLABO、いのちのたび博物館)等では、事前予約制とした。

(対応を振り返って)

市有施設について、本市では、新型コロナウイルス発生当初は、人流の抑制など、感染リスクの低減等のために、施設種別に関わらず一律閉館などの取扱いを行ってきた。しかしながら、民間施設が多い首都圏等とは異なり、文化施設、観光施設、運動施設等の多くが市有であるという本市の特性や、福祉・子育て・地域活動などに密接に関わる施設を保有することから、市有施設の一律閉館は、市民生活に大きく影響を及ぼす。このため、令和3年8月(第5波)からは、一部の公共施設については、感染防止対策を徹底した上で開館するなどの対応を行ってきた。

(2) 寄附(物資・金銭)

ア 寄附物資

- 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、マスクやアルコール等の物資が供給不足になった一方で、コロナの最前線で取り組んでいる医療機関等へ企業や個人からマスク等の物資について、市への寄附の申し出が相次いだ。

- 寄附物資の受入れと分配などの総合調整については、令和2年4月に「寄附物資受入れセンター（西日本総合展示場）」を設置し対応した。

【寄付物資受入実績等】

主な受入状況

受入時期	物資内容	数量
令和2年度	サージカルマスク	1,182,293枚
	N95マスク	16,748枚
	防護服	7,869着
	フェイスシールド	7,406枚
	医療用ガウン	12,500枚
令和3年度	空気清浄機	6台
	消毒用アルコール	300リットル
令和4年度	フェイスシールド	2,700枚
	消毒綿	1,584箱
	4層不織布マスク	100,200枚
	不織布マスク	8,750枚
令和5年度	消毒液	9,240本

物資の配送先

医療機関を中心に、障害者・高齢者施設、学童・保育施設、避難所等

寄附物資受入れの終了

物資供給の回復及び国からの物資供給等により、令和5年5月で物資の受入れを終了した。

イ 寄附金

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市内外の企業・団体から多数の寄附の申し出があり、受入れを行った。
- 市民の方々からも市に対して、新型コロナウイルス対策資金を寄附したいとの申し出が多く寄せられた。これを受けて本市では、既に事業を行っている「ふるさと北九州市応援寄附金（個人版ふるさと納税）」の寄附金の使い道に「新型コロナウイルス対策」を加えることによって、速やかに寄附募集を開始し、市民はもとより全国の方々からの寄附を募ることが可能となった。
- また、寄附金の使途を医療・福祉関係者への支援、深刻な影響を受ける事業者への支援に特化した、返礼品なしのガバメントクラウドファンディング「北九州市応援寄附金」を新設した。

【取組内容】

(ア) 企業・団体からの新型コロナウイルスに対する寄附金（令和2年2月～）

概要

企業・団体からの寄附の受入れ

実施体制

令和2年2月～令和4年3月：企画調整局地方創生推進室（当時）にて対応

令和4年3月以降：総務局新型コロナウイルス感染症対策室にて対応

主な受入状況

受入時期	件数	総額
令和2年度	57件	約147,908千円
令和3年度	29件	約69,279千円
令和4年度	3件	約60,508千円

(イ) ふるさと北九州市応援寄附金（実施期間：令和2年4月16日～）

概要

ふるさと北九州市応援寄附金（個人版ふるさと納税）の寄附使い道に「新型コロナウイルス感染症対策」を加え、寄附を受け付けた。

実施体制

企画調整局地方創生推進室（現 企画調整局企画政策部企画課）にて対応

主な受入状況

受入時期	件数	総額
令和2年度	7,057件	約138,427千円
令和3年度	9,452件	約186,742千円
令和4年度	3,413件	約74,136千円

(ウ) 北九州市応援寄附金（GCF）

（実施期間：令和2年5月15日～8月13日）

概要

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」内のGCFページを通じて寄附を受け付けた。

実施体制

企画調整局地方創生推進室（当時）にて対応

主な受入状況

受入時期	件数	総額
令和2年度	858件	約74,124千円



「北九州市応援寄附金プロジェクト」として
目標額を大きく上回る寄附が集まった

(対応を振り返って)

- 寄附物資受入センターを立ち上げ、受付・受入部分を外部委託にしたことで、大きな混乱を招くことなく、スムーズに対応することができた。
- 新設した「北九州市応援寄附金 (GCF)」では、開始から1ヶ月たらずでプロジェクトの目標額5,000万円を達成し、最終的には目標を大きく上回る約7,400万円の寄附があり、市内外の多くの方から、たくさんの温かいご声援とお気持ちを寄附という形で受け取ることができた。

(3) コロナ差別に対する啓発

- 今まで経験したことのない、未知のウイルスにより、市民の不安感が増し、感染した人を責めたり、排除したりしようとする差別や偏見が懸念された。
- 国の基本的対処方針において、「政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する」、「政府は、ワクチンを接種していない者及び接種できない者が不当な偏見・差別等を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する」とされており、本市においてもコロナ差別を防止する啓発活動を行った。

【令和2年度の取組】

- 「新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があること」、「何気ない一言が、差別や偏見を生み出してしまうこと」、「感染症に関する正しい知識を持ち、差別や偏見をなくすこと」をテーマに啓発活動を実施。

(取組内容)

- ・ CM動画の公開(テレビや大画面ビジョンにて放映)
- ・ 市政だよりへの掲載

【令和3年度以降の取組】

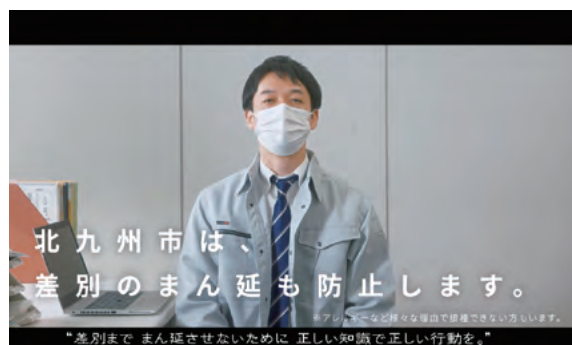
- 令和2年度からのコロナ差別に加えて、現役世代のワクチン接種における差別事案が懸念され、啓発活動を実施。令和4年度には、これまで制作した動画等を活用しながら、適宜必要な情報発信を行ってきた。
- 主な啓発テーマは、「ワクチン接種を理由とした差別防止」、「マスクがつけられない方への差別防止」等とした。

(取組内容)

ポスターやチラシの作成(会社等への配布や新聞折込)、CM動画の公開(テレビや大画面ビジョンでの放映)、市政だよりへの掲載



STOP!! コロナ差別啓発動画(学校ver)



STOP!! コロナ差別啓発動画(職場ver)

(対応を振り返って)

CM制作は、新型コロナウイルスによる、いわれなき差別をなくすという、コロナ禍の中で非常にセンシティブなテーマだけに、人権推進センターや広告代理店、演出の方と慎重に協議しながら時間をかけて制作した。

(4) 廃棄物処理への影響と市の取組

ア 一般廃棄物処理への対策

- 廃棄物処理は、市民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、緊急事態宣言の期間中等であっても、新型コロナウイルスに係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められてきた。
- 感染症が発生した場合でも、従業員等への感染拡大を防止し、ごみ収集業務を安定的に継続できるよう、令和2年2月に業務手順等を定めた「感染症流行時の一般廃棄物収集業務継続マニュアル」を家庭ごみ等収集委託業者と協力のうえ策定した。
- 逐次発信される新型コロナウイルス関係通知等を市内の一般廃棄物処理業者や市民に対して情報提供するなど、管内の廃棄物処理業務の安定的な継続が図れるよう努めた。

【主な取組】

(ア) 市民への情報提供

- ・ ホームページで「ご家庭でのごみの捨て方」の周知
- ・ ごみ収集車で車体幕や広報テープを使った、感染防止対策の啓発・呼びかけ
- ・ 回覧板で「マスクの捨て方」について周知

(イ) 一般廃棄物処理業者向けの取組

- ・ 「感染症流行時の一般廃棄物収集業務継続マニュアル」の策定
- ・ ホームページで各種支援制度や、収集運搬作業における感染対策の周知
- ・ 一般廃棄物処理業講習会において、「廃棄物処理における新型コロナウイルスの感染対策のより一層適切な実施」や「クラスターが発生した場合の市への連絡のお願い」等について情報提供 (232社参加)



ごみ収集車で車体幕を活用した
感染拡大防止の啓発を実施

イ 廃棄物処理施設の委託事業者に対する注意喚起

- 委託事業者から感染症が出た場合にあっても事業の継続が求められるため、感染者が出た際に備え、事前対策及び感染者が出た際の対応に取り組んだ。

【主な取組】

- ・ 感染者が出た場合でも、廃棄物処理を継続できるような人員体制の確保
- ・ 体調不良者の出勤停止
- ・ 出勤時や休憩時の体温管理
- ・ 体調不良時の積極的なPCR検査の受検
- ・ 消毒機材の購入及びストックの確保
- ・ 従業員のPCR受検が確定となった時点での施設消毒の実施 等

ウ 感染性廃棄物処理業者等に対する対策

- 廃棄物処理業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、新型コロナウイルスが流行した場合においても、当該感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物についても安定的に事業を継続することが求められてきた。
本市では、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、市内の産業廃棄物処理業者等に対して注意喚起を行った。

エ 本市または福岡県が排出する感染性廃棄物に対する対策

- 市や県の事業活動に伴って生じた感染性廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、自らの責任において適正に処理しなければならない。
そのため、県や処理業者等と調整を行うなど、軽症者の宿泊ホテルから排出した廃棄物やワクチン集団接種会場から排出した感染性廃棄物について、法に基づき適正かつ円滑な処理体制を整えた。

(対応を振り返って)

事業継続にかかる感染拡大に備え、応急の消毒体制や人員体制の確保などを整備したことで、廃棄物の処理を中断することなく事業の継続につながった。

(5) 災害時における避難(避難所運営等)

- コロナ禍においても、災害のおそれのある場合は、地域防災計画に基づき避難情報を発令し、それに伴い避難所を開設することとなっている。
- 避難所の設置・運営にあたっては、感染防止対策に万全を期す必要があることから、マニュアルの作成、避難所開設数の増設、運営要員の増員及び必要な資機材等を避難所に配置した。

【取組内容】

ア 避難所における「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の作成

概要

コロナ禍においては、避難所における感染対策を行ったうえで、適切に避難者を受入れる必要があるため、北九州感染制御チーム(KRICT)と北九州市保健福祉局監修のもと、避難所における新型コロナウイルスの対策要領としてマニュアルを作成した。

作成時期

令和2年5月

主な内容

- ・避難者を受け入れる前の検温、手指消毒、問診票の記入
- ・発熱等体調不良者の専用スペースを確保し、一般避難者との隔離措置
- ・避難者の十分な居住スペースの確保(1区画あたり4㎡)確保できない場合のパーティション設定要領の記載
- ・定期的な換気、施設消毒、ソーシャルディスタンスの状況確認、体調確認
- ・マスク着用、手指消毒の徹底など、感染防止対策の避難者への呼びかけ 等
- ・県の避難所運用マニュアル作成指針の改訂等に合わせて順次更新を行った。
- ・令和5年5月に、新型コロナウイルスが5類に位置付けられたことから、本マニュアルの運用を停止したが、基本的な感染対策は重要であるため、「手洗い等の手指衛生」、「換気」、等の励行は継続することとし、配布した感染症対応キットや資機材については、引き続き各避難所に配置した。

イ 避難所開設数の増設及び運営要員の増員

- ・3密を避けて、避難スペースを確保するため、過去の避難実績を踏まえ、通常開設する市民センターなどに加えて、混雑が予想される避難所については、近くの小・中学校などを追加して開設することとした。
- ・避難所での受付時の検温や健康観察等を行うため、運営要員を1名から2名に変更した。
- ・これらの対応については、令和5年5月に新型コロナウイルスが5類に位置づけられたことに伴い、運営を従前の体制に戻した。

ウ 陽性者等避難所

- ・コロナ禍における避難所運営として、前述のマニュアルの作成、避難所開設数の増設等を行う一方で、より感染防止対策に万全を期すため、令和2年度より、市内6か所の施設をあらかじめ「濃厚接触者避難所」として指定し、濃厚接触者の避難を受け入れた。
- ・陽性患者については、本人の希望等を確認の上で、原則、宿泊療養施設に入所していただくこととしていた。第7波以降、新規感染者が急増したため、宿泊療養施設での受け入れが困難になる事態を想定し、令和4年9月からは、濃厚接触者に加え、陽性者についても市内6か所の施設で受け入れることとし、名称を「陽性者等避難所」にあらためた。
- ・令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられたことから、陽性者等避難所の運用を停止した。

受入実績

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5人	4人	0人	0人

エ 備蓄物資の配置

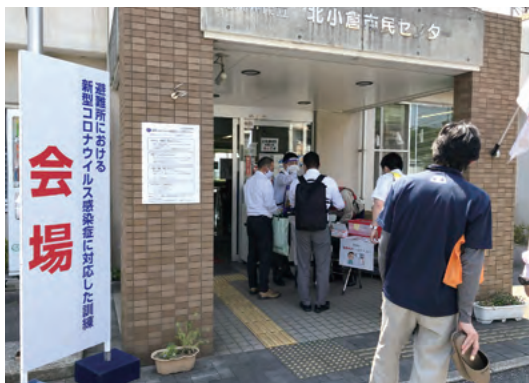
令和2年6月に、各種備蓄物資を当初開設予定の避難所約200箇所（市民センター・小学校・一部の中学校・民間避難所）に配置し、ソーシャルディスタンスや発熱者等専用スペースの確保を行った。

主な備蓄物資

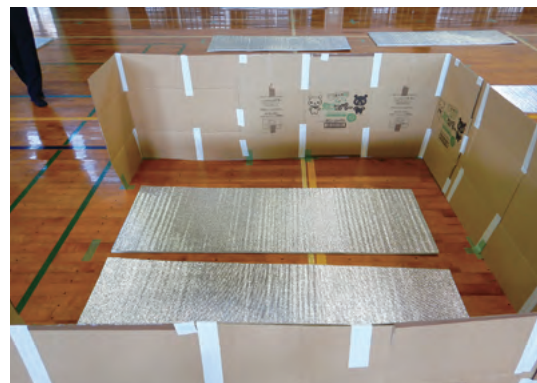
物資	内容
避難者用物資	マスク・手指消毒剤、施設清掃用物資として雑巾・ハイター・ゴム手袋・ポリ袋
運営用物資	非接触型体温計・フェイスシールド・使い捨て手袋・ビニールテープ・ビニール紐

オ 避難に関する啓発

避難所における感染防止対策や避難所開設数の増設について、市政だよりや市のホームページなどで周知に努めた。あわせて、安全な場所にある親戚や知人宅なども含めた避難先を事前に確認しておく「マイ避難所の確保」や、食料品・飲料水・生活用品・常備薬・マスク・手指消毒用アルコール・体温計などの用品を入れた「非常持ち出し袋の準備」など、市民一人ひとりの備えについての啓発も行った。



避難所訓練の様子
(会場入口受付)



避難所訓練の様子
(避難所仕切り)

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスの影響下においても、市民が安心して避難できるように、避難所の設置・運営にあたっては、感染防止対策に万全を期して取り組んだ。

(6) 外国人市民・留学生支援

- 本市には、留学生も含め、1万人を超える外国人市民が居住している。新型コロナウイルスの拡大に伴い、言語の問題により外国人市民が情報弱者となり不利益を被ることのないよう、迅速かつ正確な情報発信を行った。

【取組内容】

ア 外国人市民への支援

- 北九州国際交流協会と連携のうえ、感染拡大防止に関する情報やワクチン接種に係る情報などを多言語に翻訳し、北九州市及び北九州国際交流協会のホームページ、北九州国際交流協会のFacebookなどに随時、掲載。

(翻訳を行った例)

- ・ 集団感染予防に関する周知チラシ
- ・ 社会福祉協議会の緊急的な貸付制度の情報
- ・ 緊急事態宣言を受けての市長メッセージ
- ・ 市立学校の臨時休校の情報
- ・ 市内の妊婦へのマスク配布について
- ・ 「特別定額給付金」の申請書類について
- ・ 新型コロナワクチン接種券送付用封筒 等
- 入国後の経過観察期間中に日本語が不得意な外国人に保健所から健康観察の電話をする際、北九州国際交流協会の外国語相談員を交えての三者通訳サポートを行った。
- 生活困窮にかかる外国人市民からの個別の相談に対し、必要な助言を行い、北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンターや他機関への引継ぎを行った。



外国人向け
「集団感染予防に関するチラシ」



外国人向け
「特別定額給付金の
申請案内チラシ」

イ 留学生への支援

- 留学生が在籍する大学・専門学校等が加入する「北九州市留学生支援ネットワーク」を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている留学生に対し必要な情報(国・県から発出される情報を含む)を提供した。

(情報提供を行った例)

- ・ 新型コロナウイルス専用ダイヤルの開設について
- ・ 緊急事態宣言の発出について
- ・ 学生支援給付金について
- ・ 新型コロナワクチンの接種について 等

● その他の支援として、

- ・ 福岡県留学生サポートセンターが実施した留学生へのアルバイト紹介事業について、情報提供を行った。
- ・ 福岡県国際交流センターが実施した留学生への食糧支援プロジェクトについて、市内の国際分野の活動団体等に寄付の協力を依頼。
- ・ 来日した際の健康観察に必要となる体温計について貸出を実施。
- ・ 市の独自の学生支援策である「応援給付金」の申請不備について、留学生が在籍する17校を個別訪問のうえ確認を行い、給付に繋がった。

(対応を振り返って)

通知などを多言語化する際、翻訳に一定時間を有し、タイムラグが生じることがあったが、本市の取組だけでなく、国・県や福岡県国際交流センターの取組も重層的に様々な媒体で情報発信を行ったことで、幅広い外国人市民への周知に繋がった。

(7) 斎場への影響と対応

- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方について、尊厳を持ってお別れ、火葬を行うため、会葬者、葬祭事業者及び火葬業務員等の遺体に係る取り扱いについて必要な事項を定める必要があった。
- 国の策定した取り扱いに基づき、「北九州市新型コロナウイルス感染症患者火葬取扱要領（令和2年4月6日）（以下取扱要領とする。）」を策定し、斎場や葬祭事業者、医療機関等に必要事項を通知した。
- 取扱要領は、国のガイドラインや感染状況等に応じて改正を重ね、斎場への来場制限の緩和や、棺の小窓を開けての顔見せ、火葬開始時間の変更等、対応の見直しを行ってきた。

【主な取組】

ア 斎場に係る新型コロナウイルス対応

(ア) 新型コロナウイルスに起因する火葬対応

当初は、一般火葬終了後（おおむね18時以降）に新型コロナウイルスに起因する火葬を実施していたが、令和4年11月1日からは、一般火葬と同じ時間帯での受入れを可能とした。

(イ) 「北九州市立斎場に係るコロナ発生時における業務継続計画」の策定
(令和4年1月)

火葬場は、「国民生活・経済の安定確保に不可欠な業務」を行う事業者と位置付けられており、オミクロン株の爆発的な感染拡大を受け、業務継続計画を策定した。

(ウ) 非透過性納体袋について(令和4年5月～)

保健所で白色の納体袋を配布していたが、ご遺族のお別れの際の心情等に配慮し、透明な納体袋の配布に変更。棺の小窓を開けての顔見せが可能となった。

(工) 斎場への酒類の持込制限

緊急事態宣言等に伴う斎場への酒類の持込制限について、葬祭事業者を通じて、ご遺族への周知を行った。

イ 東部斎場及び西部斎場における取組

(ア) 新型コロナウイルスに起因する火葬への取組

- ・ 1日に2組以上の新型コロナウイルスに起因する火葬を受け入れる場合、炉前での会葬者同士の接触を回避するため、2組目以降の受入れ時刻は15～ 30分程度遅らせることとした。
- ・ 当初会葬者は5名以内としていたが、令和4年7月から一般火葬でもお願いしていた人数と同じ「10名程度」に変更した。
- ・ 濃厚接触者の有無を確認。濃厚接触者に来場をご遠慮いただくことについて葬祭事業者と調整を行った。
- ・ 会葬者の待合室使用は可とし、動線や席、使用するトイレは斎場が指定した。

(イ) 感染対策の取組

- ・ 火葬棟入口と待合室入口などにアルコール消毒液を設置
- ・ 「マスク着用」「手洗い・手指消毒のお願い」「換気のために窓開放」を場内各所に掲示
- ・ 待合室の換気のため、窓を常時開放
- ・ 会葬者が使用したテーブル、ソファ等アルコール消毒を実施
- ・ トイレにペーパータオルを設置(エアドライヤーの使用禁止)
- ・ 少人数での来場を依頼(10名程度)

(ウ) その他の取組

- ・ 職員、委託業者(火葬業務・清掃)、レストラン従事者の基本的な感染対策の実施
- ・ 緊急事態宣言期間中及びまん延防止重点措置期間中、レストランでの酒類販売を停止
- ・ 委託業者、大規模改修工事施工業者などと、感染症発生時の報告等の情報共有

(対応を振り返って)

新型コロナウイルスに起因する火葬については、ご遺族、関係機関、葬祭事業者等との協力と斎場における感染対策を徹底しつつも、ご遺族のお気持ちに寄り添った対応に努めるため、社会的な受けとめや、国のガイドラインに準じ取り扱い要領を適宜改定した。

(8) 選挙における感染対策

- 令和2年2月26日付で国より、選挙の管理執行にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大期でも、その地域の実情に応じ、適切な対応を図る旨の通知があった。また、緊急事態宣言下であっても、選挙については、「不要不急の外出には当たらない」との見解が示された。
- 本市では、緊急事態宣言下での選挙においても、市民に安心して投票していただくため、投・開票所での感染防止対策の徹底、当日投票所の混雑を避けるための期日前投票の推奨などの対策を講じた。
- 実施にあたっては、北九州市選挙管理委員会が作成した「新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル」に基づき、各区選挙管理委員会にて各投開票所の感染防止対策を講じた。

【取組内容】

ア 感染防止対策の取組み

(ア) 「新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル」作成・配布

保健福祉局感染症医療政策課や保健所等に意見を伺いながら作成。区選管へ配布し、感染対策の徹底を図った。

(イ) 投・開票所の取組み

主な取組

- ・ 期日前投票を有効活用した投票の分散化
- ・ 投・開票所のレイアウトや施設の見直しによる感染防止
- ・ 投・開票所予定施設の職員や従事者に感染者が発生した場合に備えた施設管理者等との事前協議(代替会場の確保や補充員の確保)

(ウ) 不在者投票(郵便等投票・不在者投票指定施設)の推奨及び周知

高齢者や障害のある人で不在者投票が利用できる人については、感染リスクを避けるため、投票所に足を運べないことが予想されるため、投票所に行くことなく投票できる不在者投票制度の推奨及び周知を行った。

主な取組

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方や介護保険法の要介護者で要件を満たしている方に対する郵便等投票の推奨
- ・ 福祉施設等入所者の投票機会の確保についての施設への依頼
- ・ 外出自粛要請を受けた者等に対する特例郵便等投票制度についての周知

イ 感染防止対策の周知について

(ア) 市政だよりによる周知

投票所内の感染対策をイラストでわかりやすく解説するなど、当日投票所の混雑を避けるため、市民に対し期日前投票の利用を推奨した。

(イ) 市ホームページによる周知

市政だよりと同様の周知のほか、過去の選挙の期日前投票の混雑時間や当日の時間毎の投票者数(2～3時間のタイムラグあり)を掲載し、投票者の分散化を図った(市議選、県知事選)。また、衆院選からは、リアルタイムに混雑状況を掲載し、期日前投票所の混雑緩和を図った。

(ウ) 入場整理券(ハガキ)による周知

期日前投票ができる事由として、「新型コロナウイルス感染症対策のため(6号事由)」が追加されて、仕事(1号事由)や旅行(2号事由)のほかに、当日投票所の混雑緩和のために期日前投票ができることの周知を行った。



感染対策を講じた期日前投票所の様子
(イオンモール八幡東)



開票中も従事者は
フェイスシールドやマスクを着用した

(対応を振り返って)

令和3年1月の市議選では、当日の投票所の混雑を避けるため、期日前投票を推奨したが、逆に期日前投票所が混雑する結果となった。その後の衆院選で、混雑状況がリアルタイムに分かる混雑ランプの導入、投票スペースや駐車場が狭い期日前投票所を近隣施設に移設、混雑状況が著しい投票所では、投票所内の大幅なレイアウト変更を行うなどの対策を講じ、混雑状況は改善された。

(9) 市職員採用試験における感染対策

- 採用試験においては、受験者の受験機会を確保するため、感染防止対策を十分に行った上で、実施時期や方法を工夫して実施した。
- 採用広報活動においては、例年行っていた大人数が集合する対面による説明会への出展等は自粛し、学生等への情報提供の場としてオンラインを中心とした説明会等への出展を行った。

【主な取組】

ア 市職員採用試験

- ・ 試験日を延期して実施（令和2年度）
- ・ 試験会場の基本的な感染対策の実施
- ・ 令和3年度より、WEB等で受検可能な民間基礎能力検査を導入
- ・ 令和4年度は、WEB面接試験を実施

イ 採用広報活動の実施について

- ・ 本市主催のセミナーについて、令和2年度は中止としたが、令和3年度以降は、参加人数を半数程度にした対面での実施に加え、オンライン実施での開催を行った。
- ・ 各説明会への参加について、参加形式を主に対面からオンラインへ変更した。



オンライン配信（しごと研究セミナー）の様子

（対応を振り返って）

採用試験においては、令和2年度に感染拡大防止のため試験日を延期する等の対応が必要になったことを踏まえ、令和3年度以降はWEBを活用した試験を実施したことで、市外からの志願者が受験しやすい環境となった。

また、採用広報活動においても、令和2年度は感染拡大防止のため合同説明会等への出展を取りやめたが、受験希望者への情報提供の機会が減ったことは課題となった。これを踏まえ、令和3年度以降はオンライン実施の説明会や感染症対策が十分にされている対面実施の説明会へ出展したことで、感染拡大前より多くの学生等に情報提供の機会を持つことができた。

（10）公共工事・契約事務における感染対策

- 令和2年2月25日の国通知「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」等を受けて、工事現場の感染症対策、感染者発生時の対応、工事の一時中止措置等につき、国と足並みをそろえて対策を講じた。

【主な取組】

ア 公共工事及び契約事務に関する相談窓口の開設（令和2年2月25日）

新型コロナウイルスの流行に伴い、資材調達の遅延や労務者不足等による工期内竣工が困難となる事態等が予測されたため、公共工事及び契約事務に関する相談窓口を開設した。

イ 工事の一時中止措置等

- ・ 令和2年2月26日、工事及び工事に係る業務委託への影響、考えられるリスクの洗い出しを迅速に行うため、技術系部局による会議を設置した。
- ・ 国土交通省発出の緊急事態宣言等を踏まえた工事等の対応通知を受け、本市発注工事の受注者に対して意向確認を行い、一時中止措置等を実施した。

一時中止措置等の 意向調査	令和2年 3月2日～4日	令和2年 4月10日～16日	令和2年 5月8日～15日
一時中止措置等を実施した工事	3件	15件	9件
一時中止措置等を実施した工事に 係る業務委託	4件	15件	16件

ウ その他

- ・ 公共工事の現場において、マスクを着用して作業を行う機会の増加が想定されるため、例年以上に熱中症予防行動に留意する旨を通知した。
- ・ 市発注工事の受注者等に対して「新型コロナウイルス対策と熱中症対策」に関するアンケートを実施し、現場で行っている取組内容等をまとめ、関係者へ情報提供した。
- ・ 入札事務についても、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、郵便による入札ができることとした。

(対応を振り返って)

工事及び工事に係る業務委託への影響を迅速に洗い出し、適宜対応したことで、市の施策に影響が生じるような工事の大幅な遅延等はなかった。

第19章

新型コロナウイルス感染症 年表

時期(開始日)			本市の主な取組	【参考】国・県の主な働き	波 目 安	緊急事態 宣言等 (福岡県 対象)
令和 2年	1月	15日		【国】国内で初の感染者を確認	第 1 波	
		30日	「北九州市新型コロナウイルス感染症警戒本部」の設置	【国】閣議決定により、「新型コロナウイルス感染症対策本部(政府対策本部)」を設置		
				【県】「福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置		
		31日	「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設			
	2月	1日	「新型コロナウイルス専用ダイヤル」の設置 →2月7日～「帰国者・接触者相談センター」に位置付け			
		16日	「北九州マラソン2020」を開催 (中国在住エントリー者に参加自粛要請)			
		17日	「北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置			
		20日		【県】福岡県内で初の感染者を確認		
		21日	大規模イベントの中止・延期を含む「北九州市イベント開催に関する基本方針」を決定			
		25日		【国】「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定		
		28日	市有施設の臨時休館の決定・開始(観光・文化施設等78施設)			
	3月	1日	本市で初の感染者を確認			
		2日	市立学校(小・中・特別支援学校・高等学校)の一斉休校 (一部を除いて5月24日まで)			
		3日	北九州市議会休会(～15日)			
		9日	「事業者向けワンストップ相談窓口」を小倉・戸畑に開設			
		14日		【国】改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)を施行		
		23日	社会福祉協議会による「緊急小口資金」の受付開始			

令和2年	3月	24日	市営住宅の一時入居・家賃の減免・徴収猶予相談受付開始		第1波	緊急事態宣言
		26日		【国】特措法に基づく政府対策本部を設置		
		28日		【国】「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定		
	4月	1日	本市で初のクラスター疑い事例の発生			
			「住居確保給付金」制度の対象者を拡充			
		2日	北九州応援マッチングサイト「我らキタキュウサポーターズ」を開設			
		4日	第1回福岡県と市町村等による緊急トップ会議の開催			
		7日		「緊急事態宣言」発出(福岡県対象)		
		13日	市内初の宿泊療養施設が開設(東横イン北九州空港)			
		15日	「北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル」の設置			
		16日	「テレワーク推進北九州応援プラン」の開始			
			「ふるさと北九州市応援寄附金(個人版ふるさと納税)」の寄附使い道に【新型コロナウイルス感染症対策】を追加し、寄附の受付を開始			
		20日	「教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部及び事務局」を設置			
			「新型コロナウイルスに関する事業者向けワンストップ相談窓口」を黒崎に開設			
		24日	宿泊療養施設への職員の派遣を開始			
		27日	西日本総合展示場に寄付物資受入センターを立ち上げ 北九州市役所本庁舎の入庁制約を開始			
		30日	「夏に行く券(第1弾)」の支援募集開始(7月1日～チケット利用開始)			
	5月	1日	「特別定額給付金」オンライン申請を開始 「緊急短期雇用創出事業」による名簿登録を開始 「我がまち思いやりデリバリー事業」の受付開始			
		2日	ドライブスルー方式「北九州市PCR検査センター」を開設 「デリキタ」飲食店登録及びデリバリーサービスを開始 「医療従事者への支援のための緊急保育事業」を開始			
		7日	市内3カ所の就業支援施設に新型コロナウイルスに関連した解雇・雇止め等の相談窓口を設置			
		8日	「民間文化施設等事業者緊急支援事業助成金」の募集開始			
		10日	「休業要請等賃借料緊急支援金」の受付開始			
		14日		「緊急事態宣言」解除(福岡県対象)※延長期間を含む		
		15日	「5つの行動目標」の策定 「北九州市応援寄附金(GCF)」による寄附の受付開始			
		18日	「持続化緊急支援金」の受付開始 「新型コロナウイルス感染症医療・福祉施設特別給付金」の受付開始			

第19章 新型コロナウイルス感染症 年表

令和2年	5月	25日	「アーティスト等緊急支援事業」の募集開始		第1波
		29日		【県】北九州市内の感染者増加を受け、北九州市民に対し、不要不急の外出自粛を要請(6月1日～18日)	
	6月	1日	「新しい生活様式の店舗助成事業」の受付開始		第2波
		4日	「夏に行く券(第2弾)」の支援募集開始(8月1日～チケット利用開始)		
		10日	「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の支給開始(順次)		
		14日	「北九州市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を開催(14日、16日)		
		18日	「新型コロナウイルス感染症対策子ども専門家チーム(CCAT)」を立ち上げ		
			「令和2年度北九州市医療・介護等従事者宿泊支援事業」を開始		
		19日		【国】新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の運用開始	
	7月	1日	「北九州市宿泊モニターキャンペーン」の販売開始		
		6日	「感染防止対策取組店」制度の開始		
			テイクアウト物件等の道路設置基準の緩和		
		16日	文化事業再開支援として、「施設使用料半額を補助」を実施		
		19日	学校一斉のPCR検査を実施		
		22日		【国】「Go To トラベル」開始	
	8月	1日	「北九州市文化芸術活動再開支援助成金」の受付開始		
		3日		【県】病床確保計画を策定	
		5日		「福岡コロナ警報」発動	
		7日		【県】感染防止宣言ステッカー制度の開始	
		11日	「令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給開始(順次)		
		19日	濃厚接触者の自宅での検体採取を開始		
		20日	MICE開催助成金「感染症対策特別支援制度」を創設		
	9月	14日	市内医療機関で行政検査を開始		
		16日	新しい生活様式の店舗助成事業(制度拡充)の受付開始		
		28日	出産間近の妊婦を対象に「無料PCR検査」を実施		
	10月	1日	「北九州観光トクトクプラン」の販売開始	【国】「Go To Eat(イート)」オンライン予約開始	
		7日	「北九州の魅力再発見キャンペーン」の販売開始		
		8日		「福岡コロナ警報」解除	
		11日	「第15回 皿倉山健康ウォーク」を開催		
	11月	1日	「地域の逸品支援事業 ～贈ってふるさと自慢!～(お歳暮)」の販売開始		
		6日	「産学官連携サポート事業相談窓口」の設置		
		14日	「わっしょい百万夏まつり」を初のオンライン開催		

福岡コロナ警報

第19章 新型コロナウイルス感染症 年表

令和2年	11月	27日	北九州高齢者福祉事業協会と「感染症発生時における職員の派遣に関する協定」を締結				
	12月	9日		【国】改正予防接種法を施行			
		12日		「福岡コロナ警報」発動			
		24日	高齢者・障害者施設を対象としたPCR検査を実施				
		28日		【国】全国的な感染拡大により、「Go Toトラベル」全国一律停止			
		31日	年末年始に当番医制を導入（～令和3年1月3日） 市立学校における1人1台端末の前倒し整備完了				
令和3年	1月	10日	「令和3年北九州市成人式」を開催				
		12日	「テレワーク等推進プラン」を開始				
		13日	「結婚式場における感染症対策事業」を開始				
		14日		福岡県を「緊急事態措置」の対象区域に追加			
		21日	「新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」の設置				
		31日	北九州市議会議員一般選挙				
	2月	13日	「春にいく券」の支援募集開始（3月22日～チケット利用開始）	【国】改正特措法及び改正感染症法の施行			
		22日	陽性者外来の運用開始				
		23日	ワクチン集団接種シミュレーションの実施				
		28日		「緊急事態措置」解除（福岡県対象）※延長期間を含む			
	3月	1日	ワクチンコールセンター及び相談窓口の開設				
			飲食店における二酸化炭素濃度測定器の購入費助成事業の受付開始				
			「学生応援給付金（第1期）」の募集開始				
		25日	「中小事業者一時支援金」の受付開始				
	4月	1日	MICE開催助成金「ハイブリッド型会議特別支援制度」を創設				
		12日	住民接種を開始（民生委員等への先行接種）				
		19日	「学生応援給付金（第2期）」の募集開始				
			高齢者施設でのワクチン接種を開始				
		28日	「令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金」の支給開始（順次）				
	5月	7日	市内2つ目の宿泊療養施設が開設（JR九州ホテル小倉）				
		10日	「テレワーク等推進プラン」の開始				
		12日	市内全域での集団接種を開始（1・2回目接種）	福岡県を「緊急事態措置」の対象区域に追加			
		15日	「dボタン広報誌」の運用開始				
		28日	自宅療養者に対する食料品等支援を開始				
	6月	1日	「地域の逸品支援事業～贈ってふるさと自慢！～（お中元）」の販売開始				
			「北九州市文化芸術活動再開支援助成金」の受付開始				

福岡コロナ警報

第3波

緊急事態措置

第4波

緊急事態措置

第19章 新型コロナウイルス感染症 年表

令和3年	6月	6日	「東アジア文化都市北九州2020▶21交流式典」を開催(当初「開幕式典」として予定していたもの)		第4波	緊急事態措置	福岡コロナ警報
		12日	「夏にいく券」の支援募集開始(8月1日～チケット利用開始)				
		18日	「家賃等賃借料支援金(5・6月分)」の受付開始				
		20日		「緊急事態措置」解除(福岡県対象)※延長期間を含む →「まん延防止等重点措置」へ移行(6月21日～)			
		21日	プレミアム付きキャッシュレス商品券「paycha」の利用開始(1回目)※発行支援				
		22日	自宅療養者に対する往診・訪問看護体制を整備				
		24日	医療機関でのワクチン個別接種の受付開始				
		25日	「中小事業者月次支援金(5・6月分)」の受付開始				
		28日	「宿泊施設等改修支援事業」の受付開始				
	7月	1日	市内約300医療機関で個別接種を開始(1・2回目)		第5波	まん延防止等重点措置	福岡コロナ警報
			困難を抱える女性に寄り添う緊急支援事業(NPO法人等による支援)を開始				
		5日	東京オリンピック事前キャンプの実施(コロンビア)(～20日)				
		8日	「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受付開始	「福岡コロナ警報」解除			
		9日	保育士・教職員等への優先接種を開始(1・2回目)				
		11日		「まん延防止等重点措置」解除(福岡県対象)			
		15日		【県】福岡コロナ警報の見直しを発表 (「福岡コロナ特別警報」の創設)			
		16日		【県】飲食店を対象とした「福岡県感染防止認証制度」の申請受付開始			
		23日		東京オリンピックの開催(～8月8日)			
		28日		「福岡コロナ警報」発動			
				【県】来福者等を対象とした無料のPCR検査を開始			
	8月	2日	「中小事業者月次支援金(7月分)」の受付開始	「まん延防止等重点措置」発出(福岡県対象)	第5波	緊急事態措置	福岡コロナ特別警報
		5日		「福岡コロナ特別警報」発動			
		11日	女性のための寄り添いホットライン(コロナ禍における緊急電話相談窓口)を開設				
		15日	東京パラリンピック事前キャンプの実施(ドイツ)(～19日)				
		19日	学校における陽性判明時の対応を「一斉休校」から「学級閉鎖」へ変更(学級一斉PCR検査の実施)	「まん延防止等重点措置」解除(福岡県対象) →「緊急事態措置」へ移行(8月20日～)			
		24日		東京パラリンピックの開催(～9月5日)			
	9月	1日	「中小事業者月次支援金(8月分)」の受付開始		第5波	緊急事態措置	福岡コロナ特別警報
		5日	「わっしょい百万夏まつり」を2年連続でオンライン開催				

第19章 新型コロナウイルス感染症 年表

令和3年	9月	15日	「家賃等賃借料支援金(8・9月分)」の受付開始		第5波	緊急事態措置	福岡コロナ特別警報
		28日	妊婦を対象とした分娩前PCR検査費用の助成を開始				
		30日		「緊急事態措置」解除(福岡県対象)※延長期間を含む			
				「福岡コロナ特別警報」解除 →「福岡コロナ警報」へ移行(10月1日～)			
	10月	1日	「中小事業者月次支援金(9月分)」の受付開始		第6波	まん延防止等重点措置	福岡コロナ特別警報
		3日	学校感染拡大防止対策事業の実施				
		7日	「世界洋上風力サミット2021」を開催(～8日)				
		14日		「福岡コロナ警報」解除			
		15日	「北九州で食べてミール券」の利用開始				
			「魅力満喫パスポート」の利用開始				
			「北九州市宿泊モニターキャンペーン」の販売開始				
		18日	「第50回世界体操競技選手権」を開催(～24日)				
		21日	プレミアム付きキャッシュレス商品券「paycha」の利用開始(2回目)※発行支援				
		27日	「第38回世界新体操選手権」を開催(～31日)				
	11月	1日	「中小事業者月次支援金(10月分)」の受付開始				
		15日	市内3つ目の宿泊療養施設が開設(コンフォートホテル小倉)				
		28日	「東アジア文化都市北九州2020▶21閉幕式典」を開催				
	12月	1日	医療従事者へのワクチン接種を開始(3回目)				
		23日	「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の支給開始(順次)				
		24日		【県】無症状者を対象とした無料検査を開始			
		29日	年末年始に当番医制を導入(～令和4年1月3日)				
令和4年	1月	8日	住民接種を開始(主に先行接種者(3回目))				
		9日	「令和4年北九州市成人式」を開催				
		11日	高齢者施設でのワクチン接種を開始(3回目)				
		14日		【国】オミクロン株の濃厚接触者の待機期間を見直し(14日間→10日間)			
		17日	自宅療養者に対するオンライン診療及び薬の配達を実施				
		20日		「福岡コロナ警報」発動			
		24日	全市民センターにワクチン予約専用窓口を開設				
		27日		「まん延防止等重点措置」発出(福岡県対象)			
				「福岡コロナ特別警報」発動			
		28日		【国】オミクロン株の無症状病原体保有者の療養解除基準を見直し(10日間→7日間)			
				【国】オミクロン株の濃厚接触者の待機期間を見直し(10日間→7日間)			

第19章 新型コロナウイルス感染症 年表

令和4年	1月	31日	「テレワーク等推進プラン」の開始		第6波	まん延防止等重点措置	福岡コロナ特別警報
	2月	5日	市内全域での集団接種を開始(3回目)				
		7日	市内約300医療機関で個別接種を開始(3回目)				
	2月	10日		【県】後遺症診療相談窓口を開設			
		28日	「北九州市PCR検査センター」を閉鎖				
	3月	5日	小児(5～11歳)ワクチン接種を開始(1・2回目)				
		6日		「まん延防止等重点措置」解除(福岡県対象)※延長期間を含む			
				「福岡コロナ特別警報」解除→「福岡コロナ警報」へ移行(3月7日～)			
		18日	プレミアム付きキャッシュレス商品券「paycha」の利用開始(3回目)※発行支援				福岡コロナ警報
		20日	「平尾台クロスカントリー 2022」を開催				
	4月	8日	「北九州安全・安心の旅行応援事業」の受付開始				
	5月	15日	「第17回 皿倉山健康ウォーク」を開催				
		20日		【国】「マスクの着用の考え方及び未就学児の取扱い」を提示			
		21日	「門司みなと祭」を開催(～22日)				
		28日	住民接種を開始(主に医療従事者(4回目))				
		31日	「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金」の支給開始(順次)				
				「福岡コロナ警報」を解除			
	6月	5日	「とばた菖蒲まつり」を開催		第7波		福岡コロナ警報
		10日		【国】外国人観光客の入国制限を見直し			
		12日	「若松あじさい祭り」を開催				
		13日	高齢者施設でのワクチン接種を開始(4回目)				
	7月	1日	「おでかけ応援事業(市内公共施設の無料化)」の実施				
		6日		「福岡コロナ警報」を発動			
		12日	全市民センターにワクチン予約専用窓口を開設				
		15日	「小倉祇園太鼓」を開催(～17日)				
		16日	市内全域での集団接種を開始(4回目)				
		19日	市内約300医療機関で個別接種を開始(4回目)				
		22日	「黒崎祇園山笠」を開催(～25日)				
				「福岡コロナ特別警報」を発出			福岡コロナ特別警報
	8月	6日	「わっしょい百万夏まつり」を開催(～7日)				
		8日		【県】重症化リスクの低い有症状者を対象に抗原定性検査キットの配布・陽性者登録事業を開始(「キット配布・陽性者登録センター」の設置)			
		13日	「関門海峡花火大会」を開催				
	9月	7日		【県】確保病床数が2,000床に到達			
				【国】自宅療養基準解除を見直し(有症状者:10日間→7日間等)			

第19章 新型コロナウイルス感染症 年表

令和4年	9月	13日		「福岡コロナ特別警報」を解除 →「福岡コロナ警報」へ移行(9月14日～)	第7波	福岡コロナ特別警報 福岡コロナ警報		
		16日	プレミアム付きキャッシュレス商品券「paycha」の利用開始(4回目)※発行支援					
		24日	小児(5～11歳)ワクチン接種を開始(3回目)					
		26日		【国】全国一律で陽性者の発生届出の見直し(全数届出の見直し)				
				【県】健康フォローアップセンターを整備				
		27日	感染者数等の公表資料を見直し					
		28日	「オミクロン株対応ワクチン」の接種開始					
	10月	5日		「福岡コロナ警報」を解除	第8波		福岡オミクロン警報	
		23日	「若戸大橋ウォーキング」を開催					
	11月	1日	「北九州歓迎割」クーポンの配布開始					
		5日	「まつり起業祭八幡2022」を開催(～6日)					
		11日	「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(市独自給付分)」の支給開始(順次)					
		14日	乳幼児(6ヵ月～4歳)個別接種を開始(1回目)					
		21日		【県】「オミクロン株に対応した福岡コロナ警報(福岡オミクロン警報)」を新設				
	12月	1日		「福岡オミクロン警報」を発出				
		9日		【国】「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」を公布				
		21日		【県】「自宅療養者オンライン診療センター」、「ふくおか発熱外来検索サイト」の運用開始				
		30日	年末年始に当番医制を導入(～令和5年1月3日)					
	令和5年	1月	8日	「令和5年二十歳の記念式典」を開催				
		2月	5日	北九州市長選挙				
13日				「福岡オミクロン警報」を解除				
19日			「北九州マラソン2023」を開催					
3月		13日		【国】マスク着用の考え方の見直し(マスク着用の判断が個人に委ねることを基本とした)				
		19日	「平尾台クロスカントリー 2023」を開催					
		20日	プレミアム付きキャッシュレス商品券「paycha」の利用開始(5回目)※発行支援					
4月		1日	小児(5～11歳)の「オミクロン株対応ワクチン」の接種開始					
		21日		【県】医療提供体制の「移行計画」の策定				
5月		8日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更					
	8日	令和5年春開始接種を開始(高齢者・基礎疾患のある方、医療従事者等)	【国】基本的対処方針、業種別ガイドラインを廃止					

北九州市
保健福祉局 感染症医療政策部
感染症医療政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL. 093-582-2430 FAX. 093-582-4037

令和5年11月発行

北九州市印刷物登録番号 第2311096A号

